

地域研究

論文

介護予防ケアマネジメントの実態に関する考察 —沖縄県の居宅介護支援事業所に対する調査から—	玉木 千賀子・大城 則子 富樫 八郎	1
近代沖縄における旧慣調査とその背景	平良 勝保	15
日本時代台湾美術教育の研究 —日本人美術教育の始まり—	楊 孟 哲	33

研究ノート

沖縄島南部1万年史の授業化の試み	盛口 満	49
沖縄における精神障害者ホームヘルプサービスの 現状と課題	名城 健二・久貝 興徳 國吉 和子・島村 枝美	55
沖縄の小売流通システム —那覇市商業集積維持のメカニズム—	金 珍淑	61

調査報告

沖縄大学における社会福祉実習教育の現状と課題 —2007年度実習生アンケート調査より—	村田 真弓・久貝 興徳 高木 博史	73
それぞれの介護模様	大城 トモ子・國吉 和子	95
栗国島の鳥類	嵩原 建二・中村 和雄 又吉 盛泰・橋本 幸三 比嘉 邦昭	103
社会生活技能訓練(SST)の実践報告 —精神科病院デイケア・デイナイトケアでの取り組み—	久貝 興徳	119

『地域研究』執筆要項



2009年3月

介護予防ケアマネジメントの実態に関する考察

— 沖縄県の居宅介護支援事業所に対する調査から —

玉木 千賀子*・大城 則子**・富樫 八郎***

An Examination of the State of Preventive Service to Long - Term Care Management
— a factual investigation of in-home long - term care support offices in Okinawa prefecture —

Chikako Tamaki, Noriko Oshiro, Hachiro Togashi

2006年に行われた介護保険法改正では、自立の維持や介護状態の悪化を防ぐために、介護予防のしくみが設けられた。ところが法改正後、その主旨とは異なる状況が生じていることが報告されている。そこで本研究は、沖縄県の居宅介護支援事業所に対する調査から、法改正後の介護予防ケアマネジメントの実態を明らかにすることを目的とした。

本研究は、2006年の介護保険法改正後の沖縄県内の居宅介護支援事業所に対する調査をとおり、介護予防ケアマネジメントの実態、介護給付から介護予防に移行した利用者の生活状況の変化、法改正が居宅介護支援事業所の運営や介護支援専門員の業務に与えた影響などを明らかにすることを目的としたものである。調査項目は、①介護予防ケアマネジメントの受託、業務上の問題、介護予防プラン様式、②介護予防給付後に生じた利用者の生活上の問題と介護支援専門員の対応、③認定調査や審議会等の認定審査、④地域包括支援センターとの連携や地域の介護予防ケアマネジメントの現状、⑤介護支援専門員の悩みの5項目23問を設定し、242ヶ所の居宅介護支援事業所に自記式で回答を求めた。単純集計および自由記述に対する内容のカテゴリー化による分析の結果、約8割の居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを受託し、約半数の事業所の収入は減少して経営状態が悪化していた。さらに法改正後の1年間に介護から介護予防に移行した利用者の4人のうち1人に生活上の問題が生じ、介護支援専門員はサービス調整や、利用者への制度説明に関する悩みを抱えていることなどが明らかになった。

これらの結果から、「利用者の自立した日常生活の保障」、「軽度者に対する支援システムの構築による重度化の防止」という介護保険法の目的や法改正の主旨とはかけ離れた実態が生じていることが示唆された。

キーワード：介護保険法改正、介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員

The objective of our research was to clarify, through an investigation of in-home long-term care support offices in Okinawa prefecture following Long-term Care Insurance amendment Act 2006, the true state of preventative care management, the changes in the lives of those users who transferred from nursing benefits to preventative care, and the influence the legal reform had on the administration of the in-home nursing support office and the duties of specialized nursing support personnel. The matters inspected were, 1) the commission of preventive service to long-term care management, problems encountered in business, and preventive service to long-term care planning patterns, 2) problems which arose in the lives of users after preventive service to long-term care benefits, and how they were dealt with by long-term care support specialist, 3) the certification reviews of certification inspections and commissions of enquiry, 4) cooperation with a community general support center and the present state of regional preventative care management, and 5) the concerns of specialized nursing support personnel. We prepared 23 questions for these 5 items, and collected the answers in written form from 242 in-home nursing support offices. According to the results of an analysis by simple tabulation and by the categorization of the contents of freeform accounts, approximately 80 percent of in-home long-term care support offices consigned their preventative care management, while the income of approximately half of the offices had decreased, and their economic condition worsened. It also became clear that, in

*沖縄大学人文学部, 902-8521, 那覇市国場555, tamaki@okinawa-u.ac.jp

**沖縄メディカル居宅介護支援事業所, 901-1451, 南城市佐敷字新開1-344, kaigo@o-medical.jp

***沖縄大学人文学部, 902-8521, 那覇市国場555,

htogashi@okinawa-u.ac.jp

the year after the legal reform, problems had arisen in the lives of 1 in 4 users who had transitioned from nursing to preventive service to long-term care, and that specialized long-term care support personnel held concerns about service adjustments and explaining the system to users.

These results suggest a state of affairs far different from the intent of the amendment act and the long-term care insurance law's objectives for "supporting on Insured Person for an independent daily life in the community" and of "preventing mild cases from developing into serious ones through the construction of a support system".

Key words : Long-Term Care Insurance amendment Act, preventive service to long-term care management, Long-term Care support Specialist

I. はじめに

2006年4月の介護保険法の改正では、要介護と介護予防のケアマネジメントの区別、介護予防通所系サービスの定額報酬と回数制限、区分支給限度額の減額など、軽度者に対する支援システムや給付内容の見直しを図られた。これらの見直しの主旨は、ケアマネジメントを適切に実施することによって、要支援および要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることであるとされている⁽¹⁾。

しかし、法改正後に行われた調査・研究によれば、必ずしも法律の見直しの主旨に沿った状況が生じているとは言いがたい。例えば、これまで利用していた介護サービスを減らさざるを得なくなったために、利用者の生活に支障が生じていることや、介護支援専門員の業務量が増加していることなどのマイナス面の報告がされている（東京都社会福祉協議会：2006、愛知県介護支援専門員支援会議：2006、神奈川県介護支援専門員協会：2007）。一方で、このようなマイナスの側面だけではなく、利用者の健康維持に対する意識が高まった、介護報酬の定額制によりサービス利用料金が割安になったなどのプラスの側面も報告されている⁽²⁾。

これらの先行研究をふまえて、本研究の目的は、法改正によって介護予防給付に移行した利用者の生活状況の変化や、法改正が居宅介護支援事業所やケアマネジメントのプロセスに与えた影響、介護支援専門員が介護予防システムをどのように捉えているのかという点などについて、沖縄県の実態の把握をとおして明ら

かにすることにある。これらの介護予防の実態を把握することは、次期の介護保険法の見直しに備えて、制度のあり方を検討するうえで重要であると考えられる。

II. 研究方法

1. 調査対象

沖縄県介護支援専門員連絡協議会に所属する242ヶ所の居宅介護支援事業所

2. 調査期間

2007年7月～8月

3. 調査方法

郵送調査法（自記式質問紙）

4. 調査項目

(1) 調査項目原案

沖縄県介護支援専門員連絡協議会の調査・研究部会のメンバー6名に対して、グループ・インタビューを行い、制度改正後の利用者の状況、ケアマネジメントプロセスの実施状況などを自由に語ってもらい、その内容と先行調査を参考にして調査項目を検討した。

(2) 予備調査と修正

調査項目原案を用いて予備調査を行い、その結果をもとに質問数や質問形式に修正を加えて、調査項目を決定した。

(3) 調査項目

- ①介護予防ケアマネジメントの受託、業務上の問題、介護予防ケアプラン様式、制度運用
- ②介護予防給付後に生じた利用者の生活上の問題と介護支援専門員の対応

- ③認定調査や審議会等の認定審査
- ④地域包括支援センターとの連携や地域の介護予防ケアマネジメントの現状
- ⑤介護支援専門員の悩み、の5項目23問である。

5. 分析方法

(1) 量的データ分析

- ①単純集計から分析を行った。

(2) 質的データ分析

- ①自由記述によって得られたデータについては、記述されている意味が変わらないように要約した。
- ②次に、複数の意味内容を含むものについては、意味を損なわないように分割して、類似する内容ごとにカテゴリー化した。
- ③得られた質的データの分析を行った。

6. 倫理的配慮

調査対象者には、調査の目的、方法、データを他の目的に使用しないことなどを文書で説明した。

Ⅲ. 結果

1. 回収率

242ヶ所の居宅介護支援事業所のうち、126ヶ所の事業所から回答が得られた（回収率52.1%）。

2. 調査結果

(1) 介護予防ケアマネジメントの受託（表1、表2）

①介護予防ケアマネジメントの受託状況については、126事業所のうち98事業所（77.8%）が、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受託している。

②介護予防ケアマネジメントを受託している98事業所の介護支援専門員の総数は266人、受託している介護予防ケアマネジメントの総件数は1,323件である。

③一事業所の介護支援専門員の平均人数は2.6人、介護支援専門員一人あたりの介護予防ケアマネジメント担当件数は4.97件である。

(2) 業務上の問題（表3～表6）

表1 介護予防ケアマネジメントの受託状況（回答数126件）

カテゴリー	件数	%
受託している	98	77.8
受託していない	23	18.3
受託する予定	5	4.0
無回答	0	0.0

表2 受託事業所の介護支援専門員数と介護予防給付件数（回答数98件）

カテゴリー	人(件)数
人数	266
総件数	1,323
一人当たり平均件数	4.97

①介護予防ケアマネジメントの受託に伴う業務量の変化については、98事業所のうち40事業所（40.8%）が「かなり増えた」と回答し、業務量が「少し増えた」という回答をあわせると、78事業所（79.6%）が業務量が増えたと回答している。

②介護予防ケアマネジメントの受託に伴い業務量が増えた理由としては、「介護予防プランの作成」（51事業所、65.4%）、「地域包括支援センターとのやり取り」（19事業所、24.4%）、「契約書等の作成」（5事業所、6.4%）、「利用者や家族とのやり取り」（3事業所、3.8%）が挙げられている。

③法改正後の介護予防ケアマネジメント業務の負担感の変化については、介護予防ケアマネジメントを受託している98事業所のうち44事業所（44.9%）が「少し増えた」、33事業所（33.7%）が「かなり増えた」、14事業所（14.3%）が「変わらない」と回答し、77事業所（78.6%）が、業務の負担が増大したと感じている。

④法改正後の居宅介護支援事業所の収入の変化については、介護予防ケアマネジメントを受託している98事業所のうち50事業所（51.0%）が「減少した」、22事業所（22.4%）が「変わらない」、13事業所（13.0%）が「増加した」と回答している。

(3) 介護予防プラン様式（表7～表9）

①介護予防プラン様式の使い勝手については、介護

表3 介護予防ケアマネジメントの受託に伴う業務量の変化 (回答数98件)

カテゴリー	件数	%
かなり増えた	40	40.8
少し増えた	38	38.8
変わらない	11	11.0
少し減った	1	1.0
かなり減った	0	0.0
無回答	8	8.2

表4 介護予防ケアマネジメントの受託に伴い業務量が増えた理由 (回答数78件)

カテゴリー	件数	%
介護予防プランの作成	51	65.4
地域包括支援センターとのやり取り	19	24.4
契約書等の作成	5	6.4
利用者や家族とのやり取り	3	3.8

表5 ケアマネジメント業務の負担感の変化 (回答数98件)

カテゴリー	件数	%
かなり増えた	33	33.7
少し増えた	44	44.9
変わらない	14	14.3
減った	0	0.0
かなり減った	0	0.0
無回答	7	7.1

表6 法改正後の居宅介護支援事業所の収入の変化 (回答数98件)

カテゴリー	件数	%
増えた	13	13.0
変わらない	22	22.4
減った	50	51.0
無回答	13	13.3

予防ケアマネジメントを受託している98事業所のうち、45事業所(45.9%)が「あまり使いやすくない」、35事業所(35.7%)が「使いにくい」と回答し、7事業所(7.1%)が「ほぼ使いやすい」、3事業所(3.1%)が「使いやすい」と回答している。

②「使いやすい」「ほぼ使いやすい」および「使いにくい」「あまり使いやすくない」と回答した理由を自由記述で求めたところ、「使いやすい」「ほぼ使いやすい」とする理由についての回答数7件の内訳は、「課題分析がしやすい」(3件)、「目標設定がしやすい」(3件)、

表7 介護予防プラン様式の使い勝手 (回答数98件)

カテゴリー	件数	%
使いやすい	3	3.1
ほぼ使いやすい	7	7.1
あまり使いやすくない	45	45.9
使いにくい	35	35.7
無回答	8	8.2

表8 予防プラン様式が使いやすい理由 (回答数7件)

カテゴリー	件数
課題分析がしやすい	3
目標設定がしやすい	3
課題分析～目標設定がわかりやすい	1

表9 予防プラン様式が使いにくい理由 (回答数83件)

カテゴリー	サブカテゴリー
項目に関すること(42)	内容が重複している(27)
	項目が細かい(12)
	項目の表現が捉えにくい(3)
書式に関すること(30)	枠が小さい(12)
	文字が小さい(9)
	用紙サイズが大きい(7)
	罫線がない(2)
介護支援専門員の経験・力量に起因すること(11)	介護プランと書き方が異なる(7)
	一枚にまとめることが難しい(2)
	予防プラン作成ソフトに不慣れ(2)

「課題分析から目標設定までのながれがわかりやすい」(1件)であった。

③一方、「使いにくい」「あまり使いやすくない」とする理由についての回答83件は、「項目に関すること」(42件)、「書式に関すること」(30件)、「介護支援専門員の経験・力量に起因すること」(11件)に分類された。

(4) 制度運用 (表10～表12)

①法改正で新たに設けられた介護予防ケアマネジメントによって生じたプラス面とマイナス面を自由記述で求めたところ、プラス面を挙げた回答数81件は、「利用者の意識の高まり」(28件)、「関係機関との連携の促進」(13件)、「利用者の経済的負担の軽減」(11件)、「利用者・家族との協働の促進」(7件)、「介護保険サービス給付の抑制」(7件)、「介護支援専門員の意識の

表10 法改正後の介護予防ケアマネジメントによって生じたプラス面 (回答数81件)

カテゴリー	サブカテゴリー
利用者の意識の高まり(28)	利用者の自立の意識が高まった(20) 予防の重要性についての利用者の意識が高まった(5) 利用者が地域と関わりをもつようになった(3)
関係機関との連携の促進(13)	地域包括支援センターとの連携が強化した(6) 市町村との連携が強化した(5) サービス提供機関との連携が強化した(2)
利用者の経済的負担の軽減(11)	利用者の経済的な負担が軽くなった(11)
利用者・家族との協働の促進(7)	家族が支援に積極的に関わるようになった(4) 利用者が支援に積極的に関わるようになった(3)
介護保険サービス給付の抑制(7)	給付が抑制された(7)
介護支援専門員の意識の高まり(6)	利用者の自立を意識するようになった(4) 必要なサービスを吟味するという意識が高まった(1) ICFの視点を意識するようになった(1)
業務効率の向上(5)	定額報酬制のため給付管理がしやすくなった(2) ケアプラン様式が1枚になり扱いやすくなった(1) モニタリングのための訪問の負担が軽くなった(1) リハビリ指示書の取り寄せが不要になった(1)
サービスの充実(4)	元気な高齢者に対するサービスが充実した(2) 個々のケアプランが重視されるようになった(1) 短時間の通所サービスが利用できるようになった(1)

表11 法改正後の介護予防ケアマネジメントによって生じたマイナス面 (回答数127件)

カテゴリー	サブカテゴリー
ケアマネジメントプロセスへの影響(57)	事業所とのサービス調整が困難になった(20) 社会資源が確保できない(12) 介護から予防に移行する際の契約に追われる(6) 自立支援の主旨が利用者に伝わりにくい(5) 利用者との信頼関係の形成が難しくなった(5) 暫定プランが組みにくくなった(5) モニタリングのための訪問が減少した(3) ケアプラン様式がわかりづらくなった(1)
利用者・家族への影響(41)	利用者に不安や不満が生じた(17) 利用者のADLが低下した(12) 利用者の経済的な不安が増大した(7) 利用者の意欲が低下した(4) 家族の介護負担が増加した(1)
介護保険制度に関すること(19)	低額なケアプラン報酬(10) 自立支援になじまない利用者に対する支援(3) 認定審査の基準が不明確(3) 福祉用具貸与が利用できない(2) 介護支援専門員が制度理念と現実の板挟み状態にある(1)
関係機関に関すること(5)	市町村の業務内容の格差・諸手続きの差異(2) 地域包括支援センターとの認識のずれ(2) 地域包括支援センターの力量不足(1)
事務的業務(5)	書類の増加(5)

表12 法改正後の問題点や改善すべき点 (回答数96件)

カテゴリー	サブカテゴリー
ケアマネジメントプロセス(41)	利用者のニーズ充足を妨げるサービス利用上の諸制約(15) 煩雑な事務的作業(10) 社会資源の不足(7) 予防プランの居宅介護支援事業所への委託(4) プラン担当者の頻繁な変更(3) 暫定プランの組みにくさ(2)
介護報酬(29)	定額報酬制(17) 低額なケアプラン報酬(11) 低額な区分支給限度基準額(1)
要介護・要支援認定(17)	不明確な認定基準(12) 生活実態からかけ離れた認定のありかた(5)
制度体系(9)	頻繁な制度内容の変更(3) 介護と予防が同一の法的根拠に基づいていること(2) 介護と予防の区分が分離していること(1) 介護と予防が社会保険として位置づけられていること(1) 理念と制度内容の不一致(1) 複雑でわかりにくい制度内容(1)

高まり」(6件)、「業務効率の向上」(5件)、「サービスの充実」(4件)に分類された。

②一方、マイナス面を挙げた回答数127件は、「ケアマネジメントプロセスへの影響」(57件)、「利用者・家族への影響」(41件)、「介護保険制度に関すること」(19件)、「関係機関に関すること」(5件)、「事務的業務」(5件)に分類された。

③さらに法改正後の問題点、または改善すべき点を自由記述で求めたところ、96件の回答が得られ、「ケアマネジメントプロセス」(41件)、「介護報酬」(29件)、「要介護・要支援認定」(17件)、「制度体系」(9件)に分類された。

(5) 介護予防給付後に生じた利用者の生活上の問題と介護支援専門員の対応(表13～18)

①2006年4月から2007年3月までの1年間に介護給付から予防給付に移行した利用者数について、介護予防ケアマネジメントを受託した98事業所のうち70事業所から回答を得た。その結果、介護給付から予防給付に移行した利用者数は1,421人であった。

②介護予防給付に移行した利用者1,421人の移行後の

生活上の問題の発生については、1,056人(74.3%)は、生活上の問題は特に生じなかったが、365人(25.7%)の利用者(女性292人、男性73人)には生活上の問題が生じた。

③生活上の問題が生じた利用者365人の年齢は、85～94歳が160人(43.8%)、75～84歳が137人(37.5%)、65～74歳が47人(12.9%)、95歳以上が14人(3.8%)、65歳未満が7人(1.9%)であった。これら365人の利用者を世帯構成でみると、単独世帯148人(40.5%)、夫婦のみ世帯60人(16.4%)、その他世帯157人(43.0%)であった。

④生活上の問題が生じた利用者365人に対して、問題の具体的内容を問う質問を行ったところ、1,398件の回答(複数回答)が得られた。その内容は、「不安感の高まり」276件(75.6%)、「意欲の低下」と「閉じこもり」がそれぞれ162件(44.4%)、「ADLの低下」158件(43.3%)、「家族の介護負担の増加」148件(40.5%)、「会話の減少」145件(39.7%)、「IADLの低下」118件(32.3%)、「病状の不安定・悪化」113件(31.0%)、「経済的負担の増加」45件(12.3%)、「家族関係の不調和」39件(10.7%)、「施設退所」11件(3.0%)、であった。

⑤生活上の問題が生じた利用者365人への対応方法に

表13 介護給付から予防給付に移行した利用者(1,421人)の生活上の問題

カテゴリー	件数	%
問題なし	1,056	74.3
問題あり	365	25.7

表14 予防給付移行後に生活問題が発生した利用者(365人)の性別

カテゴリー	人数	%
男	73	20.0
女	292	80.0

表15 予防給付移行後、生活問題が発生した利用者(365人)の年齢

カテゴリー	人数	%
65歳未満	7	1.9
65～74歳	47	12.9
75～84歳	137	37.5
85～94歳	160	43.8
95歳以上	14	3.8

表16 予防給付移行後、生活問題が発生した利用者(365人)の世帯構成

カテゴリー	人数	%
単独世帯	148	40.5
夫婦のみ世帯	60	16.4
その他世帯	157	43.0

については、881件の回答(複数回答)が得られ、「サービスの利用調整」244件(66.8%)、「経過の観察」190件(52.1%)、「区分変更申請」156件(42.7%)、「インフォーマルサービスの活用」112件(30.7%)、「地域包括支援センターとの協議」75件(20.5%)、「介護保険施設以外の生活の場の確保」26件(7.1%)であった。また、「有効な支援ができないまま推移している」という回答が51件(14.0%)であった。

(6) 認定調査や審査会などの認定審査(表19～表21)

①前述の生活上の問題が生じた利用者に対する介護支援専門員の対応として、「区分変更申請」を行った156件(人)の介護度の変化については、「予防給付から介護給付に移行した」利用者は121人(77.6%)、「再度

表17 予防給付移行後、生活問題が発生した利用者(365人)の問題の具体的内容
複数回答 1,398件

カテゴリー	件数	%
不安感の高まり	276	75.6
意欲の低下	162	44.4
閉じこもり	162	44.4
ADLの低下	158	43.3
家族の介護負担の増大	148	40.5
会話の減少	145	39.7
IADLの低下	118	32.3
病状の不安定や悪化	113	31.0
経済的負担の増大	45	12.3
家族関係の不調和	39	10.7
施設退所	11	3.0
その他	21	5.8

表18 予防給付移行後、生活問題が発生した利用者(365人)への対応
複数回答 881件

カテゴリー	件数	%
サービスの利用調整	244	66.8
経過観察	190	52.1
区分変更申請	156	42.7
インフォーマルサービスの活用	112	30.7
地域包括支援センターとの協議	75	20.5
有効な支援ができないまま推移	51	14.0
介護保険施設以外の生活の場の確保	26	7.1
その他	27	7.4

予防給付に認定された」利用者は31人(19.9%)、「窓口で申請が却下された」利用者は4人(2.6%)であった。

②認定調査および審査会の問題点、または改善すべき点についてそれぞれ自由記述で回答を求めたところ、認定調査の問題点、または改善すべき点として、45件の回答が得られた。それらは、「不十分な情報収集」(27件)、「調査員の力量のばらつき」(14件)、「不適切な面接」(2件)、「調査員のマナー」(1件)、「調査口時の設定」(1件)に分類された。

③一方、認定審査会の問題点、または改善すべき点には、40件の回答が得られ、「不明確な審査基準」(17件)、「生活実態に対する視点の乏しさ」(7件)、「主治医意見書の遅延・不備」(6件)、「不十分な認定結果の説明」(5件)、「認定結果の遅延」(5件)に分類された。

(7) 地域包括支援センターとの連携や地域における介護予防ケアマネジメントの現状 (表22~25)

①地域包括支援センターとの連携の状況については、126件の回答が得られ、「連携がとれている」70件 (55.6%)、「よく連携がとれている」21件 (16.7%)、「連携が十分ではない」が11件 (8.7%)、無回答が24件 (19.0%)であった。

②「連携が十分ではない」という回答に対して「どのような点について地域包括支援センターと連携を

りたいか」についてさらに自由記述で回答を求めたところ9件の回答が得られた。その内容は「社会資源の発掘・情報発信」(4件)、「利用者支援についての協働」(2件)、「地域に対する地域包括支援センターの周知」(1件)、「利用者を引き継ぐ際の情報交換」(1件)、「介護予防プラン点検に伴う作業の効率化」(1件)であった。

③介護予防給付の利用者のケアマネジメントの一連の過程を滞りなく遂行できているか、という質問に対する回答126件のうち、「問題なし」が65件 (51.6%)、「問題あり」が32件 (25.4%)、無回答が29件 (23.0%)であった。

④「問題あり」と答えたものに対して問題の内容を自由記述で求めたところ、35件の回答が得られた。そ

表19 区分変更申請を行った利用者(156人)の介護度の変化

カテゴリー	人数	%
予防給付から介護給付に移行した	121	77.6
再度予防給付に認定された	31	19.9
窓口で申請が却下された	4	2.6

表20 認定調査の問題点や改善すべき点 (回答数45件)

カテゴリー	サブカテゴリー
不十分な情報収集(27)	訪問調査時の利用者からの情報収集が足りない(12) 関係者からの情報収集が足りない(11) 身体面に関する情報を軽視しがち(3) サービス利用状況を念頭においた情報収集がされていない(1)
調査員の力量のばらつき(14)	調査員の状態観察の力量にばらつきがある(8) 調査員によって認定結果にばらつきがある(6)
不適切な面接(2)	利用者を困惑させるような発言をする(1) 誘導的な質問をする(1)
調査員のマナー(1)	自己紹介がなく利用者が不信感を抱く(1)
調査日時の設定(1)	調査日時の設定が遅い(1)

表21 認定審査会の問題点や改善すべき点 (回答数40件)

カテゴリー	サブカテゴリー
不明確な審査基準(17)	利用者の状態と認定結果の不一致(9) 認定結果のばらつき(5) 認知面への偏重(3)
生活実態に対する視点が乏しい(7)	利用者の生活実態が重視されていない(4) 介護予防認定ソフトが不適切(2) 単身高齢者の審査に対する慎重さが乏しい(1)
主治医意見書の遅延・不備(6)	主治医意見書が遅れた場合の督促が不十分(3) 主治医意見書の記載内容が不十分(3)
不十分な認定結果の説明(5)	認定理由が不明確(4) 認定理由説明の申し入れに応じてくれない(1)
認定結果の遅延(5)	認定結果の通知が有効期間内に出ない(4) 認定が遅れた場合の説明がない(1)

れらをケアマネジメントのプロセスに沿って示すと、「契約」(12件)、「アセスメント」(1件)、「プランニング」(16件)、「ケア会議」(1件)、「実施」(1件)、「モニタリング」(4件)であった。

(8) 介護支援専門員の悩み (表26)

①介護予防給付に関連する業務において、介護支援専門員として悩んでいることについて自由回答で求めたところ、111件の回答が得られた。それらは、「ケア

表22 地域包括支援センターとの連携 (回答数126件)

カテゴリー	件数	%
よく連携がとれてる	21	16.7
連携がとれている	70	55.6
連携が十分にとれていない	11	8.7
無回答	24	19.0

表24 地域の介護予防ケアマネジメントの現状 (回答数126)

カテゴリー	件数	%
問題なし	65	51.6
問題あり	32	25.4
無回答	29	23.0

表23 地域包括支援センターと連携を図りたいこと (回答数9件)

カテゴリー	サブカテゴリー
社会資源の発掘・情報発信(4)	社会資源の開発(2) 社会資源についての情報共有のシステムづくり(2)
利用者支援についての協働(2)	処遇困難ケースへの対応(1) 処遇困難ケースの事例検討(1)
地域包括支援センターの周知(1)	地域の人々への地域包括支援センターの役割説明(1)
利用者の情報交換(1)	ケアプランの担当が変わる場合の情報交換(1)
ケアプラン点検に伴う作業の効率化(1)	プラン点検時の窓口相談、書類作成等の負担軽減(1)

表25 介護予防ケアマネジメントの問題点 (回答数35件)

カテゴリー	サブカテゴリー
契約(12)	認定結果の遅れに伴い契約時期が遅れた(3) 地域包括支援センターとの引き継ぎに手間取った(3) 待機者が生じた(2) 利用者・家族が制度内容を理解するのに時間がかかった(2) 担当者の変更が利用者にとらえ回しの印象を与えた(1) サービスを中止している利用者のプラン再開時に時間がかかった(1)
アセスメント(1)	利用者の状態と認定結果が一致しなかった(1)
プランニング(16)	通所サービス事業者との調整に手間取った(6) 社会資源が乏しく必要な支援が行えなかった(4) 地域包括支援センターの確認をとるのに手間取った(2) 利用者の合意が得られなかった(2) プラン作成よりサービス提供が先行した(1) プラン作成に時間がかかりすぎた(1)
ケア会議(1)	ケア会議の開催が遅れたためサービス提供も遅くなった(1)
実施(1)	自立支援の考えに沿ったサービス提供ができなかった(1)
モニタリング(4)	利用者の訪問・接触が少なかった(1) 利用者が不満を持ち続けた(1) 利用者が閉じこもりがちになった(1) 同一事業所に介護と予防の利用者が混在し利用者が困惑した(1)

マネジメントプロセス」(48件)、「関係機関との連携」(25件)、「業務環境」(18件)、「利用者の状況の変化」(11件)、「介護・要支援認定」(7件)、「介護保険制度」(2件)に分類された。

IV. 考察

1. 介護予防ケアマネジメントの受託、業務上の問題、介護予防プラン様式、制度運用

介護予防ケアマネジメントを受託している居宅介護支援事業所は全体の78%、介護支援専門員一人あたりの担当件数は約5件であった。これらの結果は、神奈川県(2007)の68%、4件、介護予防プラン計画作成業務に関する意識調査⁽³⁾(以下、意識調査とする)の72%、4件とはほぼ同様の傾向を示していた。

業務量の変化については41%の事業所が「業務量がかなり増えた」と答えている。「少し増えた」と答えた事業所を含めると80%の事業所で業務量が増えている。その理由としては、「介護予防プランの作成」が65%と突出しており、次いで「地域包括支援センターとのやりとり」24%である。業務量の増加については、意識調査の結果においても介護予防プランを受託している居宅介護支援事業所の介護支援専門員の86%が業務量増加を指摘しており、同様の結果となった。

介護予防プラン様式の使い勝手については、82%の事業所が書きにくいと答え、その理由としては記載する項目数の多さ、記載するスペースや文字サイズなどの様式自体の問題、あるいは介護プランと記載方法が異なることによる戸惑いや、作成用のソフトに不慣れであることなど、介護支援専門員に起因するものがあ

表26 介護予防給付に関連する業務について介護支援専門員として悩んでいること (回答数111件)

カテゴリー	サブカテゴリー
ケアマネジメントプロセス(48)	利用者に対する制度説明(13) 介護予防プランの作成(11) 社会資源の不足(8) 自立に向けた支援(7) 処遇困難ケースへの対応(4) 利用者との信頼関係の形成(2) アセスメント(2) モニタリング(1)
関係機関との連携(25)	サービス事業所との調整(20) 地域包括支援センターとの引き継ぎ(3) 市町村とのケアプランに関する調整(2)
業務環境(18)	低額なケアプラン報酬(8) 煩雑な事務作業(7) 事業所の経営状態の悪化(2) 学習機会の不足(1)
利用者の状況の変化(11)	経済的負担の増大(4) 精神的不安定(4) ADLの低下(2) 意欲の低下(1)
介護・要支援認定(7)	認定結果が遅れた場合の暫定プランの作成(5) 利用者の状態と認定結果の不一致(2)
介護保険制度(2)	同一事業所による介護・予防のサービス提供(1) 理念と実態の矛盾(1)

り、それらが先に示した業務量の増加につながっていることも考えられる。

介護予防ケアマネジメントのプラス面については、自立や介護予防についての利用者の意識の向上や、地域包括支援センターをはじめとする関係諸機関との連携の促進、利用者の経済的負担の軽減などが挙げられている。一方、マイナス面には事業所とのサービス調整や社会資源の確保の難しさなど、ケアマネジメントプロセスの遂行上の困難、利用者または家族の不安・不満の増大、利用者のADLの低下など利用者および家族への影響があげられている。支援のしくみを介護と別建てにしたことや、給付内容の制限は、利用者や関係機関の制度活用に対する意識を高めることにつながったと評価する一方で、サービス調整の困難や、利用者の心身の不安定を生んでいるという否定的な見方が示されている。これら介護予防ケアマネジメントのプラス・マイナス面についての意見は先行調査の結果と同様の傾向がみられた。

法改正後の問題点や改善すべき点には、サービス利用の諸制約、煩雑な事務作業、社会資源の不足などケアマネジメントプロセス遂行上の困難、定額報酬制による利用者の経済的負担増や、サービスの利用のしにくさ、低額なケアプラン報酬による事業所の経営困難など、介護報酬の問題などを挙げている。

2. 介護予防給付後に生じた利用者の生活上の問題と介護支援専門員の対応

2006年4月から2007年3月の1年間に介護給付から介護予防給付に移行した利用者数は、1事業所あたり約20名である。これは介護予防給付に移行した利用者の25%に相当し、特に、高齢・単独世帯の利用者に生活上の問題が生じている。沖縄県の65歳以上の世帯構成（沖縄県：2007）と比較すると、単独、老夫婦世帯の割合が多い。

生活上の問題については、「不安の増大」、「意欲の低下」、「閉じこもり」、「ADLの低下」、「家族の介護負担の増加」などが挙げられ、一人当たり平均3.8件の生活

上の問題が生じていることになる。精神的な不安定や落ち込みが、他者との交流の減少や行動範囲の狭小に波及するなど、当初発生した問題が、他の側面に影響を与え、問題の深刻化につながっているという可能性が考えられる。

生活上の問題が生じた利用者に対して介護支援専門員は、「サービスの利用調整」、「経過観察」、「区分変更申請」等の対応をしている。「区分変更申請」を行った156人のうち121人（78%）の利用者が、再び介護給付に変更している。利用者の状態に特段の変化がないにもかかわらず、介護度区分が変更しているということは、認定審査の一貫性に問題があることを示していると考えられる。

3. 認定調査や介護認定審議会等の認定審査

認定調査の問題点、または改善すべき点としては、調査時における利用者および関係者からの情報収集の不足や観察の不十分、認定結果の偏りなどを挙げている。認定調査の内容は介護度の決定に大きく影響する。そのために介護支援専門員は、調査員に対して、利用者の状態を正確に把握するための力量の向上を求めていることが窺える。また、あくまでも介護支援専門員の捉えた印象としてではあるが、調査員によって認定結果に一定の傾向がみられると指摘している。

一方、介護認定審査会に関しては、利用者の状態と認定内容の不一致や、結果のばらつきなど審査基準が不明確な点、利用者の生活実態が重視されていない、介護予防認定ソフトの適正への疑問、認定結果が利用者の生活実態とかけ離れている点などを指摘している。利用者の状態を適切に反映した介護度が決定されることによって、適切なプランの作成が可能となる。介護支援専門員によるこれらの指摘は、介護予防プランの作成を困難にさせている要因が、認定結果にあることを示唆している。

4. 地域包括支援センターとの連携や地域の介護予防ケアマネジメントの現状

介護予防ケアマネジメントに関する地域包括支援センターとの連携については、介護支援専門員の72%は連携がとれていると回答している。居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、地域包括支援センターから介護予防プランを受託する場合には、利用者に関する情報収集や、プラン内容の確認など、地域包括支援センターとの連携が不可欠となる。今回の調査に回答した事業所の78%が、地域包括支援センターから介護予防プランを受託していることと関連づけると、居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから介護予防プランを受託する場合の連携は、概ねとれていると考えられる。

介護予防ケアマネジメントについては、回答(126件)の52%が問題なく遂行できていると答えている一方で、25%が問題ありと答えている。その具体的内容を介護予防ケアマネジメントのプロセスに沿って分類すると、契約とプランニングの段階における問題点の指摘が顕著であった。契約では、認定結果の遅れや地域包括支援センターからの引き継ぎに手間がかかること、プランニングでは、通所サービス事業者との調整に手間がかかることなどが挙げられている。

5. 介護支援専門員の悩み

介護予防給付に関連する業務に関する悩みについては、回答(111件)の半数近く(48件)が、ケアマネジメントプロセスに関することらを挙げている。そのなかで特に多いのが、利用者に対する制度説明やサービス利用の諸制約に起因する事業所との調整であった。このことから、法改正により予防給付と介護給付に分かれたことによって、ケアマネジメントの担当者やサービス利用回数、利用料金などが変わり、改正後の制度内容を利用者や家族に説明してもなかなか理解してもらえないことや、事業所とのサービス利用回数などの調整に介護支援専門員が苦慮しているという状況が窺われた。

V. おわりに

本研究は、2006年の介護保険法改正後の沖縄県における介護予防ケアマネジメントの実態を把握することを目的として行った。その結果、約8割の居宅介護支援事業所が、介護予防ケアマネジメントを受託していること、約半数の事業所が収入減となり、経営状態が悪化していることが明らかになった。さらに、法改正後1年間に介護予防に移行した利用者の概ね4人のうち1人に、不安の増加、意欲低下、閉じこもりなどの問題が生じていた。このことは、「これらの者(利用者)がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」とする介護保険法第1条の目的から遊離する実態が生じていることを示唆するものである。

そのような実態に対して、介護支援専門員は利用者のサービス利用調整や経過観察、区分変更申請などを行っていた。そして区分変更申請を行った利用者の約8割は、再び介護給付に認定されていた。このことは、介護認定のあり方についても問題点があることを示唆しているのではないだろうか。

先行研究(神奈川県介護支援専門員協会:2007)では、約9割の介護支援専門員が、法改正後、利用者の自立支援の効果が現れていないと捉えていたが、その実証は行われていなかった。しかし、本研究では、要介護から介護予防に移行した利用者の具体的な状況の変化、それに対する介護支援専門員の対応や区分変更申請の結果を明確にしている。この点について本研究の意義があると考えられる。

注

- (1) 介護保険法第1条に、「この法律は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度

を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図ることを目的とする」と法の目的を示している。

- (2) 法改正に関する介護支援専門員を対象とした種々の調査では、法改正後のプラス面を問う質問はほとんど見られない。そのなかで、月刊ケアマネジメント編集部が介護支援専門員・専門WEBサイト「ケアマネジメント・オンライン」(<http://www.caremanagement.jp>)の協力を得て2007年10月～11月に実施した「介護予防プラン作成業務に関する意識調査」(回答数379人)では、「予防介護支援により生じているメリット・デメリット」を問う質問をおこない、メリット85件、デメリット242件の回答を得ている。
- (3) 前述の月刊ケアマネジメント編集部による「介護予防プラン作成業務に関する意識調査」を指している。

引用文献

- ・愛知県介護支援専門員支援会議，2006，「平成18年度居宅介護支援専門員実態調査について」愛知県：3-4. (http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/care_manager/cm_senmonin_kaigo.html,2008年8月取得)
- ・沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課，2007，「沖縄県高齢者保健福祉計画（平成18～20年度）」沖縄県：12.
- ・神奈川県介護支援専門員協会，2007，「平成18年度居宅介護支援専門員実態調査報告書～介護支援専門員の質の向上に向けた現状と課題の把握～」特定非営利法人神奈川県介護支援専門員協会：19-27.
- ・東京都社会福祉協議会，2006，「介護保険制度改正に伴う利用者への影響調査集計速報（18.5.29版）」東京都社会福祉協議会 (<http://www.tscw.tvac.or.jp/info/report/0606kyotakukaigo.html>,2007年6月取得)

近代沖縄における旧慣調査とその背景

平良 勝保*

Investigation of Ryukyuan Observances and its Background

Katsuyasu Taira

琉球藩の成立から沖縄県の成立後の旧慣期に行われた旧慣調査資料の発掘と紹介を行いつつ、旧慣・内法調査を概観した。琉球藩期の旧慣調査は、当時の外務省や大蔵省の琉球政策と結びついており、また近代奄美の旧慣調査も視野に入れて検討する必要がある。廃藩置県後の旧慣調査は、直後から行われている。「琉球産業制度資料」に収録されている「原顧問応答書」は、旧慣調査の形式になってはいないが、豊富な旧慣調査資料があったことをうかがわせる。旧慣調査がその後も継続的に行われた背景には、編纂課の設置が一つの契機となっている。旧慣調査資料といえば、「沖縄旧慣地方制度」や「沖縄県旧慣租税制度」がよく知られているが、これ以外にも、「旧記書類抜粹」や「明治17年旧慣調査書」など多くの活字化されていない史料がある。旧慣調査は改革と結びついており、民衆の負担を和らげる一方で、沖縄県民を帰化服従させるための調査でもあった。旧慣調査資料では、王府時代の制度は、ほとんど「旧藩時代」と表記されており、「琉球藩」を過渡的に設置することによって、明治政府・沖縄県の官僚は「琉球王国」の忘却に成功しているように見える。旧慣調査は、沖縄だけでなく旧植民地の台湾・朝鮮・南洋、実質的な植民地であった満州、占領地の中国華北でも行われた。沖縄の旧慣調査は、近代日本の植民地旧慣調査の先鞭をなしたともいえる。

キーワード：旧慣調査／近代／琉球藩／沖縄／地域／植民地／民衆

凡例

- … 年月日は明治5年12月2日までは旧暦、それ以降は新暦を使用した。なお、ケースによっては新暦や旧暦を併用した。新旧対照については、當間論『新舊対照暦』（1971年）を活用した。
- … 史料引用にあたっては、筆者の判断で適宜句読点を付した。また、旧漢字を適宜新漢字になおした。

The aim of this paper is to introduce newly discovered historical documents on the investigation of the Ryukyuan observances (旧慣調査) in the period between the establishment of the Ryukyu Domain (琉球藩) and that of Okinawa Prefecture, and to give an overview of their customs and consuetude. The investigation of the Ryukyuan observances during the period of the Ryukyuan domain was related to the policies of the Japanese Ministry of Foreign Affairs and the Ministry of Finance toward Ryukyu. Also, we need to take a wider view and consider the investigation of the Amami observances. The investigation after the abolition of the *Han* (feudal domain) system and the establishment of prefectures (廃藩置県) was implemented immediately following the abolition. The *Hara Komon Oto Sho* (原顧問応答書) is not of the same format as the investigation; nevertheless, it contains abundant resources on the investigation of the Ryukyuan observances. That the investigation was continued after that is related to the establishment of an editorial office (編纂課). *Okinawa Kyukan Chiho Seido* (沖縄旧慣地方制度) and *Okinawa Ken Kyukan Sozei Seido* (沖縄県旧慣租税制度) are well known documents about the investigation of the Ryukyuan observances; in addition, there are many unpublished historical documents, such as the *Meiji 17 Kyukan Chosa Sho* (明治17年旧慣調査書) and the *Kyuki Shorui Bassui* (旧記書類抜粹). The investigation of the Ryukyuan observances was tied to reformation. As well as alleviating the burdens of the Okinawan people, it also worked as a tool to subordinate them to Japan. In historical documents on the investigation of the Ryukyuan observances, the system of the Ryukyu Kingdom was recognized under the name “former *Han* (domain)”, and by establishing the transitional Ryukyu domain it seems that officials of the Meiji government and Okinawa Prefecture were able to make the “Ryukyu Kingdom” fall into

oblivion. The investigation of the Ryukyuan observances was enforced not only in Okinawa, but also in the Japanese colonies of Taiwan, Korea, and Nan'yo (Micronesia), the de facto colony of Manchuria, and Japanese-occupied Northern China. The investigation of the Ryukyuan observances can be viewed as a prelude to other investigations in the process of colonial expansion of Modern Japan.

Key words : The investigation of former observances, modern, Ryukyu domain, Okinawa, Modern/Modernity, Local/Locality, Colony/Colonization, People

はじめに

琉球藩の設置から近代初期の沖縄は、近世と近代との結び目であると同時に、琉球・沖縄の政治的・外交的地位が琉球王国の消滅と琉球藩の設置、琉球藩の廃止と沖縄県の設置とめまぐるしく変わった時期であり、はやい時期から政治・外交の側面から内外多くの研究者の注目を集め、論文や著作も多い⁽¹⁾。これらの研究は、琉球・沖縄史研究をアジア・東アジア史研究のなかに位置づけ、その世界史的意義を明らかにしてきた。一方で、近代沖縄における旧慣期⁽²⁾の研究は遅れていたが、1972年の本土復帰前後に行われた『沖縄県史』編纂事業にともなって大きく進展した。安良城盛昭は、「『県史』の旧慣存続期についての叙述は、(中略)『県史』刊行が推進力となって開拓された新たな研究領域における一つの積極的な成果でもあったのである」⁽³⁾と述べている。1977年から1978年にかけては「旧慣温存論争」⁽⁴⁾といわれる安良城盛昭と西里喜行の間での論争も起きた。しかし、その後の史料発掘を含めた沖縄近代史における旧慣期の研究は、決して活発とはいえない。

「旧慣」という用語は、近代沖縄の歴史的過程で生まれた用語ではない。1868年(明治元)8月の太政官布告に「姑ク旧慣ニ仍リ」と見えることから、近代日本の法制のなかで生まれた用語であろう⁽⁵⁾。沖縄県の旧慣については、1878年(明治11)11月の「琉球処分」以前に「該地土民、旧来ノ慣習トナルモノハ、勉メテ破ラサルヲ主⁽⁶⁾」とする方針が定められており、また、「処分官」松田道之、沖縄県令心得木梨精一郎連名の第26号告諭(1879年3月27日)にも「勉メテ旧来ノ慣行ニ従フノ御主意ナル」⁽⁷⁾とある。1879年(明治12)6月

25日の沖縄県甲第三号布達は、「諸法度之儀、更ニ改正ノ布告ニ及ハサル分ハ、総テ従前ノ通相心得可申、此旨布達候事⁽⁸⁾」とあり、税制のみならず「諸法度」すべて、すなわち統治システムそのものが旧慣のままとされた。このことから、「『旧慣』とは旧来の農民統治・収取体系の総称」と理解されている⁽⁹⁾。

明治期の旧慣調査については、高良倉吉が『沖縄県史』別巻の「沖縄研究」および『沖縄県史』第5巻の「歴史学」で整理し紹介している⁽¹⁰⁾。また、新城安善「沖縄研究の書誌とその背景」⁽¹¹⁾、平敷令治「民族学・民俗学」⁽¹²⁾、田里友哲・石井孝行「地理学」⁽¹³⁾でも言及されている。最近では、輝広志が『琉球史料』の史料学的研究⁽¹⁴⁾のなかで史料学的立場から旧慣調査資料や丸岡完爾知事時代の文献調査収集について詳しく言及している。

「旧慣期」の調査資料は、官庁主体のものもあれば、私人としての調査(研究という用法に近い)もあり、またその両方を備えている場合もある。本稿では、これらの研究に学びつつ、沖縄近代史における間切や村(地域)研究の基礎作業として、「琉球藩」期を含む明治政府・沖縄県による官庁主体の旧慣調査で、主に地域や民衆像を理解するために重要な旧慣調査を概観し、従来あまり着目されてこなかった史料を紹介するとともに、旧慣調査の歴史的背景を検討してみたい。

なお、デスクワークによる文献調査収集も旧慣調査の一環として捉えるべきであるが、本稿では論点を絞るため文献資料の調査は検討の対象にしない。しかし、文献調査に基づき再編集された資料は、旧慣調査として取りあげることとする。

I 琉球藩期の旧慣調査

(1) 琉球藩の設置

1869年(明治2)1月20日、薩摩・長州・土佐・肥前の四藩主によって封土(版)と領民(籍)を新政府に返上する建白書が提出され、以後6月24日までの間に236もの藩主が版籍奉還を申し出た⁽¹⁵⁾。こうした版籍奉還の申し出を、政府は6月17日から25日にわたって聴許し、同時に版籍奉還を申し出た藩主を「知藩事」に任命、卿・諸侯は廃され「華族」となった⁽¹⁶⁾。これによって、藩主は新政府の地方長官となり、日本国中は新政府の統治下におかれることになった。しかし、「琉球国」王尚泰は版籍奉還を行っていないため、新政府の統治下にはおかれず引き続き薩摩藩の支配下におかれた。安良城盛昭は、版籍奉還がないまま廃藩置県が強行されたことが「琉球処分の第一の歴史的特質」⁽¹⁷⁾であると指摘し、「形式的に考えれば、明治二(一八六九)年の島津久光の版籍奉還は琉球をも含んでいた筈である。しかしながら、その版籍奉還は、島津久光の琉球支配権の返上=放棄ではありえても、そのことが直ちに琉球国王尚泰の琉球統治権の天皇への返上に必ずしも直結しない」と述べている⁽¹⁸⁾。

全国的な廃藩置県直前の1871年(明治4)7月12日、薩摩藩から外務省に提出された「琉球一条取調書」(以下「取調書」という)は、琉球藩の設置を予告するものであった。「取調書」は、薩摩による琉球支配の歴史的経過を説明しているが、「文治二年(1186)島津家ノ祖豊後守忠久薩隅日封国ノ砌、南海十二島ノ地頭職補任以来、代々旧封ヲ襲キ附庸罷在」⁽¹⁹⁾と琉球支配の正当性を強調している。「取調書」は、「琉球王国(琉球国)」をどのような形で新政府の管轄に組み入れることができるか、という観点からなされたものであろう。「取調書」の日付は全国的な廃藩置県の二日前である。7月14日、鹿児島県の設置により、「琉球王国」は同県の管轄となった。

1972年(明治5)9月14日、王政御一新を祝うために上京した伊江王子ら琉球使節一行に、尚泰を「琉球藩王ト為シ、叙シテ華族ニ列ス」⁽²⁰⁾との詔書が授けら

れ、琉球藩が設置されることになった。琉球藩の設置は、台湾出兵のための国際法的根拠を示すための準備措置であった⁽²¹⁾。琉球藩の設置によって、形式的には日本国家に組み入れられたが、当初「琉球藩」の管轄は外務省で管轄が内務省になったのは、台湾出兵の直前、1874年(明治7)7月であった⁽²²⁾。

琉球藩は、鹿児島県の設置後も琉球館に役人を詰めさせており、那覇にも鹿児島県の「琉球在番」が存在した。琉球館からの役人引き揚げ命令は、1872(明治5)年11月10日であり⁽²³⁾、鹿児島県琉球在番の福崎助七(季連)が外務省9等出仕に命ぜられたのは、同年9月29日であった⁽²⁴⁾。いずれも、琉球藩が設置され尚泰が華族に列せられたあとである。

(2) 琉球藩期の旧慣調査—琉球藩諸調書と琉球藩雑記—

琉球藩の設置と同時に、9月28日、外務省6等出仕伊地知貞馨と属吏二人、大蔵省吏員根本茂樹、小林好愛らが琉球藩に出張を命ぜられている⁽²⁵⁾。『尚泰侯実録』には、伊地知貞馨の琉球着は、翌年3月3日(旧暦2月5日)であったと記されているが⁽²⁶⁾、一方で、明治5年の記事には次のような記述もある。

是の月(1873年1月—引用者)、戸籍寮七等出仕根本茂樹、内務省吏伊地知貞馨等と琉球へ出張の命を蒙りしが、月の二十八日、其の随員小林好愛、山崎潔等と共に着琉す、三司官等出でて之れを迎へ、其の待遇凡て、薩摩の在番奉行以下に準じたり。⁽²⁷⁾

伊地知らの琉球着はいまいだが、遅くとも3月3日までには来琉している。

琉球藩期に成立し、よく知られている史料には、「琉球藩雑記」、「琉球藩諸調書」(全5冊)がある。また、松田道之編『琉球処分』にも多くの民衆レベルの情報が含まれており、これも琉球藩期の一種の旧慣調査といえる。これは活字化されており、政治外交の面から、琉球処分関係研究に多く活用されてきた⁽²⁸⁾。このほか、大槻文彦『琉球新誌』(1873年：明治6年)や小林居敬『琉球藩史』(1874年)、河原田盛美『琉球紀行』『琉球

備忘録』（1875年）、伊地知貞馨の『沖縄志』（1877年：明治10）なども広い意味では琉球藩期の旧慣調査にはいると思われるが、個人の著作として刊行されているのでとりあえず除いておく⁽²⁹⁾。

「琉球藩雑記」には、「酉ノ二月」「癸酉五月」の文字が見えるが、「二月」は琉球王府官僚の時間認識（旧暦）で、「五月」は明治政府官僚の時間認識（新暦）による表記であろう。したがってその時間差は、2ヶ月以内だと思われる。「琉球藩諸調書」は、第一巻と第二

巻が明治5年、第三巻から第五巻は明治6年の成立となっている（表I参照）。鹿児島県の在番奉行福崎助七が、琉球藩の設置と同時に外務省9等出仕となっており、「琉球藩諸調書」は福崎の調査であろう。

「琉球藩雑記」は、大蔵省が作成した文書で『沖縄県史』第14巻⁽³⁰⁾に収録され、よく知られた史料である。この両書の構成は、以下のようになっている。

「琉球藩諸調書」は外務省が作成した史料で、大蔵省作成の「琉球藩雑記」と重なっている部分が多い。

表I 琉球藩諸調書と琉球藩雑記比較表

琉球藩諸調書（外務省）	琉球藩雑記（大蔵省）
<p>第一巻 右局 明治五年（1872） *外務省記録局の印あり 目録 ・八十歳以上 ・両先島八十歳以上 ・善行 ・孝子 ・貞婦 ・鰥寡孤独長病痲疾 ・両先島鰥寡孤独長病痲疾</p> <p>第二巻 右局 明治五年 ・法条 ・教条 ・農務 ・杣山法式 ・御褒美条例</p> <p>第三巻 明治六年 ・去年鹿児島藩より里御免相成候拝借銀并先年拝領之鳩目又者去年より里撰政・三司官知行高之内減少分其外知行役知二相懸候出米等借渡右之利足并去辰年より里御免相成候部下米を以左之通救助 ・出物御米之儀（タイトルなし） ・当国内并所轄之島々より貢米其他之収品積来候船々運賃渡方之手續及島方之納期限者琉球国与区別之事 ・塩田面積（仮称、タイトルなし） ・貢租の代納（仮称、タイトルなし） ・琉球の貢租・産物（仮称、タイトルなし）</p> <p>第四巻 明治六年 ・全部之制置 ・社寺旧記祭典之式</p> <p>第五巻 明治六年 ・度量衡 ・道法（里積）、その他</p>	<p>琉球藩雑記一（人口 戸籍） （一）琉球藩職分総計〔右之通相違無之候／癸酉二月二十六日〕 （二）琉球藩戸籍総計〔右之通相違無之候／癸酉二月二十六日〕</p> <p>琉球藩雑記二（段高 租税 物産） （一）甲号（琉球藩所轄郷村高並収納辻その他）〔癸酉五月／小林権大属／山崎中属〕 （二）乙号 琉球藩租税法其他市在制置調〔亥酉五月／小林権大属／山崎中属〕 （三）琉球藩管内物産表〔癸酉五月／小林権大属／山崎中属〕</p> <p>琉球藩雑記三（家禄 官録） （一）琉球藩臣家録記 （二）琉球藩臣官録記 （鹿児島藩よりの拝借銀等にて士民救助）〔酉二月〕</p> <p>琉球藩雑記四（法条 褒美条例 条約） （一）法条 （二）褒美条例 （三）約条</p> <p>琉球藩雑記五（雑事 学校医院 社寺） （一）琉球藩諸件調査冊 国王歴代及衣冠之事 城郭官舎市街村落之景況 官舎並事務局之法度 局々事務之法度並取扱等之順序 （納米） 全部之制置 （貢米其他収品納期限及運賃） 年中礼式 衣服之制限 兵備兵器之形様 船車之式 度量衡〔酉ノ二月〕 農具概略図 河流堤橋 渡し船 本琉球を始属島共湊津 学校医院 （二）学校之規則 （三）社寺旧記祭典之式</p>

「琉球藩」側が提出した資料をもとに作成されたため、同じような内容になったのであろう。しかし、全く同じではない。「琉球藩諸調書」の第一巻は、「琉球藩雑記」にはほとんど反映されていない。第二巻は、「琉球藩雑記」四に反映されている。第三巻は、「琉球藩雑記」二に対応するものであるが、内容の豊富さについては、「琉球藩雑記」がすぐれている。第四巻と第五巻は、「琉球藩雑記」五に対応するが、これも「琉球藩雑記」のほうが内容が豊富である。「琉球藩雑記」の一と三は、「琉球藩諸調書」にはない。総じて、「琉球藩雑記」のほうが内容が豊富で資料的価値は高い。『沖縄県史』別巻〔沖縄近代史辞典〕には、「琉球藩雑記」について、次のように記されている⁽³¹⁾。

大蔵省が明治六年（一八七三）にまとめた琉球藩に関する調査記録（全五巻）。（中略）明治政府は台湾で起こった宮古島民遭難事件を契機にして、琉球問題を楨干として国権を伸張することをめざしていたが、琉球の実情を十分に把握しえていなかった。そこで大蔵省は小林権大属と山崎中属の両官員を派遣して調査させ、それを全五巻にまとめさせたのである。それは殆んど琉球藩が提供した資料だけに依拠して編集されているので、この時期の史料として利用するには慎重な配慮が必要である。

ここに指摘されているように、「琉球藩雑記」は慎重な史料批判が必要であるが、琉球藩期の実態を伝えているものも含まれており、琉球藩期の実態を知るための貴重な史料である。「琉球藩雑記」は、「琉球藩諸調書」と較べて租税関係の調査が豊富であることが特徴である。これは当時の外務省と大蔵省の琉球政策とも密接につながっていると思われる。大蔵太輔井上馨は、1872年5月30日付の文書で、琉球国への対応について「速ニ其版籍ヲ収メ、明ニ我所轄ニ帰シ、国郡制置租税調貢等、悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直相成」⁽³²⁾と述べ、琉球国の完全な国内化をめざしていた。これに対し、同じ頃副島種臣外務卿は、尚泰を「藩王」に封じて華族に列して外交をやめさせることを建議しており⁽³³⁾、

大蔵省に較べて外務省は、琉球の内政問題よりも琉球王の外交権問題に重きを置いている。このようなスタンスの違いが資料収集にも反映されていると思われる。

「琉球藩雑記」との関連で着目しておきたいのは、「琉球藩雑記二」の内容が同時期奄美諸島で行われた旧慣調査と内容や形式において酷似している点である。この旧慣調査は、「南嶋雑集」と呼称され、全8巻で構成される⁽³⁴⁾。各巻のタイトルは以下のとおりである。

一 高頭其外租税取調帳／二 雑科輯録（大島）／三 免本諸上納取調帳／四 （仮題）〔民費割之方法大略〕／五 各島村法／六 砂糖惣買上方法／七 物定帳／八 取調箇条（喜界嶋）

松下志朗は「南嶋雑集」について、「一八七三（明治六）年七月二十九日、大蔵省勸業大属青山純・同租税中属久野謙次郎等が命を受けて、大島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の諸島を十ヶ月間実地調査し、一行中の久野謙次郎が筆録して上申した報告書である。この租税寮役人の派遣は『一種独立国の如き』様相を呈していた鹿児島県（大山県政）と大蔵省との激しい攻防のうちに行われたものであった」⁽³⁵⁾と紹介している。この時期大蔵省は、同年4月地方官会同を開会し、地租改正法案を審議に付しており⁽³⁶⁾、奄美では鹿児島県士族の救済策として設立された「大島商社」をめぐる、島民とトラブルが起きていた⁽³⁷⁾。

「南嶋雑集」は、中央における地租改正の議論と「大島商社」めぐる問題がおきているさなかに成立している。琉球藩期の旧慣調査資料は、奄美の近代を視野にいれつつ、琉球処分をめぐる鹿児島県や外務省、大蔵省の拮抗関係のなかで、検討していく必要があると思われる。

II 原顧問応答書と編纂課の設置

(1) 原忠順と原顧問応答書

1879年（明治12）4月4日、日本政府から琉球藩の廃止と沖縄県の設置、すなわち廃藩置県が公告され⁽³⁸⁾、同5日に初代沖縄県令に鍋島直彬（旧鹿島藩主）が任命された⁽³⁹⁾。原忠順は、鍋島直彬の沖縄県令就任と

もに、明治12年4月5日、沖縄県少書記官に任じられ、同14年9月29日「依頼免本官」により沖縄県を退職した人物である⁽⁴⁰⁾。鍋島県令は、寄留商人などの誹謗によって同14年5月18日に解任されたが⁽⁴¹⁾、原忠順は鍋島県令退任とともに直ちに退職したのではなく、上杉県令のもとでも約3ヶ月間大書記官として事務をこなしたことになる（上杉茂憲は、6月25日に赴任）。鍋島県令は退任にあたって、原忠順を県令の後任にしたいという意向をもっていったという⁽⁴²⁾。

ところで、『近世地方経済史料』に収録されている仲吉朝助収集「琉球産業制度資料」（以下「産業制度資料」という）には、明治14年11月11日から明治16年6月9日にかけての「原顧問応答書」がある⁽⁴³⁾。原顧問とは、原忠順のことだと推定されるが⁽⁴⁴⁾、一度沖縄県を退職したあと沖縄県との関わりを確認できる史料は未見である。原顧問の就任年月日は不明だが、退職と同時に

沖縄県顧問に就任したとすると約2年間顧問をつとめたことになる。なお、明治16年12月にも「顧問」から編纂課宛の回答がある⁽⁴⁵⁾。これもあるいは、原顧問すなわち原忠順であると思われる。上杉県令のもとで少書記官を務めた池田成章も、1884年（明治17）3月、西村捨三県令のもとで「御用掛准奏任」として沖縄県に復職している⁽⁴⁶⁾。いずれも、県政の継続性の観点からなされた措置であろう。

「原顧問応答書」が収録されている「産業制度資料」の内容は多様であるが、沖縄の土地・租税制度を中心に構成されている。「原顧問応答書」は、体裁が調査報告となっておらず、体系性もなく、かつ回答の背景が不明な点もあり旧慣調査資料としては位置づけにくい。しかし、「原顧問」が原忠順だとすれば、鍋島県令の時期にすでに旧慣調査が行われ一定の蓄積があったことがうかがわれることから、1884年以降の体系的旧慣調

表Ⅱ 原顧問応答書

No.	タイトル（年）	副題	日付	質問先 （回答先）
1	明治14年原顧問応答書	琉球形船舶積石数制度の事	10/11	庶務課1
2	明治16年3月30日原顧問応答書	吏員の貢租等私用処分方の事	6/30	庶務課2
3	原顧問応答書	上納物運漕律〔上納運漕船遭難の際に於ける処分の事〕	不明	不明
4	明治16年5月14日原顧問応答書	津口手形の事	5/14	庶務課3
5	明治16年原顧問応答書	各間切毎村船舶制限有無問合の事	6/9	租税課1
6	明治16年原顧問応答書	山林名称の事	9/11	勸業課1
7	明治15年原顧問応答書	百姓地・地頭地使用に関する事	9/22	裁判掛1
8	明治15年原顧問応答書	地頭地質入又は売却に関する事	9/00	裁判掛2
9	明治15年原顧問応答書	小作地取戻に関する習慣の事	10/26	裁判掛3
10	明治15年原顧問応答書	官有山野地開墾願出の節地代収入有無の事	11/11	租税課2
11	明治15年原顧問応答書	作徳米滞納の際利子加算に関する事	6/30	裁判掛4
12	明治15年原顧問応答書	仕明地并山野接続地に関する習慣の事	7/25	裁判掛5
13	明治15年原顧問応答書	貢物搭載地船破損又は行衛不知の際、貢租の処分方の事	7/29	租税課3
14	明治15年原顧問応答書	伊江島并喜屋武間切砂糖上納代米等の事	不明	租税課4
15	明治15年原顧問応答書	仕明請地の畠方・田方売買の際に於ける慣例の事	8/8	裁判掛6
16	明治15年原顧問応答書	旧藩政中荒地起返賦税方法の事	8/8	租税課5
17	明治15年原顧問応答書	百姓地売買禁止等に関する事	8/17	裁判掛7
18	明治15年原顧問応答書	久高島夫役銭税免除理由の事	1/21	租税課6
19	明治15年原顧問応答書	旧藩政中に於ける欠補糖の事	1/27	租税課7
20	明治15年原顧問応答書	旧藩政中に於ける荒地減免租取扱の事	2/21	租税課8
21	明治15年原顧問応答書	耕地割替未納金穀処分の事	3/10	租税課9
22	明治15年原顧問応答書	有禄士族旧領地相對叶掛の事	3/6	出納課1
23	明治15年原顧問応答書	各島文子給料に関する事	3/28	租税課10
24	明治15年原顧問応答書	地目変換に関する事	3/29	租税課11
25	明治15年原顧問応答書	甘蔗敷地制限の事	3/25	勸業課2

*産業制度資料 原顧問応答書 *日付は、一まとまりの最終日を示した。

査の前史として着目にあたいする記録である。「原顧問
 応答書」は、租税課11、裁判掛7、庶務課3、勸業課2、
 出納課1、不明1からの問い合わせに答えたものであ
 る。「原顧問応答書」の一覧は以下の通りである(表Ⅱ)。

1883年(明治16)年1月4日付の「事務章程」によ
 れば、当時の沖縄県には、庶務課、勸業課、租税課、
 学務課、衛生課、会計課があった⁽⁴⁷⁾。学務課と衛生課
 への回答事例がないが、ほとんどの課から問い合わせ
 が寄せられていることが確認できるであろう(出納課
 は会計課と同義に解釈)。

(2) 編纂課の設置と事務章程

1883年(明治16)年1月4日付の「事務章程」によ
 れば、当時の沖縄県には次の課と係があった⁽⁴⁸⁾。

庶務課 常務係 職務係 戸籍係 記録係 受付係
 勸業課 農務係 土木係 山林係 報告係
 租税課 地租係 収税係 雑税係 地理係
 学務課
 衛生課

会計課 調査係 司計係 出納係 公債係 用度係

このうち、庶務課の記録係の「事務章程」には、「県誌
 編輯ノ事」が任務として記されている。この「事務章
 程」は、上杉県令のときのものである。同年4月22日、
 上杉県令が更迭され、会計検査院長岩村通俊が沖縄県

令兼務となった。岩村は、同年5月10日、丙第21号布
 達により、「編纂課」を設置するよう指示している⁽⁴⁹⁾。

1883年(明治16)5月24日付の編纂課の「事務章程」
 は、表Ⅲの通りである⁽⁵⁰⁾。参考に、上杉県令時代の記
 録係の「事務章程」⁽⁵¹⁾を併記した。

庶務課から記録係を独立させて編纂課を設置したこ
 とが窺われる。特徴的なこととしてあげられるのは、
 第4条の「旧藩制度沿革及取調ノ事」である。編纂課の
 設置年月日は不明であるが、明治16年12月5日付編纂
 課から庶務課宛の文書が見える⁽⁵²⁾。岩村の退任は明治
 16年12月21日であり⁽⁵³⁾、岩村県政の末期には設置され
 ていたといえよう。明治17年1月の沖縄県知事西村捨三
 名による「明治17年沖縄県予算調書」には、「諸手当印
 刷費ハ、更ニ編纂課ヲ置キ専ラ旧規取調ヲナスカ為⁽⁵⁴⁾
 とある。旧慣の調査は、岩村県政の時に準備されてい
 たものであるが、西村県政による予算措置を伴うこと
 によって本格的な旧慣調査が開始されたと考えられる。

Ⅲ 沖縄県発足後の旧慣調査

(1) 旧慣調査概観

「旧慣調査」とは、官庁主体の旧慣調査をさす。筆
 者が確認することができた廃藩置県後の中央官庁およ
 び沖縄県による旧慣調査を、地域や民衆に着目して一

表Ⅲ 編纂課事務章程と記録係事務章程比較表

編纂課事務章程	参考(記録係事務章程)
本務係	記録係
第1条 庁中一切ノ文書ヲ編纂保存シ及書籍ヲ監守スル事	第45条 官院省進達及庁局府県送達ノ文書ヲ浄書発達スル事
第2条 布告布達及県達報告ノ類ヲ印刷配賦スル事	第46条 本県諸達及指令等ヲ浄書或ハ印刷発達スル事
第3条 本県布達等主務省ニ報告スル事	第47条 官省其他ノ諸達報告類ヲ配賦スル事
第4条 旧藩制度沿革及旧慣取調ノ事	第48条 官省ノ指令等ヲ収受スル事
第5条 県治沿革取調ノ事	第49条 官省及本県ノ諸達類改正アルモノヲ校正記入シ及索引ヲ編製スル事
第6条 県治統計表ノ事	第50条 各揭示場ニ係ル事務ノ事
第7条 県誌ヲ編纂スル事	第51条 県治統計表ノ事
第8条 各揭示場ニ係ル事務ノ事	第52条 県誌編纂ノ事
第9条 出版ニ関スル願何届ヲ受理スル事	第53条 庁中一切ノ簿書ヲ纂輯及管守スル事
第10条 書庫及印刷所ヲ監守スル事	第54条 書籍ヲ管守スル事
記録係	第55条 庁中ノ日誌ヲ編纂スル事
第11条 諸公文ヲ浄書及発達スル事	第56条 本県ノ布達全書ヲ作ル事
第12条 上申下達ノ文書ヲ校合シ又ハ番号ヲ付スル事	第57条 印刷所ヲ監督スル事
第13条 庁中日誌ノ事	
地誌編輯係	
第14条 地誌編輯ノ事	

表Ⅳ 旧慣調査一覧表

通番	調査年月日	調査者	調査報告書名	備考
1	M13/04/00	沖縄県	本県下各間切夫地頭以下役俸調査	県史12
2	M13/08/00	沖縄県	神職禄高役俸調	県史12
3	M13/08/00	沖縄県	各間切各島のろくもい役俸	県史12
4	M14/11/08	上杉茂憲	沖縄本島巡回日誌	県史11、県史料近代3
5	M14/11/08	上杉茂憲	沖縄本島巡回日誌附録	県史料近代3
6	M15/04/18	県令	貢納物品取扱順序並ニ置県後取扱順序	県史14
7	M1500/00		旧琉球藩租税法	未活字
8	M15/07/10	尾崎三良	沖縄県視察復命書	県史料近代3
9	M15/08/16	上杉茂憲	先島巡回日誌	県史11
10	M16/01/28	岩村通俊	岩村会計検査院長沖繩県下巡回日記	県史料近代3
11	M16/03/20	沖縄県	地割制度	県史21
12	M16/03/00	沖縄県	地割基準一覧	津堅島調査
13	M17/07/00	沖縄県	明治17年旧慣調査書	鳥越庶民史
14	M17/09/13	石垣賢美	八重山島人民独身者多数之原因並結婚ノ旧慣調	県史13
15	M20/02/04		沖縄県税制概略	県史13
16	M21/07/09	宮古島役所	明治21年宮古島旧慣調査書	宮古島市史料
17	M23/12/00	沖縄県収税部	沖縄県収税一斑	活字本
18	M26/04/01		沖縄県旧慣地制	県史21
19	M26/06/15	沖縄県内務部第一課	沖縄旧慣地方制度	県史21
20	M26/00/00	祝辰巳(沖縄県収税部)	沖縄県旧慣租税制度	県史21
21	M26/00/00	祝辰巳(沖縄県収税部)	沖縄県旧慣租税制度参照1	県史21
22	M26/00/00	祝辰巳(沖縄県収税部)	沖縄県旧慣租税制度参照2	県史21
23	M26/00/00	塙忠雄	沖縄貢納雑書	未活字
24	M26/00/00	笹森儀助	沖縄本島取調書	未活字
25	M26/00/00	笹森儀助	宮古島取調書	平良市史4
26	M26/00/00	笹森儀助	八重山島取調書(附録含む)	法政大沖文研
27	M26/00/00		旧記書類抜萃	未活字
28	M27/00/00		沖地方制度改正案	活字本
29	M27/02/00	一木喜徳郎	一木書記官取調書	県史14
30	M27/02/04	仁尾主税官	仁尾主税官復命書	県史21
31	M27/03/15	遠藤利三郎	八重山島旧慣改廃取調書草稿	未活字
32	M27/03/28	祝辰巳・目賀田種太郎	沖縄法制史	大蔵省
33	M27/05/10	丸山久男	船税及焼酎税書類	県史21
34	M27/10/14	新里善五郎	旧藩中租税ニ関スル事項	県史14
35	M30/07/31	村越正隆	沖縄県税制ノ急務ナル理由	県史21

凡例

1. 琉球藩期の旧慣調査については加えなかった。また、下限を明治30年とした。
2. 調査年月日は、沖縄県到着日または調査開始日を記した。不明な場合は、報告年月日を採用した。なお、史料との整合性を考慮し、元号表記した。
3. 年月日未詳のばあいは、00/00/00表記とした。
4. 備考は、活字本の有無を示し、本稿で活用した史料集および著作を典拠がわかるよう略記した。

覧表を作成してみた。

明治30年までの旧慣調査を一瞥してみると、初期は地域や民衆レベルの調査は少ない。上杉県令の巡回日誌は、旧慣調査そのものを目的としたものではなく、いわば民情視察ともいべき性格のもので、旧慣調査としては体系性がなく不十分なものであるが、間

切・村レベルの旧慣把握に務めている。上杉県令の末期、「地割制度⁽⁵⁵⁾」や「地割基準一覧⁽⁵⁶⁾」が調査されているが、これは岩村俊通会計検査院長あての報告となっている。旧慣調査としては岩村会計検査院長の来県が、一つの画期をなすと思われる。岩村は、沖縄視察にあたって、太政大臣より「一士族家禄相対掛増高復

旧処分之事／一 教育学制復旧処分之事／一 郡村吏員、監督ノ方法ヲ設ケ、下民ノ実情ヲ得テ、冤屈無ラシムヘキ事／一 士族家禄ハ、旧藩通減ノ制度ニ由リ之ヲ支給スルノ積リヲ以テ、各戸通減代数等ノ旧例ヲ調査シ、其永代禄ト看做スヘキモノハ、即チ公債処分ノ積リヲ以テ、其各戸ノ家格禄高等ヲ調査スヘキ事／一 社寺保存方法調査ノ事／貢納米糖ノ類、各地方ニ於テ請取方法取調ノ事」を付されていた(明治15年12月9日)⁽⁵⁷⁾。

岩村の旧慣復旧策は、岩村以前に準備されていたともいえる。そして、明治16年4月21日の山県有朋・山田顕義宛の報告では、「県庁、旧慣ト事実ニ暗シ、一中略—該県令ハ何分此際、転任シカルベシ⁽⁵⁸⁾」と断言している。沖縄の旧慣調査が体系的になるのはこの後で、岩村県令によって、企図された明治17年旧慣調査書が発端となって、沖縄県による間切・村レベルの体系的な旧慣調査が展開していく。

(2) 史料の発掘と若干の解説

活字化されている史料については、これまでの研究もあるため紹介を略し、筆者が収集した活字化されていない史料を中心に簡単に紹介しておきたい。体系的で網羅的な旧慣調査は、1884年(明治17)の旧慣調査で、これは沖縄県編纂課の成果だと考えられる。この調査は、内法制定の先鞭を為す調査と考えられ、後述「明治21年宮古島旧慣調査書」も同様な性格のものといえる。問答形式になっていることが大きな特徴である。いわゆる、届出の性格を有する内法と旧慣調査とは、この点で明確に違う。しかし、旧慣調査は内法制定と絡めて検討していく必要があると思われる。

旧琉球藩租税法(通番7)

「旧琉球藩租税法」は、成立年は不明である。「代糖納之事」の項に、「但シ現今ハ、明治十年ヨリ全十四年迄五ヶ年ノ年季中ナリ」とあり、明治15年頃の成立かと推定した。末尾には、「本書ハ八重山島役所在勤中、全役所ヨリ借用シテ之ヲ写ス／明治二十五年十一月五日 遠藤利三郎」とある。目次は、下記の通りである(／は原文改行を示す)。

地租之部

検地之事／田畑反別及草高之事／地租之事／掛増米穀之事／起先區別之事／重出米之事／口米雑石之事／畑方雑石之事／石代納之事／石代直段取極方之事／代納糖之事／反布納之事／代真綿納之事／欠補雑穀及砂糖之事／俵入之事／納期之事／租税未納処分之事

雑税之部

夫賃米之事 夫役銭之事／船税之事 焼酎税之事／浮得税之事 硫磺納之事

明治17年旧慣調査書(13)

1884年(明治17)に県内各地において調査された旧慣問答書が残されている(これを「明治17年旧慣調査書」と仮に呼ぶことにする)⁽⁵⁹⁾。「明治17年旧慣調査書」は、間切や村レベルの史料がほとんど残されていない今日、間切や村、特に村を照射する史料としてきわめて貴重である。1884年(明治17)の旧慣調査については、戦前から知られており⁽⁶⁰⁾、田代安定は1886年(明治19)頃、「明治17年旧慣調査書」の一部を筆写している。現在、東京大学に所蔵されており、沖縄県公文書館沖縄史料編集室に架蔵されているハワイ大学東西センター所蔵のマイクロフィルムからの写真複写本がある。この調査は、翌年の内法調査のきっかけをつくったと考えられ、旧慣期および旧慣調査における一つの転換をなしたともいえる。

明治21年宮古島旧慣調査書(16)

「明治21年宮古島旧慣調査書」⁽⁶¹⁾は、成城大学柳田文庫所蔵の「宮古島近古文書」のなかに収録されている。目次はなく分類はされていないが、「人身売買／寄替模合／金銭物品の貸借」など、75条の設問と回答からなる。「明治17年旧慣調査書」と似たような内容で、明治17年の調査はその後も継続されていたことをうかがわせるが、宮古島以外の資料は見つかっていない。

沖縄県収税一斑(17)

「沖縄県収税一斑」は、活字史料だがこれまでの研究史ではあまり着目されてこなかった史料である。明治23年12月に沖縄県収税部から刊行されている。明治17年から明治22年までの税統計が中心であるが、租税

関係の旧慣法が詳しく記されている。「沖縄県旧慣租税制度」との比較検討が必要だと思われる。目次の梗概は下記の通りである（「旧藩租税法」の部分は本文より作成）。

- 第一欸 国税
- 第二欸 石代相場
- 第三欸 反別
- 第四欸 内国税徴収費
- 第五欸 間切費村費
- 第六欸 〔職員／役所及番所蔵元／面積及間切村戸数／那覇船改所／酒類出港税犯則〕
- 第七欸 負担概表
- 第八欸 税率
- 第九欸 田畑算出表
- 第十欸 旧藩租税法
 - 百姓地ニ関スル事／官有地禁売ノ事／宅地ノ事／オエカ地ノ事／墓地ノ事／開墾地ノ事／砂糖其他敷地ノ事／共同仕明地ノ事／山林ノ事／返上地ノ事／地所変換ノ事／土地売買譲渡質入及荒地処分ノ事／免租ノ事／諸上納手續ノ事／重出米ノ事／浮得ノ事／夫役之事／硫磺之事／諸納期之事／石代納及穀物成換比例之事／八重山島貢布之事／宮古島並久米島貢布之事／製糖之事／買揚糖之事／砂糖密売禁之事／八重山島貢布運搬ノ事／宮古島並久米島貢租運搬ノ事／貢租賦課期限之事／貢租欠減処分之事／貢租決算之事／請地並仕明知行未納処分之事／宮古島八重山島未納処分之事／船舶之事／酒造營業之事／諸罰則／貯穀之事／人民救助ニ係ル事／雜件

沖縄県貢納雜書 (23)

「沖縄県貢納雜書」は、明治26年に成立した史料である。冒頭部に八重山島の貢納布関係の史料があるが、大部分が明治26年の「公費賦課帳」、「明治廿六年日用作得夫金浮得金棕枙繩代向定次渡帳」など伊平屋島番

所文書の写しである。間切や島、村番所などの地域文書史料の伝存状況はきわめて悪く、本史料は貴重である。沖縄県公文書館沖縄史料編集室にコピー複製本があるが、今のところ史料の出所や原本の所在は不明である。これは、農商務省より沖縄県に出向していた埸忠雄が筆写した史料だと考えられる。「伊是名伊平屋両島巡回日誌草稿」によれば、埸忠雄は明治26年の11月1日から翌年2月28日まで伊是名・伊平屋の調査を行っている⁽⁶²⁾。

八重山島旧慣改廢取調書 (31)

「八重山島旧慣改廢取調書」は、冒頭部に「旧慣改廢復旧等ニ関スル重ナルモノ、取調書 明治二十七年三月十五日」とある。内容は、明治12年から日付順に、たとえば「本県達甲第一号」とあり、沖縄県の令達関係の研究にとって貴重な史料である。末尾には、「明治十二年廢藩置県後全廿七年三月マテ旧慣改廢ノ概況」と題する文が収められている。八重山島役所の旧慣改廢に関する記録であるが、沖縄県設置後の旧慣調査と改廢を概観するうえで貴重な史料である。

内法調査

内法の調査は、沖縄県達に基づく届出という形をとった調査である。旧慣調査が現地に赴いた問答記録や旧慣記録類を精査し再構成（行政的研究）した成果であるのに対して、内法は届出を原則としてその内容を吟味して認可（成立）する作業である。内法調査については旧慣調査一覧表には加えなかったが、認可にいたるまでの作業を広義には一種の旧慣調査と捉えることにしたい⁽⁶³⁾。

(3) 旧記書類抜粹と琉球一件帳

「旧記書類抜粹」は、国立公文書館の所蔵にかかる史料である⁽⁶⁴⁾。「琉球一件帳」は、『那覇市史』資料編第1巻2⁽⁶⁵⁾に収録されており、比較的早くから知られた史料で、『沖縄大百科事典』によれば、「1820年（文政3）前後に成立し、薩摩藩へ琉球の概要を紹介したものと考えられる」とされ、鹿児島県立図書館所蔵となっている。

「旧記書類抜粹」は、末尾に「明治廿六年抜粹」と

成立年月が記され、内容的には近世文書からの抜き書きであり、琉球藩期から廃藩置県に至る文書も含まれている⁽⁶⁶⁾。したがって、沖縄県成立後の文献調査に基づく再編集資料と位置づけられるべきものである。しかし、「旧記書類抜粋」の1「琉球国諸件開基之事」の一部は、鹿児島弁による問答形式となっており、琉球藩期の問答集ではないかとも考えられる。たとえば、石高に関する質問と回答は次のようになっている。

- 一 琉球ハ拾式万石ト聞テ居り申スガ、扱大粧ニ違テをり申すが、とふしたもので御座り申ス。
- 一 御不審ハ御尤デ御座り申ス。本ハ大嶋・徳之島・鬼界・永良部島・与論島、此五島ハ琉球ヨリ支配仕申たそふニ御座り申所ガ、慶長拾五年之御竿入之時、大和之御支配被仰付申テ、右五島之高ハ、御目録より被召除申タそふニ御座り申ス。
- 一 此五島之惣高がどしこ御座り申スカト相糺申タ所ガ、大島ガ壹万四千四百五拾五石五斗、徳之島ガ壹万九石七斗、鬼界島ガ四千百五拾八石五斗、永良部島ガ四千百八石五斗、与論

島ガ千式百七拾式石五斗御座り申ス。皆合シ申セバ、三万式千八百式拾八石六斗、御座り申ス。ヨツテ、九万四千式百参拾石七斗七夕四オニ合シ申セハ、拾式万七千六拾五石六斗九夕四オ御座り申ス。

- 一 扱委しい御申開キとんと得心いたし申た。御たしなみ之程別而感心致申候。

近世成立の史料だとすれば、「御たしなみ之程別而感心致申候」とあるなど、琉球支配の当事者である薩摩藩の役人の質問にしては、第三者的な発言が多くみられ、問答部分は琉球藩期の成立ではないかと考えられる。また、「旧記書類抜粋」の1「琉球国諸件開基之事」の内容は、「琉球一件帳」に記される情報がかかなり含まれており（表V参照）、近世の王府レベルの文書を抜書したものとなっている。

おわりに

本稿では、琉球藩の設置から沖縄県設置初期の旧慣調査のうち、あまり知られていない史料の紹介に努めたため、近代沖縄の代表的な旧慣調査である「沖縄旧

表V 旧記書類抜粋と琉球一件帳比較表

旧記書類抜粋目録	琉球一件帳	備考
1琉球国諸件開基之事（琉球一件）	① 琉球國中惣廻	
① 首里惣廻	② 国頭、中頭、島尻ノ間切数	
② 御城惣廻	③ 国頭・中頭・島尻人口戸数	
③ 首里ノ村数	④ 琉球石高雑穀高	
④ 西ノ平等	⑤ 所帯高並現納高	
⑤ 王子知行高	⑥ 仕上世米高	旧1-23
⑥ 按司家部	⑦ 運賃米渡高	旧1-23
⑦ 惣地頭家部	⑧ 古米納高	旧1-24
⑧ 式方持ノ脇地頭家部	⑨ 諸士扶持米	旧1-25
⑨ 壹方持之脇地頭	⑩ 蔵入高	旧1-28
⑩ 那覇久米惣廻	⑪ 諸士粟扶持	旧1-29
⑪ 那覇村数	⑫ 麦扶持	旧1-31
⑫ 久米村惣地頭家部	⑬ 下大豆扶持	旧1-32、33
⑬ 久米村式方持之脇地頭	⑭ 雑石蔵入	旧1-34
⑭ 久米村壹方持之脇地頭	⑮ 所帯方ヨリ諸支出差引蔵入総高	旧1-35
⑮ 琉球国惣廻	⑯ 給地高	旧1-36
⑯ 国頭方惣村	⑰ 仕上世米と反米	旧1-37
⑰ 島尻村数	⑱ 知行夫	旧1-39
⑱ 琉球高	⑲ 諸士ノ役知高	旧1-39
⑲ 高之究	⑳ 寺院ノ役知	旧1-40、41
⑳ 琉球ハ拾式万石	㉑ 各寺院ノ役知高	旧1-42
㉑ 所帯高	㉒ 佐敷御殿反米	旧1-43、44
㉒ 現之納米	㉓ 知行夫	旧1-44

旧記書類抜萃目録	琉球一件帳	備考
23 仕上せ	23 知行夫	旧1-44
24 古米納高	24 諸士知行高	旧1-44
25 諸士へ被下扶持方	25 知行夫	旧1-44
26 支配入	26 役知夫	旧1-44
27 諸役人田舎行	27 旅料	旧1-46
28 蔵入	28 現蔵入高	旧1-46
29 諸士へ被下粟扶持	29 諸知行ヨリ出ル反米	旧1-45
30 蔵入	30 上木上菜〔草〕納	旧1-48
31 麦扶持	31 本出米賦米総高	旧1-50
32 下大豆扶持	32 諸間切砂糖高	旧1-51
33 支配入	33 島尻方納砂糖高	旧1-51
34 蔵入ニ成ル雑石	34 国頭方納砂糖高	旧1-51
35 米粟雑石皆合	35 所帯方砂糖納高	旧1-51
36 給地高	36 未延補砂糖	旧1-51
37 納米ハ現高	37 諸士免砂糖	旧1-52、55
38 諸士役者之高	38 諸間切免砂糖	旧1-53
39 現之納米	39 砂糖総高	旧1-54
40 寺院之役知	40 各所ニアル寺院	
41 現之納米	41 首里惣廻	旧1-1
42 役知高	42 御城惣廻	旧1-2
43 佐敷御殿	43 首里村数	旧1-3、4
44 現之納	44 王子家部四ヶ所	旧1-5
45 諸士之役知	45 按司家部二十三家部	旧1-6
46 旅料	46 諸按司知行高	
47 現之納米	47 二方持ノ脇地頭	旧1-8
48 御米仕上世ハいつノ比から始り申たか	48 一方持ノ脇地頭	旧1-9
49 御賦米と申て仕上世申スハ	49 脇地頭家部以上ノ知行高	
50 本出米・御賦米	50 首里ノ人口	
51 年々田舎諸間切	51 首里ノ平等士ノ家部	
52 諸士受砂糖	52 久米村士ノ家部	旧1-12
53 諸間切ノ内免砂糖	53 久米村家部数	旧1-13、14
54 御物砂糖并諸士諸間切免砂糖惣様	54 那覇四町及久米村ノ人口	
55 諸士申受砂糖	55 覇久米村ノ戸数	
56 宮古島之内多良間	56 泊村ノ人口戸数	
57 両先島一件	57 八重山ノ人口戸数	旧1-57
	58 反布年産高	旧1-57
	59 琉球方年間用ノ反布数	旧1-57
	60 御物御用布	旧1-57
	61 琉球用反数	旧1-57
	62 宮古島惣廻り、納高等	旧1-57
	63 御用布出物	旧1-57
	64 琉球方登高	旧1-57
	65 大和へ出物上布	旧1-57
	(66 以下は省略) 御米仕上高他	

凡例 * 「旧記書類抜萃」1の分類は、原文にはない。行頭の文字をベースに筆者が分類した。
 * 「旧記書類抜萃」のうち「琉球一件帳」と対応関係がある項目は、斜体字にした。
 * 備考は、「琉球一件帳」と対応関係があると思われる「旧記書類抜萃」の番号を示した。

慣地方制度」と「沖縄県旧慣租税制度」、「一木書記官取調書」については、一覧表で紹介するにだけになった。これらの史料についても言及しておきたい。

『沖縄県史』別巻（沖縄近代史辞典）には「沖縄旧慣地方制度」について、「一八九三年（明治二六）四月、

沖縄県内務部第一課より刊行された琉球王府時代の地方制度（それはまた、いわゆる旧慣温存期であった明治二六年当時の地方制度にひきつがれていた）（中略）官公調査のはしりということが出来る」、「沖縄歴史研究にとって、貴重な資料的価値をもって」と紹介

されている⁽⁶⁷⁾。これまで明らかにしてきたように、「官公調査のはしり」という認識には疑問が残る。「沖縄県旧慣租税制度」については、「一八八五年（明治二八）に沖縄県庁によって刊行された、琉球王府時代ならびにいわゆる旧慣温存期の租税制度についての、最も詳細な官公調査書。一中略一琉球社会を理解するためには欠くことのできない貴重な文献ということができよう」と紹介されている⁽⁶⁸⁾。両史料とも、「琉球社会を理解するためには欠くことのできない貴重な文献」であることは、大方が認めるところであろう。しかし、先行調査史料である「旧記書類抜粋」や「旧琉球藩租税法」、「沖縄県収税一斑」との比較検討も必要であり、また、間切や村レベルの徴租法に関しては、「明治17旧慣調査書」や内法史料を組み合わせた検討が必要であると思われる。「一木書記官取調書」は、1894年（明治27）の成立し、その後の旧慣改革は、同書に提言に沿って行われていったといわれている⁽⁶⁹⁾。成立の背景については、従来、宮古島の人頭税廃止関連性が指摘されてきたが⁽⁷⁰⁾、近年、宮平真弥は「一八九三（明治二六）年五月に県が内務省に対して地方制度を改正する『案』を上申し、それを不備とみた内務省が一木〔喜徳郎〕に調査を命じ、彼は一八九四（明治二七年）二月に調査を行い『取調書』を作成した⁽⁷¹⁾」と、「地方制度改革案⁽⁷²⁾」との関連性も重視している。

琉球藩の成立以降初期県政までは、旧慣調査という、いく種類もの網が何度も投網され、近代沖縄は近代日本に捕捉されていった。しかし一方では、旧慣調査は旧慣改革と結びついており、西原文雄は、廃藩置県後、農民の負担は相対的に軽減されたとことを明らかにしている⁽⁷³⁾。しかしまた農民の負担軽減策は、民利の増進にあったのではなく、「帰化服従せしむることに」⁽⁷⁴⁾本質があった⁽⁷⁵⁾。ところで、旧慣調査資料には、琉球王国または琉球国という文言はほとんど見あたらない。王府時代⁽⁷⁶⁾の制度は、ほとんど「旧藩時代」と表記されている。すなわち、旧慣調査資料においては、琉球王国は存在しなかったかのような記述しかされていないのである。ある意味では、「琉球藩」を過渡的に設置

することによって、明治政府・沖縄県の官僚は「琉球王国」の忘却に成功しているように見える。

旧慣調査は、沖縄だけでなく旧植民地の台湾・朝鮮・南洋、実質的な植民地であった満州でも行われており、また占領地の中国華北農村の旧慣調査も行われている⁽⁷⁷⁾。これらの調査は、植民地統治あるいは占領地統治の必要性から生まれたものであるが、太田朝敷は、明治35年6月3日の『琉球新報』で旧慣期の沖縄について「沖縄は決して日本の新領土にあらず、我輩沖縄県人も亦決して爾くは思はざるなり。然れども政府は慥かに新領土を以て沖縄に擬せり」⁽⁷⁸⁾と述べ、新領土〔台湾一引用者〕政策と沖縄でとられた政策が類似していることを指摘している。春山明哲は、「台湾旧慣調査と立法問題」のなかで、次のように述べている⁽⁷⁹⁾。

方法論的側面では、台湾旧慣調査と類似の事例との比較が必要であろう。ひとつには、台湾に続く「満州」、「関東州」の旧慣調査、さらには「支那慣行調査」との比較。ふたつには、一層重要なものとして日本統治下朝鮮の旧慣調査を挙げねばならない。朝鮮では、岡松と同様な役割を梅謙次郎が果たし、臨時台湾旧慣調査会と似た組織として法典調査局があった。また、「類似」とは言えないかもしれないが、明治12年の「琉球処分」以後の沖縄における旧慣問題も参考になるとと思われる。

又吉盛清は、台湾植民地支配の展開は、沖縄の旧慣期に官僚として活躍した人物によって担われたことを明らかにしており⁽⁸⁰⁾、沖縄の旧慣調査は、近代日本の植民地旧慣調査の先鞭をなしたともいえる。すなわち太田朝敷の「新領土を以て沖縄に擬せり」ととらえる着眼点の確かさをあらためて確認することができる。近代沖縄支配の植民地的側面は、琉球併合過程を顧みれば、不可避であったともいえる⁽⁸¹⁾。

テレンス・レンジャーは、植民地後のアフリカ社会に関して「慣習法、慣習的土地所有権、慣習的政治組織などと呼ばれるものは、実際にはすべて、植民地下で

の法の成文化の際に創り出されたものであった⁽⁸²⁾と述べている。この指摘をふまえて、近代沖縄における間切や村の旧慣・内法調査を省みると、国内的な旧慣をめぐる調査の一環であると同時に、沖縄が近代日本に適合していくための植民地的調査の性格を併せもっていることに気づく。西里喜行は、近代沖縄の旧慣期について、次のように述べている⁽⁸³⁾。

旧慣温存策の内容と特質から見た場合、明治政府は沖縄における唯一最大の「封建領主」として、かつ巧妙な中間搾取者として沖縄人民の上に君臨し、その代理人としての沖縄県庁は植民地における「総督府」的地位と性格を付与されていたといえよう。

西里喜行は、経済的側面から沖縄県庁の「総督府」的地位と性格を指摘しているが、旧慣期の諸問題は、統治機構の成立過程や文化的・精神的支配の問題も含めて問い直さなければならない課題であろう⁽⁸⁴⁾。

注

- (1) 金城正篤, 1978, 『琉球処分論』(沖縄タイムス社) および安岡昭男, 1995, 『明治前期日清交渉史研究』(巖南堂書店)の巻末に掲げられた研究論文を参照されたい。代表的著作として、前掲書のほか、鹿島守之助, 1970, 『日本外交史—近隣諸国及び領土問題—』第3巻(鹿島研究所出版会)、我部政男, 1979, 『明治国家と沖縄』(三一書房)、西里喜行, 2005, 『清末中琉日関係史の研究』(京都大学出版会)をあげておく。
- (2) この時期は、通説的には「旧慣温存期」と表記されるが、本稿では、廃藩置県後、「間切高史員規程」の施行(明治30年)までを考便宜的に「旧慣期」と呼称することにす。近年、上地一郎は「旧慣存置策」という呼称を用いている(『沖縄明治期の旧慣存置策に関する一考察』、2003, 『早稲田大学法学会誌』第53巻)。なお、管見では「旧慣期」の呼称をもちいた研究に、西原文雄, 1985, 「旧慣期の売買地価」(『沖縄史料編集所紀要』第10号、沖縄県沖縄史料編集所)や澁谷義夫, 1990, 「旧慣期沖縄における農民的経営の展開—甘蔗糖業を中心に据えて—」(三好正喜教授定年退官記念事業会編『小農の史的分析—農史研究の諸問題』、財団法人富民協会)、福岡政行「旧慣期沖縄県における徴兵制度成立過程の分析—沖縄警備隊と沖縄警備隊区設定の論理—」(2001, 『沖縄文化研究』27, 法政大学沖縄文化研究所)などがある。
- (3) 安良城盛昭, 1980, 『新沖縄史論』(沖縄タイムス社): p.355。
- (4) 安良城・西里論争とは、『沖縄タイムス』紙に1977年7月13

日から16日にかけて安良城盛昭が「『旧慣温存期』の評価—金城正篤・西里喜行氏の見解の吟味—」というタイトルで、西里喜行および金城正篤の論考に批判を加えたことにはじまり、西里が同年8月23日から9月8日にかけて「沖縄近代史研究の視点と論点—安良城盛昭氏の問題提起に寄せて」と題して反論を加え、さらに安良城氏が1977年10月11日から11月27日にかけて再批判、さらにまた西里氏が1978年6月6日から10月1日まで再反論を展開した一連の論争をさしている。この成果は、前掲注(3)『新沖縄史論』および西里喜行, 1981, 『近代沖縄史研究』(沖縄時事出版)として刊行された。この論争に関する論及には、今西一, 「沖縄の旧慣温存論争」2000, 『国民国家とマイノリティ』(日本経済評論社)、渋谷義夫, 1988, 「旧慣期沖縄における糖業政策」『南九州大学園芸学部研究報告』第19号(南九州大学園芸学部)、森宣雄, 1998, 「沖縄初期県政の挫折と旧慣温存路線の確立—旧慣温存論争の政治史面からの再検討」『待兼山論叢—日本学篇』第32号(大阪大学文学部)、秋山勝「初期沖縄県政と旧慣温存策」金城正篤他, 2005, 『沖縄県の百年』(山川出版社)などがある。

- (5) 奥田晴樹, 1993, 『地租改正と地方制度』(山川出版社): p.10(典拠は大内兵衛・土屋喬夫編, 1933, 『明治前期財政経済史料集成』第7巻、改造社)より重引。奥田は、「ここでいう旧慣とは石高制にはかならない」と述べている(同前)。
- (6) 『琉球処分下』(『宝玲叢刊第二集 琉球所属問題関係資料』、1980, 本邦書籍): p.103。
- (7) 同前:p.175。
- (8) 『沖縄県史』第21巻(1968, 琉球政府): p.595。明治36年の「沖縄県土地整理紀要」による。
- (9) 『沖縄県史』第2巻〔政治〕(1970, 琉球政府): p.149。
- (10) 『沖縄県史』別巻〔沖縄近代史辞典〕(1977, 沖縄県教育委員会)および『沖縄県史』第5巻(1975, 沖縄県教育委員会)。
- (11) 『沖縄県史』第6巻(1975, 沖縄県教育委員会)。
- (12) 前掲注(10)『沖縄県史』第5巻。
- (13) 同前。
- (14) 『琉球列島における社会的、文化的ネットワークの形成と変容に関する総合的研究』(平成13年度~平成15年度科学研究費補助金(B)(2)研究成果報告書、研究代表者安江孝司), 1994。
- (15) 勝田政治, 2000, 『廃藩置県』(講談社): p.61。
- (16) 牧英正・藤原彰久編, 1993, 『日本法制史』(青林書院): p.264。
- (17) 前掲注(3)『新沖縄史論』: p.175
- (18) 同前: pp.181-182。安良城盛昭の「版籍奉還なき廃藩置県論」は、なぜ沖縄における土地所有権の認定が、地券の発行やそれに続く地租改正でなかったのか、重要な示唆を与えているよう思える。沖縄県土地整理法第2条では「其ノ村ニ於テ地割セル土地ハ地割ニ依リ、其ノ配当ヲ受ケタル者、又ハ其ノ権利ヲ継承シタル者ノ所有トス。但シ、其ノ配当ヲ受クヘキ者多数ノ協議ニ依リ、此ノ法律(沖縄県土地整理

- 法一引用者) 施行ノ日ヨリ一ケ年以内ニ地割替ヲ為スコトヲ得」(前掲注(8)『沖縄県史』第21巻:p.603)と「土地所有権ノ処分」(同前:p.606)が村に託され、「地租改正」ではなく「土地整理事業」と称された。「版籍奉還なき廃藩置県論」と、土地整理事業はどのような関係にあるのか、今後検討していかなければならない課題である。また、安良城説にしたがえば、奄美地域も版籍奉還の対象にはなっていないことになる。なぜなら、領知判物には、琉球国の石高は奄美を含めて「拾貳万三千七百石」と記されているからである。「版籍奉還なき廃藩置県論」によって鹿児島県に組み込まれた奄美地域では、「地租改正」が行われている(森田誠一, 1971, 「植民地的政策下における近世・近代における南方離島社会の史的考察—奄美大島調査ノートの一部として—」『法文論叢』、熊本大学法文学会:p.13)。奄美地域地租改正の法的根拠はなにか、これまた課題であろう。
- (19) 『沖縄県史』第12巻(1966, 琉球政府):p.1。
 (20) 同前:p.13。
 (21) 『沖縄県史』第1巻(1976, 沖縄県教育委員会):p.47および前掲注(9)『沖縄県史』第2巻:p.114。毛利敏彦は「尚泰を琉球藩王に任命する方針を決定した時点において、日本政府がすでに台湾出兵を意図していたとは信じがたい」と述べているが(『台湾出兵』、1996, 中央公論社:p.18)、近年の研究でも、「琉球藩」の設置は、台湾出兵の口実として行われたとする見解が有力である(川畑恵, 1998, 「岩倉具視と台湾出兵問題」安岡昭男編『近代日本の成立と展開』(巖南堂)および真栄平房昭, 2001, 「幕末維新时期における琉球の位置」明治維新史学会編『明治維新とアジア』(吉川弘文館)。
 (22) 前掲注(19)『沖縄県史』第12巻:pp.91-92。
 (23) 『琉球処分 上』(『宝玲叢刊第二集 琉球所属問題関係資料』、1980, 本邦書籍):pp.197-198。
 (24) 前掲注(19)『沖縄県史』第12巻:p.29。
 (25) 『東恩納寛惇全集』第2巻(1978, 第一書房):p.341。
 (26) 同前:p.342。
 (27) 同前:p.342。
 (28) 松田道之編『琉球処分』の概要については、金城正篤が前掲注(10)『沖縄県史』別巻や『沖縄大百科事典』(1983, 沖縄タイムス社)で紹介している。
 (29) この時期の調査や研究について、前掲注(10)『沖縄県史』別巻、『沖縄県史』第5巻、前掲注(11)『沖縄県史』第6巻に詳しい。
 (30) 『沖縄県史』第14巻(1965, 琉球政府)。
 (31) 前掲注(10)『沖縄県史』別巻:p.580。
 (32) 前掲注(19)『沖縄県史』第12巻:p.2。
 (33) 前掲注(1)金城正篤『琉球処分論』:p.74。
 (34) 松下志朗編, 2006, 『奄美史料集成』(南方新社)に収録。なお、同書では「南嶋雑集」となっているが、雑を新漢字になおした。／は、原文改行を示す。以下同。
 (35) 同前:p.9。
 (36) 奥田晴樹, 2001, 『日本の近代的土地所有』(弘文堂):p.62。
 (37) 弓削政巳, 2006, 「初期明治政府の奄美島嶼に対する政策について」『沖縄民俗研究』第24号(沖縄民俗研究会)、原井一郎, 2005, 『苦い砂糖』(高城書房)を参照。
 (38) 前掲注(19)『沖縄県史』第12巻:pp.315-316。
 (39) 杉谷昭「初期沖縄県政の諸問題」丸山雍成編, 1996, 『近代における南西諸島と九州—その関係史的研究』(多賀出版):p.486。
 (40) 久布白兼武『原應侯』(大正15年, 私家版)、年譜。
 (41) 金城正篤, 2004, 「『史料紹介』初代沖縄県令鍋島直彬関係文書」(『史料編集室紀要』第29号)参照。
 (42) 杉谷前掲注(39)論文:p.4。
 (43) 『近世地方経済史料』第10巻(1958, 吉川弘文館):pp.212-225。
 (44) 「原顧問」が原忠順であることを裏付ける史料は、今のところ確認できない。しかし、前掲『原應侯』では、この時期があいまいであること、明治31年まで機能していた史料「他村<仕明地・旧地頭地・百姓地叶掛地>貢租収入帳 嘉数村」が琉球大学の原忠順文庫にあること(拙稿「史料紹介、他村<仕明地・旧地頭地・百姓地叶掛地>貢租収入帳 嘉数村」『豊見城市史だより』第9号, 2006, 豊見城市教育委員会)、などから退任後も何らかの形で沖縄県政にかかわっていた可能性が高い。
 (45) 『沖縄県史』第13巻(1966, 琉球政府):p.185。
 (46) 明治17年『官員録』および「池田成章」前掲注(10)『沖縄県史』別巻:pp.15~16。
 (47) 『沖縄県史料』〔近代3〕尾崎三良/岩村通俊沖縄関係史料(1980, 沖縄県教育委員会):pp.344-352。
 (48) 同前。
 (49) 同前:p.338。5月16日の「編纂課事務章程」では、下記のようにになっている(同前:pp.343-344)。本務係/第一条 庁中一切ノ文書ヲ編纂保存シ及庁中備付ノ書籍ヲ監守スル事/第二条 布告布達及県達報告ノ類ヲ印刷スル事/第三条 布告布達及県達ノ類改正アルモノ校正記入シ及索引ヲ編製スル事/第四条 旧藩制度及沿革等取調ノ事/第五条 県治沿革取調ノ事/第六条 県治統計表ヲ作ル事/第七条 県誌ヲ編輯スル事/第八条 本県布達全書ヲ作ル事/第九条 書籍目録ヲ作ル事/第十条 出版ニ関スル願伺届受理スル事/第十一条 書庫及印刷所ヲ監守スル事/地誌編纂係/第十二条 地誌編纂ノ事
 (50) 同前:pp.364-365。
 (51) 同前:p.347。
 (52) 前掲注(45)『沖縄県史』第13巻:p.184。
 (53) 前掲注(21)『沖縄県史』第1巻〔所収年表〕:p.50。なお、前掲注(46)『沖縄県史』第13巻には、明治16年12月22日付の「沖縄県令 岩村通俊」名の文書が見える(p.96)。退任月日は、再検討の必要があると思われるが、退任月日を確認できる史料を発見することはできなかった。後考を俟つ。
 (54) 前掲注(45)『沖縄県史』第13巻:p.242。

- (55) 前掲『沖縄県史』第21巻：pp.337-351。「地割制度」は、「沖縄県日誌」に見える「公文田配置方法取調書」（『沖縄県史』第11巻：p.680）と同一であろうか。
- (56) 『沖縄県文化財調査報告書』第6集〔津堅島地割調査報告書〕（1977年、沖縄県教育委員会）。
- (57) 前掲注（47）『沖縄県史料』〔近代3〕：p.86。
- (58) 同前：p.88。
- (59) 「明治17年旧慣調査書」の詳細については、拙稿「明治17年の沖縄県旧慣調査とその背景」（『沖縄文化研究』35（法政大学沖縄研究所、2009年3月刊行予定）で論じた。
- (60) 田村浩，1977，『琉球共産村落の研究』（至言社）にも「今帰仁間切旧慣地割ニ関スル問答書（明治17年）」を含む5点の「問答書」が紹介され、鳥越憲三郎も1944年（昭和19）に県庁の書庫を調査し「間切取調書」を確認、1971年に刊行された『沖縄庶民生活史』（雄山閣）のなかに収録している。
- (61) 「明治21年旧慣調査書」については、『明治期宮古島の旧慣調査資料』（2008，宮古島市教育委員会）で全文が紹介されている。
- (62) 齋藤政雄，1997，「塙忠雄氏の『<伊是名伊平屋>両島巡回日誌草稿』について（三）」（『温故叢誌』第51号（温故学会）。
- (63) 内法については、別稿を準備している。
- (64) 同史料は、糸満市教育委員会の金城善が、インターネット検索で見つけ、複写本を筆者に提供してくれた。記して感謝したい。
- (65) 『那覇市史』資料編第2巻中の4、1971年、那覇市役所。
- (66) 同史料は、項目で290項目ある。詳細は、別の機会に紹介したいと思う。
- (67) 前掲注（10）『沖縄県史』別巻：p.70。執筆者は安良城盛昭。
- (68) 同前：p.87。執筆者は安良城盛昭。
- (69) 前掲注（28）『沖縄大百科事典』上、「一木書記官取調書」の項：p.197。
- (70) 田港朝昭，1979，「明治中期の沖縄調査—『一木書記官取調書』における“沖縄県現行制度ノ根拠”と内法・規模帳」（『近世国家の解体と近代』、塙書房）：p.388および前掲書。
- (71) 宮平真弥「一木喜徳郎の自治観と沖縄調査」（『沖縄文化研究』、2000年、法政大学沖縄文化研究所）：p.351。
- (72) 「地方制度改革案」については、福岡且行，1998，「明治二十年代中頃の沖縄県地方制度改革の胎動—沖縄県庁及び内務省の動向と『地方制度改革案』作成背景を中心に—」（『沖縄文化研究』第24号、法政大学沖縄文化研究所）を参照のこと。
- (73) 西原文雄，1991，「『琉球処分』と農村経済」（『沖縄近代経済史の方法』、ひるぎ社）。
- (74) 前掲注（65）『那覇市史』資料編2中の4：p.644。
- (75) 旧慣期の諸問題は、ながい歴史のスパーンからの視点も必要であると思われる。日本による琉球王国の併合後の沖縄近代史を、又吉盛清は「沖縄人は植民地支配と侵略戦争の近代日本史の中で、植民地帝国日本の構成員となり、地政学的な位置と（沖縄に対する＝引用者）植民地主義の国策の下で、植民地帝国を担う役割を果たすべく、同化と皇民化を受容し、植民地支配と侵略戦争の拠点と人的供給地という加害者の植民者に転落していく」（『日露戦争百年—沖縄人と中国の戦争』、2005年、同時代社：p.106）と総括している。経済統計では処理しきれない「植民地支配と侵略戦争の拠点と人的供給地」として沖縄が搾取されていったこと想起する必要があると思われる。
- (76) 近世をさしているが、ここでは王国と王府機構があった時代という意味をこめて、「王府時代」と呼称した。
- (77) 末廣昭は、「他者理解としての『学知』と『調査』」のなかで戦前「帝国日本」が行ったアジア調査研究を、①文献調査・資料収集、②物産・兵要地誌調査、③旧慣・慣行調査（民族調査を含む）、④市場・経済事情調査、⑤経済計画立案のための調査、⑥華僑・華人調査の六つに分類している（岩波講座『「帝国」日本の学知』第6巻、2006，岩波書店：p.4）。沖縄の旧慣・内法調査は、③の旧慣・慣行調査に該当すると思われるが、末廣論文では沖縄は視野に入っていない。台湾の旧慣調査については、石田眞，2003，「戦前の慣行調査が「法整備支援」に問かけられるもの」（『比較法研究の新段階—法の継受と移植の理論—」（早稲田大学比較法研究所）および川島武宜，1995，「岡松参太郎博士の台湾旧慣調査と華北農村慣行調査の末弘厳太郎博士」（『川島武宜著作集』第6巻（勁草書房）、中生勝美，2000，「ドイツ比較法学派と台湾旧慣調査」（『歴史と民族における結婚と家族—江守五夫先生古稀記念論文集』（第一書房）、春山明哲，1984，「台湾旧慣調査と立法問題」（『新沖縄文学』第60号（沖縄タイムス社）、江丙坤，1974，『台湾地租改正の研究』（東京大学出版会）、高橋益代，2005，「『台湾統計協会雑誌』総目次解題」、Discussion Paper Series No.89、一橋大学経済研究所）、同，2006，「日治期台湾については、の統計制度調査史（稿）」（Discussion Paper Series No153）を参照。朝鮮については、李英美，2005，『韓国司法制度と梅謙次郎』（法政大学出版局）、宮嶋博史，1991，『朝鮮土地調査事業史の研究』（東京大学東洋文化研究所紀要別冊）（汲古書院）、全雲聖・上野重義，1987，「植民地地下における土地調査事業とその性格」（『九大農芸誌』第43巻第3・4号、九州大学農学部）などを参照。満州旧慣調査については、石田・前掲論文。占領地の中国華北農村旧慣調査については、石田・前掲論文および同，2000，「植民地支配と日本の法社会学—華北農村慣行調査における末弘厳太郎の場合—」（『比較法学』第36巻1号、早稲田大学比較法研究所）、久保秀雄，2003，「近代法のフロンティアにおける『文化的他者』についての知（一）（二）」（『法学論叢』第153巻第4号、第5号、京都大学法学会）。南洋地域については、矢内原忠雄，1935，『南洋群島の研究』（岩波書店、テキストは昭和17年第5刷）。全体的には、前掲岩波講座『「帝国」日本の学知』第6巻、山路勝彦，2006，『近代日本の海外学術調査』（山川出版社）、板野徹，2005，『「帝国日本」と人類学者』（勁草書房）を参照。
- (78) 『太田朝敷選集』上巻（1993，琉球新報社）：p.266。

- (79) 春山明哲, 1984, 「台湾旧慣調査と立法問題」『新沖縄文学』第60号(沖縄タイムス社) : p.80。
- (80) 又吉盛清, 1990, 『日本植民地下の台湾と沖縄』、(あき書房)。
- (81) 明治政府は、「万国公法」の論理によって「琉球処分」を強行したが、時の三司官池城親方は、オーストリア・プロシア・ロシア3国に支配されているポーランドを事例に「万国公法」の論理によっても「日清両属」は認められるはずだと反論している(西里喜行, 1987, 「琉球救国運動と日本・清国」『沖縄文化研究』第13号(法政大学沖縄文化研究所 : p.36)。万国公法と両属の論理については、真栄平房昭, 2001, 「幕末・維新时期における琉球の位置」『明治維新とアジア』(吉川弘文館)を参照した。
- (82) エリック・ホブズボウム／テレンス・レンジャー編『創られた伝統』前川啓治／梶原景昭他訳(1992年、紀伊国屋書店) : p.381。原著、Eric Hobsbawm & Terence Ranger (eds.) *The Invention of Tradition* (1983)。
- (83) 西里喜行, 1981, 『沖縄近代史研究—旧慣温存期の諸問題—』(沖縄時事出版) : p.84。なお、「封建領主」という概念については、封建制概念が揺らいでいる今日(保立道久, 2004, 『歴史学をみつめ直す—封建制概念の放棄』、校倉書房)、留保せざるをえないが至当な見方だと考える。
- (84) 近年の研究では、「琉球処分」後の沖縄を植民地ないし植民地的にとらえる論文が見られる。たとえば、西川長夫は『植民地主義論』が書かれた一九五〇年、エメ・セゼールは世界が見える場所にいたと思う。私たちももういちど当時のエメ・セゼールの場所にたちもどって世界を見直してみる必要があるのではないだろうか。そのとき沖縄は、エメ・セゼールのいう意味での植民地という特色をいっそうはっきりと示すにちがいない」と述べる(『〈新〉植民地主義論—グローバル化時代の植民地主義を問う』, 2006, 平凡社 : pp.130-131)。小森陽一も『『琉球処分』という名の植民地化』としてとらえている(『ポストコロニアル』2001, 平凡社 : pp.32-33)。上村英明も、「このふたつの地域(沖縄と北海道—引用者)が『植民地』として日本に一方的に併合されたことは、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の視点に立てば明らかとなる」と述べる(『先住民族の「近代史」』, 2001, 平凡社 : p.149)。

日本時代台湾美術教育の研究

— 日本人美術教育の始まり —

楊孟哲*

Education in Taiwan During the Era of Japanese Colonial Rule:
The beginning of arts and handicraft education that was launched by Japanese

Meng che yang

本論は前編の【日本時代台湾美術教育の研究—初期図画教育の各学制—】から引き続き台湾植民地日本人教育を中心に述べる、初期の日本の台湾での教育についてを中心に、学制や圖畫教育、手工教育課程、台湾植民地教育の差別や不平等な教育現場を列挙、日本統治下台湾教育学制の完成、多様な民族が一つの場所にいることで起こる差別教育政策、日本統治時代からの台湾美術教育の発展と当時の政治環境、伊澤修二及び後藤新平との関連性、そして植民地での美術教育の特色等について言及します。

キーワード：植民地教育，美術教育，伊澤修二，後藤新平

This discussion is an extension of the previous chapter's [A Study of Art Education Systems During the Early Period of Japanese Rule] discussion focusing on Japanese colonial education in Taiwan. Emphasis is placed on elementary schools in the early days of the colonial period. We are going to explore the arts and crafts curriculum and education system. Reference is made to the different and unequal arts education of colonial Taiwan. In respect to all levels of education and the different ethnic groups within them, a discriminative education policy for Taiwan arts education was formulated by the Japanese. As a result of the development of Taiwan arts education and the political environment during Japanese rule, a most distinctive colonial arts education environment was launched and driven by Izawa Syuji and Gotou Shinpei.

Key words : *colonial education system*; ilzawa Syuji; Gotou Shinpei.

1 はじめに

日本は明治維新以来、最も重要な項目の一つとして教育改革を挙げている。旧制学務系統を改良し、西洋教学学制を採用し、日本の教育体制を改造した。長期にわたる和漢教育系統の打破、日本の近代の創造、国体思想の強化、学力向上、国民の知識の増加など近代日本の教育改革は最も成功した経験の一つとなった。それにより日本帝国主義が効果的に創造され、対外統治の教化、植民地の良き指導者、対外的な武力による服従以外に、皇民化への導き、同化主義の実践、そして最も重視したのが思想教育の推進である。

日本近代論の論理の一環に、人的資本蓄積の重要性が提唱され、そのために「教育投資論」がだされてきている⁽¹⁾。

台湾新領土の統治に於いて、武力による結果以外に、人民の思想教化の同化は一種の「教育投資論」であり、経験の伝承、国家政策の配合、それらによる人的資本の蓄積、琉球教育はまさに最良の例である。

南海の孤島であった沖縄の「日本化」の浸透には、めざましいものがあり、その先頭に立ったのは、

*国立台北教育大學, who779779@yahoo.com.TW

勿論、沖縄人教員であった。沖縄人を切り裂く沖縄の「悲劇」は、こうして沖縄戦の最大の結末に向けて準備されたのである。

明治政府は、沖縄における皇民化教育の成果をバックにしながら、沖縄人教員の自覚をうながして台湾植民地支配を動員していく方向を明確にしていく。そのために、何時でも国家的な役割、社会的な責任が強調され、台湾を視野に入れた、琉球教育の実践が展開されていったのである⁽²⁾。

日本は台湾領有後、大多数の官吏人員以外に、一般の内地人も多数押し寄せ、台湾統治、対外的な植民地開拓、そして最終的な目的である植民地人民の教化を助長した。

このように来台した日本の内地人の官吏職員は、台湾を開拓し、植民地事業を推進する以外に、日本子弟らの教育や就学、生活の問題も抱えることになる。日本軍統治し始めた頃は、台湾情勢もまだ不安定で、抗日・反日行動が各地で起こり、日本人職員らもその治安状況を考慮し家族は呼び寄せず、単身赴任であった。

軍政時代には、女子の渡臺を禁止していたので、内地人児童の教育の必要も起こらなかつたが、明治29年4月民政を實施し、官吏の養子携帯を奨励したので、子女の渡臺するもの續出し、小學校の設立は急を要する事となった⁽³⁾。

日本人の台湾統治教育政策の学制は、台湾に於ける教育を三つに分けた。まず一つ目は大和民族（日本人）が学ぶ小學校、漢民族（土人）は公學校、そして先住民（蕃人）は蕃人公學校というように、異なった制度、異なった教学内容であり、植民地台湾の教育は始めから差別的な教育制度であった。大和人の小學校の設立は日本本土の教育制度の延長であり、その学制、課程、規則、教授要旨、と内地のものと同様であった。この事は、後の（台湾人文化協会）争点の最重要課題となった⁽⁴⁾。

2 内地人教員の渡臺

小學校は地方廳の管理に属し内地人の學齡児童を教育する所にして教則及教員の資格等全く内地に於ける小學校と同一なり随して生徒及卒業者の他校に対する入學轉學の關係に就ても内地市町村立小學校の生徒及卒業者と異なる所なし

日本軍の台湾統治は、次第に増える来台した内地人師弟の就学の必要性により、小學校の設立を余儀なくされ、学制の全権を握る伊澤修二は、台湾統治2年目の1896年（明治29年）私立學校を開校し、在台日本人専用の學校制度を發展させた。

當時大稻埕 建昌街に私立日臺語學校があり、29年12月2日よりそこに渡臺少年の爲小學校を特設し、又艋舺 龍山寺の曹洞宗臺北國語學校に於いても、新に内地人子弟の教育を開始した。これ等私立學校に收容せる内地人児童數は、明治29年度末には200名以上に達した。これが爲當局に於しても、國語學校附屬として小學校の設立を企圖し、高等師範學校訓導新井博次を國語學校教諭に任命し、開設準備に當らしめた⁽⁵⁾。

来台する内地人は次第に増え続け、軍人・文官・商人らの家族や児童の教育問題は、当局が至急解決しなければならない問題であった。1897年（明治30年）新校舎が完成し、同年6月26日次のような規程が發布された。

六月二十六日左の如く發布（府令第二七號）され
た。臺灣總督府國語學校附屬學校ニ左ノ一校ヲ追加シ其名稱位置左ノ通り相定ム

臺灣總督府國語學校第四附屬學校 臺北
同時に臺灣總督府國語學校第四附屬學校規程（府令第二八號）が發布された。

第一章 通則

第一條 本校ハ臺灣總督府國語學校規則第四條ニ

依り本島ニ在ル内地人ノ児童ヲ教育スル所トス

第二條 本校ニ小學科及補習科ヲ置キ其修業年限ハ小學科ヲ六箇年トシ補習科ヲ二箇年トス

第三條 小學科ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地理日本歴史理科図画唱歌體操裁縫（女兒）トス

第四條 補習科ノ教科目ハ修身読書作文土語（男兒）習字算術家事及操裁（女兒）體操（男兒）トス但読書ハ國文及漢文ニ分チ漢文ハ男兒ニノミ之ヲ課ス

第五條 學級ノ編制ハ五十名ヲ以て一學級トス但小學科四學年マテハ男女トモ同一ノ學級ニ編入シ第五學年以上及補習科ニアリテハ之ヲ區別ス

第二章 教授ノ要旨及程度

第十五條 図画ハ眼及手ヲ練習シテ通常ノ形體ヲ看取シ正ク之ヲ畫クノ能ヲ養ヒ兼テ意匠ヲ練リ形體ノ美ヲ辨知セシムルヲ以テ要旨トス

初年ニ於テハ直線曲線及其單形ヨリ始め時々直線曲線ニ基キタル諸形ヲ工夫シテ之ヲ画カシメ漸ク進ミテハ簡單ナル形體ヨリ諸般ノ形體ニ移リ實物若クハ手本ニ就キテ画カシム図画ヲ授クルニハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及児童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ画カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尚フノ習慣ヲ養ハンコトヲ要ス⁽⁶⁾。

「優越的民族である内地人は、統治者であり、植民地の支配者であり、明治維新の洗礼を受けた新興国家であり、文明人であった」との自負が見られる。

日清戦争を新旧文明を代表する日本と中国の対立

と位置づけ、新文明が旧文明を乗り越える行為とした（以下省略）⁽⁷⁾

当然絶対主義者は自らの優位性から異なった学制を敷き、不平等な学制を実施した事は当然であり、在日日本人小学校の存在は、一種の台湾島民らに対する優越感であった。学校に於ける教育は、様々な学科目中国画教育は必須科目となり、台湾において始まろうとしていた。これは奇跡的と言えるのか？ それとも偶然なのか？ 植民地台湾の全く新しい美術教育課程は今までになかったものであった。

六月十六日假開校を行ひ、十八日より授業を開始した。生徒は五十一名であったが、其後日々引續奇二三の入學者あり、月末には六十二名（男三七女二五）に達した。學級は一二年を一學級に編成、雇員黒羽菊次郎之を擔當、三年以上補習科を一學級に編成、雇員山科宣次之を擔當し、他に唱歌は高橋二三四、図画は増田松之を擔當⁽⁸⁾

明治30年の課目開設以来、台湾植民地の図画教育史上に記載された人物・増田松之については、残念ながら現時点ではその他文献資料での記載は見当たらない。しかし、増田松之は日本軍の台湾統治以後、初めての図画教諭であることは間違いない。

「芝山巖学堂・第一回講習員（日本から赴いた者）卒業式における伊澤修二学務部長の報告及び演説」から 一明治二十九年（1896年）七月一日、遭難六氏の建碑と同じ日に（中略）今日卒業せる四十五名は、本年（明治二十九年）三月東京に於いて募集し、四月十五日より当地に於て授業を始め、六月三十日に至る凡を二箇月の間講習したるものなり。此の募集者は、本国に於いては、小学校本科正教員の資格を有し、其年齢大略二十六七年より四十年に至る何れも學術優等にして、多年実地の教育に従事し、幾多の経験ある者を試験の

上採用したるものなり。(中略)此の講習員は、既に師範学校を卒業し、のち多年の間教師の職任に膺りたる者なれば、素より少年学生を管理するが如き規則を以て束縛すべにきあらず。各自をして自重自衛の主義を執らしめ、相互に制裁をかへ、善を奨むるの方法を以て、ただ其大体を示して之に拠らしめたる⁽⁹⁾。

台湾教育初期の教師は全て日本から来たが、当時戦乱が続き治安も不安定であった為、学生募集は困難だった。1898年(明治31年)から公学校官制試行以後、教師の需要が急増し問題となった。翌年師範学校官制試行以後、教師の人材獲得は解決した。

3 日本美術教育制度の推進

明治三十五年五月十七日、臺灣小學校官制(勅令152号)が公布された。

當初小學校官制公布の際、本島の民情を察せず、漫然内地の名稱をそのまま踏襲したので、今回の改正を余儀なくされたものである。

第一條 臺灣小學校に左ノ職員ヲ置ク

學校長 教諭 助教

第二條 學校長ハ各校一人判任トス廳長ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス學校長ハ教諭ヲシテ之ヲ兼ネシム

第三條 教諭ハ判任トス児童ノ教育ヲ擔任シ及學校長ノ指導ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四條 助教ハ判任官ノ待遇トス教諭ノ職務ヲ助ク助教ノ俸給ハ臺灣總督之ヲ定ム

附則

臺灣總督府小學校官制ハ之ヲ廢止ス⁽¹⁰⁾

台湾の内地人小学校の初期学生は日本本土と同じ学制を施行しようとした為、台湾では台湾総督府が特別に6年小学校制を取り入れた先進的な義務教育制度となった。特別学制は、1897年(明治30年)から1902年(明治35年)まで維持されたが、これは1907年日本が義

務教育を開始する5年も前のことである。台湾教育史の研究者である吉野秀公はこのことに関してこう感慨している

内地小學校と關係なく進歩せる六箇年制を採用實施されたが斯くては内地小學校と何等の連絡なく不便を感じたので明治三十年四月府令第二十四號を以て臺灣小學校規則を定められた、之に依つて内地現行の規程と一致せしむるに至つた、唯強制教育を行はざる點のみ之を異にした、次で同年五月臺灣小學校官制を發布して三十年發布の臺灣總督府小學校官制を廢止されたが要は従來の訓導を公學校官制の例に依り教諭と改め助教を置くの點が改正されたのである(以下省略)⁽¹¹⁾

よって台湾植民地は公学校と小学校の職名は異なっていた。例えば、公学校は一般的に校長、教員と呼ばれ、小学校は学校長、教諭と呼ばれた。差別教育、差別呼称はある種植民地統治における特異な現象である。同年4月3日規則改正(告示第37號)を変更した

四月三日規則改正に伴ふ小學校の名稱(告示第三七號)を變更、何れも尋常高等小學校と改稱された。同時に高等小學科の修業年限を次の如く定め(告示第三八號)られた。即ち臺北第一・臺北第二・臺南・新竹・基隆・臺中の各尋常高等小學校の高等科は何れも四年に、滬尾・宜蘭・嘉義・栗苗・媽宮・鳳山の各尋常小學校の高等科は何れも二年を定められた。(中略)三十五年十月六日地方廳に通牒、之を加へんとする時は左記の事項を具し、豫め許可を受けしめる事にした。

(中略)

二 毎週教授時數及其配當、但各科目時數との關係は、明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第十八條第三項を参照せんことを要す。

三 教科用図書は文部省に於て編纂したるもの及

文部省の検定したるものに就きて選擇し、其書名・卷冊・著譯者氏名・出版年月・出版者住所氏名・各學年の配當⁽¹²⁾。

台湾植民地教育の教学品質は、台湾人にとって実用的なものでしかなく、その教科書の編集は、第三条条文において明白である。学務部の創設以来、それら教科書の編纂は、台湾人と大和民族の決定的な区分けを意味していた。そのため、いわゆる「一視同仁・天皇的赤子（皆全て天皇の子）」であり、それは、統治上の政治的言動である。

明治三十七年四月十七日小學校規則中改正（府令第四二號）が發布された。右は小學校の教科書は文部省の著作権を有する者、又は文部大臣の検定を経たるおのに就き臺灣總督府之を採定する事としたもので、特に修身・日本歴史・地理及國語讀本に限り、文部省に於て著作権を有するものを採用する事にした⁽¹³⁾

台湾公学校の教科書は学務部編纂課主導で行われ、小学校の教科書は完全に文部省検定に合格した者でなければならなかった。当時日本で収賄汚職事件が発覚した。

菊池文部大臣は断固として教科書国定の意見を立てて案を具し、閣議を経並びに樞密院の諮詢を経て、明治三十六年の四月に發布になつたものは、即ち勅令第七十四號に依る小學校令中の改正であつた。改正になつた第二十四條第一項はもと「小學校の教科書図書は文部省に於て編纂したるもの、及び文部省の検定したるものに就き、小學校図書審査委員会の審査を経て、府縣知事之を採定す」とあつたのを單に「小學校の教科書用図書は文部省に於て著作権を有するものたるべし」といふに改め（以下省略）⁽¹⁴⁾

台湾總督府の選定で既に使用されてはいたが、しかし思想・文化・国家意識の教授科目、修身、歴史、地理、國語讀本は中央の文部省指定でなければならなかった。小学校が台湾で実施されて10年後、学制はまた変わり始めた。日本本土ですでに長く実行されてきた手工教育科目は、台湾では以下のように改正された。

4 図画と手工教育の役割

明治四十年十月八日小學校規則改正（府令第八一號）が發布された。右は臺灣小學校の生徒及卒業生も、他の學校へ入學又は轉學の關係上、市町村立小學校及卒業者と同一の取扱を受けしめる必要あり、修業年限・教科目・教則等皆市町村立小學校に準據する事になつてゐたが、本年三月二十一日内地小學校令中改正（勅令第五二號）が公布された。即ち

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス
高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト為スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第二十條 第二ノ項以下ヲ左如ク改ム
前項教科目ノ外手工、農業、商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童ニハ農業、商業ヲ併セ課スルコトヲ得ス

（中略）

改正規則は明治四十一年四月一日より實施去る事となり、同年三月七日府令第一三號を以て、「尋常小學校各學年に加ふべき手工及高等小學校に加ふべき手工、農業、商業の一科目又は數科目は四十二年三月末日迄之を闕く事を得る」旨發布された。又之を闕く期間は小學校令施行規則第十八條、「手工、農業、商業ノ三科目ヲ闕クトキハ學校長ニ於テ第一學年第二學年ノ男兒ニ就キテハ毎週二時第三學年ノ男兒ニ就キテハ毎週四時ヲ他

ノ教科目ニ配當スヘシ」とあるに従ひ、之を他の教科目に配當する事となつた。

猶図画科幾何画（施行規則第八條、高等小學校ニ於テハ……土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何画ヲ授クルコトヲ得）（中略）

図画科ハ尋常小學校第一學年及第二學年ニ於テモ之ヲ課スルモノトス。（小學校令施行規則第四號）但シ第一學年ニ對スル教科用図書ノ採定ニ至ルマデハ、學校長ニ於テ適當ナル図書ヲ選擇シ、參考トシテ使用スルコトヲ得。幾何ハ高等小學校第二學年ニ於テ之ヲ課スルモノトス。（小學校令施行規則第八條二項三項及第五號表）⁽¹⁵⁾

1907年（明治40年）日本は6年制の義務教育を実施し、台湾の植民地小学校は法令規定の下に終わっていたが、内地では長らく手工教育が実施されていた。しかし、不思議なことに日本人の小学校の手工教育上の授業は、台湾人公学校は（1904年・明治37年・府令第24号）（公学校手工教育已論述）手工教育に4年遅れて実施した。

明治40年（1907年）小学校令が改正され、義務教育年限が6カ年に延長され、手工科は法令上ある程度有利になると共に、同時に出した文部省訓令に、「手工ハ従来教育上効果顯著ニシテ必設ノ科目ト為スノ期至ルヘキヲ以テ務メテ其加設ヲ奨励センコトヲ望ム」⁽¹⁶⁾

とあったので、地方では手工を加設する学校が増加し、それに応ずるため、各地で手工科の講習会が盛んに開催され、指導的地位にある人は講習会のために忙殺されるような有様となり、手工教育は俄に活気づいた。

小学校手工授業科目は、文部省発布後必須科目として翌年開始された。

日露戦争を経て國民教育の重要さと一般國民の教育の一層深くなければならぬ事を痛切に感じた為に實現もので、年限延長に伴つて教科目、教則、教科用図書等の規程に變更を來したのである、新教科目として加へられたのは日本歴史、地理、理科、図画及手工である、小學校令に於ては手工は「土地ノ狀況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得」とあるが臺灣小學校に於ては四十一年府令第十三號に依り「明治四十一年四月一日ヨリ尋常小學校各學年ノ教科目ニ手工ヲ加フ」とせられ必須科目となつて居る、（中略）大正四年五月府令第三十號を以て「高等小學校教科目及教則」が制定された第一條には左の通り規定されて居る。（中略）實業、ハ商事要項、商業算術、商業書信、商標讀方、實業法規、図案、印刷、彫刻、指物、製革、測量、開墾、耕作、養蠶、養畜、造林、水産其ノ他ノ商業工業及農業ニ關スル事項ニ就キ其ノ土地實際の業務ニ必要ナルモノヲ授クヘシ⁽¹⁷⁾。

更に、

明治三十五年四月一日官制改正に伴う臺灣小學校規則（府令第二四號）が發布された。

第一條 小學校ハ内地人ノ學齡兒童ヲ教育スル所トス

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分チテ尋常小學校及高等小學校トス

第三條 尋常小學校ノ修業年限ハ四箇年トシ高等小學校ノ修業年限ハ二箇年又ハ四箇年トス

第四條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、唱歌、體操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ

第五條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、體操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ

修業年限四箇年ノ高等小學校ニ於テハ英語ヲ加フルコトヲ得

本規則は内地小學校令及同施行規則に準據し、科目・修業年限・程度等全く内地と同様なので、明治三十五年六月九日文部省令を以て、内地學校への入轉學關係も、内地小學校同等と認められた。併し一方従來の本島特殊の施設は、全部失はれる事となつた⁽¹⁸⁾。

日本本土文部省の規則によると、台湾在住の大和人小學校は本土の法令に同じにし、尋常小學校4年、高等科2年あるいは4年間本土の学制と完全に一致するものとした。これによって、上記の規則改正により図画教育は本来毎週2時間の課程となり、高等科5年生以上は必須とし、図画課程の学習とした。女子の裁縫課程は増加したが、図画教育の時間が減少したことは後退した現象といえよう。

第十八條に、「手工、農業、商業ノ三科目ヲ闕クトキハ學校長ニ於テ第一學年第二學年ノ男兒ニ就キテハ毎週四時ヲ他ノ教科科目ニ配當スヘシ」とあるに従ひ、之を他の教科科目に配當する事となつた。猶図画科幾何画（施行規則第八條、高等小學校ニ於テハ……土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何画ヲ授クルコトヲ得）（中略）図画科ハ尋常小學校第一學年及第二學年ニ於テモ之ヲ課スルモノトス。（小學校令施行規則第四號）但シ第一學年ニ對スル教科用図画ノ採定ニ至ルマデハ、學校長ニ於テ適當ナル図書ヲ選擇シ、參考トシテ使用スルコトヲ得。幾何画ハ高等小學校第二學年ニ於テ之ヲ課スルノモトス。（小學校令施行規則第八條二項三項及第五號表）⁽¹⁹⁾

（府令第24号）により1902年（明治35年）実施し、6年後文部省は新規に小學校令施行規則第4号表、第5号表、

内地の手工教育と図画教育は必修科目として同時に実施されたが、台湾では手工教育は選択科目であった。だが、法規の中では手工教育として現れており、明治40年以後の手工教育は単純な美術教育であったが、実業教育あるいは実用主義の方向と農業・商業との結合により変化していった。これは、植民地台湾の大きな変化の現れでもあり、また後期に山本鼎が來台する原因ともなった。

内地小學校令改正に伴ふ注意要項通牒

明治四十四年七月三十一日、内地小學校令中改正（勅令第二一六號）公布され、同日小學校令施行規則中改正（文部省第二四號）も發布された。（中略）小學校令は臺灣小學校規則第五條に依り直に依據すべきものなるも、従來本島の高等小學校に在りては、手工を加ふるの外地に加設科目なきを以て、此の改正の為實際に何等影響する所なし。

（中略）第十二條第一項（手工中「簡易ナル物品ヲ製作スル能ヲ得シメ」ノ下ニ「工業ノ趣味ヲ長シ」ヲ加ヘニ改ム）（中略）附則は、臺灣小學校規則第五條に依り直に依據すべきものにして、特に注意すべきは高等小學校各學年の教授の程度及毎週教授時數、即ち第五號表の改正なりとす。本表に於ては理科、図画、唱歌、裁縫、手工の教授時數を改め、理科及手工の教授の程度も亦追加又は改正ありたり⁽²⁰⁾。

日本の文部省24号令については、山形寛著『日本美術教育』の中でこのように評論している。

文部省の訓令にもあるように、手工はわずかずつではあるが加設する學校がふえて来たのであるが、この改正で、これまで農業、商業と併課することができたのが、併課することができなくなりそのため、農村では手工をやめて農業をとり、都市の學校ではこれまで独立した科目であった英語

が商業の中に包含されたため、英語を学ぶために商業をとる児童が多くなり、手工を加設する学校が減少した。且つ一週六時間という授業時数は、この現象に一層の拍車をかける結果となった。即ち一週二時間くらいだと、大した設備が無くても、また、大した手腕を持たない教師でもある程度指導し得たのであるが、毎週六時間だとそうは行かないため、手工を設置する学校はだんだん減って行った。この傾向は大体大正十二年（一九二三年）頃まで続いた⁽²¹⁾。

明治政府は1919年に、手工教育と図画教育を分けて考えるようになり、植民地台湾の公学校と先住民学校、小学校の図画と手工は、いかなる法令修正或いは訓令でも全ての教育指導方向に影響した。

教育は植民地台湾の指標する作用があり、明治末期手工教育の成果は産業教育や工業の発展に顕著に現れ、台湾の南方気候特有の竹、木、編み物、刺繍、更には

先住民族伝統工芸品等、北国日本のものよりはるかに豊富な産物を有した。図画教育は比較的安定した。

臺灣高等小學校教科目及教則

大正四年五月六日臺灣高等小學校教科目及教則（府令第三十號）が發布された。右は臺灣小學校の教科目及教則は、小學校令及同施行規則に依據する事になつてゐるが、中學校及女學校に進まない者には、高等小學校が唯一の教育機関となつてゐる。（中略）

第一條 高等小學校ノ教科目教則ハ明治四十年十月府令第八十一號臺灣小學校規則ニ依ルノ外土地ノ情況ニ依リ本令ニ依ルコトヲ得

第二條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、家事、図書、唱歌、體操、實業、裁縫トシ理科及實業ハ男兒ニ、家事及裁縫ハ女兒ニ課ス

臺灣高等小學校各學年教授程度及每週教授時數表

教科目	每週教授時數	第一學年	每週教授時數	第二學年
図画	1	諸般の形態(簡易なる幾何書)	1	同上
計	男 30 女 32		男 30 女 32	

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リテ尚之ヲ課スルコトヲ得
(中略)

臺灣小學校補習科各學年教授程度及每週教授時數表

教科目	每週教授時數	第一學年	每週教授時數	第二學年
實業	男 18	商業、工業、農業ニ關スル事項ニ就キ其ノ土地實際ノ業務ニ必要ナル事項	男 18	同上
計	男 32		男 32	

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リテ尚之ヲ課スルコトヲ得²²

この法令は、本来の手工教育にとって思わしくない現象であった。国家政策にとっても主要な考えであり、決して芸術を創作するということではなく、単に技能・技術を高めるに留まった。長年実施の結果、美術教育の体系の中ではあったが、法令の規定（土地の状況により適宜取捨選択し得る事に改め）により、その他実業課程が自由に選択された。もし、学校が農村あるいは山村であっても、都市の学校とは異なっていた。

台湾では多元的な学校体制が組まれたが、手工教育は終始不安定な状況であった。大正4年以後、選択科目となり、完全に学校長独自に決定することが可能となり、図画教育は大正年代以後小・公学校共に必修科目となった。

高田文部大臣の訓示

大正三年（一九一四）以後、東京高等師範学校では、図画手工専修科の募集を中止していたが、それに代るものとして、大正四年（一九一五）から、期間二か月の長期手工講習会を開いた。その第一回講習会の終了式に、文部大臣高田早苗が自ら臨場して左記の訓示をした。

「……近時我国教育ノ発達頗ル顯著ナルモノアルハ、国家ノ為諸君ト共ニ同慶ノ至ニ堪ヘザルナリ。……然トテ雖実科的学科ニ在リテハ……我国ニ於テハ尚頗ル幼稚ノ情況ニアリ。而モ実科的学科ノ振興、実用知識ノ涵養ハ之ヲ実業教育ノミニ俟ツベキニアラズ。普通教育国民教育ニ於テモ決シテ忽諸ニ附スベカラザルナリ。……日常実用的常識ヲ豊富ナラシメ、社会ノ文明進歩ニ伴ヒ実生活ニ順応セシムルコト……ニ努メザルベカラズ。手工科ノ改善進歩ヲ促ス所以亦実ニ茲ニ在リ⁽²³⁾。」

日本は1904年の日露戦争以後、1914年の第一次世界大戦の勃発まで経済が不振で、物価の高騰、日本本土では米騒動が起り、生活困難の時期が到来した。当時の手工教育は産業振興の趣があり、自国生産と生産

技術の向上が目的であった。上述の文章に「日常実用的常識ヲ豊富ナラシメ、社会ノ文明進歩ニ伴ヒ実生活ニ順応」とある。当時の手工教育は現実主義であり、日常生活を反映させたものであった。

明治天皇が死んだ明治四十五年には、「諒闇不景気」などといわれたほど、暗い沈滞のうちに低迷していた。この不景気に活気を与えたのは、大正四年に勃発した第一次大戦だった。沈滞していた日本の資本主義は、この大戦に乗じてものすごいブーム（好況）にめぐまれた。（中略）この大戦のうちに、労働者の賃金は八割ばかり増加したが、生活費は二倍半以上に高まり、米一石の平均値段は大正五年の十三円から同八年の四十六円へと、三倍以上の騰貴を示した。そこで生活にこまった労働者たちは、あちらこちらで立ち上り、第一次大戦中には労働争議がどんどん増加した。この勢が大正七年の米騒動へ、集中的に発展して行ったのである⁽²⁴⁾。

5 産業発展と美術教育の実践

1931年（昭和6年）満州事変以後、植民地台湾は日本軍の“南進基地”と化し、誰もが承知していた。よって、台湾教育は多くの実業科目以外、産業教育発展に大きな重点が置かれた。

昭和八年十二月十日同上規則中改正（勅令第一四一號）が發布された。右は小學校令及同施行規則の改正並教科用書の改訂等に伴ひ、且本小學校教育の實情に鑑み改正を加へたものである。改正の要點をあげると、

- (一) 國語教育の徹底（中略）
- (二) 実業教育の徹底

従来高等小學校では、實業を随意科目又は選擇科目としてゐたのを必須科目とし、

又尋常小學校にも新に實業を加へ、之を必修せしめる事とし、以て實業教育の徹底を期した。

- (三) 図画・手工・家事の徹底

従来高等小学校では図画・手工・家事は事實上随意科目又は選擇科目となつてゐたのを必須科目とし図画・手工に於ては、工夫創造の力を陶冶し、家事に於ては女兒としての教育上遺憾なきを期せしめた。

(四) 教科目

日本歴史を國史と改め、小学校令及同施行規則に準じ工業の一科目を加へた。

(中略)

(七) 新に戦争又は之に準ずべき事變に際し、公務の爲死亡した者の子弟に對しては、授業料の減免の規程を小学校令施行規則に準じて設ける事とした。
等がその主なるものである⁽²⁵⁾。

昭和年代以後の日本の小学校もまた軍国主義の対外侵略戦争により、教学内容も変わらざるを得なくなり、国家政策に配合された。その中の第4條文改変以後、特別に注意しなければならない事は、皇民精神教育の日本歴史の改称で、国史、並びに工業科目を加え、実業科目は独立した一個の学習過程となった。時代の变化は、軍国需要の爲、日本の文部省は国防の爲、小学校の科学・工業知識に力を入れた。

美術教育方面では、1933年に開始された植民地台湾の手工教育の流れの中、手工教育としての名称を獲得し、随意科から選擇科目になるまで必須科目であった。それは27年間続いたが、植民地台湾の小学校手工必須課程として完成し、図画教育同様、比較的運良く重要視された。

1941年(昭和16年)台湾で国民学校令が發布され、1943年(昭和18年)まで台湾で全面实施された。国民の義務教育、台湾内部の公学校教育或いは社会教育もまた多大な変化と影響を受けた。

一 国民学校令

昭和十六年三月一日 勅令第四百四十八号

第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教

育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 国民学校ニ初等科及高等科ヲ置ク但シ土地ノ情况ニ依リ初等科又ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第三条 初等科ノ修業年限ハ六年トシ高等科ノ修業年限ハ二年トス

第四条 国民学校ノ教科ハ及高等及高等初等科ヲ通ジ国民科、理科科、体鍊科及芸能科トシ高等科ニ在テハ実業科ヲ加フ

(中略)

芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、習字、図画及工作ノ科目トシ初等科ノ女兒ニ付テハ裁縫ノ科目ヲ、高等科ノ女兒ニ付テハ家事及裁縫ノ科目ヲ加フ

実業科ハ之ヲ分チテ農業、工業、商業又ハ水産ノ科目トス

(中略)

第二次大戦後、日本は敗戦により1895年から統治を開始した植民地台湾の教育もまた終焉した。1943年に於いて長谷川總督の下で義務教育が実施されたが、1941年以後の手工教育は図画工作となり、芸能科は学校教育の中で学習科目として取り入れられた。これにより、小公学校は歴史の名称となり、一律に国民小学校と改められた。

6 おわりに

本論文は、日本が台湾を植民統治した時代の文化政策、特に美術教育の意義と役割を当時の資料を基に分析した論文である。日本の近代は1868年の明治維新から始まった。300年に近い鎖国制度を改め、欧米の近代国家にならない文明制度を取り入れ、幕末の混乱と化した日本を改革し、社会を一新した。

1871年(明治4年)欧米の先進的な学校制度を積極的に取り込み、小学校の美術教育から近代的な西洋式教育を施行した。英国の美術教科書の日本語翻訳などは、近代日本の美術教育の最も早い美術教科書のひとつとなった。日本の美術教育制度及び美術教育は、日

本の近代化に貢献した。

19世紀末世界中に帝国主義が広がり、日本も明治維新が成功するや、更に矛先を対外に差し向け、1894年の日清戦争へ突入し勝利する。そして台湾を獲得する。

日本が台湾を植民地として統治した50年間（1895～1945年）、台湾總督府は国語伝習所を運営していくことで、台湾植民地教育を展開した。初任の学務部長伊澤修二が、1897年（明治30年）に帝国教育会の演説中の「台湾公学校設置の具体法案」に対し、次のような記録がある。「旧来の教育の形骸を存じて、これに一新の精神を注入し、無用の文字を廃して、有用の学術を加える」。いわゆる有用学術とは、漢学校の課程部分を廃止し、生活に必要な科目である「図画教育」を加えていくと明確に指示したのである。

總督府民政長官後藤新平は、明治36年学事諮問会議の席で、植民地教育というものは国語普及だけに限るものであって、知育開発に至ってはなるべくこれを避けるべきであると言明している。この発言が後に台湾總督府の一貫した植民地教育制策につながっていったことから考えると、台湾總督府が台湾の文化発展の手段として日本語を普及させたわけではないことは明らかである。

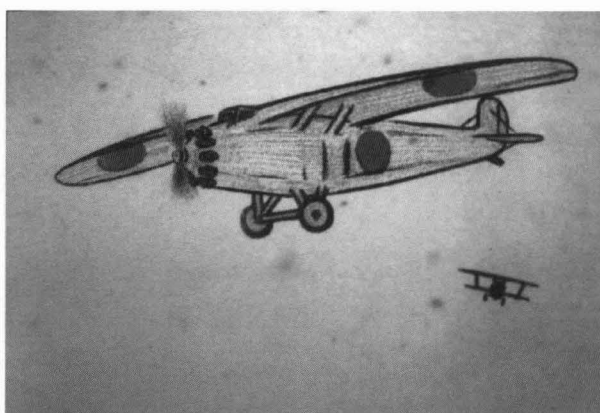
伊澤と後藤の植民地政策は異なっていた。当時後藤の主張はまず高圧政策を定めた。台湾産業の展開する教育を「無方針」と言い、同化政策も配布のことも避けた。農工業を着手して、学校教育は手工技術を重視し、台湾手工産業や手工教育が先に進められていた時代である。

日本統治時代、台湾の美術教育政策は歴代總督が変わるごとにその理念の違いにより異なる教育政策が施行された。当時教師の人材が乏しく、台湾島民もまた不平等な差別教育制度を受けていた。また、台湾図画教育の発展は、日本人による早期師範制度及び中期来

台した日本の東洋・西洋画家らと結合し、随時日本の統治方法に適応し、社会治安維持のため半日感情を抑え、最新の美術を学んだ早期の台湾人画家達の努力で台湾植民地美術教育の奇跡的発展が実現した。

注釈

- (1) 海老原治善『現代日本教育政策史』株式会社三一書房、1965年、15頁。
- (2) 『日本植民地下の台湾と沖縄』沖縄あき書房、1990年10月27日、96～97頁。
- (3) 『台湾教育沿革史』台湾教育会編、青史社、1939年、410頁。
- (4) 『台湾統治綜覽』臺灣總督府官房文書課、(明治41年)10月5日。
- (5) 前掲『台湾教育沿革史』411頁。
- (6) 前掲『台湾教育沿革史』415頁。
- (7) 額田厚『侵略戦争—歴史事実と歴史認識』筑摩書店、1999年、31頁。
- (8) 前掲『台湾教育沿革史』423頁。
- (9) 「芝山巖学堂・第一回講習員（日本から赴いた者）卒業式における伊澤修二学務部長の報告及び演説」から、1896年（明治二十九年）7月1日。
- (10) 前掲『台湾教育沿革史』426～429頁。
- (11) 吉野秀公『台湾教育史』台湾日日新報、1927年、104,105頁。
- (12) 前掲『台湾教育沿革史』428頁。
- (13) 財団法人國民教育奨励会編纂『教育五十年史』（大正11年）9月18日、民友社、234頁。
- (14) 前掲『台湾教育沿革史』436頁。
- (15) 前掲『台湾教育沿革史』437、439頁。
- (16) 山形寛『日本美術教育史』黎明書房、1967年6月1日、386頁。
- (17) 前掲『台湾教育史』258～261頁。
- (18) 前掲『台湾教育沿革史』427～428頁。
- (19) 前掲『台湾教育沿革史』439頁。
- (20) 前掲『台湾教育沿革史』443～444頁。
- (21) 前掲『日本美術教育史』186頁。
- (22) 前掲『台湾教育沿革史』446～449頁。
- (23) 前掲『日本美術教育史』392頁。
- (24) 玉城肇『日本教育発達史』三一書房、1956年10月30日、99～100頁。
- (25) 前掲『台湾教育沿革史』453～455頁。
- (26) 前掲『日本美術教育史』643～646頁。



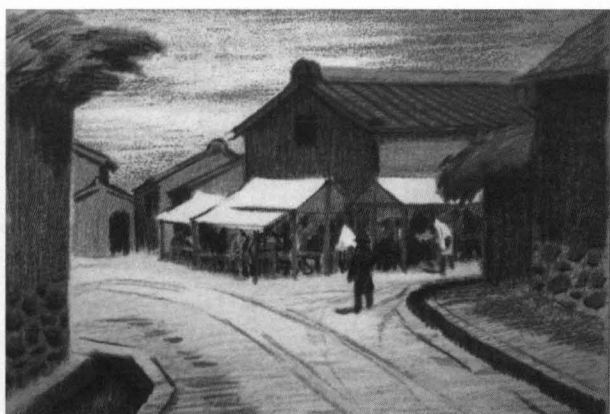
飛行機



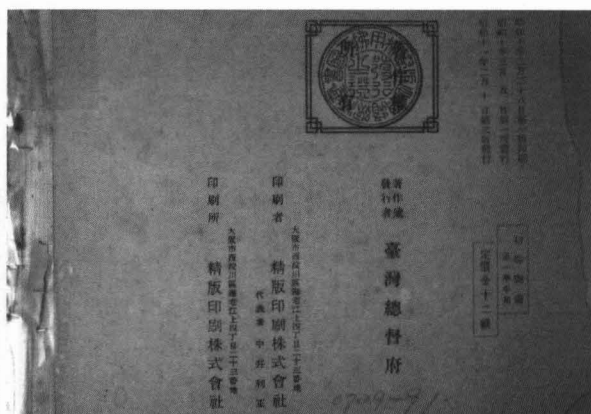
勉強



夏



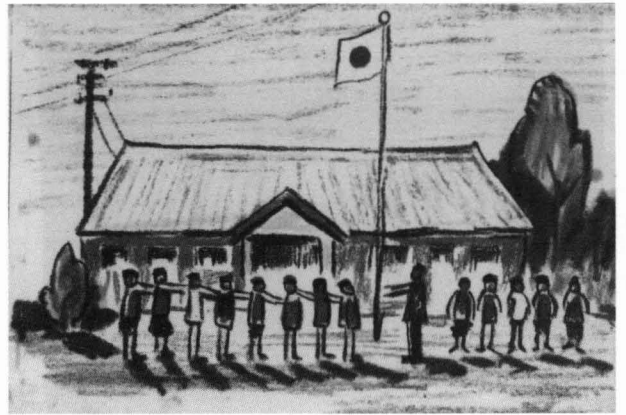
風景



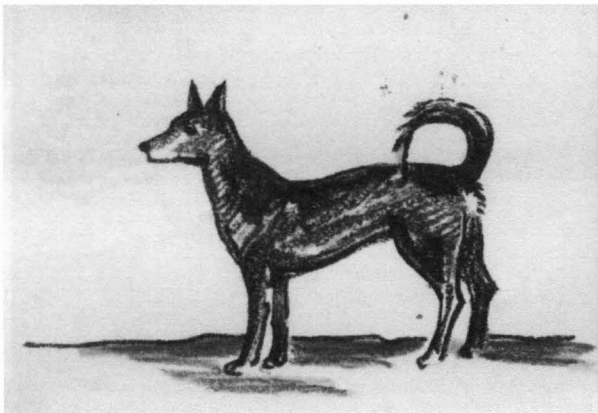
台灣植民地 台灣人 公學校

初等圖畫 全 6 冊

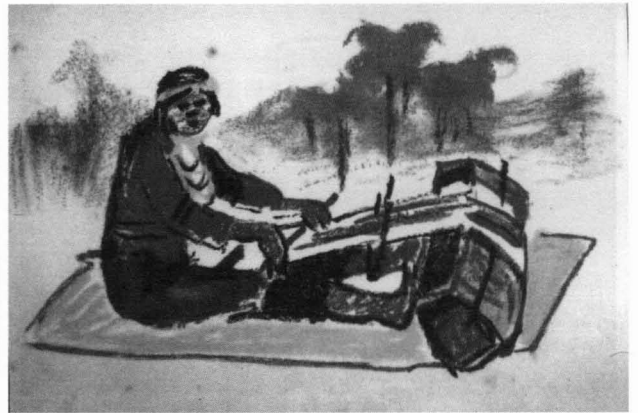
1935 年 2 月 28 日初版 台灣總督府 發行



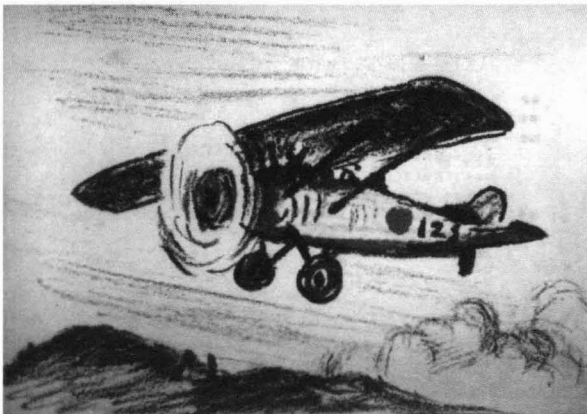
ガツカウ



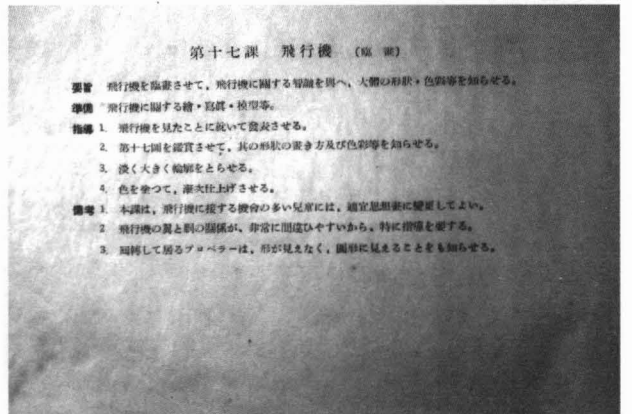
イヌ



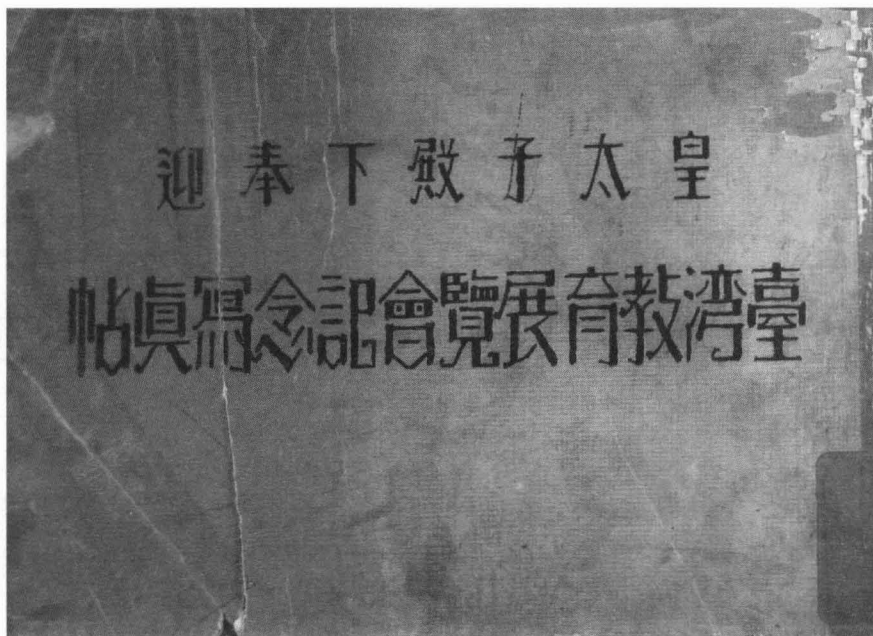
機織



ヒカウキ



台湾植民地「蕃人」先住民専用教育所圖畫帖 教師用一全4冊 1935年
 臺灣總督府 警務局 發行 1935年2月28日初版 臺灣總督府 發行



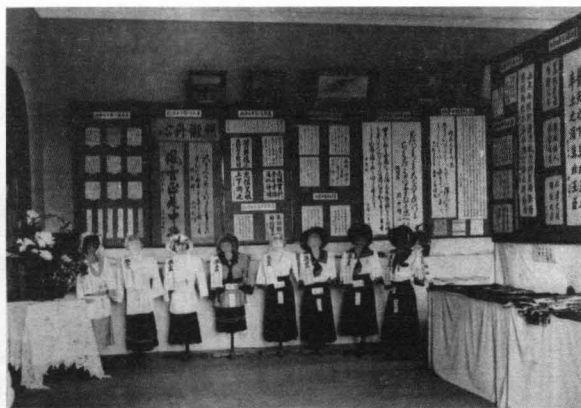
皇太子裕仁 1923 年 4 月 16 日訪台紀念寫真帖



初等教育圖畫展會場



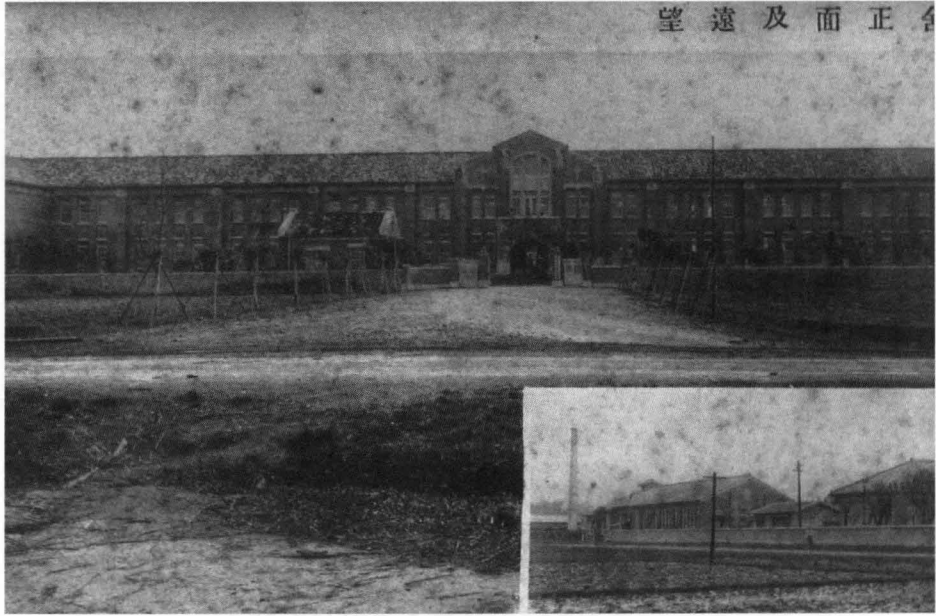
初等教育裁縫手藝展會場



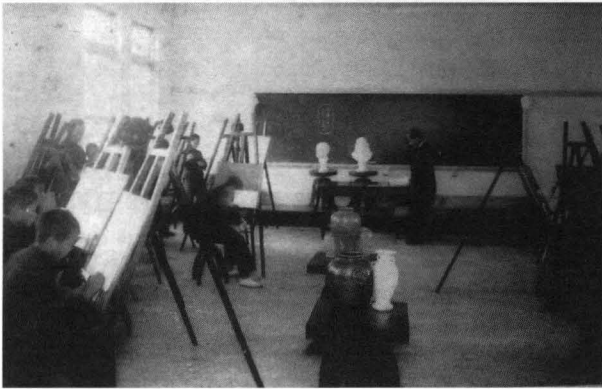
女子高等普通教育展會場



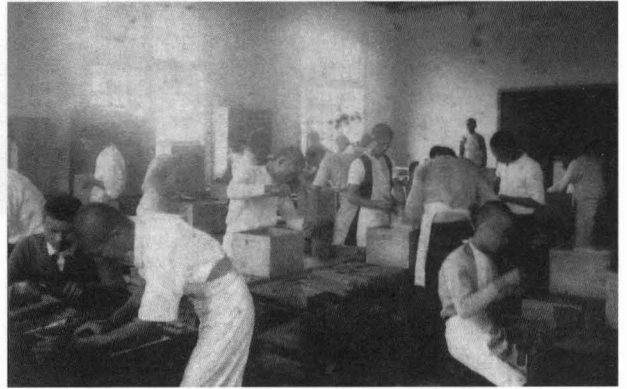
教員製作作品展會場



日治時代 1896 成立國語學校 分校 1928 台北第二師範學校「現國立台北教育大學」



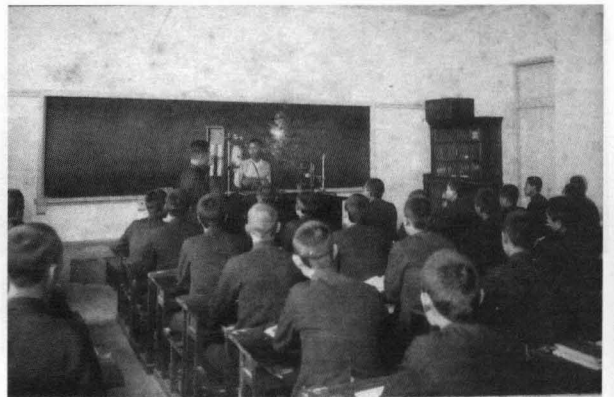
1.校內圖畫教室



2.校內手工教室



3.校內地理、歷史教室



4.校內物理、化學教室

沖縄島南部1万年史の授業化の試み

盛口 満*

Approaches to teaching the 10,000-Year History of Southern Okinawa Island

Mitsuru Moriguchi

NPO珊瑚舎スコールにおいて、沖縄島南部の一万年間の歴史の中での自然の変化を扱った環境教育の実践を試みた。南部の自然変化を大きく「原生自然の時代」「農耕の時代」「現代」にわけ、化石の観察による原生自然の復元や、古からの聞き取りを元にした農耕の時代の自然利用の教材化をおこなった。こうした授業の試みをへて、生徒たちがどのような認識を持つに至ったかを報告し、かつ今後の環境教育に必要な視点を考察する。

キーワード：珊瑚舎スコール、一万年史、環境教育

1. はじめに

環境問題が重要事項として取りざたされ、世界的に持続可能性のある社会が模索される中、教育現場においてもそのような社会情勢とどう向き合うかが問われている。これからあるべき社会を探るためには、現在に至るまでの歴史の俯瞰が必須であろう。しかしその歴史とは国家単位のような広範囲の歴史ではなく、きわめて限られた範囲内のいわば目に見える地域内の歴史を取り扱うことが重要である。それは人類の歴史上、ごく最近まで、人々の日常はそのような限定された地域内において営まれてきたからであり、そもそも人間の自然な空間認識力もそのようなものとしてあるからだ。著者の居住する沖縄においては、伝統的にそのような限定された地域を「しま」と言い表している。これは地理的な意味での島ではなく、行政区分でいえば、ほぼ字と重なる地域をさしている。本論では沖縄島南部のこの1万年の歴史を「しま」に着目し、教材化を試みた。環境教育の一例として、地域の自然や自然利用の変化の歴史を通じ、「自分たちはどこからきて、今どこにいて、将来どこへ行こうとするのか」という問題意識につながる学習を目指した。以下にそのカリキュラムを紹介するとともに、授業内容について考察して

いきたい。

2. 授業の場の概要と授業で扱った地域の概要

この授業は2007年前期、NPO珊瑚舎スコールにおいて、90分授業15回分として行われた。

NPO珊瑚舎スコールは2001年に沖縄県那覇市に設置されたフリースクールであり、中等部、高等部、専門部、夜間中学部を併設している。中等部、高等部などはそれぞれに個別の時間割が組まれており、各専門の講師が授業を担当している。著者は週1回、ボランティアとして、高等部1年の「自然」講座と、高等部3年及び専門部1年合同の「沖縄の自然」講座の授業を担当している。今回、報告する「沖縄島南部1万年史」は、このうち「沖縄の自然」講座での試みである。受講者は高校生3人(途中で1人メンバーが交代した)、及び専門部生4人(うち1人は社会人の聴講生)の合計7名である。

珊瑚舎スコールの生徒、学生は沖縄のみならず、全国各地からも入学者がある。このため、校舎のある那覇市から離れ、沖縄島南部の海岸部に位置する南城市佐敷に、学校寮が設置されている。またこの近くには学校の畑と、ガンマリ(沖縄語でイタズラの意味)と

称する山林の利用施設がある。週一回、畑かガンマリでの作業があるため、珊瑚舎スコールの生徒にとっては、寮生以外も佐敷近辺の地域には親しみを持っている。授業で扱った地域はこの佐敷を中心とした地域である。ちなみに今回の授業の受講者は、いずれも沖縄県外出身者であった。

3-1. 授業のねらいとカリキュラム

授業では「しま」の歴史を、大きく3つの時代に区分した。

1. 約1万年前ごろまでの、人為的な自然改変がほとんど見られない時代
2. 農耕が始まってから、戦中までの昔の農村社会の時代
3. 戦後から現在までの時代

沖縄島をはじめとする、琉球列島の島々は固有の生物相で知られている。いっぽうでこれらの島々ではその固有な自然が危機的な状況にあることも確かである。維管束植物を例にとると、沖縄県で記録されているものの40%に当たる686種が絶滅の危機にあるとされている。(國府方 2007) 特に、沖縄島の場合では、古くから農耕が営まれ、戦争による被害も大きかった南部には原生的な自然はほとんど残されておらず、ヤンバルクイナやヤンバルテナゴコガネなどの貴重種も、その名のおり、北部の「やんばる」と呼ばれる地域にしか生息していない。今回、本論で取り扱う地域はこのような「沖縄の中では自然が残されていない地域」として、一般には認知されている地域である。そのような地域は、人間の影響が及ぶまではいったいどのような地域であったのか。またそのような地域には本当に自然は残されていないのか。以上のような視点を授業の学習課題として設定した。

授業のカリキュラムは以下のようなものである。

「しま」という世界

1. 自分の「しま」と沖縄の「しま」

2. 「タンゲンジマ」と「ヌンゲンジマ」

南部の原生自然をさぐる

3. 公園の陸貝調査
4. 南部のフィッシャー巡検
5. フィッシャーの化石
6. 陸棲カニ類の化石
7. 化石陸貝の計測
8. 現生陸貝の計測
9. カエル化石から、環境を復元する

農村社会の生活と自然

10. 南島の稲作
11. 戦前の農村の食事
12. さまざまな植物利用
13. 民謡に歌われた自然
14. イモ食にみる古層文化
15. まとめ

カリキュラムは大きく3部構成となっている。続けてこの各部の内容を紹介する。

3-2. 授業の内容

カリキュラムの第1部では、授業全体の導入として、「しま」とは何かということ、考えてもらった。まず、各自が、自分の幼少のときに持っていた自宅を中心とした「なわばり」の絵地図を描き、発表しあった。その絵地図の中には必ず「怖い場所」「何かをとれた場所」「気持ちのいい場所」の3箇所について書き込ませた。この子供時代の地図と同様に、沖縄の人々にとって日常の生活圏となる「しま」と呼ばれる区域があることを提示した。

「しま」には生産拠点となる耕作地のほかに、聖なる場所、タブーとされる場所なども含まれる。また「しま」をふくむ「島」には、石灰岩を主体とした平らな島である「ヌンゲンジマ」と山地や川のある「タン

グンジマ」の、大きくふたつに区分できることを紹介した。ひいてはこの違いが畑作と稲作という農業形態の違いを生むことにも着目してもらった。

第2部においては、南部の原生自然をさぐることとした。南部は広く石灰岩地が覆う。その石灰岩中にフィッシャーと呼ばれる縦の割れ目が入っていることがある。採石工事などでこのフィッシャーが地表に現れると、このフィッシャーに充填された土砂とともに化石が発見される。フィッシャー中からは絶滅したシカ類の化石もしばしば発見されており、フィッシャー堆積物が更新世という地質時代に堆積したものであることを物語っている。

授業においては南城市知念および玉城のフィッシャーを巡検でまわるとともに、そのフィッシャー中に見られる化石から、南部の原生自然の復元を試みた。これは化石に含まれる生物相の解明（ネズミ、カエル、サワガニ類の化石）と、現生の種類と化石でみられるもののサイズ変化の計測（陸貝類）のおもにふたつの調査、観察による。

フィッシャー堆積土の観察では、石灰岩地特有の多数のヒメユリサワガニの化石に加え、現在ヤンバルでしか見ることのできないトゲネズミなどの骨の化石が見つかる。フィッシャー堆積土を生徒ひとりひとりに1kgずつ配り、その中に含まれる全ての化石を取り出させた。またその中から、容易に識別が可能なサワガニのハサミとトゲネズミの下顎骨や切歯については、発見された個数を集計した。このときの観察では5kgの土砂より、ヒメユリサワガニのハサミが18個とトゲネズミの切歯または下顎骨が4個取り出された。現在トゲネズミは沖縄島においてはヤンバルに局地的に分布し、なおかつ目撃されることもめったにないほど個体数が減少しているが、かつては南部にまで広く分布し、さらにその個体数も多かったことを、この作業から感じてもらった。授業において観察したフィッシャーから発見される化石については、サワガニ(Naruse et al.2003)、カエル(中村 2006)等について発表があるので、それらの資料の一部も教材として使

用した。フィッシャーからは、イシカワガエルやホルストガエル、リュウキュウアカガエルなどの化石が見つかっており、このことから、かつての南部には、現在より湿潤な環境と、それを保障する森林の発達が推測されることがこれまでの研究から示唆されている。この研究内容をかいつまんで紹介することとともに、その内容を自らの調査により実感するべく、陸貝の計測をおこなった。ちなみにこの授業後の発表であったため、授業の資料には間に合わなかったが、陸貝化石の研究より、このフィッシャー中の化石の年代は、約23000年前のものであることが報告されている(Azuma 2007)。

フィッシャー中の陸貝化石は現生のものでは見られないような大型の固体を含んでいる。現在ヤマタニシ類は南部と北部では別亜種とされ、北部産はサイズが大きいことが知られている。また南部の化石ヤマタニシ類は現在の北部産と同じ亜種とされる(知念 1989)。しかし、フィッシャー内からは大型の個体ばかりでなく、小型の個体が見つかる。さらに現生の北部産のヤマタニシ類も産地によって、その大きさに違いが見られる。ここではフィッシャーから見つかるヤマタニシ類と現生のものに違いがみられるか、見られるとしたら、それはフィッシャーのカエル化石から推定された環境の変化を支持するものかどうかということを生徒たちの実習によって明らかにすることを目的とした。そのため今回の計測では亜種の判別を行っていない。そのため、以下、“ヤマタニシ”という表記とする。

計測は次のようにおこなった。フィッシャーの土中より、“ヤマタニシ”の成貝のみを選んだ。その総数は195個であった。その全てについて、生徒たちに分担させ、ノギスで殻径を計測してもらった。その結果、殻径は最小で12ミリ、最大で33.5ミリであった。計測値は最小の値をとった12ミリから、4ミリごとの幅で集計し、その結果をグラフにして現した。もっとも頻度が多かったのは20ミリから24ミリの間のもので、全体の35.9%であった。この化石の“ヤマタニシ”の計測値、グラフを現生の“ヤマタニシ”と比較して考察を

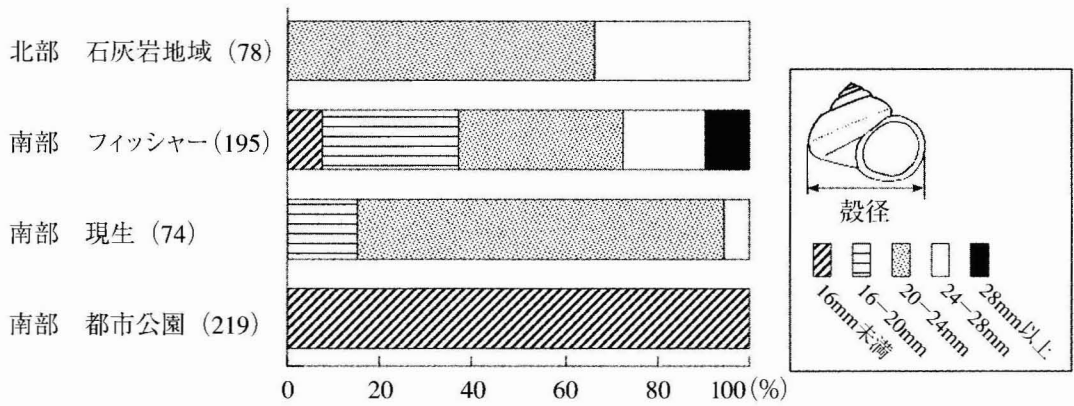


図1. 沖縄島各地点ごとにおけるヤマタニシ類の殻径の出現頻度の変異
*()内は標本数をあらわす。

おこなうこととした(図1)。

現生の“ヤマタニシ”のサンプルは以下のような場所において採集した。

- (1) フィッシャー近くの現生のもの(南部、石灰岩地) サンプル数74個
 - (2) 都市部の公園(南部、石灰岩地) サンプル数219個
 - (3) 北部山地(北部、石灰岩地) サンプル数78個
 - (4) 北部山地(北部、非石灰岩地) サンプル数10個
- まず、フィッシャーから産出する”ヤマタニシ”と(1)を比較した。(1)の現生の“ヤマタニシ”は16ミリから28ミリのサイズ内に、すべておさまった。現生のもので、最も出現頻度が多かったのは、20ミリから24ミリのあいだの個体で、これはフィッシャーからの産出個体と同じであった。しかし、このサイズの個体が全体に占める割合は、現生のものではフィッシャーの場合より多く、全体の79.7%におよんだ。またフィッシャーの場合、全体の9.7%を、28ミリ以上の大型個体が占めるが、このようなサイズのものは、現生のものでは1個も見られなかった。つまりフィッシャーの“ヤマタニシ”は殻の大きさの変異が現生のものより大きいことと、現在南部では見られないような大型個体が、一定割合見られるという結果がわかった。さらに同じ南部の石灰岩地でも、那覇市の都市部に見られる公園内における“ヤマタニシ”(2)では、総数219個のすべての計測値が16ミリを下回った。しかもフィッシャーだけでなく、(1)でも見られないような12

ミリに満たない個体が全体の81.7%を占める結果となった。このことから、より劣悪な環境化では、同じ南部においても、“ヤマタニシ”の殻の小型化がおこることが想定された。続いて、北部において、石灰岩地と非石灰岩地の2箇所から“ヤマタニシ”のサンプルを採集し、計測を行った。非石灰岩地では採集された個体数が少なく、データとしては不十分な結果となった。しかし比較した場合、石灰岩地のもののほうが、より大型の個体が多いように思われた。南部の石灰岩地と北部の石灰岩地で比較を行うと(1と3)、最も出現頻度の多いサイズの値は同じ値をとるものの、24ミリ以上の個体の占める割合は(1)では5.4%のものが、3では33.3%と、北部のほうがより大型の個体が多い傾向が見られた。

以上の点をまとめると、次のようになる。石灰岩地のほうがより大型になる。北部のほうが南部より大型になる。南部の中では都市部のものが顕著に小さい。以上のことから、フィッシャーには現生のものに比べ、より大型の個体が含まれるのは、カエルの化石から推測されていることを指示していると結論付けた。このような作業を通して、人間活動の影響が及ぶ以前の南部の自然環境を、授業の中で生徒と共に推測した。

第3部としては、そのような原生自然が人間活動によってどのように変化したのかを見ていくこととした。この授業と平行して、著者は調査したフィッシャーに程近い、南城市玉城、仲村渠に在住の古老より、かつ

ての農村の生活について聞き取り調査をおこなった。この中で、この「しま」は稲作が盛んであったこと。稲作のほかにイモが米の補助作物として栽培されていたこと。稲作とならんでサトウキビの栽培がおこなわれていたこと、などを聞き取っていった。特に重要におもわれたのが、狭い土地を有効利用する方法である。この「しま」では、湧水を稲作の水源にしていた。この湧水の湧き出し口から流路にそって田んぼが続き、流路からはずれた場所は畑とされた。さらに斜面の石灰岩地は耕作地にはならないため、田んぼに使用する緑肥用の樹木の生える樹林帯として利用されていた。授業においては、この聞き取り調査を元にいくつかの教材を考え、使用した。生徒たちは農業体験も無ければ、かつての薪でくらす生活も想像つきがたい。そこで生徒たちがこの聞き書きを理解するためには、いくばくかの工夫を必要とした。まず、自分たちの食生活とかつての農村の食生活を比較し、実際に豆腐をつくるといった実習も含めながら、授業を展開していくこととした。その中でなぜ現在の南部では田んぼが見られなくなってしまったのか、そのなかで自然はどのように変化したのかを考えていった。また、かつての自給自足社会においては、「しま」周辺に見られる植物を識別し、「しま」独自の名称を与え、その利用法を伝承していたことを、植物地方名の字引を使いながら、植物利用の聞き書きに登場する植物名を翻訳する作業の中から読み取ってもらった。

授業の総括と考察

受講した生徒の一人の感想を紹介する。

「一つの化石からその世界を想像することができるらしい。知ってることが多ければ、細かいところまで想像できるのかもしれないと思った。カタツムリの大きさを測ることで見えてくるモノがあるなんて不思議でならない。想像力を広げるための知識を持ちたいと思った。農業がなくなったときに労働歌としての本物のユンタは消えているとゲッチョ（注、筆者のこと）

が言った。歌も化石になるらしい。いろんなモノが化石になる。それは失われるというより変化していくことのような気がする。自分の身の周りの動植物に自分で名前をつけたら楽しそう。自分のシマが少しずつ広がっていく。（以下、略）」

この文章には授業で出会ったことを、彼が自分の中で縦横に再構成しているさまが読み取れる。また現在自分が生活している環境を「しま」として認識し始めたことも見て取れる。

当初は、フィッシャーの化石や陸貝の計測結果を、自分たちで論文形式にまとめる、という学習内容も考えていたのだが、授業を進めるうちに、生徒たちの興味はそこにはないということを感じ、そのカリキュラムは取りやめた。授業をやりつつ授業者である著者をもっとも感じたのは、生徒たちの現在のくらしから離れてしまうと、地域の自然の変化の話も、彼らにとって、単なるお話にしかならないということだった。つまり今回報告する内容は、あくまで学習の前段階であり、自分たちの今の生活と、この1万年という時間の中での自然の変化がどうつながっているのかということこそ、もっとも重要な学習になるということである。日常の中から自然とのかかわりがなくなり、そのことから自然に対しての興味や知識も失われている現代社会にくらす子供たちにとって、原生的な自然をさぐり、かつての自然体験の知恵を伝える先に、何を見せるのか。それこそが、今後の環境学習が探っていくべきテーマであると考えた。

引用文献

- Azuma, Y. 2007. Three new species of fossil terrestrial Mollusca from fissure deposits within the Ryukyu Limestone in Okinawa and Yoron islands, Japan. *Paleontological Research* 11(3):231-249.
- 知念盛俊. 1989. 佐敷町産陸棲貝類. 佐敷町史 三 自然 (佐敷町史編集委員会). 324-334. 佐敷.
- 国府方吾郎・横田昌嗣. 2007. 琉球列島の絶滅危惧植物—ヒメシヨウジョウバカマを例に一. 国立科学博物館ニュース. 461. 12-13.

中村泰之. 2005. 沖縄島南部のフィッシャーから産出した両生類化石の種構成. 琉球大学大学院 理工学研究科 修士論文 .67pp

Naruse, T., Karasawa, H., Shokita, S., Tanaka, T. and Moriguti, M. 2004. A first fossil record of the terrestrial crab, *Geothelphusa*

tenuimanus (MIYAKE & MINEI, 1965)

(DECAPODA, BRACHYURA, POTAMIDAE) from Okinawa Island, Central Ryukyus, Japan. *Crustaceana* 76 (10): 1211-1218.

沖縄における精神障害者ホームヘルプサービスの現状と課題

名城 健二*・久貝 興徳**・國吉 和子***・島村 枝美****

The Current state and problem of the home help service for mentally disabled
in Okinawa

Kenji Nashiro・Koutoku Kugai・Kazuko Kuniyoshi・Emi Shimamura

1999年の精神保健及び精神障害者に関する法律の改正で、精神障害者居宅生活支援事業として精神障害者のホームヘルプサービスが正式に制度化された。2002年には、市町村事業として実施されるようになり、2006年から障害者自立支援法内に位置づけられるようになった。

本研究は、宮古島市、那覇市、浦添市、沖縄市における各行政担当者、事業所サービス提供責任者、サービス利用者にインタビュー調査を行い、障害者自立支援法施行後の精神障害者に対するホームヘルプサービスの実態把握を行った。調査の結果、現行の障害者自立支援法のサービス提供にはいくつかの課題が散見していることが分かった。行政担当者、事業所サービス提供責任者は、関係機関との連携不足を強く感じていることが分かった。また、事業所のヘルパーはサービス提供に対する不安を抱え、それを解決する機会が十分得られていないことが分かった。一方、サービス利用者は、サービスに対する満足度が高く、サービス内容に関する改善の要望は見受けられなかった。

キーワード：精神障害者、ホームヘルプ、障害者自立支援法、連携

1. はじめに

精神障害者は、疾病と障害を併せ持つとされ(白石a, 2000) 病気の治療や障害の部分に対するリハビリテーション、生活課題に対する生活支援の多面的な援助の重要性が指摘されている(猪俣, 2000)。1999年の精神保健及び精神障害者に関する法律の改正で、精神障害者居宅生活支援事業に精神障害者のホームヘルプサービスが正式に制度化され、3年間の試行事業を経て、2002年から市町村事業として展開されるようになった。

厚生労働省は2004年7月「精神病床に関する検討会最終まとめ」、同年9月の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、同年10月の「今後の障害保健福祉について(改革のグランドデザイン)」により、精神科医療の改革に向けた政策を打ち出した。改革の主な内容は、精神障害者の早期退院の促進と社会的入院の解消である。具体的に今後10年間で、約7万床の精神科病床の削減が打ち出された。国は、精神障害者の社会的入院の解

消に向けて本格的に動き出したと言えよう。今後、地域で生活する精神障害者が増えると推測される中、生活障害を抱え、日常生活場面で支障をきたすことのある精神障害者に対するホームヘルプサービスは益々重視されるであろう。しかし、従来から精神障害者ホームヘルプ事業については、市町村格差が指摘されていた(大曾根ら, 2005)。さらに、2006年4月から順次施行された障害者自立支援法(以下、自立支援法)に精神障害者ホームヘルプサービス(以下、サービス)が組み込まれ、市町村格差はさらに拡大していることが考えられる。

本研究は、自立支援法移行後の精神障害者に対するホームヘルプサービスについて、行政の担当者、事業所(ヘルパーステーション)のサービス提供責任者及び主任ヘルパー(以下、事業所責任者)、サービス利用者の三者を調査し、その実態把握を行うと同時に、検討すべき課題を抽出し、今後の研究につなげることを目的とする。

*沖縄大学人文学部福祉文化学科, 902-8521 沖縄県那覇市宇国場555, nashiro@okinawa-u.ac.jp

**沖縄大学人文学部福祉文化学科, 902-8521 沖縄県那覇市宇国場555, kugai@okinawa-u.ac.jp

***沖縄大学人文学部福祉文化学科, 902-8521 沖縄県那覇市宇国場555, kkuni@okinawa-u.ac.jp

****沖縄大学人文学部福祉文化学科非常勤講師

表-1 各地域の精神保健福祉関連サービスの実情

2007年4月1日現在

	①人口	②手帳所持者数	③自立支援医療利用者数	④06年度利用者延べ人数	⑤06年度利用者実人数	⑦事業開始年	⑧事業所数
宮古島市	55,212	310	764	204	37	2002年	6
那覇市	314,920	2,228	2,857	241	*23	2002年	6
浦添市	108,707	599	1,604	74	11	2002年	2
沖縄市	132,264	1,111	3,131	234	21	2003年	8

*年間実人数の統計がないため07年3月のみの人数

- ② 精神障害者保健福祉手帳所持者数
- ⑦ 精神障害者ホームヘルプ事業開始年
- ⑧ 精神障害者に対するホームヘルプサービスを実施している事業所数

2. 調査対象地域

調査は、市部地域を中心に行った。その理由として、町村地域よりサービスの利用者が多く⁽¹⁾、研究を進める上で参考となる情報をより多く収集できると判断したからである。対象地域は、宮古島市、那覇市、浦添市、沖縄市の4地域とした。

3. 調査期間と方法

1) 調査期間

- ①行政担当者への調査：2007年9月～10月
- ②事業所責任者への調査：2008年1月～2月
- ③サービス利用者への調査：2008年2月

2) 調査方法

- ①行政の担当者については、宮古島市、浦添市、沖縄市は担当者を訪ね、予め用意した質問事項に添いインタビュー形式で行った。那覇市の場合は、質問事項に添い、電話やメールにて行った。
- ②事業所責任者については、各市から事業所を1か所選び、担当者を訪ね、予め用意した質問事項に添いインタビュー形式で行った。
- ③サービス利用者については、各事業所から紹介を受け、本調査の了解が得られた利用者宅を訪ね、予め用意した質問事項に添いインタビュー形式で行った。

4. 調査結果

1) 行政担当者からの回答結果

①各地域の精神保健福祉関連サービスの実情

人口は那覇市が最も多く、沖縄市、浦添市、宮古島

市と続く。那覇市は、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療利用者、06年度の利用者延べ人数も最も多い。06年度の利用者実人数は宮古島市が37名と最も多い。精神障害者ホームヘルプサービス事業開始年は、沖縄市2003年、他は2002年である。市内の精神障害者に対するホームヘルプサービスを実施している事業所数は、沖縄市の8事業所が最も多かった(表-1参照)。

②各地域における利用者数(比率)

各地域を人口比率(対千人)で比較すると、沖縄市が、精神障害者保健福祉手帳の所持者8.4%、他市(5.6~7.1%)、自立支援医療利用者23.7%他市(9.1~14.8%)と他の3市よりも高くなっている。その要因は、今回の調査では把握できていない。06年度利用者実人数は、宮古島市が0.7%と他の3市(0.1~0.2%)と比べ高くなっている。これは、宮古島市が、精神障害者ホームヘルプの試行事業(1999年~2001年)を積極的に受けていたことや離島特有の要因があることも考えられる(図-1参照)。

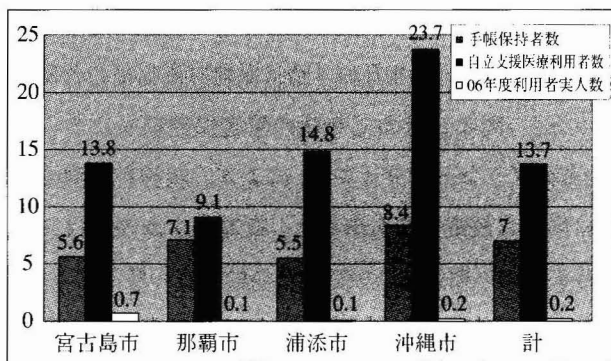


図-1 各地域における利用者数(比率)

③インタビュー調査の結果

a 事業所、病院、施設との連携や支援体制

特に病院との連携を重視しているが、病院によって連携できないところがあり、「そこで働くスタッフの問題や組織の問題があるのでは」との指摘があった。事業所への支援体制は、「特別な連携は取らず相談があった場合、対応している。相談に来ない事業所の実態は分からない。おそらく、問題を抱えながら何とかやっていると思う」「必要に応じて連携を取っている」等の意見があった。関係機関との連携が十分でないことがうかがえる。

b 利用者との関わり方

自立支援法上での課題を指摘する意見があった。行政が利用者に関わるのは、サービスを利用するための障害認定区分の申請時である。問題は、病状が不安定で治療的要素が強く、服薬中断している人などサービス提供が早いと思われる人の申請であった。現行において行政は、問題があると思われる利用者からの申請を受けざるを得ないとのことであった。

関係機関や制度の紹介を積極的に行っている地域もあるが、全体的に自立支援法施行以前と比較すると、利用者との関わりが減っているとのことであった。

c 制度に対する課題と要望

精神障害者の障害特性や自立支援の捉え方に関する意見があった。自立支援法施行により、他障害と同等に制度利用が可能になったが、それぞれの障害特性に応じた適切なサービス提供が必要だという意見である。加えて、身体・知的障害者と比較し、精神障害者の障

害特性に応じた、適切なサービス提供のできる事業所が少ないとの指摘もあった。

自立支援法施行前は、行政がサービス提供者としてケアマネジメントを行っていたが、施行後は行政の位置づけが変わった。利用者は、県から指定を受けた事業所と直接契約を交わすので、法律上は行政が関わる必要がなくなり、権限もなくなっている。具体的に「以前は、利用者の情報や主治医の意見書、利用者の対応の仕方等、サービス調整の相談に対応していた。ケア会議なども開いていたが、現在は行っていない」との意見があった。

d その他の意見

「ヘルパーが家事を代行し、本来の目的（将来に向けての自立支援）に沿ったサービス提供になっていない」「利用者の実態を把握した上で、効果的にサービスを提供すべきである」「支給量（利用時間）が多ければ良いということではない」「支給決定の際の工夫が必要である」「行政側のマンパワーが足りない」「介護保険制度と違い、担当のケアマネージャーがいない」「利用者の目標がない」「支援会議がない」等の意見があった。

2) 事業所責任者からの回答結果

①精神障害者ホームヘルプサービス事業開始年

H事業所とY事業所が2002年からの開始で、W事業所とR事業所は2003年から開始している。精神障害者に対するホームヘルプ事業が、2002年から各市町村事業となったことを考えると、いずれの事業所も早い時期から実施していることが分かる（表—2参照）。

表—2 各事業所のホームヘルプサービス利用人数及び職員の雇用状態の実情等

	①事業所名	②事業開始年	③06年度利用者延べ人数	④06年度利用者実人数	⑤常勤職員数	⑥研修受講者数	⑦非常勤職員数	⑧研修受講者数
宮古島市	H事業所	2002年	143	13	20	11	9	2
那覇市	W事業所	2003年	192	16	10	15	47	10
浦添市	R事業所	2003年	70	7	6	2	24	2
沖縄市	Y事業所	2002年	64	7	7	3	2	0

② 精神障害者ホームヘルプ事業開始年

⑥ 常勤職員内の精神障害者ホームヘルプ研修受講者数

⑧ 非常勤職員内の精神障害者ホームヘルプ研修受講者数

②06年度利用者延べ人数

那覇市「W事業所」の利用者延べ人数が最も多く、192名となっている。これは、那覇市が他市に比べ人口が最も多いにも関わらず、精神障害者に対するホームヘルプを実施している事業所が6か所（他市は2～8か所）しかないことが理由と考えられる。加えて、「W事業所」の母体組織が社会福祉協議会（以下、社協）であり、より多く市民のニーズが集約される組織だということも考えられる（図-2参照）。

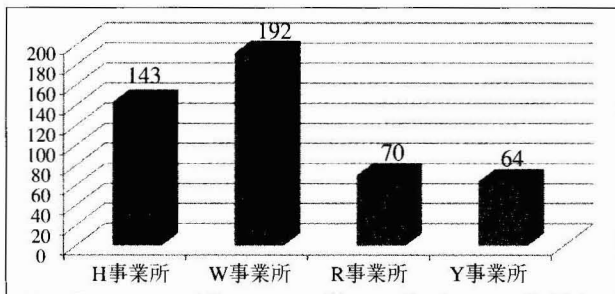


図-2 06年度利用者延べ人数

③06年度利用者実人数

那覇市「W事業所」が、利用者延べ人数と同様、実人数も16名と最も多い。理由は、利用者延べ人数と同様と考える（図-3参照）。

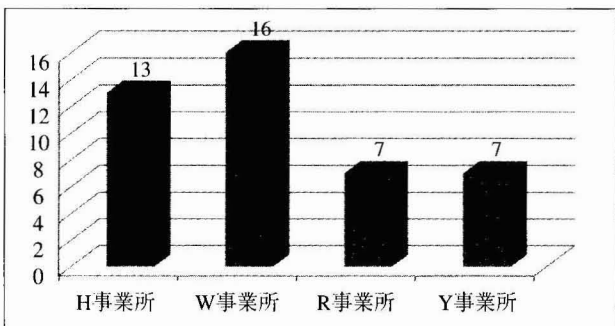


図-3 06年度利用者実人数

④常勤職員・非常勤職員数及び精神障害者ホームヘルプ研修受講者数

常勤職員が、最も多いのは宮古島市「H事業所」の20名である。「H事業所」は、社協を母体組織としている。非常勤職員が最も多いのは、那覇市「W事業所」の47名である。「W事業所」も母体組織は社協である。職員体制の相違は、両社協の運営方針や財政上の課題

があると考えられる（図-4参照）。

精神障害者のホームヘルプ研修受講は、4事業所合計で常勤職員41名中、31名受講している（75%）のに対し、非常勤職員は82名中、14名であった（17%）。常勤職員の方が、非常勤職員に比べると研修を受ける機会を多く得ていることが分かる（図-4参照）。

ホームヘルパーの年齢は、28歳～68歳とかなり年齢差が見られた。ホームヘルプ従事期間は、最短3年～最高30年で、精神障害者ホームヘルプ従事期間は、1年～6年であった。年齢同様、ホームヘルプ従事期間の差も大きい。このことは、ベテランと新人のヘルパーが存在していることを示し、サービスの質的な均等化が十分でないという見方もできる。

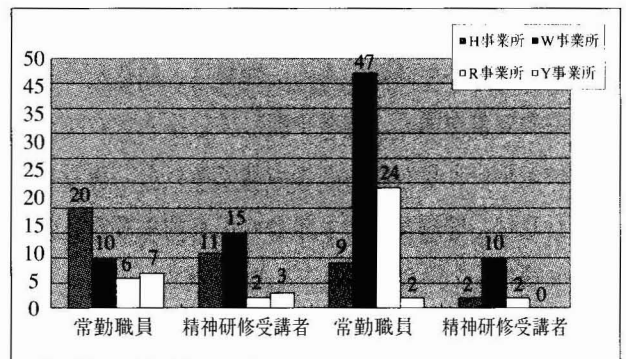


図-4 常勤職員・非常勤職員数及び精神障害者ホームヘルプ研修受講者数

⑤インタビュー調査の結果

a 病院や施設等との連携

病院、特に訪問看護との連携を重視する意見が出されたが、病院によって対応が異なるとのことであった。全体的に他機関との連携が上手くいかないとする意見が多く、その中でも行政との連携が難しいとのことであった。

b 利用者との関係

利用者との関係はほぼ良好であるとの意見であった。ただ、高齢者や身体障害者よりもヘルパーの言葉かけに対し不満を言う利用者が多く、「自立支援法」「自立」「一緒にやりましょう」などの言葉に敏感に反応するとのことであった。

c 家事援助に関する自己評価

ヘルパーの自己評価は、「70～100%くらいだと思う」との意見で、家事援助については大半が上手くいっていると判断している。

d 対応困難な場面・状況等

「サービス中に逃げるような非常事態はないが、状態が悪い時に大声を出された」「女性ヘルパーの訪問時に合わせたように、わいせつな本を置いてあった」「頻繁に事業所に電話をかけてくる」「サービス提供時間に利用者が自宅にいない」等の意見があった。これらは、精神障害者の支援が難しいとされる一面であろう。

e サービスに対する改善・要望

サービスに対しての意見や要望は、多数あった。以下にその主な内容を分類し記す。

○利用者及びニーズ理解について

- ・本人を分からない状態でサービスに入る
- ・目標設定の方法がない
- ・アセスメントが取りづらい
- ・精神障害者のアセスメントがとれない
- ・利用者のニーズが分からない
- ・利用者の実態を把握しづらい
- ・本人の不安が何か分からない
- ・利用者を理解できない

○対応について

- ・スタッフの力量が不足している
- ・本来のヘルパー業務とは異なるサービスの対応が難しい
- ・ヘルパーの精神的苦痛、ストレスが大きい
- ・自分たちの支援が適切か不安である
- ・ヘルパーはみんな悩んでいる
- ・病気についての理解が十分でなくいつも不安がある

○研修会等について

- ・ヘルパーに対する定期的な研修会があった方がいい
- ・事例検討会のようなものがあってほしい
- ・スーパーバイズしてくれる人材がない

- ・事業所に専門の相談員がない
- ・ヘルパーの相談できる場所がない

○その他

- ・関係機関の全体的な集まりがない
- ・サービス提供時の情報が足りなく、行政からの情報が限られている
- ・精神障害者のケアマネージャーがない
- ・訪問時間を増やしてほしい
- ・専門的な知識が足りない
- ・男性職員が少ない

精神障害者に対するホームヘルプサービスにおいて、事業所のヘルパーはいくつも課題を抱えていることが把握できた。精神障害（者）に関する知識や技術不足、サービス開始時のアセスメントの不十分さ、他機関との連携不足、ヘルパーの抱える課題や疑問を解消、学習する場がないということである。さらに、ケア会議の開催や定期的な研修会の開催及び参加、スーパービジョン体制の確立を求めていることが分かった。これらは、利用者のニーズに添い、質の高いサービスを提供するという観点から重大な課題であり、且つ緊急に対応策を講じるべき内容である。

3) サービス利用者からの回答結果

①インタビュー調査の結果

利用者は、男性2名、女性2名の計4名に対しインタビューを行った。年齢は40～60代で、居住状況は、単身アパート生活者3名、アパートで家族と同居者1名であった。

a サービスを知ったきっかけ

「役所の精神障害者担当の職員、生活保護課の担当者等に教えてもらった」との返答で、利用者自身がサービスについて積極的に調べたのではなく、関係者からの紹介でサービスの存在を知った状況である。

b サービスの申請手続き

「誰が申請したか分からない。保護課担当職員と一緒に申請した」との返答で、申請についても関係者が

深く関わっていることが分かった。

c サービスの必要性

「特に必要と思わないが、食事、掃除、洗濯をしてくれるので一応助かっている」「自分でもできるけど、来たほうがいい」「必要だと思う」「だいぶ助かっている」という意見で、ヘルパーの生活支援が利用者にとって日常的に必要なサービスとなっていることが理解できる。

d サービス内容の満足度

「80～100点である」「とても助かっている」とサービスに対しての満足度が高い。

e ホームヘルパーとの関係

「問題なく関係は良好である」との返答であった。日常的な生活支援を行うヘルパーに対する信頼関係が構築されていることがうかがえた。

f サービスを利用して良かったこと

「一人だと寂しいので、ヘルパーが来ると話ができるので嬉しい」「お風呂に入れるようになった」「ご飯が食べられるようになった」「ヘルパーや訪問看護の人が定期的に訪問に来るので良い」「少し話すだけでも、明るくなる」等の回答で、サービスに対する評価が高かった。日常的に他人との交流が少ないと言われる(白石b, 2000)利用者にとって、ヘルパーの定期的な訪問は、話し相手の役目も担い、利用者の生活意欲につながっているものと考えられる。

5. まとめ

今回の調査結果をまとめると、自立支援法施行以前と現行は、サービス提供の仕組みに相違点があり、いくつかの課題が散見できた。

現行の自立支援法には、事業所と利用者が直接サービス契約を交わすため、行政の関与が難しくなっている。その結果、行政が以前のようなケアマネジメント機能を果たせなくなり、行政と事業所、医療機関等の関連機関との連携が取りづらく、サービス提供に支障をきたしている状況が見受けられた。また、事業所の抱える課題を相談する機関や場の確保が難しくなり、

現場のヘルパーが苦勞していることがうかがえた。

行政担当者は、治療的要素の強い利用者からの申請を断ることができないことや、事業所や医療機関との連携が取りづらくなっていることを挙げている。また、精神障害者の障害特性に応じたサービス提供をすべきとの意見があった。

事業所責任者は、利用者との関係を良好としながらも、サービス提供の不安や悩みを抱え、それを解決・解消する方法がないことを挙げている。また、他機関との連携不足、精神障害に対する知識や技術不足を指摘している。

サービス利用者は、サービスを自ら希望したというよりも、関係者に勧められての利用が殆どであった。ただ、サービスに対する満足度は高く、ヘルパーとの関係は良好と感じている。定期的に訪ねてくるヘルパーとの会話により、生活意欲の向上につながっていると思われる意見があり、ヘルパーとの信頼関係の構築ができていたと思われる。利用者側からのサービス内容に関する改善、要望は特になかった。

本調査により、沖縄における精神障害者に対するホームヘルプサービスの実態を概観できたと考える。調査で得られた結果や課題を、今後の研究に活かしていきたい。

引用文献

- 猪俣好正, 2000, 「精神障害リハビリテーション学」, 蜂谷英彦・岡上和雄監修, 金剛出版: 175
- 大曾根しのぶ, 藤井由美子, 2005, 「神奈川県精神障害者ホームヘルプサービスの現状と課題」, 『神奈川県公衆衛生学会誌51号』, : 80
- 白石弘巳a, 2000, 「ホームヘルプガイドラインに基づく精神障害者ホームヘルプの進め方」, 全家連保健福祉研究所編, 精神障害者社会復帰促進センター: 63
- 白石弘巳b, 2000, 「ホームヘルプガイドラインに基づく精神障害者ホームヘルプの進め方」, 全家連保健福祉研究所編, 精神障害者社会復帰促進センター: 61

参考文献

- (1) 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課, 平成18年, 「沖縄県における精神保健福祉の現状」: 25

沖縄の小売流通システム

— 那覇市商業集積維持のメカニズム —

金 珍淑（沖縄大学地域研究所特別研究員）*

Retail System of Okinawa

The Existence Mechanism of Commercial Accumulation in Naha, Okinawa

Jinsuk Kim

本稿では、2008年7月～8月にかけて実施した那覇市商店街のフィールドワークにもとづき、当商店街の変容プロセスを概観し、その変化を可能とした要因について考察する。那覇市商店街の事例は、商業集積維持のメカニズムを明らかにするために積み重ねていく事例の一つとして位置づけられる。

1. はじめに

本研究の目的は、沖縄県那覇市商店街の事例研究を通じて、商業集積維持のメカニズムを明らかにすることにある。そのための第一歩として、本稿では、当商店街の形成および変容のプロセスを概観し、当商店街の維持を可能とした集積内部の再編要因について考察した。その結果、那覇市商店街の内部再編における新規参入の重要性が示唆された。さらに、集積への新規参入は、商店街のような自然発生的に形成された商業集積の変化と維持においてより大きい意味をもつことが示唆された。

那覇市商店街は、牧志公設市場、国際通り、平和通り等隣接した多くの通りによって構成され、戦後の形成から現在まで約60年の歴史をもつ。戦後間もなく形成されたこれらの商業集積はそれぞれ、「近隣型」、「広域型」、「地区型」の商店街として隣接した空間に集積し、沖縄の商業中心地としての地位を確立してきた。

しかし、全国の商店街が直面したように、当商店街も沖縄の復帰（1972年）をきっかけに大きな商業環境の変化に直面した。それまで米軍の占領によって規制されていた新たな小売業態の出店が活発化するなかで

当商店街への地元客が大幅に減少したのである。一方で、沖縄への観光客は持続的に増加し、近年では1年でおよそ600万人の観光客が訪れている。

商業集積を取り巻くこれらの外部環境の変化に対応し、那覇市商店街はその品揃えを観光客向けの土産品へと大幅に変えてきた。現在では、国際通りをはじめ牧志公設市場、平和通りに至るまで土産品を取り扱う店舗で埋め尽くされつつある。従来地元客に生鮮食品を販売していた牧志公設市場は、1990年代からその販売戦略を転換し、観光客向けの品揃えを増やし「持ち上げ」（一階で購買した鮮魚を二階で調理してもらう）方式を積極的に導入している^①。

当商店街の上記のような変化については、商店街内部でも賛否両論があるが、多様な小売業態が増加し続けるなかで、当商店街が生き残るためには観光客を囲い込むしかないというコンセンサスが得られ、現在では、行政と商店街組合が協力し観光客に魅力ある活気あふれるまちづくりを目指している。地元客で賑う商店街を再生することで観光客をひきつけようということである。いずれにせよ、観光客をメインターゲットとした営みが今後も継続するだろうと予測される。

那覇市商店街の事例から見られるように、商業集積

*沖縄大学地域研究所，902-8521 沖縄県那覇市国場555，jinsukkim@hotmail.com

が維持されるためには、商業集積を取り巻く様々な外部環境の変化に応じて、集積内部で再編がおこなわれなければならない。那覇市の商店街では、各店舗の業種や品揃え、サービスが地元客向けから観光客向けへと大幅に変化するという形で集積内部の再編が起こった。そして、このような集積内部の再編を可能としたのは集積への新規参入者であると考えられる。

自然発生的に形成された商業集積に立地する個々の事業者はそれぞれ独立した意思決定者であるため、強制的に統一した方向へと業種や品揃えを変化させることはできない。しかし、新たな参入者の新たな品揃えや営業戦略の好調ぶりが一度集積内で確認されると、集積内の競争の原理や伝播の容易性によって、計画的な管理のもとで進められる再編よりも迅速に、集積内部の再編が促進されると考えられるのである。1980年代以降那覇市商店街では、既存の事業者が賃貸業者へと転ずるなかで県内観光名所の拠点販売業者や県内外の事業者の新規参入が相次いでいる。これらの新規参入者が集積の再編を牽引したと考えられる。

本稿では、上記の問題意識のもとに、現在まで進められた行政、商店街組合、個々の事業者へのインタビュー調査を含めた1次・2次データおよび既存研究を検討し、那覇市商店街が形成され変容してきたプロセスを概観し、そのなかから、商業集積が維持されるメカニズムを明かすための知見を得たい。

2. 既存研究の検討

日本において1950年代から始まった小売店舗の大型化、経営の近代化という小売環境の変化は、それまで地域に根付いて地元客の足元需要を満たしていた各地の商店街に多大な打撃を与えた。セルフサービス方式を採用し大量仕入による価格交渉力をもつ大型店は、低価格と便利なショッピング施設を武器に、各地の商店街から顧客を奪っていった。当然、地元の商店街では空洞化が進み、商店街に立地する資本力のない零細小売業者は存滅の危機に瀕している⁽²⁾。

長引く地域商店街の不況と空洞化の問題を解決できずにいるのにはそれなりの理由がある。商店街には、計画的につくられたショッピングセンターとは違い、全体を望ましい方向へと改善していくリーダーが存在しない。集積の経済を享受しようと集まってきた個々の事業者が独立した意思決定主体として商業を営む⁽³⁾。それぞれがミクロなレベルで相違する利害のもとで行動するために全体としてまとめることが難しく、商店街全体を望ましい方向へと強制的に変えていくこともできない。そのために、商店街のような自然発生的な商業集積は、形成当初は消費者のニーズに合致した業種と品揃え、サービスで集客に成功していたとしても、その後の、変化した消費者のニーズに合わせて変化することは難しいのである⁽⁴⁾。

このような状況で、今日では、商店街再生の問題を、商業そのものに限って考えるのではなく地域全体の問題として取り組み、衰退しかけた中心部を再び活気付けることで商業も盛り上げていこうとする動きが見られる。1990年代はじめから活発になった「まちづくり」の動きである⁽⁵⁾。

小売業を地域社会の中に位置づける「まちづくり」においては、商店街の役割が再認識され、事業者によって絶えず変化する商品が陳列されることによって新たな消費を開き、人間が介在することによって人々のふれあいと交流をつくりだす。また、店舗は隣接店舗と連担することによって街並みをつくりだし、それらが全体として独特の都市空間を演出することを目指す(石原・加藤(2005)、p.14)。しかし、商店街(事業者)の上記のようなコミュニティ機能が重要であり、事業者がそういう意味で地域貢献を果たし、例えば様々な地域密着のイベントによって住民を集めたとしても、その住民を商店街の客に変えることができれば、地域商業として成り立っているとはいえない。商店街の地域貢献は商売以外のプラス α ではなく、本来の買物機能を通じて消費者に対して利便性の高い買物環境を提供すること自体にあることが再確認されつつあるのである(石原・加藤(2005)、p.235)。

すなわち、商店街が継続するためには、商業本来の買物機能である利便性の高い買物環境を消費者に提供する形で、移り変わる消費者のニーズに応じて商店街内部が再編される必要がある。このような再編はいかにして起こるのだろうか。この問題について、産業集積の継続のメカニズムを論じた伊丹（1998）の議論を参照したい。伊丹（1998）は、産業集積の継続において創業のもつ意味が大きいことを指摘し、創業が、1つには、新しい範疇の需要に対応するために、もう1つには、既存企業の廃業あるいは衰退を補充するためにも重要であるとした⁽⁶⁾。多くの中小企業が集積し専門化・細分化した技術を分業することで成り立っている産業集積と同じように、商業集積も、多くの中小小売店に限られた商品取扱技術をもち部分業種店として集積することで成り立っている⁽⁷⁾。産業集積にも、商業集積にも、類似した競争と依存のメカニズムが働いているがゆえに、商業集積の継続においても創業のもつ意味は大きいと考えられるのである。

以上の議論に鑑みると、商業集積の維持のためには、消費者のニーズや小売環境の変化に対応して商業集積内部で集積全体を変化させるような再編がおこなわれなければならない。それは、業種や品揃えの大幅な変更でもあり、買物環境の整備でもあるだろう。どちらかといえば、ハード面での買物環境の整備よりは、個々の主体を自律的に動かすことでしか変化させられない業種や品揃えの変更がよりハードルの高い課題となろう。

そして、このようなハードルの高い業種・品揃えの変化を促す集積内部の再編において新規参入者の存在は重要である。とりわけ、強力なリーダーが存在しない自然発生的な商業集積においては、優れた新規参入者の営業戦略が、集積という場の情報と競争の原理によって集積全体に迅速に伝播し内部再編を促進すると考えられるのである。

本研究は、上記のような視座のもとで、長年継続している商業集積の事例研究を積み重ね、商業集積が維持されるメカニズムを明らかにしていく。そのことに

よって、低迷に悩む全国の商店街を再生させるための道を探ることができるだろう。以下では、那覇市商店街の事例を見ながらこれらの問題について考察する。

3. 沖縄の小売流通システム

沖縄の小売流通システムを眺めると、やや遅れをとりながらも日本全国の小売業の変化に類似した変容のプロセスをたどっていることがうかがわれる。

全国的には1950年代から新たな業態であるスーパーマーケットや郊外型の大型量販店の普及が進んだ。既存の零細小売店は、経営近代化したこれらの新業態と競争することができず淘汰するだろうとの予測に反し、日本経済の継続的な成長に支えられながら一定期間生き残ることができた⁽⁸⁾。しかし、その後更なる大型店の増加にともない、1980年代から、零細小売店は事業所数および年間販売額を減少させてきた。

沖縄でも、新業態の出現は遅れたものの、1972年の復帰をきっかけにスーパーマーケット、大型量販店、コンビニエンスストア等の新たな小売業態の出店が増加した。表1で見られるように、沖縄における法人小売業事業所数が1970年代後半以降急増するにつれて、1980年代初めから個人小売業事業所数は減少に転じている。また表2の、1980年代初めから現在までの、沖縄の業態別購買率推移からは、デパート百貨店、大型ショッピングセンター等の小売業態が購買率を大幅に上げていく一方で、専門店、普通の商店、その他の小売業態等の既存の小売業態は購買率を下げ続けている。

沖縄においても、経営の近代化によって低価格を実現し便利な購買環境を提供する新業態との競争に打ち勝てず、既存の零細小売店は淘汰されつつあるということができよう。零細小売店は資本力をもたず、商品の取扱技術も限られているため、商店街のような自然発生的な商業集積を形成しながら部分業種店を営んできた。これら零細小売店の淘汰という現象は、地域商店街の盛衰に密接にかかわる現象である。

以下では、本研究の分析対象となる那覇市商店街に

表1 沖縄の小売業事業所数（法人・個人別）および年間商品販売額推移

年次	沖縄				全国			
	事業所数			年間商品販売額 (百万円)	事業所数			年間商品販売額 (百万円)
	計	法人	個人		計	法人	個人	
1972	20,421	628	19,793	35,599	1,495,510	265,686	1,229,824	28,292,696
1974	21,129	721	20,408	231,065	1,548,184	293,923	1,254,261	40,299,895
1976	22,579	922	21,657	354,695	1,614,067	332,238	1,281,829	56,029,077
1979	23,130	1,056	22,074	421,447	1,673,667	380,973	1,292,694	73,564,400
1982	23,696	1,517	22,179	587,606	1,721,465	435,822	1,285,643	93,971,191
1985	21,843	1,897	19,946	702,782	1,628,644	449,309	1,179,335	101,718,812
1988	21,983	2,302	19,681	733,673	1,619,752	503,728	1,116,024	114,839,927
1991	21,492	2,995	18,497	898,976	1,591,223	564,642	1,026,581	140,638,104
	(21,674)	(3,044)	(18,630)	(916,424)	(1,605,583)	(571,182)	(1,034,401)	(142,291,133)
1994	20,095	3,233	16,862	987,986	1,499,948	581,207	918,741	143,325,065
1997	17,904	3,168	14,736	963,453	1,419,696	586,627	833,069	147,743,116
1999	17,945	3,477	14,468	985,002	1,406,884	607,401	799,483	143,832,551
※調整済前同比	(▲8.4%)	(▲0.2%)	(▲10.1%)	(▲3.9%)	(▲7.5%)	(▲3.5%)	(▲10.4%)	(▲8.0%)
2002	16,834	3,579	13,255	1,028,227	1,300,057	583,899	716,158	135,109,295
2004	16,023	3,847	12,176	1,015,790	1,238,049	578,426	659,623	133,278,631

注 1. 1972年の全国計には、沖縄県分が含まれていない。

2. 沖縄県の1972年の年間販売額は3か月分である。

3. 1991年の()の数値は、1994年調査と対応可能となるよう再集計した数値。

4. 1999年の「※調整済前同比」は、時系列を考慮した前同比である(1999年調査で事業所の捕そくを行った)。

出所：『商業統計表 各年版』より作成。

表2 沖縄の業態別購買率推移

(単位：%)

購買店舗(業態)	1981年	1998年	2001年	2004年	2007年
デパート百貨店	10.5	10.9	8.4	7.4	7.4
大型ショッピングセンター		30.0	35.4	38.2	38.6
スーパーマーケット	13.4	15.7	13.9	13.2	13.1
専門店	47.5	25.0	22.7	21.8	21.7
普通の商店	23.0	7.4	8.1	8.3	7.1
コンビニエンスストア		1.3	1.5	1.1	1.0
共同購入(生協等)		4.4	3.3	3.0	3.1
通信カタログ販売		3.0	3.5	3.7	4.5
その他	5.5	2.4	3.2	3.3	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 1981年の値は1998年と同定義で再集計した数値。

2. 集計項目の違いにより以下のように修正した。

1) 1981年の「デパート百貨店」には「大型ショッピングセンター」の値が含まれている。

2) 1981年の「普通の商店」項目は、「普通の商店」および「市場」の合算値。

3) 1981年のデータには「コンビニエンスストア」、「共同購入(生協等)」、「通信カタログ販売」の項目は分類されていない。

出所：沖縄県商工労働部経営金融課『沖縄県買物動向調査報告書 各年版』より作成。

焦点を当てながら上記の小売環境の変化にともなう当商店街の変容プロセスとその要因についてみる。

4. 那覇市商業集積の事例

那覇市の商業集積は、戦後開南バス停付近を中心に自然発生的に形成され、その後牧志公設市場、国際通り、平和通り等隣接した多くの通り（以下、那覇市商店街とする）を形成する形で急速に拡大した。戦後は常に超過需要の状態、市場に店を構えものを仕入れておけば飛ぶように売れるという事情から、那覇市商店街には離島を含め県内から数多くの商人が参入し、沖縄を代表する商業集積としての地位を確立した。

しかし、復帰後徐々に新たな小売業態の出店が進むなかで、当商店街でも競争力低下と地元客離れが進んだ。一方で、沖縄への観光客は堅調な伸びを見せていた。競争力を失った一代目の零細小売業者が店舗の賃貸業者へと転ずるなか、当商店街には県内外から新たな商業者が参入し、観光客向けの土産品を取扱う店舗が大幅に増加した。

那覇市商店街は、戦後の形成からおよそ60年の長い歴史をもつ自然発生的な商業集積として、新業態との競争という小売環境の大きな変化のなかで、その業種や品揃え、サービス等の営業戦略を変えながら継続している商業集積である。本研究では、那覇市商店街を分析対象として、外部環境の変化に応じて商業集積が変容し維持されるメカニズムを明らかにしたい。この目的に向けて本稿では、当商店街関係者へのインタビュー調査を実施し統計・文献資料を検討しながら、当商店街の変容プロセスを概観した⁽⁹⁾。

以下では、これらのデータをもとに、当商店街の変容と維持を可能とした要因について考察する。

5. 那覇市商店街の変容プロセス

1) 戦後

那覇市商店街は、戦後牧志、壺屋の解放により開南付近にいち早く形成された闇市を出発点としている。市が管理するために開南の闇市が牧志第1公設市場に移されるなか、隣接の県道39号線沿いには国際通りが急速に形成され「奇跡の1マイル」と呼ばれた。国際通りの南側には、市場通り、平和通り、ガープ川中央商店街等隣接して多くの通りが形成され、1950年代にはすでに沖縄を代表する商業集積を形成した⁽¹⁰⁾。

形成当初から復帰前後までの那覇市商店街は、大きく3つの性格をもつ市場が共存する形で成り立っていたと見られる。食品や日用品で地元客の足元需要を満たす近隣型の公設市場と、免税品や高級な買回り品、劇場等で新たなライフスタイルを提案し沖縄全域から集客する広域型の国際通り、その中間レベルの需要を満たす地区型の平和通りである。これらの通りを中心として形成された那覇市商店街は、「飛ぶように売れる」という超過需要の時代が続くなかで地域の商店街として、沖縄を代表する商店街として繁盛し、地元の人々の生活に欠かせない場となっていた⁽¹¹⁾。

2) 復帰後

1972年の復帰後、那覇市商店街はしばらく沖縄を代表する商業集積としての地位を守っていた。しかしその後、それまで米軍の占領によって規制されていた新たな小売業態の出店が加速化した。沖縄における小売業態別事業所数の推移は表3の通りである。これを市町村別でみると、第1種および第2種の大規模小売店舗数で、那覇市の占める割合が高い⁽¹²⁾。

大型化した新業態はセルフサービス方式を導入し、大量仕入による価格交渉力を行使することで低価格を実現できる。さらに、大規模な駐車場や利便性の高い商業設備をもつため、商店街に立地する個人経営店舗に比べはるかに競争力をもつ。当然、既存の商店街への地元客は大型店に流れ、那覇市商店街も客離れの危機に瀕した。表4は、那覇市民の買物場所をあらわしている。復帰後10年程度経過した1981年にはまだ那覇市

表3 沖縄における小売業態別事業所数推移

小売業態	事業所数					
	1991年	1994年	1997年	1999年	2002年	2004年
合計	21,674	20,095	17,904	17,945	16,834	16,023
百貨店	4	5	4	4	2	2
総合スーパー	8	8	15	15	25	25
専門スーパー	221	278	293	300	329	389
コンビニエンス・ストア	455	406	463	425	467	437
その他のスーパー	847	2,299	494	300	189	191
専門店	12,807	11,636	11,069	12,119	10,568	9,723
中心店	7,134	5,443	5,539	4,693	5,145	5,133
その他の小売店	198	20	27	39	28	40

(注) 1. 1997年調査において業態定義の見直しを行っており、1991年、1994年については、1997年と同定義で再集計した数値。
 2. 2002年調査において業態定義の見直しを行っており、1999年は2002年と同定義で再集計した数値。
 (1999年以降のデータにはドラッグストアが新たな業態として分類されているがこの表には含めていない)
 出所：『商業統計表 各年版』より作成。

表4 那覇市民の地元購買率 (単位：%)

買物場所	1981年	1998年
市内		
国際通り商店街	7.5	5.4
平和通り商店街	7.2	6.3
水上店舗通り商店街	2.1	0.9
牧志公設市場	1.7	1.4
新栄通り商店街	1.8	2.8
主な店舗	18.7	54.9
その他	35.1	8.7
地元小計	74.1	78.7
他市町村		
浦添市	0.6	5.8
南風原町	0.6	1.2
豊見城村	0.2	7.4
宜野湾市	0.1	0.3
沖縄市	0.1	0.5
その他の市町村	2.2	5.4
地元外小計	25.8	21.3
合計	100.0	100.0

(注) 1. 集計項目の違いにより以下のように修正した。
 1) 1981年の「市場本通り商店街」を「水上店舗通り商店街」とした。
 2) 1981年は「主な店舗」項目がなかったため、1981年の「ダイナハ」、「沖縄三越」、「山形屋」、「リウボウ」、「サンエー」の合計をこの項目とした。
 3) 1981年のデータには購買場所として「市内」、「他市町村」以外に「不明」の項目があるが、これを「他市町村」に合算した。
 4) 1998年の「国際通り商店街」項目は、「国際通り商店街」および「沖映通り商店街」の合算値。
 5) 1998年の「新栄通り商店街」項目は、「新栄通り商店街」、「栄町商店街」、「壺屋通り商店街」の合算値。
 6) 1998年のデータには他市町村の項目として「糸満市」、「北谷市」、「与那原市」、「西原町」が新に分類されているが、これらを「その他の市町村」に合算した。
 出所：沖縄県商工労働部経営金融課『沖縄県買物動向調査報告書 1982年版、1999年版』より作成。

商店街をはじめ地元の個人店舗で主に買物していた那覇市民が、1998年には買物場所を大幅に変え、大型店である「主な店舗」で買物している様子がうかがえる。大型化した新業態が増加するにつれ、那覇市商店街への客足が確実に減り、既存の零細小売業者が危機に直面したことを意味する。

このような小売環境の変化に応じて、那覇市商店街では1990年代以降以下のような変化が起こった。

3) 1990年代以降

復帰をきっかけに大型店の出店が進むなかで、那覇市商店街をはじめ地域商店街への需要は確実に減っていった。一方で、戦後沖縄への観光客数と観光収入は持続的に増加し、観光客の県内消費額に占める割合で宿泊費の次に高いのが土産費である(表5、表6参照)。これらの環境変化に直面した那覇市商店街には、商業者の新規参入を促す以下のような変化が起きていた⁽¹³⁾。

第1に、沖縄への旅行形態が、団体旅行や観光付きパック旅行からフリープラン型パック旅行、個人旅行へと変化したことである⁽¹⁴⁾。この旅行形態の変化によって、観光客が国際通りなど那覇市商店街を自由に回遊する機会が増えた。

第2に、戦後当商店街の形成時から商売を営んできた商業者が店舗の賃貸業者に転じたことである。復帰

表5 沖縄への入域観光客数、個人消費額および観光収入の推移

年次	観光客数 (人)	個人消費額 (円)	観光収入 (百万円)
1972	443,692	73,132	32,448
1973	742,644	61,919	45,984
1974	805,255	71,656	57,701
1975	1,558,059	80,727	125,777
1976	836,108	68,149	56,980
1977	1,201,156	72,889	87,552
1978	1,502,410	73,912	111,045
1979	1,807,941	81,745	147,789
1980	1,808,036	82,698	149,521
1981	1,930,023	84,697	163,467
1982	1,898,216	87,241	165,605
1983	1,851,994	89,458	165,676
1984	2,053,500	91,664	188,232
1985	2,081,900	91,747	191,006
1986	2,028,800	91,854	186,353
1987	2,250,700	92,061	207,200
1988	2,395,400	90,108	215,843
1989	2,671,100	90,188	240,904
1990	2,958,200	90,897	268,892
1991	3,014,500	91,323	275,292
1992	3,151,900	88,897	280,195
1993	3,186,800	86,721	276,362
1994	3,178,900	87,491	278,126
1995	3,278,900	87,683	287,505
1996	3,459,500	87,658	303,256
1997	3,867,200	87,130	336,951
1998	4,126,500	85,461	352,655
1999	4,558,700	83,519	380,737
2000	4,521,200	83,863	379,161
2001	4,433,400	76,463	338,992
2002	4,834,500	71,704	346,632
2003	5,084,700	73,831	375,415
2004	5,153,200	70,490	363,152
2005	5,500,100	72,421	398,367
2006	5,637,800	72,797	410,408
2007	5,869,200	72,025	422,730

(注)1. 観光客数は入域観光統計、個人消費額は観光客に対する任意アンケート調査による。

2. 2000年から観光収入の積算において、統計手法の変更があった。

(1) 2000年以降は、航空乗客アンケート及び空港内アンケート調査を実施し、個人消費額を推計している。

(2) 推計方法の改訂等で、1976年から2001年までの個人消費額と観光収入を遡及修正した。

出所：沖縄県観光商工部観光企画課『観光要覧 2006年版』、2007年度は速報値。

後1980年代、90年代にかけて加速化した大型店の出店とそれによる地元客の減少という状況で、既存の業種や営業方式では商機を見出せず、新たな経営にも踏み切れなかった商業者の選択である。

上記の2つの変化は、その後那覇市商店街への新たな商業者の参入と、それによる品揃えの変化に大きく影響したと考えられる。

第1の、旅行形態の変化にともない那覇市商店街への観光客が増加したことは、それまで観光名所で土産品を販売していた拠点販売業者に、当商店街へ参入するインセンティブを与えたと考えられる。これらの販売業者はそれまで培ってきた土産品の取扱に必要な技術や経営ノウハウを活用しながら、当商店街への進出後も観光客向けの土産店として営業を展開した。

第2の、既存の商業者が店舗の賃貸業者へと転じたことは、当商店街への県内外からの新規商業者の参入を促したと考えられる。沖縄への観光ブームに商機を見出した商業者の参入である。これら新規商業者の参入によって、それまで地元客で成り立っていた当商店街の性格が大きく変わったと考えられるのである。

現在では、那覇市商店街は、土産店のチェーン展開が進み、国際通りをはじめ、市場通り、平和通り、ガープ川中央商店街まで、観光客をターゲットとした土産品を取扱う店舗で埋め尽くされつつある⁽¹⁵⁾。このような変化が望ましいかどうかに関しては賛否両論があるにせよ、今では当該商業者が観光客の減少を懸念するほど、当商店街は観光客をメインターゲットとした商業集積へと大きく変化した。

自然発生的に形成された商業集積が、外部環境の変化に応じて変化し、消費者に集積としての魅力を発信し続けることは決して容易ではない。この点を考えると、那覇市商店街は、形成から現在まで環境の変化に適応しながらおよそ60年という長い歴史を積み重ねてきた優れた商業集積であるといえよう。

以下では、当商店街の再編を促した新規参入の意味について吟味する。

表6 沖縄への観光客一人当たり県内消費額

(単位:円)

年次	総額	宿泊費	交通費	土産費	飲食費	娯楽費	その他
1972	73,132	11,608	8,330	32,925	4,320	10,576	5,373
1973	61,919	11,047	8,317	21,382	4,449	8,266	8,458
1974	71,656	19,990	16,276	18,396	4,302	9,897	2,795
1975	80,727	21,119	11,697	21,289	10,803	8,017	7,802
1976	68,149	18,300	11,949	18,100	10,900	5,315	3,585
1977	72,889	19,800	14,089	17,700	12,900	5,060	3,340
1978	73,912	22,800	12,603	17,300	12,900	5,290	3,019
1979	81,745	23,300	14,268	20,900	13,500	6,273	3,504
1980	82,698	23,900	14,030	21,400	13,800	6,150	3,418
1981	84,697	24,700	14,327	21,200	14,700	6,386	3,384
1982	87,241	25,600	15,694	20,800	15,200	6,498	3,449
1983	89,458	26,600	16,230	20,800	15,700	6,665	3,463
1984	91,664	27,700	16,705	21,200	16,000	6,827	3,232
1985	91,747	27,800	16,824	21,000	15,900	6,928	3,295
1986	91,854	27,900	16,883	21,000	15,900	6,911	3,260
1987	92,061	27,900	16,943	21,000	16,100	6,893	3,225
1988	90,108	27,900	15,100	21,000	16,100	6,818	3,190
1989	90,188	27,900	14,624	21,100	16,300	7,017	3,247
1990	90,897	28,400	14,684	21,000	16,500	7,102	3,211
1991	91,323	28,600	14,565	20,900	16,800	7,237	3,221
1992	88,897	28,200	14,446	19,100	16,600	7,367	3,184
1993	86,721	26,800	14,743	18,600	15,700	7,597	3,281
1994	87,491	27,300	12,306	19,200	17,500	7,767	3,418
1995	87,683	27,000	12,841	19,100	17,700	7,881	3,161
1996	87,658	27,100	12,781	18,900	17,900	7,939	3,038
1997	87,130	26,800	12,900	18,800	17,800	7,744	3,086
1998	85,461	25,700	12,187	18,500	17,700	8,242	3,132
1999	83,519	26,800	11,355	17,900	17,400	8,043	2,021
2000	83,863	29,536	11,573	17,906	14,742	8,076	2,030
2001	76,463	26,491	7,841	21,000	13,527	5,103	2,501
2002	71,704	24,595	7,760	17,622	13,834	5,664	2,228
2003	73,831	27,847	6,746	16,838	13,977	5,769	2,654
2004	70,490	25,152	8,855	15,916	12,429	6,684	1,455
2005	72,421	24,466	8,099	18,653	13,178	6,088	1,936
2006	72,797	24,306	7,962	17,627	14,512	6,250	2,140
2007	72,025	23,617	7,845	18,623	14,223	5,791	1,926

(注) 1. 観光客一人当たり県内消費額は観光客に対する任意アンケート調査による。

2. 2000年から観光収入の積算において、統計手法の変更があった。

(1) 2000年以降は、航空乗客アンケート及び空港内アンケート調査を実施し、個人消費額を推計している。

(2) 推計方法の改訂等で、1976年から2001年までの個人消費額と観光収入を適及修正した。

出所：沖縄県観光商工部観光企画課『観光要覧 2006年版』、2007年度は速報値。

6. 商業集積維持のメカニズムについての考察

那覇市商店街の事例で見たように、商業集積が継続するためには、商業集積を取り巻く外部環境の変化に応じて、集積内部でも集積全体を変化させるような再編がおこなわれなければならない。本稿では、那覇市商店街で、新たな小売業態の出現および観光客の増加という外部環境の変化に応じて、業種や品揃えを大幅に転換するという形で内部の再編が進んだプロセスを概観した。そして、その再編に新規参入が大きく影響したことが示唆された。

商業集積は、集積の形成時に受け入れられていた業種や品揃え、サービス、商業設備等がもはや消費者のニーズに合わなくなった時に存滅の危機に瀕する。これは、消費者に新たな需要が生まれたことを意味するが、このような新たな需要に対応する方法として、創業は大きな意味をもつことが指摘されている。伊丹(1998)は、産業集積の継続において創業のもつ意味を指摘し、創業が、1つには、新しい範疇の需要に対応するために、もう1つには、既存企業の廃業あるいは衰退を補充するためにも重要であるとした⁽¹⁶⁾。多くの中小企業が集積し専門化・細分化した技術を分業することで成り立っている産業集積と同じように、商業集積も、多くの中小小売店が限られた商品取扱技術を持ち部分業種店として集積することで成り立っている。産業集積にも、商業集積にも、類似した競争と依存のメカニズムが働いているがゆえに、商業集積の継続においても創業のもつ意味は大きいと考えられるのである。

本稿で概観したように、那覇市商店街には、新規参入者として、観光名所の拠点販売業者や県内外の商業者が参入した。これらの新規参入者が、当商店街の空き店舗を補い、新たな業種と品揃え、サービスによる営業を展開した。

商業集積の維持において、新規参入の意義を大きくとらえる理由はそれだけではない。商業集積への新規参入者は、ただ単に自己の店舗を新たな業種で、新た

な品揃えで営むことで集積を変えていくわけではない。優れたパフォーマンスを生み出す新規参入者は、意図せずとも優れた営業ノウハウを既存のメンバーに伝播する役割を果たすのである。自然発生的に形成された商業集積に立地する個別店舗は、各々が独立した意思決定主体として集積内部の他のメンバーとの間で激しい競争を繰り広げている。計画的に形成されたショッピングセンターのように、ディベロッパーによって業種が管理され一定の収益が保証されるような世界ではないがゆえに、どこかの店舗で売れ行きが好調だと、思い切って業種や品揃えの転換を検討することもできる。このように競争の原理が強くはたらくからこそ、新規参入者の優れた営業ノウハウは、集積の既存メンバーによって素早く模倣され急速に伝播していくと考えられるのである。

すなわち、自然発生的に形成された商業集積の維持においては、新規参入者が果たす役割がとりわけ大きいと考えられる。新規参入者が撤退した店舗を補うだけでなく、新たな営業戦略を既存のメンバー(店舗)に迅速に伝播することによって、集積を変えていくのである。

商業集積への新規参入者の営業戦略が既存メンバーに伝播し集積を変えていくプロセスを明らかにするためには、よりミクロなレベルでのフィールドワークをおこなう必要がある。そのことによって、集積を望ましい方向へと変えていく新規参入者の特性や、有望な新規参入者をひきつける商業集積の組織特性についても多くの知見を得ることができよう。これらについては次回の課題としたい。

7. おわりに

本研究の目的は、沖縄県那覇市商店街の事例研究を通じて、商業集積維持のメカニズムを明らかにすることにある。そのための第一歩として、本稿では、当商店街の形成および変容のプロセスを概観した。その結果、商業集積が継続するためには、集積を取り巻く外

部環境の変化に応じて集積内部が大幅に再編される必要があること、そして、集積内部の再編において新規参入者の果たす役割が大きいことが示唆された。とりわけ、強力なリーダーシップが存在せず、激しい競争のもとで独立した意思決定をおこなう個々のメンバーによって構成される自然発生的な商業集積においては、新規参入者の優れた営業戦略が集積内部の既存メンバーに迅速に伝播するプロセスで、集積の再編が急速に進む可能性があることも示唆された。

那覇市商店街の事例では、大型化した新たな小売業態の出現と観光客の持続的な増加という外部環境の変化が見られた。この環境変化に応じて当商店街内部では、業種、品揃えを土産品へと大幅に変え、そのメインターゲットを既存の地元客から観光客へと変化させてきた。このような集積内部の再編は、既存のメンバーだけでは成しえなかったであろう。

沖縄への旅行形態が団体旅行や観光付きパック旅行からフリープラン型パック旅行、個人旅行へと変化したことが、観光名所の拠点販売業者の新規参入を促し、集客力の低下によって採算が取れなくなった既存の業者が店舗の賃貸業者へと転じるなかで、県内外からの新規業者の参入が可能となった。これらの新規参入者が存在したからこそ、新たな土産品の取扱技術や営業ノウハウが集積内部の既存メンバーに伝播され、集積全体が観光客をターゲットとする業種・品揃えへと再編されたと考えられるのである。

新規参入者の優れた営業戦略が自然発生的な商業集積内部で伝播されるプロセスに関しては、今後、よりミクロなレベルでのフィールドワークが必要である。誰かが管理するわけではなく、個々の意思決定のもとで競争しているからこそ集積の変化が促進されるメカニズムが存在しているのであれば、全国で伸び悩む自然発生的な商店街にも再生の光は見えてくるだろう。

注釈

- (1) 出所：2008年8月22日牧志第1公設市場粟国副組合長へのインタビュー調査。

- (2) 日本の小売流通環境の変化については石原・矢作(2004)に詳しい。
- (3) 集積の経済については、田村(2001)に詳しい(pp.199-200)。
- (4) このような性格をもつ商店街を石原(1985)は、「所縁型」組織と称する。
- (5) まちづくりに関しては、石原・加藤(2005)、石原(2006)に詳しい。
- (6) 伊丹(1998)、pp.11-12。
- (7) 部分業種店の概念については、石原(2000)の定義に従っている。
- (8) 日本小売業の発展パターンの特質に関しては、田村(1986)に詳しい。
- (9) 本稿では、フィールドワークとして、那覇市商店街関係者へのインタビュー調査をおこなった。2008年7月から8月にかけて、行政側2名に対して3回、商店街組合側3名に対して2回、個別業者1名に対して1回、総6回のインタビュー調査をおこなった。
- (10) 那覇市総務部秘書広報課『那覇市勢要覧 1994年版』。
- (11) 出所：2008年7月11日那覇市経済観光部商工振興課なのは街活性化室野原室長、および、那覇市国際通り商店街振興組合連合会専務理事兼那覇市観光協会事務局長比嘉氏へのインタビュー調査。
- (12) 沖縄県小売商業支援センターの資料によると、1994年現在沖縄の第1種大規模小売店40店のうち那覇市が13店を占め、第2種大規模小売店では全体109店のうち33店を占めている沖縄県小売商業支援センター『大店法の規制緩和に伴う中小小売商業実態調査報告書』1997年、pp.11-14)。
- (13) 出所：2008年7月18日那覇市国際通り商店街振興組合連合会比嘉専務理事へのインタビュー調査。
- (14) このような傾向は2000年以降も続いており、沖縄県観光商工部観光企画課「観光要覧 各年版」によると、フリープラン型パックと個人旅行が沖縄旅行形態に占める割合が、2000年の49%から2006年では73.3%へと増加している。また、沖縄訪問回数も、初回が2000年48.4%から2006年31.4%へと減少しており、観光客の自由な回遊時間が増加していることをうかがわせる。
- (15) 『ゼンリン住宅地図』を分析した金城(1997)、山本(2002)によると、1980年代、90年代にかけて、国際通りに占める土産店の割合が大幅に上昇している。
- (16) 伊丹(1998)、pp.11-12。

引用文献

- 石原武政(1985)「中小小売商の組織化—その意義と組織形態」『中小企業季報』4、pp.1-8。
- 石原武政(2000)『商業組織の内部編成』千倉書房。
- 石原武政・矢作敏行編(2004)『日本の流通100年』有斐閣。
- 石原武政・加藤司編(2005)『商業・まちづくりのネットワーク』ミネルヴァ書房。

- 石原武政（2006）『小売業の外部性とまちづくり』有斐閣。
- 伊丹敬之（1998）「産業集積の意義と論理」伊丹敬之・松島茂・橘川武郎編（1998）『産業集積の本質』有斐閣、所収。
- 沖縄県観光商工部観光企画課『観光要覧 各年版』。
- 沖縄県小売商業支援センター（1997）『大店法の規制緩和に伴う中小小売商業実態調査報告書』。
- 加藤司（2003）『流通理論の透視力』千倉書房。
- 金城宏（1997）「那覇市商業の形成過程－那覇市国際通りを中心に」『商経論集』24（1）、pp.15-44。
- 金城宏（2004）「ガーブ川改修と商店街の形成過程－ガーブ川中央商店街を中心に」『産業総合研究』12、pp.25-46。
- 田村正紀（2001）『流通原理』千倉書房。
- 田村正紀（1986）『日本型流通システム』千倉書房。
- 那覇市商工会議所（1994）『買物楽園 那覇市中心商店街ガイドマップ』。
- 那覇市総務部秘書広報課『那覇市勢要覧 1994年版』。
- 山本耕三（2002）「沖縄県那覇市における中心商店街の機能変化－国際通りの場合」『熊本大学教育学部紀要 自然科学』。

沖縄大学における社会福祉実習教育の現状と課題

— 2007年度実習生アンケート調査より —

村田 真弓*・久貝 興徳**・高木 博史***

The Current State of Social Work Field Practicum in Okinawa University:
A Questionnaire Survey in 2007

Mayumi Murata, Kotoku Kugai and Hiroshi Takagi

沖縄大学では、1999年に人文学部福祉文化学科を創設し、国家資格である社会福祉士の養成を行ってきた。

本稿は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴う2009年度からの社会福祉士養成教育の大幅なカリキュラム変更を前に、また、2007年度より導入した助教制度の導入によって沖縄大学の社会福祉実習教育が大きな転換期を迎えていることに鑑み、現状と課題を学生アンケートにより明らかにし、今後の実習教育の参考としていくことを目的としている。学生アンケートの結果から、事後学習の意義、そして、実習に対する満足度などに関し、本学の実習教育の方向性を考えていく上できわめて重要な結果が示唆されたといえる。とくに、実習の満足度については、ほとんどの学生が「高い」、「やや高い」を選択しており、学生のニーズをほぼ満たしてはいると考えられるものの、さらなる充実のためには、事前学習の手段・方法などの細部にわたる再検討の必要性が示唆された。

キーワード：社会福祉実習教育、アンケート調査、満足度

はじめに

今日、介護保険サービスの需要の高まりや障害者自立支援法の施行、格差の拡大による「貧困」問題のクローズアップ、児童虐待、DV、ボランティアなどに対する関心の高まりなど数え上げればきりがなほどの社会福祉分野をめぐる変化には著しいものがある。

こうした状況の中で沖縄大学人文学部福祉文化学科では「個人・集団・地域の生活問題(生活課題)を明確化でき、その問題・課題解決ができるような実践能力を身につけた(福祉文化学科の理念より)社会福祉人材の養成を目的として、1999年度の学科発足から一貫して国家資格である社会福祉士の養成を行ってきた。社会福祉分野をめぐる著しい変化の中で「社会福祉士」という社会福祉専門職の社会的認知度の向上とともに養成教育における中核部分の一つともいえる「実習」についてもその「質」が問われてきている。

また、2007年に成立した改正「社会福祉士及び介護

福祉士法」においては、2009年4月から施行の社会福祉士の養成カリキュラムにも大幅な変更があり、従来、社会福祉士国家試験受験資格取得のための実習として位置付けられていた「社会福祉援助技術現場実習」は、よりソーシャルワーク実践力の涵養を目的とした「相談援助実習」へと衣替えすることとなる。

本稿は、こうした社会福祉士養成カリキュラムの大幅な変更を前に、沖縄大学が行ってきた社会福祉実習教育について2007年度実習生のアンケート調査を行い、現状と課題を明らかにすることで、これまでの実習教育の一定の総括と今後へ向けての展望を示すことが目的である。

1. 沖縄大学における社会福祉援助技術現場実習の概要

1) 教員体制

2007年度より学校教育法改正に基づき、従来の「実

* 沖縄大学人文学部, 902-8521 那覇市国場555, murata@okinawa-u.ac.jp

** 沖縄大学人文学部福祉文化学科, kugai@okinawa-u.ac.jp

*** 沖縄大学人文学部福祉文化学科, h-takagi@okinawa-u.ac.jp

習助手」から、単独で科目担当者となることのできる「助教」制度の発足にともない3名の助教が6分野を2分野ずつ担当している。各助教の担当分野は、各助教の現場経験や各分野の共通性等に基づき、「高齢者・障がい者」「地域・医療」「児童・行政」の3つに分けられている。また、実習指導上より専門的な知識が必要とされる場合など、そのサポート役的な位置づけで各分野専門科目担当教員も助教と共同し、指導を行っている。

その他、実習に関する諸事項について何らかの判断が必要な場合は、これらの教員で構成される「実習委員会」において審議される。

2) 実習先及び実習生の概要 (2007年度)

高齢者分野

高齢者福祉分野において実習を行った学生は20名であった。実習先種別は特別養護老人ホームを中心に、期間中に数日程度、関連する他部署における体験としてデイサービスセンターなどを経験した者もいた。

実習内容としては、基本的に介護体験を含む施設の日常業務を経験することが中心となり、高齢者とのコミュニケーションについて学びを深める実習となっている。また、レクリエーションを企画、実施するなど、高齢者との主体的かつ積極的な関わりを求められている。

障がい福祉分野

障がい福祉分野において実習を行った学生は19名であった。実習先種別としては、障害福祉サービス事業(児童デイサービス)(生活介護)(就労移行支援)、地域活動支援センター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、知的障害児施設など多岐に渡っている。障害者自立支援法の施行によって、旧体系と新体系が混在している時期であり、教育指導上、若干の混乱を招いていた部分もあった。

また、障害福祉サービス事業(児童デイサービス)

のように従来、保育士の配置しかなかった施設における社会福祉援助技術現場実習について現場から指導上の課題を投げかけられる場面もあった。

実習内容としては、障害種別によっても様々であり、介護体験から障害児の遊び相手、就労支援にかかわる機会などが与えられた。

地域福祉分野

2007年度地域福祉分野において実習を行なった学生は30名、実習先は16施設であった。30名のうち28名はそれぞれ1ヶ所の社会福祉協議会で23日間、2名については12日間と11日間に分けて2ヶ所の社会福祉協議会で実習を行なった。

実習内容は各市町村によって異なるものの、概ねデイサービス事業、在宅福祉サービス事業、ボランティア活動推進事業、小地域ネットワーク活動、共同募金活動などへの参加が中心となり、社会福祉協議会が展開している地域福祉活動について学びながら、利用者である地域住民と交流を図りつつそれぞれの地域が抱える福祉課題と社会福祉協議会の取り組みについて幅広く体験的に学習する機会となった。

医療福祉分野

医療福祉分野において実習を行なった学生は10名、実習先は8施設・機関であった。実習先種別は病院と介護老人保健施設に大別され、病院については更に、急性期病棟とリハビリテーション病棟、療養病棟が含まれた。10名全員が23日間をそれぞれ1ヶ所の実習先で過ごし、医療ソーシャルワーカーの機能と働きについてじっくりと学べる機会となった。

実習内容としては、施設・機関の種別によってケースの特徴は異なるものの、個別援助技術を中心とした相談援助業務について理解を深めることが中心となっていた。また、ケースカンファレンス等で他職種の専門性に触れる機会が多く、こうした経験から社会福祉士の専門性について考察を深めるきっかけを与えられる場面もあった。

児童福祉分野

児童福祉分野において実習を行なった学生は17名、実習先は9施設であった。児童分野の基本的な実習施設は、県内にある児童養護施設（本島に5施設、離島に1施設）である。ほとんどの実習生が23日間の児童養護施設での体験を通して児童に対する専門的視点を学ぶ力を得る機会となっている。その他、児童相談所（中央児童相談所・コザ児童相談所）、児童自立支援施設（若夏学院）の実習は12日間実習となっており、残り11日間の実習を児童養護施設で行なっている。

実習内容は児童養護施設及び児童自立支援施設において児童と生活（日課）を共にすることにより児童（利用者）理解に重点を置く機会となっている。また、児童相談所においては児童相談所の業務と機能を学ぶことを中心に相談受付業務（養護相談・非行相談・障害相談・育成相談など）、児童虐待、里親制度など幅広く理解できる機会となっている。中央児童相談所においては一時保護所が設置されており、児童とのコミュニケーションを図る機会も与えられている。

行政福祉分野

行政福祉分野において実習を行なった学生は21名、実習先は15施設・機関であった。行政福祉分野の実習は、幅広く福祉六法を扱っており、実習生にとっては23日間で1施設で行う集中型の実習が深く学べると考えているが、実習先の多忙さもあり、現在、23日間の集中型実習を受けいれられているのは、実習生が比較的少ない離島での福祉事務所の実習のみとなっている。その他の実習先は12日間と11日間に分けて実習を行った。行政福祉分野の実習施設の組み合わせは、各市の福祉事務所と救護施設（いしみね救護園・よみたん救護園）を基本とし、各市の福祉事務所と県の福祉保健所（北部・中部・南部福祉保健所）との組み合わせ、その他、婦人相談所（沖縄県女性相談所）と婦人保護施設（うるま婦人寮）との組み合わせでの実習を行った。

行政福祉分野では福祉事務所でジェネリックな福祉

の視点を再確認し、福祉六法に則った行政機能と援助がある方への個別の相談機能を併せ持つ分野であることを理解すること、又、救護施設等の生活施設では利用者と直に接し、コミュニケーション・プログラム活動への参加を通して利用者との関わりを学べる機会となっている。

福祉保健所では、生活保護を中心とした実習を行っている。福祉事務所と保健所機能の連携を学ぶ場として貴重な機会となっている。

女性相談所・うるま婦人寮の実習においては毎年、少人数ではあるが、深く女性問題に関心を持つ学生への貴重な機会となっている。

Ⅱ. 2007年度実習生アンケート結果及び分析

1) 方法

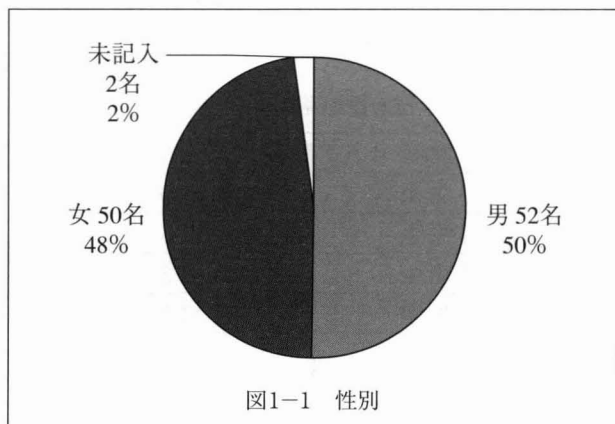
2007年度に社会福祉援助技術現場実習を履修した者は、原則として社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲを履修しているため、この科目履修者120名に対し、2007年度最終講義時に（出席できなかった学生に対しては後日）アンケートを配布し、104名の回答を得た。（回収率：86.7%）

2) アンケート結果及び分析

1. 実習生の属性

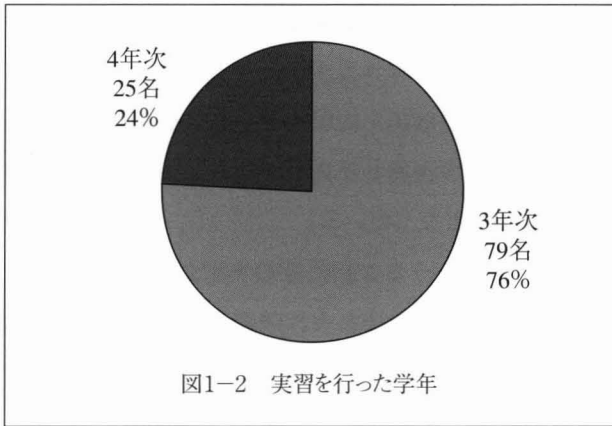
(1) 性別

回答者の性別は男性52名（50%）、女性50名（48%）、未記入2名（2%）であった（図1-1）。



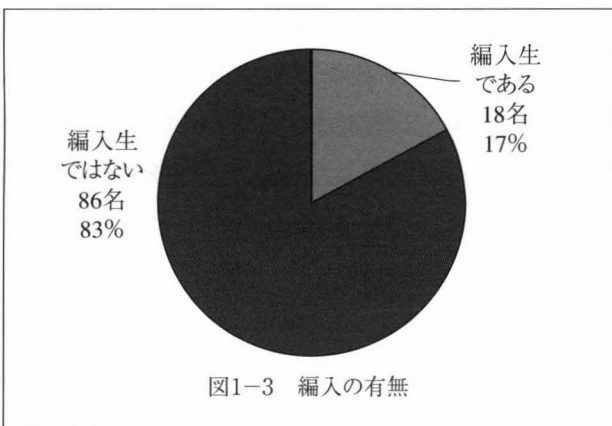
(2) 実習を行った年次

本年度現場実習を行った学生の年次について尋ねたところ、回答者104名のうち3年次の学生は79名(76%)、4年次の学生は25名(24%)であった(図1-2)。



(3) 編入生

次に編入生であるかを尋ねたところ、回答者104名のうち編入生は18名(17%)であった(図1-3)。



(4) 社会福祉援助技術演習の担当教員

必修科目であり、社会福祉援助技術現場実習と関連の深い「社会福祉援助技術演習」の担当教員について尋

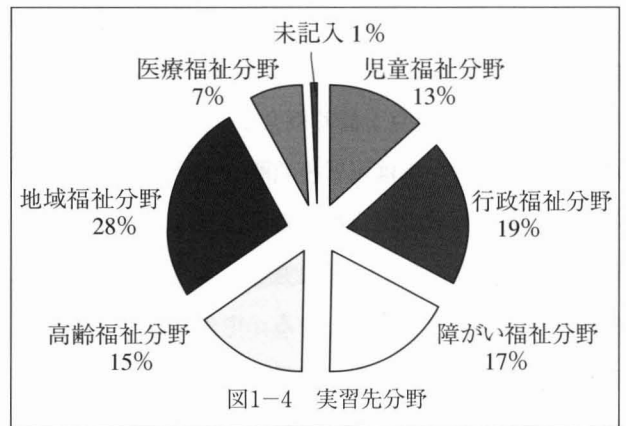
表1 援助技術演習Ⅱの担当教員

担当教員	受講生
T.U先生	20名
E.S先生	25名
M.T先生	23名
C.T先生	19名
K.N先生	2名
R.Y先生	7名
未記入	8名

ねたところ、以下のような回答であった(表1 援助技術演習Ⅱの担当教員)

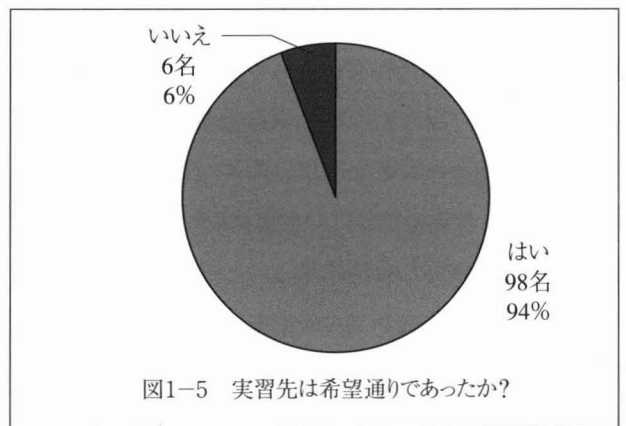
(5) 実習先分野

現場実習を行なった分野について尋ねたところ、回答者104名のうち児童福祉分野14名(13%)、行政福祉分野20名(19%)、障がい福祉分野18名(17%)、高齢福祉分野16名(15%)、地域福祉分野28名(28%)、医療福祉分野7名(7%)、未記入1名(1%)であった(図1-5)。



(6) 実習先は希望通りであったか

「実習先は希望通りであったか」の問いに対し、回答者104名のうち希望通りの分野で実習ができた者は98人(94%)、希望通りの分野で実習ができなかったと回答した者は6名(6%)であった。

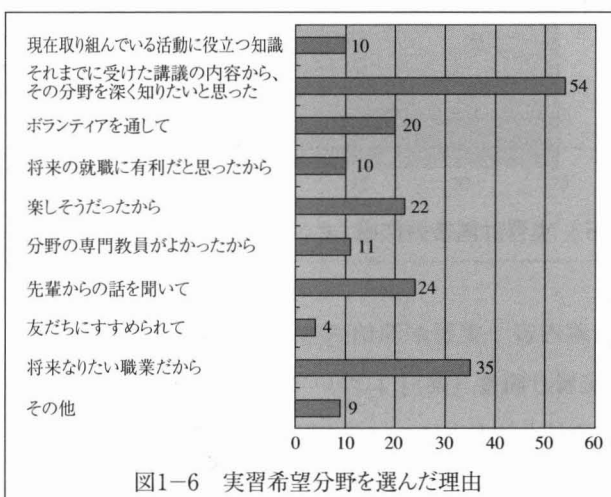


(7) 分野を選んだ理由

実習先分野を選んだ理由について、下記の項目から

当てはまるものすべてを選択してもらった。結果、「それまでに受けた講義の内容から、その分野を深く知りたいと思ったから」がもっとも多く、54名であった。次いで「将来なりたい職業だから」を選んだ学生が35名、「先輩からの話を聞いて」が24名、「楽しそうだったから」が22名であった（図1-6）。

その他の意見として「ボランティア活動では体験できないから」や、「自分を確かめるため」などが理由として挙げられていた。



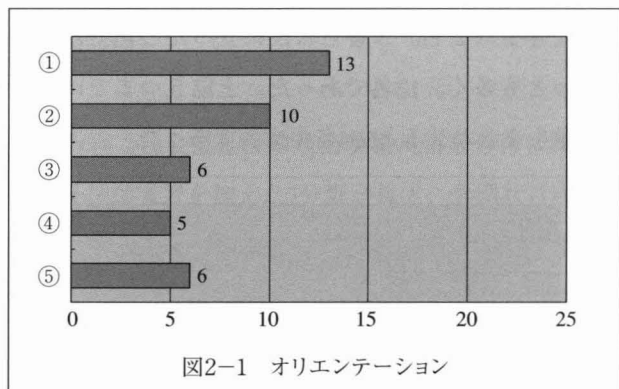
2. 事前学習について

夏期休暇中に行なわれる現場実習の事前学習として位置づけられている「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」の講義内容を振り返り、現場実習に臨むにあたり役に立ったと思うもの上位5つについて尋ねたところ、以下のような結果となった。

(1) オリエンテーション

講義内容：実習ハンドブック・実習の記録等の配布、担当教員への連絡先登録、シラバスの説明、科目登録及び保険加入の説明などを6分野合同で行なった。

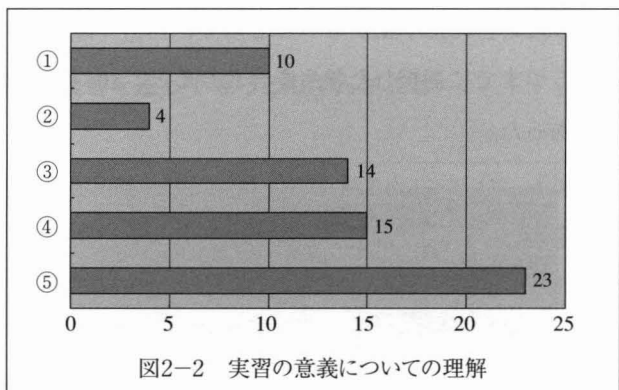
講義初回の「オリエンテーション」がもっとも役に立ったと答えた学生は13名。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中40名であった。



(2) 実習の意義についての理解

講義内容：実習の意義について理解し、目的について考えてもらうためハンドブックの読み合わせを行ない、その後各自でワークシート「実習に臨むにあたって」を記入。

「実習の意義についての理解」がもっとも役に立ったと答えた学生は10名。5番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、23名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中56名であった。



(3) 個人票・誓約書の作成

講義内容：実習先へ提出する個人票および誓約書の作成について説明。先の講義でそれぞれの学生が記入した「実習に臨むにあたって」をもとに、下書きに取り組んだ。また課題として、ワークシート「実習先について事前に調べよう」を配布。次回の講義時を提出期日とした。

「個人票・誓約書の作成」がもっとも役に立ったと

答えた学生は2名。3番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、12名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると104名中38名であった。

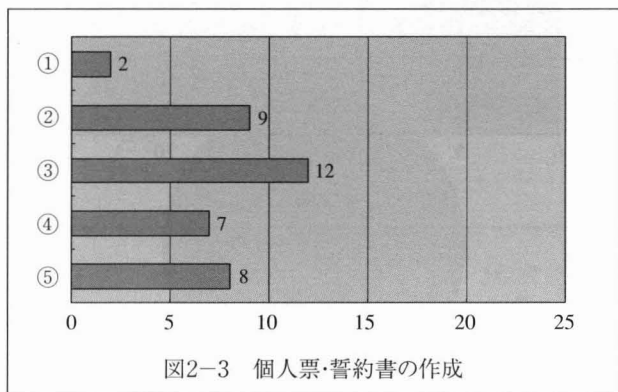


図2-3 個人票・誓約書の作成

(4) 各分野専門教員による講義

講義内容：6分野それぞれに分かれて、分野担当教員による専門講義を基礎編2回・応用編2回の計4回実施した。

「各分野担当教員による講義（基礎編・応用編）」がもっとも役に立ったと答えた学生は11名。4番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、18名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中59名であった。

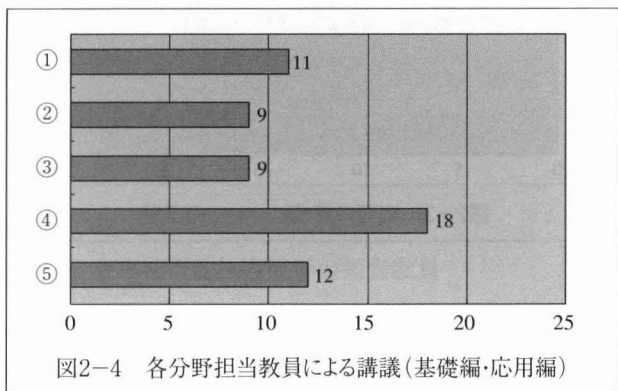


図2-4 各分野担当教員による講義（基礎編・応用編）

(5) グループ学習・発表「実習先について事前に調べよう」

講義内容：各自が調べてきたものについて、同分野で現場実習を行なう学生数名で小グループを作り、話し合いによってまとめられた結果を発表してもらった。

「グループ学習・発表」がもっとも役に立ったと答えた学生は7名。3番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、20名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中54名であった。

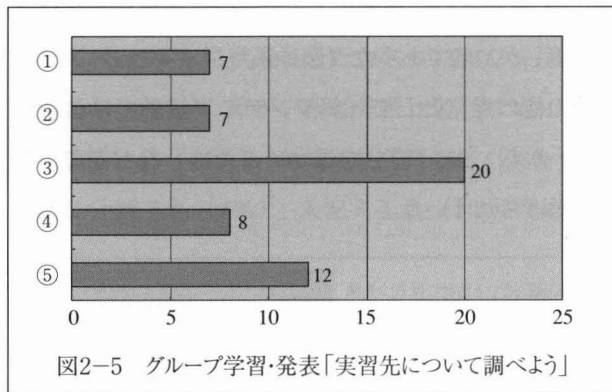


図2-5 グループ学習・発表「実習先について調べよう」

(6) 実習計画書の作成

講義内容：実習が開始される前に実習先へ提出する「実習計画書（案）」について意義と目的を説明し、作成方法と注意点についての解説を6分野合同で行った。

「実習計画書の作成」がもっとも役に立ったと答えた学生は13名。2番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、18名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中65名であった。

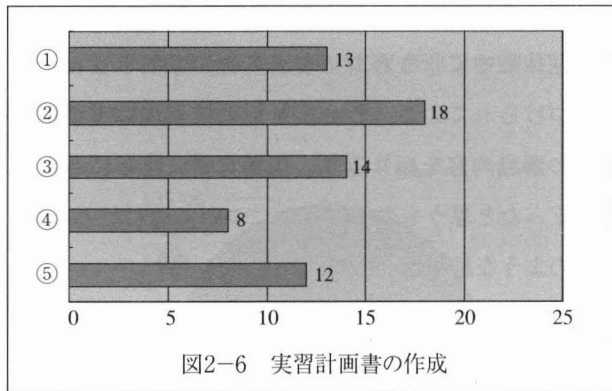


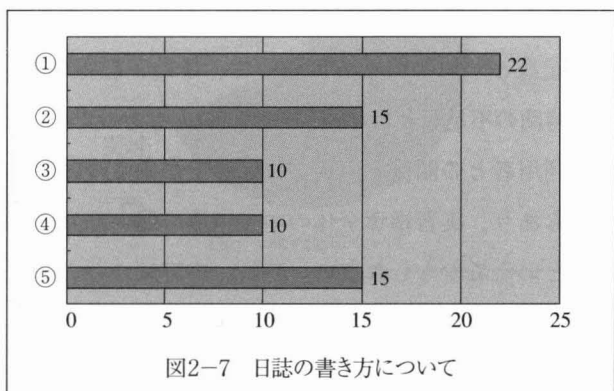
図2-6 実習計画書の作成

(7) 日誌の書き方について

講義内容：現場実習中に毎日書くことになる実習日誌の書き方について、2回に渡って解説した。1回目は実習日誌の持つ意味や記入方法、記入上の留意点などについて6分野合同で行なった。2回目はクラスごと

に分かれ、例を用いながら実際の書式を使って記入する練習を行なった。

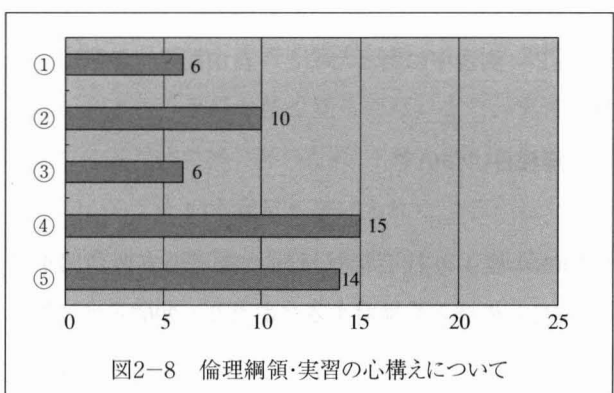
「日誌の書き方について」がもっとも役に立ったと答えた学生は22名。いちばん役に立ったと答えた学生がもっとも多かった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中72名であった。



(8) 倫理綱領・実習の心構えについて

講義内容：壮行会を前にした最後の講義では、専門職倫理と実習の心構えについて説明し、ハンドブックに掲載されている「社会福祉士の倫理綱領」および「実習の心構え」の読み合わせを行なった。また、参考資料として「社会福祉士の行動規範」について説明し、本文を配布した。

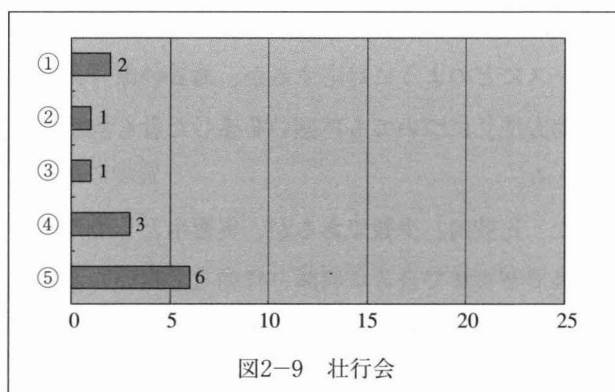
「倫理綱領・実習の心構えについて」がもっとも役に立ったと答えた学生は6名。4番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、15名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中51名であった。



(9) 壮行会

講義内容：社会福祉援助技術現場実習6分野に精神保健福祉援助実習を加えた7分野全員で、合同壮行会を実施。全員が各自の抱負を述べ、現場実習に向けて教員より激励を受けた。

「壮行会」がもっとも役に立ったと答えた学生は2名。5番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、6名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中13名であった。



3. 実習を通してもっとも学んだこと

現場実習を通して最も学んだことについて、「対人関係・コミュニケーション」について学んだと回答した者が一番多く、次に「業務等の理解」について学んだと回答したものが多かった。また、「人生観・価値観」についても学んだと答えた者については実習を単なる学術的学びの機会だと捉えるだけでなく、人間としての成長にもつながっているというふうを感じている者もいるようである。

今後も現場実習に臨む前に対人関係に関する知識・演習を充実させること、又、学んだ知識・技術・価値と現場実践がつながるような工夫を事前に行うことが、より、実習の学びを深めることになると考えられる。

(資料1 実習を通してもっとも学んだこと 自由記述参照)

4. 実習中に困ったこと

実習が常に順調に進んでいけば問題ないが、多くの実習生は、多かれ少なかれ何かしらの「壁」を感じる事となる。ここでは、実習中に困ったことについて自由記述により回答をしてもらったコメントについて目立ったものをまとめた。

A. 利用者との関係について

利用者との関係では、「コミュニケーション(接し方)」について困ったと回答した者が多かった。また、個別のケースにどのように対応するか、あるいは「具体的な援助方法」についても戸惑いを感じた者も多かったといえる。

また、比較的、少数であるが、実習生としての自分の立場でどこまで自分で判断、行動して良いのかということに戸惑いを感じた者もいたようである。

実習中の困ったこととして、自由記述の欄に最も多くのコメントが記入されていた項目でもあり、実習において、「利用者との関係」が実習において大きな課題となっているといえる。

B. 職員との関係について

職員との関係では、自分から主体的、積極的に話しかけていくことができなかつたと感じているコメントが多くみられた。一方で話しかけるタイミングがつかめなかつたことや遠慮による「消極的」とみられる態度は、必ずしも問題意識をもっていないわけではなく、職員にどのように伝えるのかということも含め今後の指導の課題である。

また、職員から注意を受けたことが印象に残っていたり、職員との考え方の違いを感じていた者もいた。

C. 個人情報の閲覧に関すること

個人情報の閲覧に関することでは、やはり守秘義務との関係で個人情報をどのように扱って良いのかということについて戸惑いを感じているコメントが多くみられた。また、実習生の立場で、どこまで個人情報に立ち入って良いのかという戸惑いを感じているコメン

トも見られた。

守秘義務についての理解はかなり浸透しているといえるが、ソーシャルワーカーとして個人情報をもどのように扱うかということについての指導に課題が残った。

D. 実習の記録

実習の記録については、どういった内容で書けばよいのかということに戸惑いを感じていたり、まとめ方、記録としての客観性について、また、記録時間、学習時間の不足などを指摘したコメントもあった。

「利用者との関係」の次にコメントが多くついた部分でもあり、実習指導全体の中で指導の弱い部分にあたるといえるかもしれない。特に、内容についてどのようなことをどのような視点でとらえるかということについての指導の強化が課題である。

E. 自分の体調

自分の体調については実際に体調を崩してしまったという者や疲労を感じていたというコメントが見られた。また、生活リズムの変化により、いつも以上に体調管理が難しいと感じているようである。

F. 通勤

通勤については、駐車場の有無が事前に確認できていなかったり、渋滞についてのコメントが見られた。

事前学習の時に事前訪問など行動計画を含めて準備を進めていくことについて、その重要性をさらに認識できるような指導方法が課題である。

G. その他

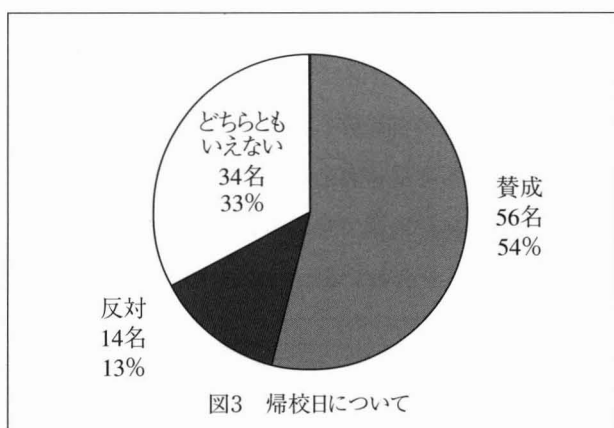
その他では、生活費に困ったというコメントがあったが、実習費や実習期間中の生活費については計画的に準備する必要性について指導が課題である。

(資料2 実習中に困ったこと 自由記述 参照)。

5. 帰校日について

2008年度より社会福祉援助技術現場実習期間中に「帰校日」の導入を検討するにあたり、2007年度現場実習を終えた学生に対し、導入の是非とその理由について尋ねた。結果、導入について「賛成」と回答した学

生は56名（54%）、「反対」と回答した学生は14名（13%）、「どちらともいえない」と回答した学生は34名（33%）であった（図3）。



その理由について自由記述にて意見を求めたところ、「賛成」と答えた者のなかでは、帰校日を「情報交換の場」として捉えている意見がもっとも多く見られた。同様の意見として、実習中に困っていることについて「他者の意見を聞く」ことや「実習生同士が相談できる場」としても多くの学生が導入に賛成していることが明らかとなった。また、帰校日を、実習生同士の情報交換や相談の機会として捉えるだけでなく、「教員からのスーパーバイズを受ける機会」として考えている意見も見られた。さらに、帰校日をきっかけとして、それまでの不安が解消され安心できることで、実習前半を見つめ直すことにより「後半に向けて立て直しの機会」として捉えている意見があった。こうした点からは、「帰校日」の実施内容についてや、帰校日の適切な実施時期等の検討課題について示唆を得ることができる。

一方、帰校日の導入について「反対」と回答した者の理由については、自身の実習経験から「必要性を感じない」という意見が多く見られた。また、実習中は実習のことだけで精一杯のため、「休みたい」や「大変そうだから」という意見も挙げられた。こうした点からは、帰校日の趣旨を明確にすることと、実施日や時間についての検討が必要と考えられる。

帰校日の導入について「どちらともいえない」を選んだ者の理由としては、実施の意図については概ね賛

成的であった。しかし、「実際には集まりづらいのではないか」と考えられている理由として、実習期間がそれぞれ異なることや離島などの遠方で実習を行なっている場合、また仕事をもっている社会人学生がいることが挙げられた。他にも少数ではあるが、学生が帰校するだけでなく、担当教員には実習先に来て実習中の姿を見てもらいたいという意見もあった。

（資料3 帰校日について 自由記述 参照）。

沖縄大学では毎年、離島にある施設・機関にも実習生を配属していることや、社会人学生が少なくないなど、帰校日の導入に向けてはこれらの点についても検討する必要がある。

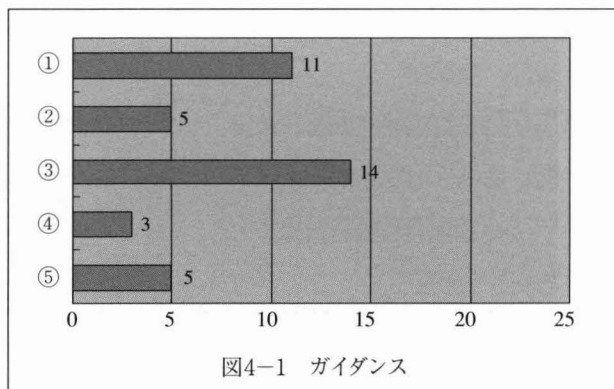
6. 事後学習

夏期休暇中に行なわれる現場実習の事後学習として位置づけられている「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅲ」の講義内容を振り返り、現場実習を振り返るにあたり役に立ったと思うもの上位5つについて尋ねたところ、以下のような結果となった。

（1）ガイダンス

講義内容：シラバスを配布し、報告書の作成、報告会の開催等、講義の目的について説明。

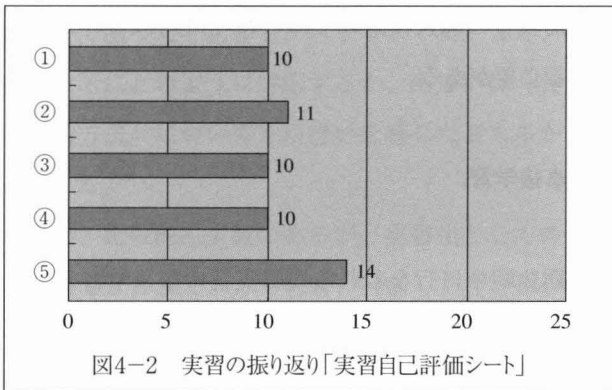
講義初回の「オリエンテーション」がもっとも役に立ったと答えた学生は11名。3番目の役に立ったと答えた学生がもっとも多く、14名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中38名であった。



(2) 実習の振り返り「実習自己評価シート」

講義内容：現場実習を振り返り自己評価と評価の理由について考える目的で、ワークシート「実習自己評価シート」を記入。

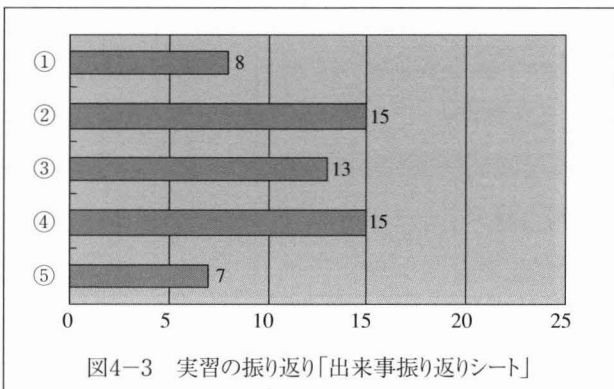
「実習の振り返り（実習自己評価シート）」がもっとも役に立ったと答えた学生は10名。5番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、14名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中55名であった。



(3) 実習の振り返り「出来事振り返りシート」

講義内容：実習中の出来事を振り返りながら「出来事振り返りシート」を個人で記入。その後二人一組になって各々がシートに記入した出来事について相手に説明することで理解を深めることを目的とした。

「実習の振り返り（出来事振り返りシート）」がもっとも役に立ったと答えた学生は8名。2番目と4番目に役に立ったと答えた学生が同数で15名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中58名

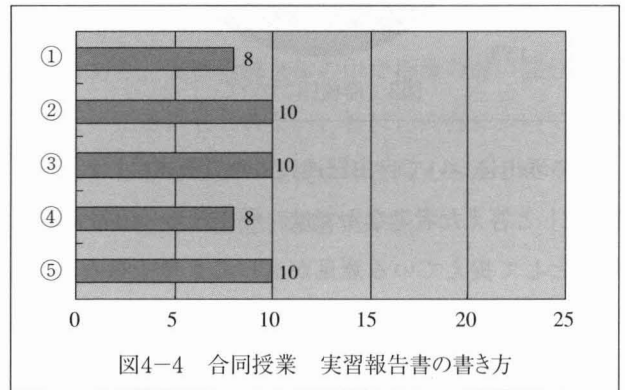


であった。

(4) 実習報告書の書き方

講義内容：実習報告書の書き方および実習報告会の開催について、6分野合同で説明。

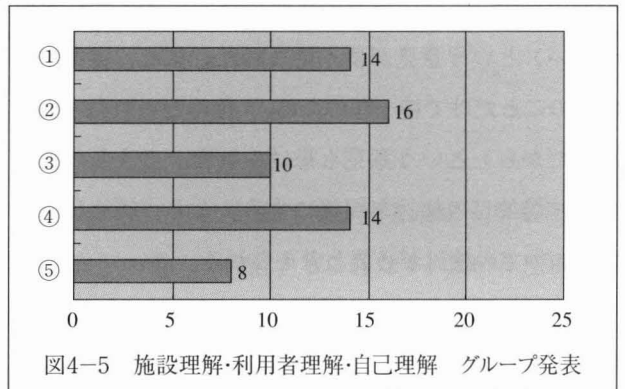
「実習報告書の書き方」がもっとも役に立ったと答えた学生は8名。2番目と3番目と5番目に役に立ったと答えた学生が同数で10名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中46名であった。



(5) 施設理解・利用者理解・自己理解、グループ発表

講義内容：あらかじめ課題として提出してもらった「実習総括レポート」をもとに小グループを作り、施設理解・利用者理解・自己理解について話し合い、グループ内で意見をまとめ発表。発表を聞いている学生には「感想シート」を記入してもらい、発表グループへ還元した。

「施設理解・利用者理解・自己理解（グループ発表）」がもっとも役に立ったと答えた学生は14名。2番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、16名であっ

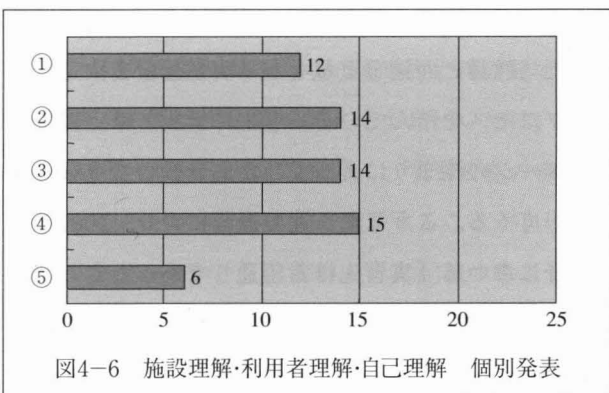


た。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中62名であった。

(6) 施設理解・利用者理解・自己理解、個別発表

講義内容：事前に提出した「実習総括レポート」に基づき、これまでの振り返り作業を踏まえて個別発表を行った。発表を聞いている学生には「感想シート」を記入してもらい、発表者へ還元した。

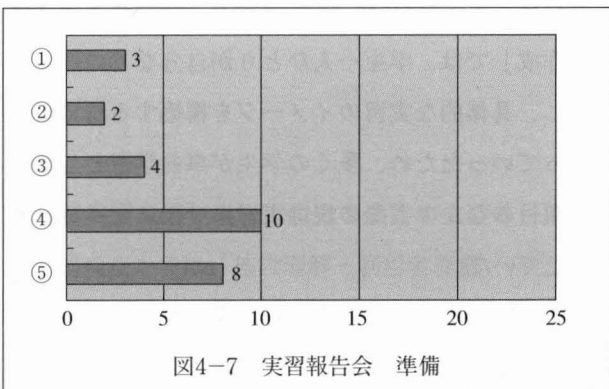
「施設理解・利用者理解・自己理解（個別発表）」がもっとも役に立ったと答えた学生は12名。4番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、15名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中61名であった。



(7) 実習報告会準備

講義内容：6分野合同で開催される学内合同実習報告会について説明し、準備に入った。分野ごとにリーダーを決め、企画書の提出を求めた。

「実習報告会準備」がもっとも役に立ったと答えた

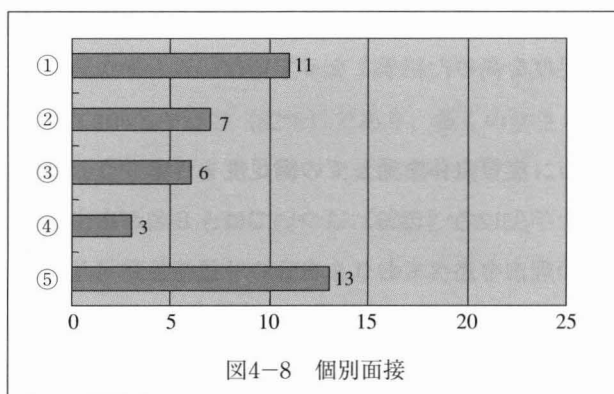


学生は3名。4番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、10名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中27名であった。

(8) 個別面接

講義内容：合同実習報告会の準備の傍ら、一人ひとりの学生と教員とで個別面接を行った。

「個別面接」がもっとも役に立ったと答えた学生は11名。5番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、13名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中40名であった。



(9) 合同実習報告会

講義内容：2週にわたり、6分野合同で分野ごとに実習報告をおこなった。分野担当教員も出席し、現場実習を総括する場となった。

「合同実習報告会」がもっとも役に立ったと答えた学生は10名。5番目に役に立ったと答えた学生がもっとも多く、14名であった。上位5つまでに選択した学生を合わせると、104名中41名であった。

7. 満足度

現場実習全体を通しての満足度について「高い」「やや高い」「ふつう」「やや低い」「低い」の5段階および自由記述にてそれぞれ理由を尋ねた。結果、実習全体を通しての満足度が「高い」と回答した学生は33人

(32%)、「やや高い」と回答した学生は52名(50%)、「ふつう」と回答した学生は12名(12%)、「やや低い」と回答した学生は6名(6%)であり、「低い」と回答した学生はいなかった。

「高い」「やや高い」を合わせると、104名中85名(82%)であり、現場実習全体を通しての満足度は概ね高いことが示された。

その理由について、自由記述にて意見を求めたところ、〈勉強になった・いい経験をした〉という内容の記述がもっとも多く、次いで〈納得・充実感〉を得たことが高い満足感につながっていたことがわかった。また、実習中の出来事から自分自身と向き合うという経験を通して〈自己覚知〉に至り、そのことが実習全体の満足度を高めた結果となっていた記述も少なくなかった。

一方、実習全体を通しての満足度を「ふつう」と回答した学生12名(12%)については、8名が自由記述にその理由を述べており、自分の「積極性が足りなかった」などの〈自己覚知〉に起因するものと、「もう少し学ぶものがあつたのではないか」などの〈実習内容〉に起因する理由が挙げられていた。

さらに、「やや低い」と回答した学生6名(6%)のうち4名がその理由を述べており、自由記述を見ると〈勉強不足〉〈自己覚知〉〈実習内容〉に起因する理由が挙げられていた(資料4 満足度 自由記述参照)。

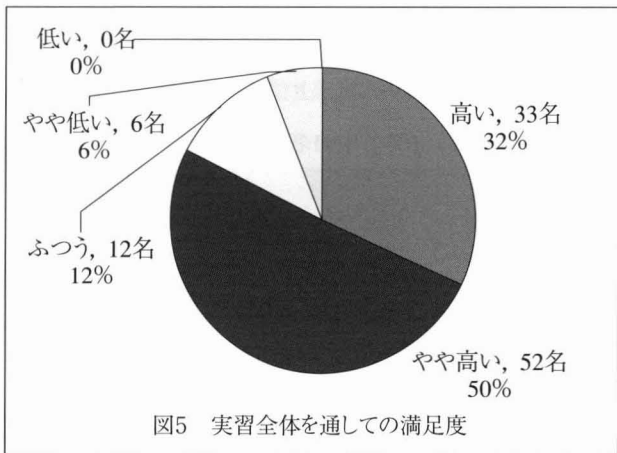


図5 実習全体を通しての満足度

III. 沖縄大学における社会福祉実習教育の現状と課題 (まとめ)

実習先の選定

実習先分野を決定するにあたり学生の希望を反映させることは、現場実習に臨む本人の意欲向上に大きく関与すると考えられる。しかし、とくに、児童分野・医療分野などは受入れ施設・機関数が限られているため、分野の定員を設けざるを得ない場合がある。今後は、こうした分野を希望する学生の何を重視し配属を決定していくのかについても検討が必要になってくるであろう。

また、沖縄大学では「社会福祉援助技術現場実習指導I」において、数回に渡って希望分野を聞き取り、分野担当教員と面接を重ねながら実習分野を決定していくプロセスを踏んでいる。学生によっては、実習先のイメージの深まりによって、希望分野の変更を行う者も出てくる。こうした一連の過程により、2007年度の調査において「実習先は希望通りであった」と回答した学生が94%という高い結果につながったものと考えられる。出来る限り多くの学生が希望の実習先分野に配属されるよう、分野担当教員との連携のもと、引き続き丁寧に学生と向き合っていく必要がある。

事前学習

例年、「日誌の書き方」については実習開始後に多くの学生が苦勞しており、それを踏まえて事前学習のなかでもウェイトをおいて取り組んだ。また、「実習計画書の作成」では、学生一人ひとりが自分なりの課題を設定し、具体的な実習のイメージを構築することにつながっていったため、多くの学生が事前学習として行った項目のなかで実際の現場実習に「役に立った」と回答していた。

本調査では現場実習に直接役に立ったかどうかを尋ねたためこのような結果となったが、「オリエンテーシ

ョン」や「実習壮行会」など、開催の意図が明確で意義のあると考えられる項目に関しては今後とも引き続き行う必要があり、限られた講義回数の中で、より事前学習を充実させるための工夫が求められる。

実習中の現状と課題

「実習を通してもっとも学んだこと」、「実習中に困ったこと」については、両方とも「対人関係・コミュニケーション」と答えた実習生が最も多かった。この中には、利用者との関係はもちろん、職員との関係も含まれた。教員との関係については、今回のアンケートでは触れなかったが、調査の必要があると考える。

また、「実習を通してもっとも学んだこと」に「業務等理解」とした実習生が次に多く、学びを深めるためにも、実習先施設の事前学習の重要性が再確認できた。

実習生が「実習中に困ったこと」については、「実習の記録」とした実習生が次に多く、実習日誌の書き方、特に内容についてどのように記載することが自己の学びにつながるのか、又、どのように記載することが指導者との学びの共有になるのかなどについて深く考え、練習する必要性が見られた。

その他、「個人情報閲覧について」、「健康管理について」など実習生の価値観・心構えなどの関することでも困っている実習生が多数いた。

今後、現場実習での学びに備えるためにも「対人関係・コミュニケーション」「実習の記録」について、社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱでの事前学習はもとより、社会福祉援助技術演習と連携して実習につないでいくことが重要であると考えられる。

事後学習

現場実習を振り返り報告書をまとめ上げる一連の事後学習のなかでは、「施設理解・利用者理解・自己理解」の視点から実習体験を振り返り発表する（グループ発表・個別発表ともに）という講義がもっとも役に立っ

たと回答した学生が多かった。2007年度は実習報告会を代表者の発表としたため、一人ひとりが発表する機会についてはクラス内に設けたこともこうした結果に反映していると考えられる。

事前学習と同様に、本調査では直接役に立ったかどうかを尋ねたためこのような結果となったが、「オリエンテーション」や「実習報告会の準備」など、意図が明確で必要性が高いと考えられる項目に関しては今後とも引き続き行う必要があり、限られた講義回数の中で、事後学習を充実させるための工夫が求められる。

満足度

沖縄大学において満足度は「高い」「やや高い」を合わせて104名中85名（82%）であり、多くの学生が23日間にわたる実習をやり切った充実感・達成感によって満足、あるいはそれに近いものを感じている。一方で、主体的、積極的な学びができなかったという点で満足度が低くなっているコメントも散見し、学生がより「主体的」「積極的」な学びができるような環境をどのように作っていくのかということについて課題が残された。

おわりに

最後に、事前学習、実習、事後学習を通し、実習の一連のプロセスに対する学生の満足度は「高い」「やや高い」を合わせて、104名中85名（82%）であったことは、4週間に及ぶ実習を乗り切った達成感や充実感の表れであり、実習教育が、学生の主体的な学びによって、教育現場、実習先、学生の3者の共同の取り組みとして行われた結果であることを示している。今後の実習教育には、さらにお互いの信頼関係を強めていくために、本アンケートの結果から具体的な内容、方法のさらなる検討と積極的な提案が望まれている。

資料1 実習を通してもっとも学んだこと(自由記述)

(総コメント数91、明らかな誤記については修正した)

- ・現場の問題
- ・福祉の現状
- ・社会での福祉の役割が見えた
- ・福祉の体制
- ・福祉がどのように成り立っているのか、流れを理解できたと思う。
- ・連携することの大切さ
- ・個人情報大切さ
- ・福祉とは何かについて、住民参加の意義→福祉は、業界ではなく文化だということ。
- ・行政分野の業務
- ・社会(現場)の大変さ
- ・現場の様子
- ・施設の抱えている課題を知り、自分自身にもその課題の重要性があると感じた
- ・自分が学びたかった事業が学べた
- ・施設を知ること
- ・ソーシャルワーカーとしてのあるべき姿
- ・連携の必要性
- ・福祉事務所とは、どのような感じのところなのか
- ・専門職として利用者を援助するということ
- ・自立支援計画書の作成
- ・事業内容、今必要な人材
- ・福祉の現場で働けたこと
- ・地域の社会資源について知ることができた
- ・地域の現状
- ・地域と社協とのつながり、コミュニケーション
- ・地区ワーカー制度
- ・福祉はまだまだ地域に浸透していないということ
- ・地域福祉とは
- ・地域福祉と福祉事務所の役割
- ・地域福祉の在り方
- ・社協が地域にあるべき姿がどういったものか
- ・傾聴
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーション
- ・コミュニケーションについて
- ・コミュニケーションの大切さ
- ・コミュニケーションの大切さ
- ・コミュニケーションのとり方
- ・コミュニケーションの取り方
- ・コミュニケーションのとり方
- ・コミュニケーションはとても大切で話すことだけがコミュニケーションではないことを学んだ。
- ・コミュニケーションを取る際の注意点
- ・信頼関係の大切さ
- ・対人援助について
- ・何に対してもコミュニケーションが大切であること
- ・人間関係
- ・人と関わる重要性
- ・人とのコミュニケーション
- ・人との接し方
- ・人との接し方、コミュニケーション
- ・人に接する大切さ、コミュニケーション
- ・日々学びの多い実習だったので、特にと言うのが難しいですが、「人との関わり」について学べたと思います
- ・利用者に関わることの大切さ(コミュニケーション)
- ・利用者への対応の方法
- ・利用者理解
- ・利用者理解
- ・利用者理解、個人と援助者の気持ちのバランス
- ・利用者理解、信頼性の構築
- ・利用者理解、ラポールの重要性
- ・利用者を大切に
- ・利用者を理解することの大切さと大変さ
- ・障害者という人達の生活
- ・子どもを観察する大切さ。知識の大事さ。
- ・高齢者に対する心遣いを学んだ。コミュニケーションをとる時、相手のペースに合わせて話しをするなど
- ・障害はその人の“一部”であるという視点
- ・障害者は普通の人
- ・子ども達との関り、目標
- ・児童の障害について
- ・価値
- ・自己開示が出来た
- ・現実・経験
- ・生きること
- ・理想と現実
- ・人間の生活
- ・倫理綱領
- ・実習を通して自分を知る。
- ・施設での生活している利用者の家庭が施設の中にあつたことを見つけることができた
- ・人間として利用者を尊重すること。
- ・協調性・忍耐力
- ・専門性の知識が必要だということを学びました。
- ・社会人としてのルール、もっと学ぼうとする姿勢。
- ・何に対しても積極的に取り組むこと。グループ学習での責任の大事さ
- ・積極性
- ・体験することの重要さ

資料2 実習中に困ったこと(自由記述)

(明らかな誤記については修正した)

A コメント数(32)

- ・最初のコミュニケーションが難しさ
- ・接し方やコミュニケーション
- ・コミュニケーションがうまく取れなかった
- ・どう接していいかわからない、普通にはしていたけれど
- ・コミュニケーションのとり方について
- ・最初は子どもたちと接していいのかわかりませんでした
- ・コミュニケーションの取り方
- ・何を話したらいいのか困った
- ・どう接してよいか分からなかった
- ・精神障害者とのコミュニケーションについて
- ・精神障害者の方との関わり
- ・コミュニケーションがうまくできなかったとき
- ・会話が続かない
- ・どのくらいの距離
- ・距離
- ・前期でロールプレイとかやったけど、実習では、何もできなかった
- ・手を挙げる利用者に対する対処方法
- ・援助方法
- ・何を伝えたいのかわからなくなったとき
- ・電話番号を何度も聞いてくる方がいてその対応に困った
- ・叱ることができなかった
- ・ご飯を食べてくれない
- ・利用者さんの話を聞いていて方言が分からなくて利用者の方に注意された
- ・むずかしい人がいて大変だった
- ・方言が分からなかった
- ・話しても答えてくれなかった
- ・員と実習生で児童の対応が違ったこと
- ・男性を嫌う人がいて大変だった
- ・被保護者に何処まで質問して良いのか
- ・質問などについて、自己の判断で答えて良いのか？
- ・ケンカした
- ・あと自分よりもすごく元気だった方がたくさんいた

B コメント数(19)

- ・質問をえんりよしてしまった
- ・子どもと深く関るなど言われた事
- ・子どもと深く関わるなど注意された
- ・介助をしたときに「やってはいけない」と注意されました(介護実習ではないため)
- ・話すタイミングがわからなかった

- ・車の中での沈黙・・・
- ・もっと話すようにしたかった
- ・少し話しづらかった
- ・なかなかコミュニケーションを最初はとることが出来なかった
- ・多忙な職員の方々に気を使ってしまうことがあった
- ・全くといっていいほどしゃべれなかったので困った
- ・言いたいことがなかなか言えなかった
- ・職員の方とうまくしゃべることができなくてこまった
- ・自分の支援に対する考え方と、職員の考え方の違いについて
- ・援助方法
- ・酒を飲みに行こうと誘われたりした
- ・あつかいがヒドかった
- ・職員のぐち
- ・どう接してよいかわからなかった

C コメント数(13)

- ・守秘義務で考えるところがあった
- ・報告会や日誌に書けないことが多かった
- ・実習場所が個人情報ばかりのため、学ぶ範囲が限られた
- ・守秘義務で実習日誌の内容をどのように書こうか困った
- ・自分が思っていたよりも慎重に扱う必要がありました
- ・見せてもらいたかったのですが、プライバシーの問題で見れなかった
- ・詳しく知ってよいものか
- ・勝手に見ていいものなのかとまどった
- ・尋ねづらかった
- ・同行訪問する方とは違うケースを見せられた
- ・お菓子を個別にくれたが断った
- ・医師が書いているものはわかりづらかった
- ・あまりみたくなかった

D コメント数(29)

- ・日誌の書き方が自分流になってしまった
- ・客観的に書けていたかどうか不安
- ・客観的に記録することの難しさ
- ・毎日たんちような事だったので、記録には、困った
- ・何を書けば良いのかわからない
- ・書かないといけないのが多くて大変だった
- ・1日がいつも単調で、その中から毎日違うことを考え学ぶこと
- ・日誌に記入する際に、日誌にどこまで書いていいのか困った

- ・守秘義務で実習日誌の内容をどのように書こうか困った
- ・考察について勤しかった
- ・記録になっているのか、感想文になっていないか不安だった
- ・考察がむずかしかった
- ・一日のことがまとめきれず、どういったことをかけばよいかわからない
- ・どのように書けばいいか迷った
- ・文章まとめ苦しかった
- ・書くのやまとめがムズカしかった
- ・あまり文章力がないので大変でした
- ・記録時間が不足して提出がおくれることがあった
- ・時間が足りないときがあった
- ・時間がかかり定時に帰れなかった
- ・実習の時間内にまとめることができなかった
- ・書く時間がなく難しかった
- ・時間がかかり定時に帰れなかった
- ・書き方について事前に充分学習できなかった
- ・事前学習であまりちゃんとしなかったので、うまくできなかった
- ・事前学習でちゃんとしなかったので上手くできなかった
- ・その日のうちに記録を書く日が難しいことが何回もあった
- ・メモをとっていたけど、書けなかったことも少しある
- ・初めての時書き方がわからん

E コメント数(15)

- ・ちょっとカゼ気味な時があったりして、体調管理が大変だった
- ・体調管理は毎日気を使っていた
- ・バイトもしていて体調管理が大変だった

- ・とにかく普段以上に気をつかいました
- ・朝早く起きたり昼に起きたり、生活リズムがくるったりした
- ・インフルエンザになって一週間も休んだ
- ・初日から体調が悪かった。実習の期間がつづいているのでつらかった
- ・最初体調が悪くなったりして実習に行けなくなった日もあった
- ・実習先でかぜが流行し、私もうつって休んでしまったこと
- ・腹痛で1回遅刻した
- ・疲労が溜まりやすく、2週間目ぐらいが一番辛い
- ・実習の記録をつけるのが帰宅後だったので疲れて大変
- ・筋肉痛
- ・実習に慣れてきた時、緊張が高まり吐き気をもよほした
- ・毎日悩んで、キツかった

F コメント数(7)

- ・駐車がなかった。直前に知って困った
- ・朝早いし、車が使えなかったのがすごく困ったし大変でした
- ・雨の時のバイクは危ない
- ・道路が混んでいた(夕方がとくに)
- ・朝起きるのが大変で、最初らへんはギリギリで出勤していました
- ・通勤途中にエンストして、同じ実習生に助けてもらった
- ・希望の実習先ではなかったなので、大変だった

G コメント数(1)

- ・生活費

資料3 帰校日について(自由記述)

賛成

- ・情報交換
- ・それぞれの実習について話し合えるから
- ・情報交換ができるから
- ・意見交換になる
- ・他者と意見交換できる場がほしい
- ・とってもいいと思う。実習中は1人で行動しているから、参加したらいろいろな話ができる
- ・同じ実習生で情報交換や心境などを交換・共有すること
- ・各実習先での体験等の情報交換などができること
- ・集まるほうが学生どおしで話し合えていい気がする
- ・困ったことなどを話し合える
- ・意見を話し合いたい
- ・実習のとき不安があり他の学生と意見交換をしたい
- ・途中どのようになっているか話すよい機会
- ・困っている話を聞いてほしい。アドバイスをもらいたい
- ・編入する前の短大で、帰校日があり、不安なことを友達に話せて安心できたので賛成です！！
- ・不安なことを友達に話せる(安心)
- ・すぐに連絡を取りたいときに必要
- ・担当教員ともっと話せる
- ・質問がある場合がある
- ・機会がないとなかなか足を運びづらいから
- ・教員に会うことで悩み相談ができる。安心できる
- ・実習先での困ったことがあったら先生に聞きたいので
- ・スーパーバイズはなるべくたくさん受けれたほうがいいと思います
- ・不安などスーパーバイズが受けられそうだから
- ・実習中に起こっていることなど先生にそうだとかできるから
- ・実習中のことを相談したかった。あと、実習に行ってからわからないこととか、先生に聞きたかった
- ・ささいなことでも聞きたいことがあるかもしれないから
- ・自分の実習を確認できて良くていいと思います
- ・教員の方々のスーパービジョンを受けることはとても心強いもの
- ・実習の途中経過を話してどうしたらいいか聞けるから

- ・異なる分野の話が聞ける
- ・他の実習先に行った実習生の話聞く機会があったら精神的に楽になれるかもしれないと思ったため
- ・実習中、周りの人たちはどうしているのは、知りたいと思ったから
- ・みんなの意見や状況ききたい
- ・他の人の意見を聞けるから
- ・実習の状況がすぐわかるため
- ・違う分野の話も聞けるので賛成
- ・始まる前と最中では考え、気持ちが変わるし、以前の短大ではそれがあってとっても良かったので
- ・それぞれの状況を伝え合い、励ましあってがんばるため
- ・実習中は強いプレッシャーを受けたり失敗もあったりするので、一度見つけなおすために必要だと思う
- ・他の学生の意見を聞くことで残りの実習にいかせるようになるのではないかと思います
- ・不安が解消されるから
- ・話し合いよりいい実習にするため
- ・いろいろな意見が聞けて話すことでがんばろうってなれそうだから
- ・安心しそう
- ・他の人と比べることによって、自分自身がよく見えるのではないかと思います。実際、実習中に強く感じた
- ・自分の実習を確認できて良くていいと思います
- ・頭の整理、悩みの相談の機会
- ・残りの実習にも努められると思います
- ・実習中にいろいろ情報交換ができ、後半にいかせると思う

反対

- ・必要ない
- ・実習中はきつい、特に必要なし
- ・あまり大学に戻る必要も感じない
- ・実習は疲れる。休みたい
- ・実習でとても疲れていたのに、実習のみでいっぱいでした
- ・休みの日は休みたいと思う

- ・大学に戻るのが大変
- ・実習のことに集中していて、帰校していたら大変だと思う
- ・実習が大変で学校どころではないと思う
- ・帰校する時間がある人となない人がいるから
- ・大変だから
- ・やはり実習中はキツイ
- ・実習期間中は実習に集中した方が良くと思うから
- ・実習中は普段と違う場所に宿泊する場合があって、大学に戻るのは大変

どちらともいえない

- ・帰校日を特に設けなくても、相談がある学生は自由に来ればよい
- ・集まる理由がわからない
- ・どーでもいい
- ・とくに・・・
- ・みんなの意見が聞けてよい一方、みんなの話を聞いてあせる
- ・実習中は実習先の事でいろいろ大変で自分の時間がとれないのに集まったらきついと思うけど、困っていることを聞けるという面では賛成といえるのでどちらともいえない
- ・実習中に集まって先生方に相談したり(実習生どおしで)励ましあったりできるのはいいと思うけど、皆実習の時間も違うし疲れるのではないだろうか
- ・次の日も実習だと大変だと思うけど話し合うのも良いと思う
- ・めんどくさいという人が多そう。悩みを抱えてクラスの仲間に会いたいという人もいそう。どちらともいえない
- ・実習期間中は日々緊張の連続で疲労感があるため、学校まで実習先から行くのはおっくうかもしれません。私は実習中に大学に行かなかったのですが、先生方や仲間に会いたいという思いは強かったです
- ・あつたらいいと思うけどいろいろ大変
- ・自分は実習中は実習に集中したい
- ・情報交換としてはよいが、実習日程や実習先のことを考えると、一部ムリがありそう
- ・相談したり、情報交換する良い機会と思うけど、実習日はみんなバラバラだし、集まれるかわからない
- ・離島に行っている人や場所が遠い人は来るのがすごく大変だと思う。でも帰校日があれば元気が出るし、相談とか話しもできるからそのへんはいいと思う
- ・帰校日とどれくらいの時間かが問題です
- ・来ることがむずかしい学生もいると思うので
- ・期間がみんなバラバラだから
- ・集まったほうがいいのかもしいが各自都合があわなそう
- ・地元に戻る人もいるから
- ・地域の施設に行っている人もいるのでその人が嫌だと思うかもしれないから
- ・仕事や予定を合わせるのが大変そうだから
- ・帰校日をして、気持ち新たにがんばれる人もいれば、気が抜ける人がいると思うから
- ・任意参加ならいいと思います。でも先生の訪問が2度あったことはよかったです
- ・担当教員には実習先に何回かきてほしい

資料 4 満足度(自由記述)

高い

- ・満足しているから
- ・納得できた実習だった
- ・たのしかった
- ・とても充実していた
- ・楽しみながら自分が知りたいやりたい学習ができたから
- ・がんばったから
- ・将来について考える機会になった
- ・実習のおかげで国家試験にやる気が出ました。教員のサポートが大きかったです
- ・学ぶことが多かったのが一番の理由で、前から行きたかった実習先にいけたことが嬉しいことです
- ・実習先に丁寧に説明を受けた
- ・良い面も悪い面も学ぶことが出来た
- ・福祉の仕事をするにもしないにも勉強になったと思うから
- ・とても勉強になりたのしかったから
- ・いい経験したから
- ・いろいろ学ぶことができ、実践を通して理論を深めることができました
- ・学ぶことがとても多かったから
- ・勉強になったことが多かった
- ・学校では学べないことを学べたから
- ・実習を通してみんなや自分の考えを共有できたから
- ・体験できないことだから
- ・いろいろな人に出会えたから
- ・自分自身と同じ考え方の人がいると共感できた
- ・自分を見つめなおす機会が増えたから
- ・自分に足りないものがわかったと思う
- ・自分自身の変化が見られた
- ・実習に行って自分が成長できたから
- ・とても貴重な体験ができて、自分にとってプラスになったから

やや高い

- ・十分に実のあるものだった
- ・やり遂げることができた
- ・やるだけやった
- ・不安とかあったけど、最後までやり遂げたから
- ・失敗もあったけど、それを補うに余りある実習が出来た
- ・実習を終えた今、充実したと思えるから
- ・思ったより充実したから
- ・本当によかったから
- ・とても良かったから
- ・将来(実習先のような施設の仕事に)就こうと思った
- ・将来に役立つ
- ・現実問題として知ることが出来た

- ・地域の障害者の方たちの就労を通していろいろな背景がみれたから
- ・うまくいかない部分もあったが、子どもたちとのコミュニケーションも多くできて貴重な体験ができた
- ・現場でしか学べないことが多々あったので
- ・良い経験になった
- ・勉強になったから
- ・とても勉強になった
- ・とてもためになった
- ・改めて考えさせられた
- ・わからなかったことを学べたことと、自分をたかめることができた
- ・さまざまな意見が聞けて、楽しかった
- ・視野が広がった
- ・発見がたくさんできた
- ・考えていなかった問題がいろいろと見えてきた
- ・勉強になりました。自分の課題がよく見えたので
- ・実習中は困ったことなどのさまざまな葛藤がありましたが、一つひとつが自分の今後の人生の糧となったからです
- ・今まで経験しなかったことをすることができて、成長することができたと思います。しかし、力不足なところを感じており、勉強が足りないことがわかりました
- ・日々福祉に対する考え方に関心を持ったから
- ・実習前と比べて福祉に対する気持ちが大きく変化した
- ・実習はきつかったが、1ヶ月乗り切れて少し自分に自信が持てた
- ・自分から積極的に行動できない部分があった
- ・利用者だけでなく、地域の取り組みも出来た
- ・行政分野で生活保護を学べた
- ・出来なかったこともあるが、出来たことが多い
- ・学ばなかったものが学べた
- ・もっと実習期間が長いとよかった
- ・自分なりに学んだつもりではあるがやり残したことも多い
- ・ソーシャルワークについて多くのことを学べた為
- ・先生方が色々教えてくれた
- ・職員の方々の人間関係もすごくよかったからです

ふつう

- ・積極性が足りなかった
- ・もう少し積極的に行なえばよかったから
- ・自分のことが分かったから
- ・実習先については知ることが出来たが、他の分野はあまり詳しくないので「福祉とは？」と聞かれたとき答えられるか、また今後の活動に果たして自分自身対応できるかが不安である
- ・チームワークは良くなったと思うが、実習でやり残したことは多い
- ・もう少し学ぶことがあったのではないかと思った

- ・援助技術の方法を学習したかったが個人情報保護等で利用者との相談に立ち会うことができなかった
- ・とくに…

やや低い

- ・目的があまりはっきりしていなかった。実習先についてぜんぜん調べてなかった
- ・自分自身の専門性の低さだと思う
- ・実習自体を心から楽しむことができなかったため
- ・得るものが少なかった

資料5 調査票

沖縄大学 実習指導室

※ このアンケートは、実習に関わる教育研究目的のみに使用し、通常の成績評価には一切影響ありません。

1. あなた自身のことについてお尋ねします。

1-1 性別 【 男・女 】

1-2 実習をおこなった学年 【 3年次・4年次 】

1-3 あなたは編入生ですか？ 【 はい・いいえ 】

1-4 あなたが履修している社会福祉援助技術演習Ⅱの担当教員に○をつけてください。
【 C.T先生・M.T先生・E.S先生・T.U先生・R.Y先生・K.N先生 】

1-5 あなたが現場実習をおこなった分野に○をつけてください。
【 児童・行政・障がい・高齢・地域・医療 】 分野

1-6 実習先は希望通りの分野でしたか？ 【 はい・いいえ 】

1-7 実習希望分野を選んだ理由は何ですか？ 次のなかから該当するものすべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| A. 将来なりたい職業だから | B. 友だちにすすめられて |
| C. 先輩からの話を聞いて | D. 分野の専門教員がよかったから |
| E. 楽しそうだったから | F. 将来の就職に有利だと思ったから |
| G. ボランティア経験をとおして | |
| H. それまでに受けた授業の内容から、その分野を深く知りたいと思ったから | |
| I. 現在取り組んでいる活動に役立つ知識 | |
| J. その他 () | |

2. 事前学習についてお尋ねします。

2-1 以下の実習指導Ⅱでおこなった講義内容について、現場実習の事前学習としてどのくらい役に立ちましたか？あなたが役に立ったと思う順に項目の右側にある【 】に1番から5番まで番号を記入して下さい。

- 【 】 オリエンテーション 内容：実習の記録配布、シラバスの説明・教員へのメール送信など
- 【 】 実習の意義についての理解 内容：「実習に望むにあたって」の記入
- 【 】 個人票・誓約書の作成 内容：宿題「実習先について事前に調べよう」グループ学習
- 【 】 各分野担当教員による講義（基本編・応用編）
- 【 】 グループ学習・発表 内容：「実習先について事前に調べよう」について、グループ発表
- 【 】 実習計画書の作成 内容：実習先に提出する計画書を作成
- 【 】 日誌の書き方について 内容：良い例や悪い例を用いて、日誌の書き方について学習
- 【 】 倫理綱領・実習の心構えについて 内容：ハンドブックより「倫理綱領」「実習の心構え」
- 【 】 壮行会 内容：7分野各6分の持ち時間で合同壮行会を開催

3. 実習中のことについてお尋ねします。

3-1 実習をとおして、あなたがもっとも学んだと思えることは何ですか？

()

3-2 実習中に困ったことはありましたか？

該当するものがありましたら番号に○をつけ、()に思い出せる範囲で簡単にそのときの具体的場면을記入して下さい。

- A. 利用者さんとの関係について ()
- B. 職員との関係について ()
- C. 個人情報の閲覧に関すること ()
- D. 実習の記録について ()
- E. 自分の体調 ()
- F. 通勤 ()
- G. その他 ()

3-3 現在、実習指導室では、実習中に帰校日（実習中の学生が大学に集まる日）を設けることを検討しています。帰校日を設けることについてあなたの考えをお尋ねします。

【 賛成・反対・どちらともいえない 】

3-4 その理由は何ですか？

()

4. 事後学習についてお尋ねします。

4-1 以下の実習指導Ⅲでおこなった講義内容について、現場実習の事後学習としてどのくらい役に立ちましたか？あなたが役に立ったと思う順に項目の右側にある【 】に1番から5番まで番号を記入して下さい。

- 【 】 ガイダンス 内容：お礼状、記録全般の確認、課題「実習総括レポート」
- 【 】 実習の振り返り 内容：ワークシート「実習自己評価シート」
- 【 】 実習の振り返り 内容：ワークシート「出来事振り返りシート」
- 【 】 実習報告書の書き方について 内容：3クラス合同による報告書の書き方
- 【 】 施設理解・利用者理解・自己理解を深める 内容：総括レポートより、グループで発表
- 【 】 施設理解・利用者理解・自己理解を深める 内容：個別発表
- 【 】 実習報告会準備
- 【 】 個別面接
- 【 】 合同実習報告会

4-2 実習全体をとおして、あなたの満足度にあてはまるものに○をつけてください。

【 高い やや高い ふつう やや低い 低い 】

4-3 その理由は何ですか？

()

ご協力 ありがとうございました。

最後に・・・

実習指導Ⅲを終えて、改めて自分の現場実習を振り返って評価してみてください。（別紙）

それぞれの介護模様

大城 トモ子*・國吉 和子**

Family Care-giving in Respective Circumstances

Tomoko Oshiro and Kazuko Kuniyoshi

本研究は、介護者－要介護者の関係性（続柄）と介護者の年齢から見えてくる介護生活の適応状態をマクロ的に理解することを目的とし、それぞれに関連した要因（人間関係、介護へ取り組む姿勢、周りの人のサポートや理解、社会的役割や自己実現などの葛藤、介護者の体力の変化）も併せて検討した。沖縄県内の家族介護者を対象にアンケート調査した結果、①要介護者との人間関係は、続柄ではなく年齢で異なり50～60代の介護者が要介護者との仲が悪かったこと、②70代以上の介護者が特に燃えつきていることもなく、介護の悩みを聞く人の必要性もなく、また高齢者虐待へ否定的な態度をもっており、他の年齢層より精神的なストレスも少なく比較的快適な介護生活を送っている事がわかった。これらのことから、従来の「嫁－姑」の人間関係の悪さや「老－老介護」の大変さといったステレオタイプな介護者理解と異なり、介護への口出しや介護負担の不公平さなどで生じるギクシャクした人間関係が、精神的なストレスとして介護者の負担になると考察された。

キーワード：家族介護者、介護者の属性、ステレオタイプ、介護生活への適応

I. 目的

家族介護者を理解する時、その続柄によってバイアスのある考察をしていないだろうか。たとえば、多々良ら（2001）は、介護放棄の原因として「嫁姑の仲」を指摘していた。また、虐待者の続柄別にみた虐待発生の原因を医師、看護・保健士、介護専門職のスタッフという第三者の判断に任せた調査結果では（医療経済機構，2004）、夫妻関係の場合「介護疲れ」が、嫁の場合「人間関係」、娘や息子の場合「虐待者の性格」が虐待の主な原因として判断されていた。しかし、判断を裏付ける統計的なデータが提供されてないことから、これらの判断は、夫婦関係では老－老介護による身体的負担、嫁の場合は嫁－姑の人間関係の問題を意識したステレオタイプな認識、そして、敬老思想に基づき老親を虐待する子どもは人格的に問題があると認識していると考えられる。つまり、虐待の原因についての判断は、虐待者と被虐待者の関係性に基づく回答者の認知的構えが反映された可能性が高いものと思われる。一方、介護者の続柄によって変わる介護者を取り巻く

人間関係と、介護生活の適応を直接検討した研究もある（結城・飯田，1996；長谷川ら，2000；大西ら，2003；北村ら，2005）。その中で、介護者が嫁の場合に親戚・家族や要介護者との関係が最も悪く、それが介護負担に影響しているという結果や、周りからのサポートとの関連で介護者と要介護者の関係の近さが介護者のQOL低下に関係があるという矛盾した結果もある。又、高齢の妻介護者世代は、介護にまつわる規範（ジェンダー規範，家族規範，夫婦規範，伝統的介護役割規範）意識が強いこと（林2005）や、介護への使命感（長谷川ら2000）を持っており介護へ取り組む姿勢が特徴づけられた。これらのことから、続柄によって、要介護者や周りの人との人間関係、介護についての周りからの理解やサポート、介護へ取り組む姿勢が異なることが介護生活に影響していると考えられた。

ところで、続柄の違いで介護者の年齢も異なってくる。介護者の年齢、つまり、ライフサイクルのどの時期に介護をするのかは、介護生活への適応に影響すると考えられる。仕事との両立、子育てとの両立など介

*沖縄大学地域研究所特別研究員，903-0116 西原町幸地370-5-306, sumireoshiro@yahoo.co.jp

**沖縄大学人文学部

護以外での役割や体力的な問題など介護者を取り巻く状況は異なるものになるだろう。例えば、介護と仕事の両立は困難であり、仕事を諦め介護をすると、経済的損失と自己実現の断念に介護に伴う心身への負担が加わる。つまり、高齢でない介護者にとって、介護は背負うものも失うものも大きい課題といえる。一方、高齢の介護者は、さまざまな役割や欲求との葛藤も少なく、介護に専心できるゆとりのある段階に達しているが、体力的な問題が生じるかもしれない。しかし、老一老介護への懸念は、介護者が高齢で体力がないことが問題なのか、それとも、高齢の介護者の多くが、深刻な状態の要介護者の世話しているのか、つまり、介護者の年齢と対応して要介護者の状態が異なり、それが介護負担に影響しているのか見極める必要がある。

そこで、本研究では、従来の研究結果で示唆された統柄に伴う要因を再検討しつつ、年齢に伴う要因の介護生活への影響も併せて検討することを目的とした。

II. 方法

1. 調査対象及び調査手続き

沖縄県内の七つの市町村の社会福祉協議会、介護者の家族の会、在宅介護支援センターや老健施設の協力を得て、家族介護者を対象とした、「老人介護者の生活実態調査」というアンケート調査を実施した。調査は無記名で124人の回答を得た。

2. 調査票の構成

1) 介護生活への適応指標

①介護生活の快適さについて (16項目)

早川 (1982) の「介護者の声」を参考に作成された。介護を始めて抱えた介護者の健康への不安、経済的負担、諦めたこと等、介護生活で生じた不安、不満、困難さについて4件法で回答を求めた。

②燃え尽き度について (15項目) (大城ら2004参照)

介護者自身の心身の消耗感を表す燃えつき度は、介護者の生活全般が快適な状態なのかを表す測度となると考えた。宗像・川野 (1994) が用いた

Pines の “the Burn Out Measure” を邦訳した21項目から他と重複しない項目を選出した。疲れきった感じ、気がめいる、イライラする、うんざりする等の度合いを4件法 (「いつもある」～「全くない」) で評定してもらった。

③虐待への態度についての項目 (12項目) (大城ら2005参照)

高齢者への虐待は、介護生活への不適応を反映していると考えた。但し、実際の虐待を問うているのではなく、虐待の仮想状況で、「虐待者にどの程度共感 (気持ちかわかる、賛同できる) できるか」という虐待への態度を問うた。虐待は、身体的虐待 (4項目)、心理的虐待 (3項目)、経済的虐待 (1項目)、介護放棄 (4項目) の4種類でそれぞれ介護者の声をもとに作成された (例、介護に疲れてくると老人を手荒に扱ってしまう)。質問は「とても共感できる」4点から「全く共感できない」1点の4件法で行った。

④介護に伴う困難さについて (12項目) (大城ら2005参照)

認知症状や身体機能の低下によって生じてくる介護内容について、実際の介護場面で抱えている介護の困難さ (例、徘徊や入浴の世話についてどの程度困っているのか) を4件法で訊ねた。

2) 要介護者との人間関係について (4項目) (大城ら2004参照)

「一緒にいて楽しい」や「要介護者を好き」など3件法で訊ねた。

3) 介護についての周りからの理解やサポート (5項目) について (付録参照)

周りからの精神的サポートや経済的サポート、そして介護への手助けなど4件法で訊ねた。

4) 介護へ取り組み姿勢

①介護意欲について (2項目)

「介護にやりがいを感じるか」「今後も介護をやっ

ていきたいか」について4件法で回答を求めた。

②高齢者への態度（8項目）（付録参照）

敬老思想と老親介護について（付録参照）4件法で訊ねた。

③介護についての満足度（2項目）

介護者自身が自分の介護行動について満足しているかどうかは、介護へ取り組む姿勢に関係し、これは、要介護者が介護に満足している様子に裏打ちされるものだろう。介護者の介護についての満足（「自分としてはできるだけの世話をしていると満足していますか」1項目を4件法）と介護者に認知された要介護者の満足度（「あなたの世話についてどのように思っているようですか」1項目を4件法）が問われた。

5) 要介護者の心身の状態について（大城ら2005参照）

介護者の年齢によって、要介護者の心身の状態にも差異があるかをみるため、生活行動能力（ADL：9項目4件法）と認知症状（18項目）、そして認知症状に伴う悩み（7項目4件法）を測度として用いた。

Ⅲ. 結果

1. 介護者の続柄と年齢について

実父母の多くは49歳以下の介護者によって介護され、義父母の介護をやっている半数近くが50～69歳の介護者で、夫婦の場合70歳以上が多くを占めていた（表1）。

表1. 介護者の続柄と年齢の度数分布（人）

	夫婦	実父母	義父母	合計
49歳以下	0	15	11	26
50～69歳	13	17	23	53
70歳以上	14	2	1	17
	27	34	35	96

*データの分析方法：年齢（3群に分類）と続柄の2要因による分散分析は、例えば49歳以下で伴侶の介護をしている者は皆無であり、他のセルでもサンプル数が充分でないため、続柄と年齢でそれぞれ一元配置の分散分析を行った。下位分析では、Tukey HSDの多重

比較を用いた。

2. 介護者の続柄による分析

1) 介護者の続柄と介護生活への適応

介護生活への快適さや燃えつきについて続柄による有意差はなかった。また、虐待への態度についても続柄による有意差はなく、虐待の種類によって態度を変えるということもなかった。

しかし、続柄によって介護の困難さが異なった（ $F=3.17$, $p<.05$ ）ため多重比較をすると、夫婦間の介護の方が義父母の介護よりも、実際に介護では困っていることが多かった（ $p<.05$ ）（表2参照）。

2) 続柄による人間関係について

3つの異なった続柄によって、要介護者との人間

表2 続柄による介護の困難さについて

続柄	平均	標準偏差
夫婦	22.37	7.43
実父母	20.47	4.63
義父母	18.48	4.13

関係に有意な差はみられなかった。つまり、義父母の介護にまつわる否定的な人間関係を示唆する結果ではなかった。

3) 介護へ取り組む姿勢

介護意欲や高齢者への一般的態度（敬老思想や老親介護についての考え方を含む）について続柄間で有意差はみられなかった。しかし、介護について介護者が満足している程度で続柄間に有意差があった（ $F=3.67$, $p<.05$ ）。夫婦間の介護は義父母の介護よりも、介護者は自分の介護についてできるだけの世話をしていると満足していた（ $p<.05$ ）（表3）。そして、介護者によって認知された要介護者の満足度においても続柄間に有意差がみられた（ $F=3.55$, $p<.05$ ）。夫婦間の介護は義父母の介護よりも、要介護者が介護に満足していると介護者は認知していた（ $p<.05$ ）（表4）。つまり、夫婦間の介護で介護

者は、自分の介護に満足し要介護者もそれに満足している」と認識していた。

4) 周りからのサポート

介護について周りからのサポートや理解について、続柄間で有意差はみられなかった。

表3 介護者の介護についての満足

続柄	平均	標準偏差
夫婦	3.33	.55
実父母	2.95	.74
義父母	2.89	.72

表4 要介護者の認知された満足

続柄	平均	標準偏差
夫婦	3.44	.71
実父母	3.11	.61
義父母	2.97	.72

2. 介護者の年齢による分析

介護者の年齢によって、低年齢群(49歳以下)、中年年齢群(50~69歳)、高年齢群(70歳以上)と3群に分けた。

1) 介護者の年齢と介護生活への適応

①介護生活の快適さについて

まず、介護者の年齢によって介護生活の快適さ総得点で有意差があった(F=5.80, p<.01)。

高年齢群(x̄=50.53, SD=15.02)は、低年齢群(x̄=41.42, SD=7.85)(p<.05)や中年年齢群(x̄=40.70, SD=9.14)(p<.01)よりも、介護生活をより快適に過ごしていた。

そこで、快適さ各項目で年齢間比較をした(表5)。

・有意差のみられた項目について

「介護をめぐって人間関係がこじれ、嫌な思いをした」について

年齢間で有意差がみられた。低年齢群(x̄=2.26, SD=.94 逆転項目)に人間関係がこじれて嫌な思いをした経験が最も多く、高年齢群(x̄=3.17, SD=.99)で最も少なかった(p<.05)。

「介護の悩みを聞く人の必要性」(逆転項目)について年齢間で有意差があり、高年齢群(x̄=2.35, SD=1.0)は、中年年齢群(x̄=1.76, SD=.87)や低年齢群

表5 快適さ各項目について(年齢による一元配置)

快適さ項目	F値
介護の仕方が分からず、対応に困った	n.s.
介護者の休養が十分とれず、睡眠も不足がち	n.s.
介護者の方が健康に不安を感じる	F=2.52+
自分の時間が持てなくなった	n.s.
介護は大変である	n.s.
介護を始めて経済的に困った	n.s.
やりたいことや、人生(仕事や結婚)をあきらめたという不満がある	n.s.
介護の際、もっと自分の気力があればと思うことがある	n.s.
他の家族の世話が十分できず困っている	n.s.
介護をめぐって人間関係がこじれ、嫌な思いをした	F=4.50*
介護の仕方について、口出しされ嫌な思いをした	F=3.70*
介護の悩みを聞いたり、励ましてくれる人の必要性を感じる	F=3.95*
介護から逃げ出したい(解放されたい)気持ちになる	n.s.
介護生活がいつまで続くのか分からなくて不安である	n.s.
介護をするようになって、自殺や心中を考えたことがある	n.s.
どうして自分だけが介護をしなければならないのかという気持ちになる	F=2.59+

*:p<.05 +: .05<p<.10 df=2/89

($\bar{x}=1.67$, $SD=.68$) よりもその必要性が低かった ($p<.05$)。

「介護の仕方について、口出しされ嫌な思いをした」(逆転項目)について

年齢間に有意差があり、高年齢群($\bar{x}=5.56$, $SD=9.12$)は、中年齢群($\bar{x}=2.91$, $SD=1.01$)や低年齢群($\bar{x}=2.56$, $SD=.89$)よりも嫌な思いをした経験が少なかった ($p<.05$)。

また、「介護者の方が健康に不安を感じる」(逆転項目)について、中年齢群($\bar{x}=2.44$, $SD=.88$)が最も不安を感じているのに対し、高年齢群($\bar{x}=3.72$, $SD=4.68$)が不安を感じてない傾向にあり、「自分だけが老人の世話をすることへの不満」(逆転項目)については、中年齢群($\bar{x}=2.74$, $SD=1.07$)が最も不満を持っていたのに対し、高年齢群($\bar{x}=3.39$, $SD=1.09$)で不満が少ない傾向がみられた。

そこで、この年齢間での快適さに影響を及ぼしているかもしれない要介護者の心身の状態について分析した。要介護者のADLや認知症介護の問題に年齢間で有意差はないが、要介護者の認知症状で、高年齢介護者($\bar{x}=2.83$, $SD=2.17$)に比べ中年齢介護者($\bar{x}=4.60$, $SD=3.60$)の要介護者に認知症状が多くみられる傾向 ($F=2.95$, $.05<p<.10$)にあった。

次に、低・中年齢群の介護生活の快適さに影響を及ぼす要因について、回帰分析をする条件が整ってなかったためピアソンの相関分析を行った。その結果、低年齢介護者は、周りからの理解やサポートが介護生活の快適さとかなり関連し($r=.84$, $p<.05$)、中年齢介護者は認知症状の多さ($r=-.63$, $p<.01$)、認知症介護の問題($r=-.64$, $p<.01$)、そして、実際の介護で困っていること($r=-.74$, $p<.001$)が介護生活にかなり関連していた。

②燃えつき感、介護の困難さ、虐待への態度について

燃えつき感や介護の困難さについて、年齢による有意差はみられなかった。しかし、虐待項目全体では、高年齢群に虐待への否定的態度がみられる傾向

にあった ($F=2.56$, $.05<p<.1$)。虐待は身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、介護放棄に分類されたが、介護者の年齢によって心理的虐待への態度に有意差がみられた ($F=3.50$, $p<.05$)。若い介護者は心理的虐待への共感的態度がみられ、特に「無視したり冷たい態度で接する」ことについては高年齢群より共感的態度を示し ($F=3.93$, $p<.05$)、また、「老人をなじる」事については、中年齢群より共感した ($F=3.61$, $p<.05$)。

2) 要介護者との人間関係について

年齢によって要介護者との人間関係に有意差がみられた ($F=3.24$, $p<.05$)。多重比較によると、低年齢群と中年齢群の間で有意差がみられ ($p<.05$)、中年齢群で最も関係が悪かった (表6)。

3) 介護へ取り組む姿勢、周りからの理解やサポート

介護者の介護意欲や高齢者への一般的態度、周り

表6 人間関係について

介護者の年齢	平均	標準偏差
高年齢群	9.00	2.24
中年齢群	8.04	2.16
低年齢群	9.23	2.09

からのサポート、そして、介護者の介護についての満足度で年齢間に有意差はみられなかった。しかし、「周囲の人の介護への理解」の項目で、年齢間に有意差がみられ ($F=3.19$, $p<.05$)、最も理解を得ていたのは低年齢群で、最も理解されてなかったのが中年齢群であった ($p<.05$) (表7)。

IV. 考察

まず、従来の調査結果では、続柄による違いで人間関係のストレスが異なり、いわゆる義父母との関係が

表7 周囲の人の介護への理解

介護者の年齢	平均	標準偏差
高年齢群	1.72	.75
中年齢群	1.69	.76
低年齢群	2.15	.82

悪く介護負担に影響すると示唆されていた（結城・飯田、1996；長谷川ら、2000）が、本調査結果では、続柄によって要介護者との人間関係や周りの人間関係に違いがみられなかった。また、長谷川ら（2000）や林（2005）が、伴侶、特に妻の場合、全面的に介護を引き受ける心構え、つまり介護役割の受け入れが他の介護者群と異なると指摘していたが、本調査結果では、介護意欲や敬老思想・老親介護についても続柄間で有意差はなかった。そして周りからの理解やサポートについても、結城・飯田（1996）と同じく続柄による有意差はみられず、また、燃えつき感、虐待への態度についても続柄による有意差はみられなかった。しかし、本調査結果で続柄によって違いが見られたのは、伴侶の介護が困難であるということであった。

一方、介護生活への適応において年齢により有意差がみられ、高齢者が介護生活をより快適に過ごしていた。高齢介護者は、他の介護者に比べて「老人の世話のために人間関係がこじれた」や「世話の仕方への注文があった」という周りの人間関係のトラブルや介護への干渉という心理的ストレスが少なく、そのため「介護の悩みを聞く人の必要性」もなかった。さらに、虐待への態度についても、高齢介護者が虐待へ否定的な態度を持つ傾向がみられたことから、介護による疲弊も少ないと考えられた。中年齢介護者は、要介護者との人間関係が悪く、介護の大変さを周りから理解されず、そのため周りから介護の仕方について口出しされ嫌な思いをした経験があり、自分だけが老人の世話をするものの不満もあり、そして健康に不安を感じていた。この中年齢介護者の介護生活の不適応状態は、要介護者の認知症状の多さやそれに伴う認知症介護の問題と強く関連していた。低年齢介護者は、介護をめぐって人間関係がこじれ嫌な思いをしたことや介護の仕方について口出しされ嫌な思いをした経験があり、周りからの理解やサポートが介護生活の快適さとかかなり関連していた。そして、高齢介護者よりも虐待への共感的態度が傾向としてみられたのは、このような低・中年齢介護者の不満が反映されたものかもし

れない。

介護者の社会的役割や欲求と介護役割との葛藤は年齢によって異なると考えた。たとえば、低年齢介護者群では、介護と子育て、そして仕事となれば、介護者一人の担う役割が多く過重負担が予想され、中年齢介護者にとっては仕事との両立が問題となる。実際介護者の多くは、仕事をしていなかった人と仕事をやめた人で占められていた（大城ら、2004）。そこで、仕事を諦め介護をすると、経済的損失と自己実現の断念に、介護に伴う心身への負担が加わる。つまり、高齢でない介護者にとって介護は、失うものも背負うものも大きい課題といえる。一方、高齢の介護者は、さまざまな役割や欲求との葛藤も少なく、介護に専心できるゆとりのある段階に達していると考えられた。しかし、本調査結果では、「老人以外の家族の世話ができない」「自分の時間がもてない」「世話のため人生をあきらめた」という項目で年齢間に有意差がみられなかった。つまり、ライフサイクルによる役割や欲求との葛藤が年齢間で異なるという結果ではなかった。

又、年齢による体力の衰えから高齢の介護者の負担感が増すと考えられたが、燃え尽き度や介護の困難さで有意差はみられなかった。つまり、介護者が高齢になるほど心身の消耗感がひどくなるということもなく、又、介護そのものについても、高齢者が介護の困難さをより感じているということもなかった。医療経済機構（2004）の調査では、伴侶の介護は介護疲れが虐待発生の原因として考えられ、介護者の年齢からくる介護負担に基づいたと思われるが、介護者の年齢から介護の困難さや介護生活での消耗感を推測する事は難しいと思われる。本調査結果でも、伴侶の介護（多くは高齢の介護者による）で介護を困難だと感じていたが、しかし燃えついているということもなく、むしろ、介護者が自分の介護について満足し、併せてその介護を伴侶が満足しているだろうと認識していた。

興味深い結果としては、続柄ではなく年齢によって人間関係に有意差がみられ、中年齢介護者は要介護者とあまりいい関係を築けてないことだ。これは、続柄

に関係なく認知症状の多い者を介護していることと関係があるようだ。また、要介護者との関係だけではなく、介護の仕方についての口出しや介護をめぐる周りとの亀裂もあった。実際、中年齢介護者の44%が義父母の介護、そして32%が実父母の介護で相対的には義父母関係が多いが、続柄に関係なく人間関係のストレスから介護生活は厳しいものになっていた。同様に、低年齢群も義父母・実父母を介護し、介護をめぐる人間関係のトラブルがあった。但し、低年齢介護者は、介護についての周りからの理解があるだけ、中年齢介護者より救われている部分があるだろう。いずれにせよ、親の介護（義父母を含む）では、誰が介護をするかという問題に始まり、介護を引き受けたことによる負担や損失から生じる不公平感、そして、介護に対する口出しへの憤り等多数の問題を生みやすい。しかし、高齢介護者群では大半が、伴侶の介護であり、不公平感や介護について周りからの干渉もなく精神的な軋轢が少なくすむ。介護生活全般において高齢の介護者が適応的なのは、介護以外でのストレスが少ないためではないかと推察される。言い換えれば、続柄に関係なく介護を巡る人間関係の軋轢が介護生活に影響を及ぼす事は否定できないだろう。まして、林(2005)も指摘しているように、伴侶、特に妻の場合、介護をするのは自分しかいないと全面的に介護を引き受ける心構え、つまり介護役割の受け入れが積極的であることは、逃げの介護、仕方なくやる介護とは意味が異なる。実際、自分だけが世話をするという不満を持たず介護を受け入れていた。このように、高齢の介護者の外部からの干渉もなく精神的ストレスのない、そして介護を生活の中心に置き介護に満足している生活は、老一老介護の暗いイメージを払拭するようだ。

本研究結果は、従来の「嫁一姑の人間関係は悪い」という固定的な見方や「老一老介護は大変」というステレオタイプな捉え方を支持せず、介護者の属性に伴った認知者のバイアスを検証する一つのデータとなったと思われる。そして、一般的に高齢者介護が期待さ

れる、子育てが終わり経済的基盤もありまだ体力があると思われる50代から60代の介護者の「自分だけが老人の世話をすることへの不満」が最も強いという皮肉な現状を示していた。高齢者介護を当然視され、自分の健康への不安を抱えながら、介護の大変さを理解されず周りとの軋轢に苦しむ介護者への理解が深まる一研究になったと思う。

<付記>

- ・アンケート調査にご回答いただいた介護者の皆様とデータ収集にご協力くださった皆様に感謝いたします。
- ・統計処理において多大な協力をいただいた琉球大学の田中寛二氏に感謝いたします。

引用文献

- 長谷川喜代美・石垣和子・松村幸子・斉藤一路女, 2000, 「特別養護老人ホーム入所待機者家族の続柄と介護負担感に関する研究」『家族看護学研究』5(2): 86-93.
- 早川一光, 1982, 「ボケ老人を抱えて」合同出版.
- 林葉子, 2005, 「夫を在宅で介護する妻の介護役割受け入れプロセスにおける夫婦関係の変容: 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチによる33事例の分析」『老年社会科学』27(1): 43-54.
- 医療経済機構, 2004, 「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」(財)医療経済研究社会保険福祉協会.
- 北村世都・時田学・菊池真弓・長嶋紀一, 2005, 「認知症高齢者の家族介護者における家族からの心理的サポートニーズ充足状況と主観的QOLの関係」『厚生学指標』52(8): 33-42.
- 宗像恒次・川野雅資, 1994, 「高齢社会のメンタルヘルス」金剛出版.
- 大西丈二・梅垣宏行・鈴木裕介・中村了・遠藤英俊・井口昭久, 2003, 「痴呆の行動・心理症状(BPSD)および介護環境の介護負担に与える影響」『老年精神医学雑誌』14(4): 465-473.
- 大城トモ子・國吉和子・田中寛二, 2004, 「老人介護者の生活実態調査・研究報告(1)」『地域研究所所報』31:15-26.
- 大城トモ子・國吉和子・田中寛二, 2005, 「老人介護者の生活実態調査・研究報告(2)」『地域研究』1:117-125.
- 多々良紀夫(編), 2001, 「高齢者虐待 - 日本の現状と課題」中央法規出版株式会社.

結城美智子・飯田澄子, 1996, 「在宅要介護高齢者の介護者における家族・身内とのかかわりと介護負担感との関連」『老年看護学』1(1): 42-54.

～全くない)

〈付録〉

・周りからのサポートや理解についての項目

1. 介護をしない人たちからの、感謝やねぎらいの言葉がけ。
(よくかける～全くかけない)
2. 周りの人たちによる介護の大変さの理解。(十分理解している～全く理解していない)
3. 同居している家族による介護への手助け(非常に協力的である～全く協力的でない)
4. 別居している家族や親族による介護への手助け(よく手伝う～全く手伝わない)
5. 介護をしない人たちからの経済的援助の有無(かなりある

・高齢者への態度についての項目

1. 老人から、まだまだ学ぶ事があると思いますか。
2. 老人は社会の重荷(経済的負担)になっていると思いますか。
3. 老人とはつき合いたくないと思いますか。
4. 社会の発展のために、老人は大きな役割を果たしていると思いますか。
5. 老人や障害者をいたわるという思いやり教育は必要だと思いますか。
6. 老いることは美しいと思いますか。
7. 寝たきりやボケてまで長生きしたくないと思いますか。
8. 子が年老いた親の面倒をみるという考え方は大切だと思いますか。

粟国島の鳥類

高原 建二*・中村 和雄**・又吉 盛泰***・橋本 幸三†・比嘉邦昭‡

Bird Fauna in Aguni Island, the Ryukyu Islands

Kenji Takehara, Kazuo Nakamura, Moriyasu Matayoshi, Kouzo Hashimoto
and Kuniaki Higa

琉球列島に属する粟国島で観察された鳥類を、1998年以来筆者らが行ってきた現地調査を基に、他の観察例を加えてまとめた。その結果、170種が確認された。これを生息状況で見ると、留鳥が22種（13%）、夏鳥が7種（4%）、冬鳥・旅鳥が141種（83%）で、冬鳥・旅鳥が圧倒的に多かった。これから、「粟国島の鳥類目録」を作成した。

また、粟国島における野鳥の方言名の収集を行ったところ、スズメやヒヨドリなどの21種の方言名を収集できた。

アジア大陸からの渡り鳥の通過点である本島は、バード・ウォッチャーたちに魅力ある観察場所を提供するが、さらにこの島の特徴的な地形や植物相とともに、エコツーリズムのための資源を提供するほか、環境教育の場としても利用できるであろう。

キーワード：鳥類相、粟国島、方言名、エコツーリズム、環境教育

Bird species in Aguni Island, the Ryukyu Islands, observed by authors since 1998 and by other persons totaled 170 species. These are classified into the followings: i.e., the residents are 22 species (13%), summer visitors 7 species (4%) and passing birds and winter visitors 141 species (83%). These were listed as a table, "Bird Lists Observed in Aguni Islands".

We also tried to collect the dialects of the name of bird species from some residents, obtaining the name of 21 species such as the sparrow and bulbul.

We proposed an idea that they can provide this island to bird watchers as an interesting and attractive site to observe the passing birds and winter visitors from the Asian continent. Bird fauna, together with the special land features and flora in this island, will also provide the resources of an eco-tourism and the training fields for nature educations.

Key words : Bird fauna, Aguni Islands, Dialect name of birds, Ecotourism, Nature education

はじめに

鳥類は生態系の中で上位に位置する生物であり、「環境指標生物」としての鳥類の生息現状を把握することは、島の自然環境の現状を理解する上でひとつのアプローチとして有効であるものと思われる。そうした観点から、筆者らは粟国島において1998年2月から鳥類調査を重点的かつ継続的に行い、その生息状況に関する観察記録等を集積してきた。また、2003～2005年には、文部科学省の科学研究助成費「近海離島」の環境研究班として鳥類調査を実施した。さらに2008年1月

も現地調査を実施した。

粟国島の生物に関する調査報告は、植物では天野（1981）によって外来種を含む127科458種に及ぶ植物目録が作成されている。動物では当山（1980）の調査によって、爬虫類6種、両生類1種、鳥類11種、哺乳類2種が報告されている。また、宮城（1997）は1997年4月の調査で38種の鳥類を記録し、その保全と活用について指摘している。しかしながら、その後鳥類の生息に関するまとまった調査は行われていないのが現状である。

* 沖縄県立美咲養護学校（沖縄大学地域研究所特別研究員）（連絡先）904-0314 沖縄県読谷村古堅74-10, takehark@open.ed.jp

** 沖縄大学法経学部（現、沖縄大学地域研究所特別研究員）

*** 沖縄県粟国村教育委員会（現、粟国村役場）

† 糸満市在住

‡ 沖縄野鳥研究会

今回筆者らの独自の調査記録を基にして、これまでに報告された文献資料や新聞資料等で散見できる観察記録をできるだけ加えて、粟国島における鳥類相の解明と鳥類目録の作成を試みた。さらに、民俗的な関わりのある鳥類の方言名についても調査を行い、消えかかっている動物方言名の採集も試み、人間との関わりについてもいくばくかの知見を得ることができたので報告する。

本報告が粟国島におけるこれまでの自然環境に関する様々な知見と合わせて、学校教育における理科教育や環境学習、エコツーリズムやエコミュージアム等の実施や展開における自然理解に関する資料のひとつとして活用され、さらには島の環境保全を考えるきっかけになれば幸いである。

1. 粟国島の自然環境

粟国島は沖縄島那覇市の西北約57kmの洋上に位置し、面積7.9km²、周囲約12kmのほぼ三角形の島である(図1)。島の最高標高は、南西端にある「筆ん崎(別名、真鼻毛<マナハモ>)」(標高90m)で、そこから島東部にかけて次第に低くなり、島東端のウーグ浜は砂丘を形成している(図2)。

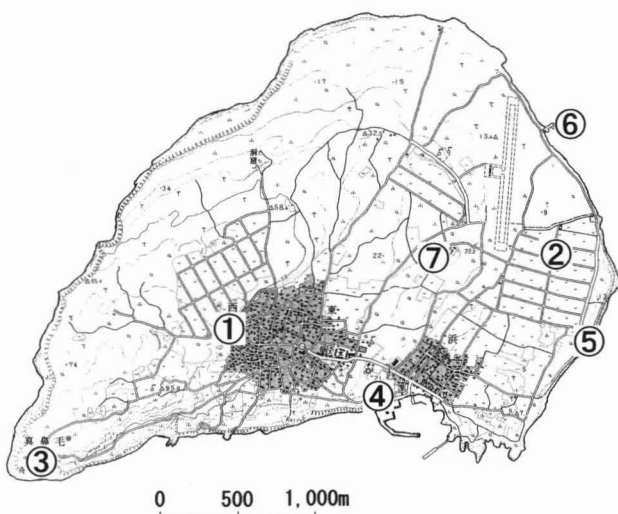


図1 粟国島の地形図(国土地理院発行数値地図を改変) 数字は主要な調査地を示す。

- 1:大正池や字西の御願周辺, 2:スガイ原土地改良区,
3:筆ん崎(真鼻毛), 4:粟国港周辺, 5:ウーグ浜
周辺, 6:粟国漁港周辺, 7:カナジキ原土地改良区。



図2 東方向上空から望んだ粟国島の景観 左手が筆ん崎方向。

大城(1980)によると、島の地質は粟国島火山岩類と一括される石英安山岩、安山岩質溶岩と同質凝灰角レキ岩、火山碎屑岩があり、これと不整合で覆う琉球石灰岩で構成されている。

こうした地形・地質は、南西端にある筆ん崎に代表されるように、火山碎屑岩である白色凝灰岩で覆われ、他の島に見られない特異な景観を有している。

島の現状としては、島全体が農耕地等の拡大に伴い、森林改変がすすんでいるためまとった森林は少なく、沖縄県指定の天然記念物とされている「字西の御嶽の植物群落」と、ここに隣接する大正池周辺など信仰の対象となる御嶽林が集落周辺にわずかに残存している。しかしながら、最近特に大正池周辺では公園整備がすすみ、森林の改変が進行してきているため、景観が一変している場所も見られる。

2. 調査方法

本調査は2005年10月に、鳥類調査を主体にして島全域を対象に車上及び徒歩による踏査を実施した。主な調査地は、大正池や字西の御願周辺(図1中の①)、スガイ原土地改良区(②)、筆ん崎(真鼻毛)(③)、粟国港周辺(④)、ウーグ浜周辺(⑤)、粟国漁港周辺(⑥)、カナジキ原土地改良区(⑦)などのほか、粟国空港周辺、村営牧場周辺、製糖工場北側ため池などである。

なお、調査資料の一部として、筆者らが過去に実施した4回の現地調査(1998年1月、1998年2月、1998

年10月、2002年1月)も補足資料として活用した。さらに2008年2月の現地調査と、島を訪れる観察者からの鳥類情報も可能な限り収集し、粟国島における鳥類記録の集積に努めた。

また、本調査では、現地調査の際、野鳥と人との関わりについても調査を行い、特に民俗学的な側面から方言名の聞き取り調査による採録も試みた。こうした方言名採録には、例えば、大正時代における琉球の鳥類方言を報告した尚(1918)により、日本では絶滅種の「トキ」が首里方言で識別されていることがあるように、過去に生息していた鳥類が方言として残ることがあり、潜在的な自然環境を理解する上で重要なことを見いだせる場合がある。本調査でも、かつての自然環境とその変遷を知る上で重要な情報を与えてくれることを期待し、島出身者や島在住の年長者の方々から、著者の一人である又吉と高原が聞き取り調査を実施した。

3. 調査結果と考察

(1) 粟国島で確認された鳥類

これまでに筆者らが観察した鳥類をまとめると、粟国島では合計93種の鳥類が確認された。この今回の観察記録にこれまでに報告されている鳥類記録や島を訪れた野鳥観察者等の観察記録を加味し、粟国島鳥類目録の作成を試みた(付表)。その結果、粟国島で記録のある鳥類は170種になるものと思われる。

その生息状況は、図3に示したように、渡りをしない留鳥が22種(亜種および外来種を含む)、夏季に繁殖のため飛来する夏鳥が7種、沖縄より南の越冬地に渡

る途中、秋季に沖縄を通過する旅鳥や沖縄で越冬する冬鳥が141種である。したがって、留鳥が少なく、夏鳥・旅鳥・冬鳥などの渡り鳥が全体の8割以上を占めていることになる。

留鳥の生息状況としては、集落周辺ではスズメ、イソヒヨドリ、リュウキュウツバメ、シロガシラが確認され、農耕地のような開けた環境では、草原性のセツカやミフウズラの他、キジバト、ハシブトガラスが確認できた。農耕地に隣接して設置されたため池や水路などではバン、カワセミ、リュウキュウヨシゴイなどが確認された。

なお、県内で留鳥とされるカルガモやタマシギ、ゴイサギ、ツミ、リュウキュウサンショウクイなども観察されたが、粟国島で繁殖を行い、定着しているかどうかは不明である。したがって、留鳥とした一部の鳥類については、今後、繁殖確認等の調査が必要であろう。

森林地域ではメジロ、ヒヨドリ、ツミなどが確認されたが、他の島に比較してメジロを見る機会が少ないように思われる。また、森林地域に設置された池(大正池)ではカワセミ、リュウキュウヨシゴイも確認できた。また、海岸や潮が引いた時にできる小干潟やリーフには、クロサギやシロチドリ(写真1)が生息していた。

集落周辺や農耕地などの環境では、県内の他に鳥と大差ない鳥類の生息状況であったが、島には森林地域がわずかに御嶽林などに残存しているだけであることから、沖縄島の森林地域でふつうに生息するようなカラ類やキツツキ類、ヒタキ類などを欠いていた。

一般に、島の面積とそこに生息する留鳥数との間には有意な正の相関関係が認められることから(樋口, 1979)、島面積の小さな粟国島の留鳥数はもともと少ないものと考えられるが、島民が食資源として鳥類を利用するために行ってきた狩猟や、薪を得るための森林伐採、農耕地の拡大に伴う森林の減少のために、鳥類の個体群は直接的あるいは間接的な影響をこうむり、絶滅していった鳥類も多いものと考えられる。

一方、渡り鳥の中には、沖縄県内でもごくまれに飛

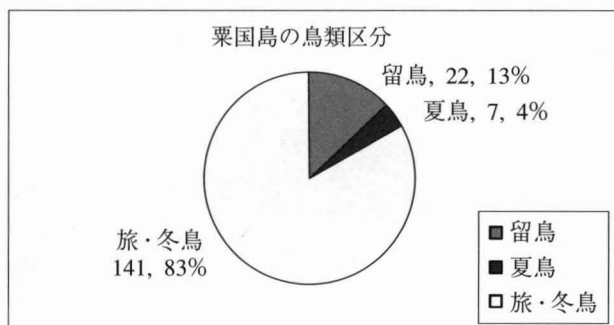


図3 粟国島で確認された鳥類の生息状況

来する迷鳥や数少ない旅・冬鳥として、ブッポウソウ、コクマルガラス (写真2)、キクイタダキ、ムジセッカ (写真3)、ハイイロオウチュウ、カンムリオウチュウ、キビタキ、キレンジャク、コマドリ、トビ、タゲリ (写真4)、ホシムクドリ、シベリアムクドリ (写真5)、ギンムクドリ (写真6)、アサクラサンショウクイなどが確認された。これらの種は隣接する沖縄島でも観察される機会が少なく、観察記録も断片的である。したがって、こうした希少な鳥類が観察される粟国島は、

渡り鳥が集中的に利用する島であるものと考えられる。このような状況は、例えば、石川県沖合の日本海中に位置する舳倉島で、中国大陸や朝鮮半島から飛来する迷鳥が数多く記録されている状況と酷似しているように思われる。したがって、今後、秋季から翌春季までの渡りの期間に飛来する渡り鳥の新たな観察記録が増加すると思われる、さらに野鳥観察者にとっては、「バード・ウォッチング」の最適な場所になる可能性が高いものと考えられる。



写真1. シロチドリ



写真2. コクマルガラス



写真3. ムジセッカ



写真4. タゲリ



写真5. シベリアムクドリ



写真6. ギンムクドリ

(2) 特筆すべき鳥類

a. 留鳥

1) シロガシラ *Pycnonotus sinensis*

本種は、1976年に比嘉(1976)によって沖縄島糸満市米須で初確認されたもので、現在では沖縄島北部まで分布を広げている。本種の分類的な研究ではタイワンシロガシラとされ、八重山諸島に生息するヤエヤマシロガシラとは亜種が異なるとされていることから、飼育鳥のカゴ抜けや放逐による野生化で定着した外来種と考えられている。

本島における定着経過については、聞き取り調査でもはっきりすることができなかったが、おそらく、沖縄島から島づたいに分布を広げてきた可能性が高い。なお、嵩原ら(2001)によると、最近では久米島でも本種の生息が確認され、沖縄島周辺離島への分布拡大傾向が認められている。

b. 渡り鳥(稀な冬鳥, 旅鳥, 迷鳥)

1) トビ *Milvus migrans lineatus*

2005年10月29日に、巣飼原の農耕地と粟国港近くの海岸で観察された。本種はごくまれな冬鳥として、県内各地に飛来する。

2) ムジセッカ *Phylloscopus fuscatus fuscatus*

2005年10月30日に、ウーグ近く土地改良地区北側ススキ草原や栽培されるクロタリア(緑肥用作物)の茂みの中で1個体を確認した。本種はまれな冬鳥として沖縄県各地に飛来する。

3) キクイタダキ *Regulus regulus japonensis*

1998年2月15日に真鼻毛に隣接するマツ林や広葉樹林内で1個体が確認された。本種はごくまれな冬鳥として県内各地に飛来するが、観察記録はかなり少ない。

4) コマドリ *Erithacus akahige*

2005年11月4日に著者の一人である橋本によって斃死体が拾得され、同島への飛来が確認された。粟国島では1993年4月に原戸鉄二郎氏(私信)によっても観察記録があり、今回の確認は2例目の

飛来確認となるものである。

本種は屋久島以北の本州や九州、四国では夏鳥として飛来するが、沖縄県ではごくまれな旅鳥として通過するものと考えられ、これまで沖縄島(大島ら, 1997)や久米島(嵩原ら, 2001)などでも観察記録が見られる。

5) アカヒゲ *Erithacus komadori*

2008年5月4日に森河隆史・貴子の両氏(私信)によって、1個体が確認されている。本種は国指定天然記念物で、環境省による絶滅のおそれのある野生動植物(レッドリスト)では、絶滅危惧II類にランクされている貴重種である。最近、アカヒゲの分布に関しては、男女群島や琉球列島のトカラ列島などに生息するアカヒゲの一部が冬季に南下する(渡り)ことが指摘されているので(川路・樋口, 1989)、今回目撃された個体は、おそらく沖縄島に生息する亜種ホントウアカヒゲ *E. k. namiyei* ではなく、男女群島やトカラ列島などに生息する基亜種アカヒゲ *E. k. komadori* の飛来(通過)と考えられる。

6) キビタキ *Ficedula narcissina narcissina*

2005年11月4日に著者の一人である橋本によって、♂1個体が確認された。本種は本州では夏鳥として飛来するが、沖縄県では夏鳥としては飛来せず、春季や秋季に旅鳥としての通過である。

7) ハイロオウチュウ *Dicrurus leucophaeus*

1998年10月3日と4日に、「西御嶽」の森林地域でのべ2個体が、粟国島で初確認された。本種はきわめてまれな迷鳥として国内での記録が見られ、嵩原ら(2000)によると、1996年3月に与那国島に飛来したのが国内初記録である。その後、1997年の2月~3月に西表島に飛来した。同年10月には石垣島と与那国島で観察され、1998年3月~4月に石垣島で再び観察された。1998年9月には沖縄島北部の金武町で観察され、その後10月には粟国島で観察されたことになる。したがって本種の飛来が、粟国島でも観察されたことは特筆す

べきことであろう。

8) カンムリオウチュウ *Dicrurus macrocercus*

2006年4月30日に野鳥愛好家の宮城修氏（私信）によって、西区の農耕地で1個体が確認されている。本種は国内には迷鳥として飛来し、2000年4月に与那国島での観察が国内初記録である（真木・大西，2000）。その後2000年5月には久米島でも記録（捕獲標識）され（高原ら，2001），最近では2004年10月に沖縄島でも1個体が観察されている（高原ら，2008）。

9) コクマルガラス *Corvus monedula dauuricus*

2005年10月30日に、コクマルガラスの淡色型1個体を村畜産センター周辺で確認した。住民の話では、本個体は同島で半年ほど前から滞在しているという。粟国島では高原ら（1995）によって、1994年11月27日に暗色型の飛来記録が知られていることから、今回が2例目の飛来である。また、本種は沖縄県には冬季にごくまれに飛来する冬鳥もしくは迷鳥と考えられているが、今回の観察によって越夏する例もあることが確認された。

(3) 野鳥の方言名

本調査では野鳥と人との関わりのひとつとして、民俗学的な側面から方言名の採録を試みた結果、スズメやヒヨドリ、アカショウビンなど21種についての方言を採録することができた（表1）。この中にフクロウ類として「マイテイクク」と「マイヂクク」の2個の方言名が得られたが、これらはコノハズクやアオバズクなどに当てられた方言名と考えられる。したがって、これらのフクロウ類は方言名があるように身近な野鳥のひとつであった可能性が考えられる。しかしながら、島に在住する筆者らによって調査以前の生息確認はなされているが、本調査期間では森林依存性の高いフクロウ類の生息は確認できず、最近の確認でも十数年前から確認されていないという。このことから、現在、森林環境の減少により、留鳥のフクロウ類が生息している可能性は低いように見え、場合によっては留鳥と

して生息するフクロウ類は今日では激減している可能性が考えられる。また、沖縄島で一般的に知られているゴイサギ（ユーガラサー）やバン（クミラー）の2種の方言名は採録できなかった。これらは湿地に生息する鳥類であり、粟国で湿地が少ないことで確認されることが少なく、方言名がつかなかったものと思われる。さらに、野鳥の方言名は、集落により若干差異が認められたが、これらの鳥類は方言名により識別され、人間との関わりの深い生物として認識されていたことが理解された。

なお、今回の調査は短期間で、方言名の採録のみに留めてあるため、調査はかなり不備である。今後、継続的な聞き取り調査を行うことで、さらに野鳥の方言名の採集数は増加するものと考えられるが、これは今後の調査課題であろう。また、言語学的な比較検討に

表1 粟国島における野鳥の方言名

和名	方言名① (60代男性)	方言名② (70代男性)	方言名③ (70代男性)
スズメ*	クラグラー	クラグラー	
メジロ	ソーミナー	ソーミナー	ソーミナー
キジバト	ホートウー	ホートウー, ヤマポートル	ホートウー
ヒヨドリ	テデイクン, チヂクン	ジージャー, シュ ーサー, スーサー	テデイクン (浜), チヂクン (東)
カラス	ガラシ, ガラサー	ガラシ	
ミフウズラ	ウジラ	ウジラ	ウジラー
ツバメ類			マツテラグラー (東), アマツマ
クロサギ	クロサージ		
シラサギ類	シルサージ, シルガナ	シルサギ, サージ	サージ
シギチドリ類		チジュイ	
カモ類	カモグラー	カム	
タカ類	ヒンサ	タカ, ヒンサ	ヒンサグラー
サシバ		サシバ, タカ	
セッカ			チンチナー
シロチドリ		ハマチジュイ	チジュヤー
ウグイス	マツチリ小, チュツチュイ小	チュツチュイ小	
イソヒヨドリ		チヂクン	
ゴイサギ	—	—	—
バン	—	—	—
アカショウビン			クカルトウイ
フクロウ類	マイテイクク, マイヂクク	マイテイクク	
カモメ類	カモ小	チジュイ	
アジサシ類		チジュイ	

* 戦前は、島に分布しなかったという（兼浜氏私信）。
「浜」、「東」は集落名。

についても、今後の課題であろう。

4. 鳥類の保護と自然環境の保全

本村（島）は現在、農業基盤整備事業としての土地改良事業が進み、その結果、島の大部分が農耕地で占められている。他には住宅地としての字東と字浜の二つの集落があり、前述したように、森林地域はわずかに西の御嶽などの御嶽林に残存しているだけである。したがって、前述したように沖縄島の森林地域でふつうに留鳥として生息するようなカラ類やサンショウクイ類、キツツキ類、ヒタキ類などを欠いている鳥類相であった。

島面積の小さな粟国島（7.63km²）のような島では、島面積－種数の関係から留鳥の種数はもともと少ないことが指摘されている（樋口，1979）。ただし、粟国島とその周辺の9島における留鳥数を種数－面積関係から分析した結果では、粟国島に現存する留鳥数は、種数－面積関係からの期待値よりも多かった（中村・高原，2008）。

粟国島よりも面積の大きい大東諸島（南大東島：30.57km²，北大東島：11.94km²）では、島への定住が開始されてからわずか100年余りの間に、それまで島を覆っていた森林が伐採され、大部分がサトウキビ畑に変わってしまった。この過程で、ダイトウヤマガラヤリュウキュウカラスバト、ダイトウハシナガウグイス、ダイトウミソザイの4種（亜種含む）が絶滅した（日本鳥学会，2000）。さらに現在、同諸島では固有亜種であるダイトウノスリの生息状況が不明で、亜種ダイトウコノハズクもその種の存続が危ぶまれている。

このことから、大東諸島よりも面積が小さな粟国島でも、大東諸島と同様に進められてきた森林改変等によって、鳥類の個体群が相当大きな影響を受けてきたことが考えられる。ただ、大東諸島が最も近い沖縄島より、360km離れているのに対して、粟国島は沖縄島よりわずか60kmであり、さらに近くに久米島、渡名喜島、慶良間諸島などが存在する分、ここからの侵入等があり、その絶滅をやわらげていることが考えられる。

しかしながら、個体群からの隔離距離が短いメリットはあっても、生息地面積が小さいことは、絶滅に対し決定的な要因となろう。

今日でも人為的な影響は見られる。公園整備を行う過程で大正池周辺の森林の一部が消失したのは、鳥類の生息環境を保全する上で大きな痛手であろうし、自然資源の喪失につながるものであろう。

鳥類は食物連鎖の上位に位置する動物で、鳥類を保護するためには、鳥類の生存をささえる多様な生物の存在が不可欠である。つまり、餌資源となる植物の果実や昆虫等の小動物の生息が保証されないと、これに依存的に生息している鳥類の生息は保証されない。したがって、これ以上留鳥の種数が減少しないように、森林の回復や保全を図り、さらに湿地や干潟等の鳥類の生息環境を保全していくことが大切であろう。そうすることで、島にすむ住民の生活環境を緑豊かな潤いのある環境に整えることができ、さらには学校教育における環境学習や理科学習への活用ができるであろう。

また、最近の野外観察、とりわけ「バード・ウォッチング」への関心には高いものがあり、粟国島で記録された数々の飛来種には希少で特筆すべきものが数多く見られることから、こうした情報の発信により「バードウォッチング・アイランド」として島を訪れるバードウォッチャーの増加が期待できるものと思われる。そうしたニーズに応じていくためにも、積極的に植林を進めるなど森林環境を保全し、さらには湿地や沼地などの水辺環境の保全と創出等により、鳥類を支える多様な生物種を増加させれば、本島がエコ・ツーリズムや、島全体を博物館として位置づけるエコミュージアムを展開できる「場」としての活用が期待でき、かつ「資源」（あるいは自然資産）としてのストックにつながるものといえる。

さらに、前述したように粟国島は島西部に白色の凝灰岩が路頭し、他の島では見られない特異な地質現象がみられ、独特の景観を有している。また、天野（1981）によると、琉球列島では沖永良部島と粟国島だけに自生するヤマコンニャクや、本土では関東東海岸

から伊豆，九州南端，屋久島，トカラ列島に分布し，琉球列島では粟国島にだけ分布するマルバアキグミが自生している。さらに沖縄島北部や久米島などに多いイタジイやアデク等の自生も知られるなど独特の興味深い植物の分布も見られる。鳥類の保全と合わせて，こうした自然の資産が減少もしくは改変を受けないように保全し，エコツーリズムやエコミュージアムへの活用や学校教育等への活用をさらに推進していくことが望まれる。そのためには多くの村民がエコミュージアムを担う「学芸員」としての自覚を持ち，地形や地質をはじめ，動植物全般にわたって知識を広め，島の自然環境について深く理解するとともに，これを伝え，次の世代にまで残すことができるような自然環境の保全に責任をもつことが重要であろう。

謝辞

本研究の一部は，平成15年度～17年度科学研究費補助金基礎研究（B）「過疎化・超高齢化に直面する沖縄『近海離島』における持続的発展モデルの構築」として行った。本研究の遂行のために，以下の方々にお世話になった。粟国村教育委員会の伊良皆賢哲教育長，他職員一同には，現地調査に際して車両の提供等の便宜をはかっていただいた。また，粟国村役場の新里親房氏，沖縄野鳥の会の宮城国太郎氏，宮城靖子氏，天野洋祐氏，新城公次氏，森河隆史氏，森河貴子氏，森河東洋蝙蝠研究所の田村常雄氏，安慶田中学の原戸鉄二郎氏，つくば農林野鳥の会池長裕史氏，野鳥愛好家の宮城修氏の各氏には，貴重な野鳥情報を提供していただいた。また，同村出身で沖縄県立博物館友の会の兼浜信規氏には，鳥類の方言名の収集に協力いただいた。これらの方々から感謝申しあげる。さらに，本報告書のまとめに有益な資料を提供いただいた沖縄大学地域研究所特別研究員の渡辺康志氏に感謝申し上げる。

引用文献

- 天野鉄夫，1981，『粟国島植物目録』，粟国村教育委員会，39pp.
- 大城逸朗，1980，「粟国島の地形と地質」『沖縄県立博物館総合調査報告書Ⅰ，粟国島』沖縄県立博物館，39-49.
- 大島成生・金城道男・村山望・小原祐二・東本博之，1997，『沖縄島北部における貴重動物と移入動物の生息状況及び移入動物による貴重動物への影響』（財）日本野鳥の会やんばる支部，86pp.
- 比嘉邦昭，1976，「私が見た沖縄本島南部の珍鳥」『野鳥』41:650-651.
- 樋口広芳，1979，「島にすむ鳥の生態」『サイエンス』9(8):74-88.
- 川路則友・樋口広芳，1989，アカヒゲ *Erithacus komadori* の分布ならびに亜種の問題について. 昭和63年度特殊鳥類調査. 環境庁. 71-88.
- 宮城邦治，1997，「粟国島の自然と観光の可能性」『平成9年度沖縄国際大学教授陣による粟国島地域活性化講座』. 粟国村. 1-6.
- 真木広造・大西敏一，2000，『日本の野鳥590』，平凡社.
- 中村和雄・高原建二，2008，「沖縄島西方諸島の留鳥種数と留鳥相」『地域研究』4:35-41.
- 日本鳥学会，2000，『日本産鳥類目録，改訂第6版』，日本鳥学会，345pp.
- 高原建二・久貝勝盛・瀬名波任，1995，「最近（1994年4月～1995年3月）沖縄島及びその周辺離島で保護及び観察された興味深い鳥類について」『沖縄県立博物館紀要』21:209-211.
- 高原建二・池長裕史・金城道男・渡久地豊・金城輝男・庄山守，2000，「沖縄県内において野外観察や傷病鳥の保護及び博物館収蔵標本等により確認された興味深い鳥類の記録」『沖縄県立博物館紀要』26:27-46.
- 高原建二・前原一統・嘉手苺初子・松田史郎，2001，「久米島における最近の鳥類記録について」『久米島自然文化センター紀要』1:1-19.
- 高原建二・砂川栄喜・比嘉邦昭・宮城国太郎・高良淳司・金城輝男・仲地邦博・長嶺隆，2008，「沖縄県内における2003年から2006年までの希な鳥類の飛来記録と希少な繁殖記録」『南島文化』30:127-144.
- 当山昌直，1980，「粟国島の陸上脊椎動物」『県立博物館総合調査報告書Ⅰ，粟国島』，沖縄県立博物館，51-56.
- 尚景，1918，「琉球産鳥類の方言名」『鳥』2:58-60.

付表：粟国島の鳥類日録（2008年）

和名	学名	種別	備考（私信等）
カイツブリ目 カイツブリ科			
カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>	冬鳥？	（県内留鳥）
ペリカン目 カツオドリ科			
カツオドリ	<i>Sula leucogaster plotus</i>	夏鳥	
ウ科			
ウミウ	<i>Phalacrocorax capillatus</i>	冬鳥	
	（備考：アタク（ウ類の方言名）ジー（岩）が東海岸に所在）		
コウノトリ目 サギ科			
ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis sinensis</i>	冬鳥	（E）
	2006/4/30（浜地区）		
リュウキュウヨシゴイ	<i>Ixobrychus cinnamomeus</i>	留鳥	
ミゾゴイ	<i>Gorsakius goisagi</i>	旅鳥・冬鳥	
ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax nycticorax</i>	留鳥・一部冬鳥	
ササゴイ	<i>Butorides striatus amurensis</i>	冬鳥	
アカガシラサギ	<i>Ardeola bacchus</i>	冬鳥	（B, G）
	2006/4（1羽）, 2008/5/4（1羽）		
アマサギ	<i>Bubulcus ibis coromandus</i>	旅鳥・冬鳥	
	方言名：サージャー（サギ類全般）		
ダイサギ	<i>Egretta alba alba</i>	冬鳥	
チュウサギ	<i>Egretta intermedia intermedia</i>	冬鳥	
コサギ	<i>Egretta garzetta garzetta</i>	冬鳥	
	方言名：カーサージャー（サギ類全般）		
クロサギ	<i>Egretta sacra sacra</i>	留鳥	
アオサギ	<i>Ardea cinerea jouyi</i>	冬鳥	
カモ目 カモ科			
カルガモ	<i>Anas poeciorhycha zonorhyncha</i>	冬鳥？	（県内留鳥）
コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>	冬鳥	

ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	冬鳥
2005/11/16 (5) (貯水池)		
オナガガモ	<i>Anas acuta acuta</i>	冬鳥
シマアジ	<i>Anas querquedula</i>	冬鳥
ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>	冬鳥
キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	冬鳥
タカ目		
タカ科		
ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>	冬鳥
トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>	冬鳥
2005/10/29 (1) (巣飼原農耕地)		
オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	冬鳥
2006/5/3~5/5(若1) (東・浜地区農耕地)		
アカハラダカ	<i>Accipiter soloensis</i>	旅鳥
リュウキュウツミ	<i>Accipiter gularis iwasakii</i>	留鳥(繁殖未確認)
(渡り個体?), 方言名: ペンサー		
ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>	冬鳥
ノスリ	<i>Buteo buteo japonicus</i>	冬鳥
サシバ	<i>Butastur indicus</i>	旅鳥・冬鳥
チュウヒ	<i>Circus aeruginosus spilnotus</i>	冬鳥
ハヤブサ科		
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>	冬鳥
チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstinctus</i>	冬鳥
アカアシチョウゲンボウ	<i>Falco amurensis</i>	冬鳥(まれな迷鳥)(B)
ツル目		
ミフウズラ科		
ミフウズラ	<i>Turnix suscitator okinavensis</i>	留鳥
方言名: ウジラ(浜)		
クイナ科		
リュウキュウヒクイナ	<i>Porzana fusca phaeopyga</i>	留鳥
シロハラクイナ	<i>Amaurornis phoenicurus chinensis</i>	留鳥
バン	<i>Gallinula chloropus indica</i>	留鳥
オオバン	<i>Fulica atra atra</i>	冬鳥
チドリ目		
タマシギ科		
タマシギ	<i>Rostratula benghalensis benghalensis</i>	留鳥/冬鳥(繁殖不明)

チドリ科			
コチドリ	<i>Charadrius dubius curonicus</i>	冬鳥	(A)
シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus nihonensis</i>	留鳥	
メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus stegmanni</i>	冬鳥	
ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>	冬鳥	
ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>	冬鳥	
タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>	冬鳥	

シギ科			
キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres interpres</i>	旅鳥	
トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>	冬鳥	
ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>	冬鳥	
ウズラシギ	<i>Calidris acuminato</i>	冬鳥	(G)

2006/5/2(東地区農耕地) , 2008/5/6(1)

ハマシギ	<i>Calidris alpina sakhalina</i>	冬鳥	
ミユビシギ	<i>Crocethia alba</i>	旅鳥・冬鳥	
エリマキシギ	<i>Philomachus pugnax</i>	旅鳥	
アカアシシギ	<i>Tringa totanus ussuriensis</i>	旅鳥・冬鳥	
コアオアシシギ	<i>Tringa stagnatilis</i>	旅鳥・冬鳥	
アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>	旅鳥・冬鳥	
クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>	冬鳥	
タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>	冬鳥	
キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>	旅鳥	
イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>	冬鳥	
ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>	旅鳥	
ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata orientalis</i>	旅鳥	
チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus variegatus</i>	旅鳥・冬鳥	(G)

2006/5/2 (浜地区) , 2008/5/5(1)

コシャクシギ	<i>Numenius minutus</i>	旅鳥 (まれ)	(E)
--------	-------------------------	---------	-----

2006/5/2 (浜地区)

ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	冬鳥	
タシギ	<i>Gallinago gallinago gallinago</i>	冬鳥	
チュウジシギ	<i>Gallinago megala</i>	冬鳥	

2006/5/2 (浜地区)

セイタカシギ科			
セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus himantopus</i>	旅鳥・冬鳥	

ツバメチドリ科			
ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	夏鳥	

カモメ科			
ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>	冬鳥	
ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>	冬鳥	
クロハラアジサシ	<i>Sterna hybrida javanicus</i>	旅鳥	
ベニアジサシ	<i>Sterna dougallii bangsi</i>	夏鳥	
エリグロアジサシ	<i>Sterna sumatrana</i>	夏鳥	
コアジサシ	<i>Sterna albifrons sinensis</i>	夏鳥	(G)
2008/5/5(1)			

ハト目			
ハト科			
リュウキュウキジバト	<i>Streptopelia orientalis simpsoni</i>	留鳥	
ズアカアオバト	<i>Sphenurus formosae permagnus</i>	留鳥	
ベニバト	<i>Streptopelia tranquebarica</i>	迷鳥(稀な冬鳥)	(A)

カッコウ目			
カッコウ科			
ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus poliocephalus</i>	旅鳥	
カッコウ	<i>Cuculus canorus telephonus</i>	旅鳥	
2008/5/5(1)			
			(G)

フクロウ目			
フクロウ科			
コミミズク	<i>Asio flammeus flammeus</i>	冬鳥	
リュウキュウコノハズク	<i>Otus elegans elegans</i>	留鳥?(繁殖未確認)	
リュウキュウアオバズク	<i>Ninox scutulata totogo</i>	留鳥?(繁殖未確認)	

アマツバメ目			
アマツバメ科			
ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus candacutus</i>	旅鳥	(D)
ヒメアマツバメ	<i>Apus affinis subfurcatus</i>	旅鳥	
アマツバメ	<i>Apus pacificus kurodae</i>	旅鳥	(D)

ブッポウソウ目			
カワセミ科			
ヤマショウビン	<i>Halcyon pileata</i>	旅鳥まれ	
2006/5/3-5/5(1)(浜地区農耕地), 2008/5/6(1)			
			(G)
リュウキュウアカショウビン	<i>Halcyon coromanda bangsi</i>	夏鳥	
カワセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>	留鳥	

ブッポウソウ科			
ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis calonyx</i>	旅鳥まれ	(D)
ヤツガシラ科			
ヤツガシラ	<i>Upupa epops saturata</i>	旅鳥 (まれ)	
スズメ目			
ヒバリ科			
ヒバリ	<i>Calandrella arvensis japonica</i>	冬鳥 (まれ)	
ツバメ科			
ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia ijimae</i>	旅鳥	
ツバメ	<i>Hirundo rustica gutturalis</i>	旅鳥	
リュウキュウツバメ	<i>Hirundo tahitica namiyei</i>	留鳥	
コシアカツバメ	<i>Hirundo dauric japonica</i>	旅鳥	
セキレイ科			
ツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava taivana</i>	旅鳥	
キガシラセキレイ	<i>Motacilla citreola citreola</i>	旅鳥	
	2008/5/5(雌 1)		(G)
キセキレイ	<i>Motacilla cinerea robusta</i>	冬鳥	
ハクセキレイ	<i>Motacilla alba lugens</i>	冬鳥	
ホオジロハクセキレイ	<i>Motacilla alba leucopsis</i>	冬鳥	
タイワンハクセキレイ	<i>Motacilla alba ocularis</i>	冬鳥まれ	
	2005/11/15-11/17 (5) (東地区農耕地・浜地区農耕地)		
マミジロタヒバリ	<i>Anthus novaeseelandiae sinensis</i>	冬鳥	
ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni hodgsoni</i>	旅鳥・冬鳥	
ムネアカタヒバリ	<i>Anthus cervinus</i>	冬鳥	
タヒバリ	<i>Anthus spinoletta japonicus</i>	冬鳥	
サンショウクイ科			
アサクラサンショウクイ	<i>Coracina melaschistos intermedia</i>	旅鳥 (まれ)	(F)
	2006/10 (1)		
サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus divaricatus</i>	旅・冬鳥	(A)
リュウキュウサンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>	留鳥? (漂鳥)	(A)
ヒヨドリ科			
リュウキュウヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis pryeri</i>	留鳥	
タイワンシロガシラ	<i>Pycnonotus sinensis formosae</i>	留鳥 (外来種)	

モズ科

モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>	冬鳥
シマアカモズ	<i>Lanius cristatus lucionensis</i>	冬鳥

レンジャク科

キレンジャク	<i>Bombycilla garrulous centralasiae</i>	冬鳥 (まれ)	(C)
ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>	冬鳥	

2005/11/15 (1) (大正池付近)

ツグミ科

コマドリ	<i>Erithacus akahige akahige</i>	旅鳥
------	----------------------------------	----

2005/11/15 (1)

アカヒゲ	<i>Erithacus komadori komadori</i>	旅鳥・冬鳥(?)
------	------------------------------------	----------

2008/5/4(1)

(G)

ノゴマ	<i>Erithacus calliope</i>	冬鳥
-----	---------------------------	----

ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus cyanurus</i>	冬鳥	(A)
-------	-----------------------------------	----	-----

ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus aureus</i>	冬鳥
--------	----------------------------------	----

ノビタキ	<i>Saxicola torquata stejnegeri</i>	冬鳥
------	-------------------------------------	----

イソヒヨドリ	<i>Monticola solitarius philippensis</i>	留鳥
--------	--	----

アカハラ	<i>Turdus chrysolaus chrysolaus</i>	冬鳥
------	-------------------------------------	----

シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	冬鳥
------	------------------------	----

マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>	冬鳥
---------	------------------------	----

2005/11/16(1) (洞寺公園付近)

ツグミ	<i>Turdus naumanni eunomus</i>	冬鳥
-----	--------------------------------	----

ハチジョウツグミ	<i>Turdus naumanni naumanni</i>	冬鳥
----------	---------------------------------	----

ウグイス科

ヤブサメ	<i>Cettia squameiceps</i>	冬鳥
------	---------------------------	----

ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	冬鳥/留鳥?
------	-----------------------	--------

チョウセンウグイス	<i>Cettia canturians</i>	冬鳥	(C)
-----------	--------------------------	----	-----

エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	冬鳥
--------	---------------------------------	----

ムジセッカ	<i>Phylloscopus fuscatus fuscatus</i>	冬鳥
-------	---------------------------------------	----

キマユムシクイ	<i>Phylloscopus inornatus inornatus</i>	冬鳥
---------	---	----

キクイタダキ	<i>Regulus regulus japonensis</i>	冬鳥
--------	-----------------------------------	----

セッカ	<i>Cisticola juncidis brunniceps</i>	留鳥
-----	--------------------------------------	----

方言名：チンチナー

ヒタキ科

キビタキ	<i>Ficedula narcissina narcissina</i>	旅鳥まれ
------	---------------------------------------	------

2005/11/16 ♂・♀各1羽 洞寺公園付近

オジロビタキ	<i>Ficedula parva albicilla</i>	冬鳥	
オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	旅鳥	(A)
エゾビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>	旅鳥	
コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica dauurica</i>	旅鳥	

2008/5/6(1)

(G)

サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica sibirica</i>	旅鳥	
-------	------------------------------------	----	--

カササギヒタキ科

リュウキュウサンコウチヨウ	<i>Terpsiphone atrocaudata illex</i>	夏鳥	
---------------	--------------------------------------	----	--

メジロ科

リュウキュウメジロ	<i>Zosterops japonicus loochooensis</i>	留鳥	
-----------	---	----	--

方言名：ソーミナー

ホオジロ科

シロハラホオジロ	<i>Emberiza tristrami</i>	冬鳥 (まれ)	
----------	---------------------------	---------	--

ホオアカ	<i>Emberiza fucata fucata</i>	冬鳥 (まれ)	
------	-------------------------------	---------	--

コホウアカ	<i>Emberiza pusilla</i>	冬鳥 (まれ)	
-------	-------------------------	---------	--

カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>	冬鳥	
-------	------------------------------------	----	--

キマユホオジロ	<i>Emberiza chrysophrys</i>	冬鳥 (まれ)	
---------	-----------------------------	---------	--

ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans elegans</i>	冬鳥	
---------	---------------------------------	----	--

シマアオジ	<i>Emberiza aureola ornata</i>	冬鳥 (まれ)	
-------	--------------------------------	---------	--

シマノジコ	<i>Emberiza rutila</i>	冬鳥	
-------	------------------------	----	--

2008/5/6(1)

(G)

アオジ	<i>Emberiza spodocephala personata</i>	冬鳥	
-----	--	----	--

シベリアアオジ	<i>Emberiza spodocephala spodocephala</i>	冬鳥 (まれ)	
---------	---	---------	--

アトリ科

アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>	冬鳥	
-----	---------------------------------	----	--

マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>	冬鳥	
-----	-------------------------	----	--

コイカル	<i>Eophona migratoria migratoria</i>	冬鳥 (まれ)	
------	--------------------------------------	---------	--

イカル	<i>Eophona personata personata</i>	冬鳥	
-----	------------------------------------	----	--

シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>	冬鳥 (まれ)	
----	--	---------	--

ハタオリドリ科

スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>	留鳥	
-----	----------------------------------	----	--

ムクドリ科

シベリアムクドリ	<i>Sturnus sturninus</i>	冬鳥 (まれ)	
----------	--------------------------	---------	--

2007/1/12 (1)

コムクドリ	<i>Sturnus philippensis</i>	旅鳥
ホシムクドリ	<i>Sturnus vulgaris poltaratskyi</i>	冬鳥 (まれ)
ムクドリ	<i>Sturnus cineraceus</i>	冬鳥
ギンムクドリ	<i>Sturnus sericeus</i>	冬鳥 (まれ)

2005/11/5 (5) (大正池付近)

オウチュウ科

ハイイロオウチュウ	<i>Dicrurus leucophaeus</i>	迷鳥
オウチュウ	<i>Dicrurus macrocercus</i>	迷鳥 (B)
カンムリオウチュウ	<i>Dicrurus hottentotus</i>	迷鳥 (E)

2005/4/30 (1) (西地区農耕地)

カラス科

コクマルガラス	<i>Corvus monedula dauuricus</i>	迷鳥
ミヤマガラス	<i>Corvus frugilegus pastinator</i>	冬鳥 (まれ)
リュウキュウハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos connectens</i>	留鳥

方言名：ガラシ， ガラサー

備考

1. 本目録は宮城 (1997) の目録 (A) を基本にして、その後、本調査で確認された種や鳥に訪れた観察者等の記録を追加して作成したものである。
2. 目録は和名、学名、種別 (留鳥と渡り鳥の別)、確認地、個体数、確認期日、文献、方言名等の順とした。
3. 和名と学名の扱い及び順序は、日本鳥学会 (2000) にしたがった。
4. 観察記録の一部には、宮城 (1997) (A) 以外に、以下の各氏による観察記録を私信として掲載した。新城公次氏私信 (B)、田村常雄氏私信 (C)、宮城国太郎氏私信 (D)、宮城修氏私信 (E)、天野洋祐私信 (F)、森河隆史・貴子私信 (G)。

社会生活技能訓練（SST）の実践報告

— 精神科病院デイケア・デイナイトケアでの取り組み —

久貝 興徳*

A Practice Report of Social Skills Training (SST) : Approach to
Psychiatric Hospital Day Care / Day Night Care

Kotoku Kugai

近年「ベラック方式」と呼ばれて注目されている社会生活技能訓練（Social Skills Training；略してSST）の方法がある。その方法は基本訓練モデルに基づきつつ、「うれしい気持ちを伝える」、「頼みごとをする」、「相手の言うことに耳を傾ける」、「不愉快な気持ちを伝える」などの基本スキルをステップに分けて構造化して練習することで生活技能を般化（練習で学んだ技能を実際の生活場面で使えるようになること）させるねらいがある。この「ベラック方式」を用い、半年間SSTを精神科病院デイケア・デイナイトケアにおいて実施した。その実践報告をまとめた。

キーワード：精神科デイケア、社会生活技能訓練、Social Skills Training (SST)

はじめに

精神科疾患の治療法は、大きく分けて（1）身体療法（薬物療法・電気ショック療法など）、（2）精神療法、（3）環境・社会療法、（4）精神科リハビリテーションが挙げられる。その中の（3）環境・社会療法の一つに社会生活技能訓練（Social Skills Training、以下SST）がある⁽¹⁾。「医療モデル」ではなく、「生活モデル」の視点に立つ有効な援助方法の一つである。精神障がい者に対する治療は、多面的な関わりが必要であり、SSTの技術向上は、他の治療法にも良い影響を与える。しかしながら、SSTの実践には、多忙な病院・施設現場においてスタッフ・時間の確保が難しく、SSTを実施することが出来てもその内容において各病院・施設で開きがあるようである。

本実践報告は、SSTを実際の精神科病院デイケア・デイナイトケアで定期的に行った実践をまとめることにより、SSTを体験し、理解するところから始め、精神障がい者に対する援助方法の考察に繋げることが目的である。

1. 実践報告の内容

精神障がい者の社会復帰については、多くの障壁があり、その一つに社会生活技能（Social Skills）の低下・未学習が挙げられる。本研究はその社会生活技能の効果的な教え方をSSTリーダーとして学ぶことにより、利用者にとどのような影響（変化）があるのかに焦点をあてる。そのために、実際にSST実践を行い、利用者に関わることから始めた。

又、「SST実践で学んだこと」と「今後の課題」を整理することにより、精神科病院デイケア・デイナイトケアでのSSTのあり方の見直し・改善につなげ、利用者の治療効果に少しでも良い影響があるものとした。その積み重ねが、利用者の自己実現につながるものと考えている。

2. 対象施設の概要（精神科病院における精神科デイケア・デイナイトケアについて：利用案内より）

本SST実践体験をさせていただいている精神科病院は、沖縄県本島南部に位置する。1958（昭和33）年に

*沖縄大学人文学部福祉文化学科, kugai@okinawa-u.ac.jp

本館病院が開院し、同法人の第2病院として1973（昭和48）年に開院した。沖縄県の精神医療に早くから取り組んできた歴史ある病院である。現在は、サテライト・クリニック、指定障害福祉サービス事業所、入所授産施設、グループホームなど関連施設も充実している。

当精神科病院の精神科デイケア・デイナイトケアは、外来治療の一環として行われている。治療的環境のもと、お互いの悩みを話し合ったり、スポーツや創作活動、レクリエーションを通してリハビリテーションを進めている。自発性や協調性を養い、対人関係の改善を図りながら、社会の一員として独り立ちしていくことを目指している。

当精神科デイケア・デイナイトケアの支援方針は、＜安心して参加できる場の提供＞として、和やかな雰囲気作り、親身に相談に応じる援助姿勢を大切にしている。また、＜主体性や自信を獲得し、地域社会で生活していく力をつくる＞として、利用者の連帯意識を育て、利用者の生活空間を広げていくことに力を入れている。そのほか、＜地域での交流＞として、近隣デイケア・デイナイトケア、作業所との交流、いろいろなイベントへの参加も行っている。

参加者は、一日平均して、デイケアで約27人、デイナイトケアで約57人、計84名（2007年1月～12月）である。男性が大半を占めている。20～80代と幅広い年代の方が参加しているが、40から50代が大半を占めている。

参加者は、毎日（週5日、土・日・祝祭日は休み）参加している人から、月数回の参加者までそれぞれである。参加者は院内作業（清掃・売店の販売・施設修繕・園芸等）を通して就労訓練を行いながら、又、就労・通学しながら体調管理の調整・憩いの場の交流のためにデイケア・デイナイトケアを利用している方もいる。

活動内容は、＜社会参加支援＞社会見学、大学・看護学校等への当事者の経験発表会・交流会、当デイケア・デイナイトケア独自で創作した詩の朗読会などを通して社会に参加する経験や季節ごとの行事などを通して、地域生活への参加を支援する、＜心理教育＞精神

科医師によるメンタルセミナー、社会生活技能訓練（SST）などを通し、自分の病気や症状の理解、社会生活スキルの向上を目指す、＜集団療法＞グループワークや談話会などを通して自分の考えや気持ちを言葉にして体験を分かち合うことで精神的な安定をはかる、＜スキルアップ活動＞漢字検定試験学習、脳トレーニング訓練、おやつクラブ（料理教室）などでスキルアップし、自信を強める、＜身体的活動＞ストレッチ体操やスポーツなど様々なレベルの運動を通して必要な体力・健康管理に努める、＜娯楽・趣味的活動＞囲碁、将棋、カラオケ、ボウリングなど日々楽しみ、生きがいがづくりの手助けをする、＜創作活動＞絵画、手工芸、造形などを通して自分を表現したり、気持ちを発散することを促し自己表現・理解を深めるなどが参加者のさまざまな目的に応じて行われている。

3. SSTの実施状況

前述のように数多くあるプログラムの一つとしてSSTを開かせてもらった。開催頻度は週1回毎週火曜日（14：00～15：30）のプログラムとして実施された。参加対象者は、特に限定がなく（一部症状が悪化している方は除く）、精神科デイケア・デイナイトケアに通っているメンバーなら誰にでも自由にオープンなスタイルで開かれた。今回は特に病名・病状に対しても限定を設けなかった。期間は、2008年1月8日から7月22日までの約6ヶ月間（全22セッション）を対象期間とした。毎回の出席者は、約5～16名で異年齢のグループである。スタッフは、約4～5名（リーダー1名、コリーダー1～2名、板書係1名、記録者1名）であった。前半は、まず「SSTグループ」の意義を説明し、ウォーミングアップ⁽²⁾（楽しいゲームなどを行いリラックスしたムードにする）を行い、後半は「ベラック方式」のカリキュラム⁽³⁾を用いる方法で行った。

4. SSTの実施内容

(1) カリキュラムの内容

カリキュラムの内容（表1参照）は、4つの基礎的

な技能、会話技能群、自己主張技能群を中心に組んだ。2回ほど、基本訓練モデルとして、カリキュラムを組まずに、グループ内で自由に選んで練習したいテーマについてSSTを行った。又、その他、補足として対立の処理技能群から「話し合っ折り返す」、友達づきあいの技能群から「ほめる」、地域生活技能群から「自分のなくしたものを探す」のカリキュラムを各1回ずつ組んだ。代表的な技能群について概略を以下に引用する。

①4つ基礎的な技能：中核となる生活技能とは、効果的なコミュニケーションの土台をなすものです。これらの技能には、他者の話に耳を傾ける（同時に、あなた（利用者）が話を聴いてくれていることが相手にもわかる）という能力や、前向きで上手なやり方で相手に頼み事をする能力、肯定的なものにせよ否定的なものにせよ相手に対して自分の感情を伝えるという能力が含まれます。これらの技能は広くさまざまな社会的状況で重要であり、また親密な対人関係だけに限定されるものではないので、中核となる生活技能を繰り返し学ぶことは、すべてのSST参加者に役に立ちます。また、個々人の目標を達成するうえで、これらをさらに練習することが決定的に重要な役割を果たすこともあります⁽⁴⁾。

②会話技能群：会話技能には、友好的で話して良かったと感じられ、社会的に適切なやり方で、他人と会話を始め、維持し、終らせるという能力が含まれます。人は社会的な生き物ですので、気楽に不安も抱かずに会話をするという能力は幸福感や他者と社会的なつながりを感じるために極めて重要です。統合失調症を持つ人は、情報処理過程の速度が比較的ゆっくりであったり、興味を持てる話題をみつけるのが困難であったりすることから、会話技能が不十分であることが多く、結果として他者とのやりとりは無器用なものになってしまいがちです。よい会話技能は、友情や、職場で同僚とうまくやっていくといったような友情以外の親密な関係を築くためにもとても大切です。多くの場合、

統合失調症をもつ人にとって会話技能の練習は、他者との関わりをもつ機会を増やすことや関わりを改善することの両方が目標です。良い会話技能には、話題の変化と非言語的な行動も含めて、相手の話についていき、自発的に応答するという能力が要求されるので、しばしば何ヶ月もの訓練が必要になります。多くの場合、他者と快適に会話ができるためには幅広い練習が必要になりますが、広くさまざまな人とともに会話技能を練習する機会はたくさんあります⁽⁵⁾。

③自己主張技能群：自己主張には、要求したいことを素直に言うとか、（特に否定的な）感情を直接的に表現するとか、したくないことを無理にさせようとする他者のやり方に抵抗するといったような能力が必要です。自己主張（もしくは「自己の権利を守ること」）は難しいと感じることが多くありますが、統合失調症をもつ人にとっては、これらの技能を行うのはさらにとても難しい経験となります。このような問題が生じる理由としては、彼らが争いを避けて他者を喜ばせようとしていたり、自分が本当に何を望んでいるのかをはっきりと理解していなかったり、ただ単に「いやです」という言い方を知らないためであったりすることもあります。このように自己主張技能群を教えるSSTの意義には、置かれている状況下で自分が何を望み、そして何を望まないのかを自ら理解できるように援助することも含まれます。

統合失調症をもつ人の中には、他者に自分を不自由なく表現できるようになるまでにはさまざまな自己主張技能を訓練する必要がある人も少なくありません。上手な自己主張技能が必要とされる場面として、友人や家族、主治医（そして治療チームの人々）、同僚、上司と話をする状況が考えられます。自己主張群を学ぶときには、相手が実際に何を期待し要求しているのか、また求めているものは何かについて話し合っておくと役に立つことが多いでしょう。いつ自己主張するのが適当なのかを判断するのが難しい人には、よくある対人的な状況について話し合い、ほかの参加者からも

表1. SSTカリキュラムの内容

日付	内容	分類	人数	ウォーミングアップ
1/8	適切な自己表現	主張	15	ポジショニングテスト
1/15	うれしい気持ちを伝える	基礎	6	サマリヤ言葉
1/22	頼み事をする	基礎	16	一番大事なものは？
1/29	相手の言うことに耳を傾ける	基礎	6	チャップリン・スピーチ
2/5	不愉快な気持ちを伝える	基礎	10	好きな食べものは？
2/26	怒りの気持ちを伝える	主張	7	なし
3/4	ほめる	友達	11	記憶しましょう
3/11	話し合っ折り返す	対立	10	負けるが勝ちじゃんけん
3/18	頼みを断る	主張	7	似たとこ探し
3/25	基本訓練モデル	—	10	うれしいこと・よかったこと探し
4/15	苦情を言う	主張	6	「疲れをいやすには」
4/22	苦情に応じる	主張	10	似たとこ探し
5/13	知りたいことについて質問する	主張	5	数字伝言ゲーム
5/20	助けを求める	主張	10	スクエアゲーム
5/27	特に親しくない人を相手に会話を始める	会話	5	水の話（水は生きている）
6/3	質問して会話を続ける	会話	8	あみだSST
6/17	気持ちを話して会話を続ける	会話	13	チャップリン・スピーチ
6/24	相手の言うことに耳を傾ける	会話	6	似たとこ探し
7/1	自分のなくした物をさがす	地域	14	一番大事なものは？
7/8	より深く相手に耳を傾ける	会話	5	好きな食べ物（趣味）は？
7/15	基本訓練モデル	—	8	ジェスチャーゲーム
7/22	感情コントロール	主張	15	ジェスチャーゲーム

フィードバックを受けることが役に立ちます。最後に、たとえば治療チームや家族など、参加者と関わる人には自己主張技能群のSSTでの課題を知らせておくことが望ましいでしょう。そうすれば、自己主張技能の支援や補強をしてもらえ、努力をくじかれることがありません⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

(2) SSTの目的とルール

SSTを始めるにあたり、参加メンバーと再度目的とルールを設定した（ポスター1参照）。「このグループはどんなことをするのだろうか？」と不安・戸惑いのあるメンバーもいるので、毎回、下のポスターを張り出すことによって、【グループの目的】と守るべき【グループのルール】（ポスター2参照）がわかり、安心して参加できるようにした⁽⁹⁾。

例として、【グループのルール】をグループ内で決めていた時のことである。あるメンバーが「相手の良いところをほめましょう」と書かれていたルールに「自分もほめよう」との意見を出してくれた。グループメンバーからそのような言葉が出てきたことにより安心して参加できる雰囲気がより強くなった。

ポスター1

【グループの目的】

- このグループはみんなのものです。
- 苦手なことやもっとうまくなりたいことをこの場で考えたり、練習したりします。
- 参加者同士で相談しながら、自分自身の力をつけていきます。

ポスター2

【グループのルール】

1. 見学は自由です。
2. 話したくないときや、見ていたいときは「パス」といしましょう。
3. 自分と相手の良い所をほめましょう。
4. 相手の練習を助けてみましょう。
5. 質問はいつでもどうぞ。
6. 席を離れるときは、ちょっと断ってから。

(3) SSTの進め方

SSTは次のステップに沿って行った⁽¹⁰⁾ ⁽¹¹⁾ ⁽¹²⁾。

- ①学習する技能の意義を明確にする：学習する技能の重要性を参加者に理解してもらうために学ぶ意義を明確にする。まずは、その技能が意義のあるものであることをある程度理解しないことには次の技能のステップの話し合いにつながりにくい。
- ②技能のステップについて話し合う：技能のステップが、1度に1ステップずつ改善できるように的を絞って参加者を援助する。今回は、ベラック方式のステップを利用した。
- ③ロールプレイによる技能のモデリングをし、参加者ともに振り返る：技能のステップについての話し合いの後すぐに、リーダーがモデリングする。その後そのモデリングについて振り返る。
- ④参加者によるロールプレイ：技能をモデリングした後にはすぐに、必ず参加者にロールプレイをしてもらう。
- ⑤正のフィードバック：参加者がロールプレイをした後は、すぐに必ず、その人がうまくやったところについて、具体的に正のフィードバックをする。
- ⑥修正のフィードバック：「○○さんが、今のロールプレイでもっとうまくできるようになる方法は、何かありますか？」など、その人の改善点を入れた行動が実行できるように具体的に修正のフィードバックをする。
- ⑦同じ場面で再度ロールプレイ：何が欠けていたか具体的に明らかにし、再度改善して実行する。

- ⑧再度正のフィードバックと修正のフィードバック：ロールプレイの直前にグループのメンバーやリーダーが提案した行動の変化のポイントに沿って、その人が進歩した点をほめるのが最も効果的である。
- ⑨ほかの参加者によるロールプレイとフィードバック：SSTの進行形式が最初の参加者の練習を通じて明瞭になりすべての参加者が次々に行っていきける。
- ⑩宿題設定：その技能が「実生活」でも使えるようになること（般化）がSSTの目標なので、毎回のSSTの終わりに課題技能を練習するための宿題を設定する。
- ⑪宿題を振り返る：毎回のSSTは、初回を除き、前回に出した宿題の振り返りから始まる。宿題の振り返りでは、「参加者が宿題の課題技能を使う場面を見極めることができたか」、「参加者がうまくその技能を使えたか」について情報を得る。宿題をしてこなかった人について宿題実行の妨げになっていることは何か考え、それをうまく避ける対策を立てる。

5. SST実践を通して学んだこと

SSTの実践では、臨機応変に行うことも大切であるが、ある一定の構造化された流れの中で行うことが最も大切であると学んだ。以下の点は、SST実践の中で特に感じた「忘れてはならないこと」についてまとめた。

(1) SSTの中心は、技能を練習することであることを忘れない

参加者と参加者の課題・目標について「話し合う」ことは、有意義なことであるが、SSTでは、枠付けられた中で、ロールプレイやモデリング（模擬練習）をすることで、生活技能が習得しやすいと考える介入方法である。野球やピアノの技能を練習するときに、教える監督や先生は、生徒たちに、野球のスイングについて、ピアノの弾き方について一緒に「話し合い」をするように導いたりしない。むしろ、実際にバットの素振りをする中で、ピアノの鍵盤をたたく中で修正のフィードバックを行っていく。SSTの練習法はそのようなスポーツや楽器を練習する方法と似ている。

SST実践当初、ついメンバー同士の「話し合い」や技能を「教える」ことに時間を多く取りがちになっていた。メンバーが生活技能を学ぶためには、最初に十分な知識を知ることが大切であると信じて行っていたのである。結果、その後のロールプレイ・正の修正を行う時間が短くなってしまった。あるメンバーさんから「SSTは、心理的なことも教えるとは知らなかった。勉強になった。」と言われたことがある。SST実践当初、そのやり方をメンバー達が好んでいるように感じて行っていたのだが、SSTの目的を考えると勧められたことではないようである。

(2) 参加者が認知機能に障害を持っていることを忘れない

SST実践を通して、一見、理解度の高いメンバーに見えても、認知機能に対して軽視しないようにすることが大切であると感じた。ウォーミングアップとして行った「スクエアゲーム」(パズルのようにいくつかのピースで数セットの四角形を作るゲーム)、「サマリヤ言葉ゲーム」(一見、目の前の物に集中させ、実は動きのなかにヒント・答えが隠されているゲーム)など、考え方の視点を客観的に変化させるゲームを行った。ウォーミングアップとして楽しい雰囲気を作りたいと思い行ったのだが、メンバーのみなさんは戸惑い、そのゲームに対して楽しむよりも苦痛に感じているようであった。認知機能の障害を考慮しながら準備する必要があると反省させられた経験であった。統合失調症を持つ方が多くメンバーの中にはおり、記憶が苦手であること、注意が容易に逸れやすいこと、複数の状況のつながりから学ぶことが困難なことがSSTの場面でしばしば見られた。このことは、ロールプレイの実践中やメンバー間の意見交換時にも何度か同じように感じたことがあった。その解決策としてSSTの内容を構造的に行うことにより、できるだけ単純明快に行うことの重要性を感じた。特に説明は、短めにして、ロールプレイで集中して理解してもらえるように練習を多くすること、記憶してもらいたいことについては視覚

教材(プリントやポスター)を使用すること等がメンバーの理解には役立つようであった。

(3) 正の強化(ポジティブフィードバック)を忘れない

SST実践初期のころは、ポジティブフィードバックのやり方がぎこちなく、ロールプレイの後に「今のロールプレイはどうでしたか?」と何度となくメンバーに聞いた経験がある。その際に、「もっと声大きい方が良かった」などメンバーの率直な肯定的でない回答が返ってきて困ったことがあった。その後、質問の仕方を「〇〇さんの姿勢が相手を見ていてよかったですね。その他によかった点は?」とポジティブフィードバックを得やすい質問など使用するように努めた。SSTリーダーの質問の仕方、返し方は、SSTを一貫して肯定的な雰囲気にするためには大事だと感じた経験であった。

物事を上手く習得するには、「ほめて」伸ばすことが大切であることがこれまでのSSTの研究・事例⁽¹²⁾からも明らかである。SSTで行ったことを実生活の場で上手く使えるかもしれないと考えるようになるからである。統合失調症の方のほとんどが、失敗や欲求不満等を長く経験している。SSTは参加者が成功を保証される場でなければならない。SSTでは、具体的な達成可能な課題をその人に合った方法で行うようにセッティングするので、うまくできたところが必ずある。その上手くいった点を一貫して肯定的に「ほめる」ことで正の強化となる。このことは、小さいことのように見えるが、SSTの基本中の基本と考えられている。実践の経験から大げさにほめるよりも「笑顔で話しているところがよかったですよ」、「よく相手を見て話していたところがよかったですよ」と、そのメンバーに具体的に、自然に話す方が上手く伝わるようである(単刀直入に「上手くできていますよ」、「OK、GOOD」なども効果的)。日ごろから物事の良い点を見る習慣をつけることが、SSTリーダーとしての資質を伸ばすことになると感じる。小さいことの積み重ねがSSTの成功につながる。

(4) みんなで協力して行うことを忘れない

SST実践初期の頃は、SSTを準備して、利用者が楽しく過ごせるように、為になる時間にするようにと、一人で計画からプログラムの内容まで抱え込み、四苦八苦していた。SSTの時間が近づくと胃がチクチク痛くなることもあった。

SST実践の中期辺りから、SSTは、スタッフ、メンバーたち全員で協力し、行って初めて生活技能を学べる場だと気付かされた。リーダー一人では、絶対にグループをうまく導けないのである。そのように考えるようになってからは、難しい場面では、悩みを素直に表し、コリーダーやメンバーに助けや提案を求めることが楽に出来るようになった。みんなで柔軟に学ぶ視点は、グループメンバーに安心感と技能を学ぼうという意欲を持たせることにつながる。又、「間違ったとき、難しいときにどう対処したらいいか」の生きたお手本になると考えるようになった。

(5) 根気強く行うことを忘れない

SSTグループを運営するのは容易なことではない。この支援方法は、スタッフと参加者にとって楽しいものだが、みんなが熱心に取り組まないと上達しない。

生活技能が身につくように根気強く練習を繰り返すことが重要になる。

6. SST実践の今後の課題

(1) 目標設定を明確にする難しさ

SST以外の場面でも利用者の情報を日々確認し、利用者の目標設定を考えていくことが必要である。まずは、定期的な事前面接で、目標を常に最新の状態にしておくことが大切だと感じている。今回のSST実践体験は、事前面接をせずに、すぐに始めたこと、SSTの文献を読みこなさない前に実践体験に入ったことは、反省点である。この反省点を踏まえ、2008年7月28日にSSTメンバーの中から11名の方（A～Kさん）とスタッフで社会生活状況面接を行った（表2参照）。表2での目標設定の内容からわかるように目標を明確にする工夫が必要である。実際のSSTで適した目標にするためには、利用者達の可能性を信じながら、具体的な目標の絞込みを利用者達と粘り強く確認する作業が必要である。今後の取り組みとして利用者自らが、今必要な目標を実現可能なレベルに設定できるように援助し、その目標を生活の中で達成できるように楽しく・安全な場のSSTで支えていきたい。

表2. 社会生活状況面接による目標設定 2008年7月28日実施

	個人目標（短期）	個人目標（長期）
A	・ダイエット（3KG） ・調子が悪い人にうまく対処する ・入院しないこと	・入院しないこと ・漢検5級合格 ・編集委員同士のやりとり、もっと自己主張したい
B	・集中力をつけたい ・タバコを2箱にする	・エステの経営をしたい ・子どもとの関係を深めたい
C	・お金の使い方をうまくしたい	
D	・美化班を続ける	・仕事がしたい
E	・病気をしてから臆病になっているので直したい	・服薬を忘れずに行い、病気を治す
F	・いやだ、うそをつかれたと思った人と別行動を取ることがあるので、話し合うなどして上手くやっていく ・ナイトまで普通にいられるようになる	・故郷に帰って生活したい。お酒を飲まないで配偶者と生活する ・自分にできる仕事をしたいたく楽しくできるようになりたい

G	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人ともっと話をしてみたい ・もうすこし踏み込んで共通する趣味などについて話してみたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく明るく誰とでも話せるようになりたい ・一人のときの淋しさに対してどのように対処できるか考えたい
H	<ul style="list-style-type: none"> ・体重を減らす（5KG） 	<ul style="list-style-type: none"> ・60KG位にしたい ・髪を伸ばしたい
I	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日腰痛体操を5分行う。 ・体重を2KG減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰の痛みをなくす ・運動（筋トレ）などを続ける
J	<ul style="list-style-type: none"> ・目をあわせられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話ができるようになる ・男性と話せるようになる
K	<ul style="list-style-type: none"> ・他のメンバーと気軽に会話ができるようになる。 ・病気のことばかり考えるのではなく、娯楽を増やしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が欲しい ・収入が欲しい ・簡単な仕事がしたい ・囲碁・将棋を覚えたい

(2) ロールプレイの生きた場面設定の難しさ

実際の生きた場面とロールプレイの題材が一致すると、メンバーの理解度が増し、又、宿題のチャレンジにもつながりやすく、般化（練習で学んだ技能を実際の生活場面で使えるようになること）するチャンスが大きくなる。実際のSSTのなかでこの生きた場面設定が上手くできるかどうか、重要な鍵であることが、実践の中から学んだことである。この生きた場面設定には、経験と事前にメンバーの目標や課題を理解するためのSST以外でのメンバーとの関わりや理解のための準備が必要である。

SST参加者のデイケア・デイナイトケア内での状況はもとより、生活全体を視野に入れてSSTを行うことが望ましいことが理解できた。SSTを行う前に担当のスタッフで集まり、当日のプログラムの説明と、リーダーにお願いしたいことなどを確認する時間を設けている。また、SST後の振り返りのミーティングで、参加者のSSTでの状況について確認し合っている。また、スタッフ・ミーティングでメンバーの状況を把握すること、SST以外の時間にメンバーたちと会話してSSTにつながる課題を整理しておくことも大切である。

(3) SSTの実施方法を学ぶ—知識・技術の向上

SSTに関する文献及び、視聴覚教材を通して基本的

なSSTリーダーとしての役割を理解し、SST普及協会が行っているSST講習会などを受講し、その基本的なSSTのスキルを伸ばしながらSST実践を行っていきたいと考えていたが、実際は、知識不足のまま精神科病院デイケア・デイナイトケアでのSSTを実施していた。

より文献研究を続け、SST講習会などの生きた知識、実践の場に身を置き、練習することが必要である。また、他のスタッフからフィードバックをもらうことなどを繰り返し、利用者達と同じように根気強くSSTリーダーとしての実施方法を学ぶようにしたい。

現在は、特定の利用者を限定して、「社会生活状況面接による目標設定」（表2参照：2008年7月28日実施）を利用してSSTを継続している。今後は社会生活状況面接、評価用紙による評価など、生活技能の評価についての知識・技術も向上していきたい。

7. おわりに

約半年間のSST実践体験を終えて感じることは、練習すれば生活技能は確かに伸びるということである。自己主張や会話技能について一番学んだのは、自分ではないかを感じる。いろいろな場面で、私にもSSTの効果が現れている。SSTとはスタッフ・利用者を問わず、まさしくみんなのグループだと感じている。今後は、より構造化したSSTをゆったりと利用者の可能性

を信じて楽しく行っていきたい。安心・安全が保障された場で利用者の方々が安心して意見やロールプレイングのやりとりを行う中で、一人一人の「生きる力」が伸びていくものと信じている。

最後になったが、SSTを実践させてくださっている精神科デイケア・デイナイトケアのスタッフに心から感謝している。特に忙しい業務の中、多くのスタッフの助けがいつもこのSSTの時間にはあり、安心感が持てた。

そして、もちろん、なによりも、一緒にSSTを楽しませてくださり、多くのことを教えてくださった利用者の方々に心から感謝している。

文献

- (1) 日本精神保健福祉士協会編2007『精神保健福祉士養成講座 1 改訂 精神医学』中央法規出版 p212
- (2) 前田ケイ著 1999『SSTウォーミングアップ活動集—精神障害者のリハビリテーションのために..』金剛出版
- (3) アラン・S. ベラックら (Bellack AS, Mueser KT, Gingerich S, Agresta J)著 (熊谷直樹、天笠崇監訳) 2005 『わかりやすいSSTステップガイド—分裂病をもつ人の援助に生かす』(上巻：基礎・技法編、下巻：実用付録編) 星和書店
- (4) アラン・S. ベラックら (Bellack AS, Mueser KT, Gingerich S, Agresta J)著 (熊谷直樹、天笠崇監訳) 2005 『わかりやすいSSTステップガイド—分裂病をもつ人の援助に生かす』(下巻：実用付録編) 星和書店p5
- (5) アラン・S. ベラックら (Bellack AS, Mueser KT, Gingerich S, Agresta J)著 (熊谷直樹、天笠崇監訳) 2005 『わかりやすいSSTステップガイド—分裂病をもつ人の援助に生かす』(下巻：実用付録編) 星和書店p10
- (6) アラン・S. ベラックら (Bellack AS, Mueser KT, Gingerich S, Agresta J)著 (熊谷直樹、天笠崇監訳) 2005 『わかりやすいSSTステップガイド—分裂病をもつ人の援助に生かす』(下巻：実用付録編) 星和書店p21
- (7) 平木典子 2007『図解 自分の気持ちをきちんとく伝える>技術 人間関係がラクになる自己カウンセリングのすすめ』PHP研究所
- (8) 平木典子 2007『自己カウンセリングとアサーションのすすめ』株式会社金子書房
- (9) 土屋徹著 2005『実践SSTスキルアップ読本』株式会社精神看護出版p131-132
- (10) アラン・S. ベラックら (Bellack AS, Mueser KT, Gingerich S, Agresta J)著 (熊谷直樹、天笠崇監訳) 2005 『わかりやすいSSTステップガイド—分裂病をもつ人の援助に生かす』(下巻：実用付録編) 星和書店p77-111
- (11) 宮内勝他 2002 『わかりやすい生活技能訓練』金剛出版
- (12) 東京SST経験交流会編 (編集代表 舩松克代) 2002『事例から学ぶ—SST実践のポイント』金剛出版